

令和6年度主要な施策の成果及び
予算の執行実績についての説明書

交通基盤部
収用委員会事務局

目 次

主要施策成果説明書

交通基盤部

主要施策の総括	8 頁
---------------	-----

主要施策説明

政策管理局	18 頁
-------------	------

建設政策課	18 頁
-------------	------

建設経済局	26 項
-------------	------

建設業課	26 頁
------------	------

公共用地課	33 頁
-------------	------

技術調査課	43 頁
-------------	------

工事検査課	56 頁
-------------	------

道路局	64 頁
-----------	------

道路企画課	64 頁
-------------	------

道路整備課	71 頁
-------------	------

道路保全課	79 頁
-------------	------

河川砂防局	89 頁
-------------	------

河川砂防管理課	89 頁
---------------	------

河川企画課	92 頁
-------------	------

河川海岸整備課	106 頁
---------------	-------

土木防災課	113 頁
-------------	-------

砂防課	118 頁
-----------	-------

港湾局	124 頁
-----------	-------

港湾企画課	124 頁
-------------	-------

港湾振興課	133 頁
港湾整備課	137 頁
漁港整備課	153 頁
都市局	164 頁
都市計画課	164 頁
地域交通課	166 頁
土地対策課	164 頁
景観まちづくり課	177 頁
街路整備課	184 頁
生活排水課	188 頁
公園緑地課	192 頁
予算の執行実績	
一般会計	200 頁
清水港等港湾整備事業特別会計	228 頁

工事明細表

交通基盤部

建設経済局	240 頁
技術調査課	242 頁
道路局	246 頁
道路整備課	248 頁
道路保全課	307 頁
河川砂防局	356 頁
河川海岸整備課	358 頁
砂防課	439 頁
土木防災課	480 頁
土木事務所（営繕工事分）	524 頁
港湾局	526 頁
港湾整備課	528 頁
漁港整備課	557 頁
都市局	566 頁
街路整備課	568 頁
景観まちづくり課	574 頁

収用委員会事務局

主要施策説明

収用委員会事務局 578 頁

予算の執行実績

一般会計 582 頁

主 要 施 策 成 果 說 明 書

交 通 基 盤 部

令和 6 年度主要施策成果説明書

交通基盤部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

富国有徳の美しい“ふじのくに”を実現していくため、「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」を指針として、その礎となる社会インフラの整備・活用に取り組んでいる。

施策の実施に当たっては、インフラビジョンに掲げる「安全・安心」、「活力・交流」、「環境・景観」の3分野について重点的に取り組んだ。また、各分野を横断する共通の施策として「県民との共創（オープンイノベーション）」「県土との共生（カーボンニュートラル）」を位置付けるとともに、施策を効率的・効果的に行うための重要な取組として「担い手確保・育成」「多様な主体との連携・協働」を定め、取組を実施した。

- (1) <安全・安心> “強さ と しなやかさ”を備える県土づくり
- (2) <活力・交流> “地域の稼ぐ力”や“地域価値”を高める県土づくり
- (3) <環境・景観> “ゆとりある暮らし”を支える県土づくり
- (4) <分野共通> 県民との共創（オープンイノベーション）
- (5) <分野共通> 県土との共生（カーボンニュートラル）
- (6) <重要取組> 担い手確保・育成
- (7) <重要取組> 多様な主体との連携・協働

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

- (1) <安全・安心> “強さ と しなやかさ”を備える県土づくり

【地震・津波災害対策】

- ・大規模地震時に人命を守り、また、広域支援を円滑に受けられるよう、重要路線等にある橋梁の耐震対策、緊急輸送路の法面補強や無電柱化などの防災・減災対策を実施し、信頼性の高い道路ネットワークの整備を推進した。

引き続き、橋梁の耐震対策等の防災・減災対策を着実に推進していく。

- ・地域の文化・歴史や景観等との調和が図られるよう、住民や市町との協働により実施する津波対策「静岡方式」を県内全域で展開している。河川及び海岸における津波による被害を軽減するため、「静岡県地

震・津波対策アクションプログラム 2023」に基づき、水門の建設、堤防の嵩上げ、護岸等の津波対策施設の整備を推進した。

「静岡モデル防潮堤」の整備については、中東遠地域や志太榛原地域の市町と連携して整備を推進した。

整備が必要な海岸延長の約半分を占める伊豆半島沿岸について、景観や海岸利用との調和が可能な津波対策が求められていることから、50の地区で地区協議会を開催し、41地区において津波対策の方針が取りまとまった。

津波に対する警戒避難体制を特に整備すべき区域として県が指定する津波災害警戒区域は、指定対象の県内沿岸 21 市町のうち、14 市町で指定が完了した。

今後も引き続き、津波対策施設や静岡モデル防潮堤の整備、伊豆半島沿岸における津波対策の方針の早期決定、津波災害警戒区域の指定に取り組み、津波対策「静岡方式」を着実に推進していく。

- ・大規模地震時の汚水処理機能を確保し、公衆衛生問題の発生を防止するため、流域下水道施設の耐震化を進めた。

今後も、施設の耐震化により震災対策を着実に推進していく。

【風水害・土砂災害対策】

- ・風水害の被害軽減を図るため、河川、海岸の整備を推進するとともに、想定を超える豪雨による大規模な河川の氾濫等への備えとして、警戒避難体制の強化などの減災対策を国や市町と連携して推進した。

今後も引き続き、市町における洪水ハザードマップの作成・活用の支援や、高潮浸水想定区域の指定などにより、風水害からの減災対策に着実に取り組んでいく。

- ・土砂災害の被害軽減を図るため、土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の施設整備等を推進するとともに、被害のおそれのある区域の明示、避難を促す情報の提供、避難訓練の実施等の警戒避難体制の強化を図った。また、土砂災害警戒区域については、高精度な地形情報をもとに、新たに抽出した箇所基礎調査を行うとともに、既指定区域における対策施設の整備箇所や地形改変箇所を対象に区域の

見直しを実施した。

今後も引き続き、関係部局や市町、地域住民と連携し、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を推進していく。

【交通事故防止対策】

- ・通学児童・生徒の安全を守るため、学校関係者や警察等の関係機関と連携した合同点検を実施し、歩道整備や防護柵の設置等、安全で快適な歩行空間の創出に取り組んだ。また、自転車の安全な利用環境を創出するため、静岡県自転車活用推進計画に基づき自転車走行環境の整備に取り組んだ。

引き続き、県民の安全を確保するため、道路の交通安全対策を着実に推進していく。

【産業や暮らしを支えるインフラの強化】

- ・限られた予算の中で社会インフラの最適な維持管理・更新を行うため、舗装、橋梁、ダム、係留施設（港湾・漁港）など26工種について「中長期管理計画」を策定し、予防保全管理に取り組んでおり、各施設の計画的な点検・補修・更新を行う長寿命化の取組を推進した。

今後も引き続き、「中長期管理計画」に基づく適正な予防保全管理などにより、社会インフラの最適な維持管理・更新を行っていく。

（２）＜活力・交流＞ “地域の稼ぐ力”や“地域価値”を高める県土づくり

【広域的な道路網の強化】

- ・広域道路ネットワークを構築するため、本県の東西軸である新東名高速道路（新御殿場ＩＣより東側区間）や、南北軸となる三遠南信自動車道や伊豆縦貫自動車道といった高規格幹線道路の整備を促進するとともに、これらと一体となって機能する地域高規格道路や主要幹線道路の整備を推進した。

引き続き、高規格幹線道路の早期完成等を関係機関に働き掛けるとともに、地域高規格道路等の整備を推進していく。

【地域特性を生かしたスポーツによる地域と経済の活性化】

- ・富士山１周サイクリングルートのナショナルサイクルルート指定に

向け、静岡・山梨両県の関係者からなる協議会において、案内サイン計画策定や環境整備に取り組むなど、サイクルスポーツの聖地の実現に向けた取組を推進した。

引き続き、サイクルツーリズムによる地域活性化に向け、自転車の利用環境の向上に努めていく。

【港湾機能の強化と利用促進】

- ・本県の経済・産業を支える物流機能の強化を図り、将来にわたり、その機能を発揮できるよう、清水港新興津コンテナターミナルにおける船舶の増加や大型化に対応した岸壁延伸整備を始め、防波堤や岸壁などの改良や、港湾施設の老朽化対策を推進した。

今後も産業を物流面で支え、県内企業の競争力維持を図るため、船舶大型化への対応など利用者のニーズに応じた港湾機能の拡充及び保全を推進していく。

- ・港湾・漁港海岸における津波による被害を軽減するため、「地震・津波対策アクションプログラム 2023」に基づき、港湾・漁港の利用や景観等に配慮しながら、防潮堤等の津波対策施設の整備を推進した。

引き続き、津波対策の早期完了に向けて整備を推進していく。

- ・港湾の利用促進を図るため、外航コンテナ船定期航路及び内航 R O R O 船定期航路に対する港湾使用料等のインセンティブの実施、官民一体となったポートマーケティング活動などにより、航路維持、新規航路誘致及び新規荷主の獲得に取り組んだ。

クルーズ船誘致に向けた活動については、船社への訪問・招聘等によるポートセールスを実施した。また、「静岡県クルーズ船誘致組織連絡会」を開催し、県内 6 港湾の客船誘致組織間の情報共有や資質向上を図った。こうした活動の積み重ねにより、令和 6 年の寄港回数は過去最多の 91 回となった。

今後も引き続き、各港のポートセールス実行委員会を通じたセミナーや視察会の開催、静岡県 R O R O 船利用促進協議会を通じた利用者説明会の開催等による効果的なポートマーケティングを展開していく。また、クルーズ船に関しても、本県港湾への更なる寄港誘致に向け、船社等へのセールスや、各港の誘致組織と連携した受入態勢の強化を

進めていく。

【水産王国静岡の持続的発展の推進】

- ・水産業における生産流通の効率化や水産物供給体制の強化を図るため、防波堤や岸壁などの改良や、漁港施設の長寿命化対策などを推進した。

今後も引き続き、水産物の供給体制を強化するため、計画的に整備を推進していく。

【持続可能で活力あるまちづくりの推進】

- ・市街地において、交通の快適性・利便性の向上を図るとともに、地域の発展を牽引する都市機能の高度化を目指し、街路事業や市街地開発事業などにより、都市基盤の整備を推進した。

今後も、市町や住民と連携を図り、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・持続可能な社会を支える利便性の高い公共交通サービスを提供するため、令和6年3月に策定した「“ふじのくに”地域公共交通計画」に基づき、バスや鉄道などの交通手段の確保等の取組を推進した。また、日常生活において、公共交通での移動が確保できない交通空白の地域を解消するため、公共ライドシェアの導入を促進した。

今後も、県民の生活を支える鉄道、バス等の公共交通の維持・活性化を図る諸施策に取り組んでいく。また、移動手段の確保が難しい交通空白の解消に向けた取組を展開していく。

- ・生活排水処理については、各地域の実情に応じて、下水道や集落排水などの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を適切に選択し、処理施設の計画的な整備を推進した。

今後も、市町と連携を図り、より効率的な生活排水処理施設整備を推進していく。

- ・西部地域に野球場を核とするスポーツの拠点を整備するため、遠州灘海浜公園（篠原地区）の基本計画を策定するとともに、県と浜松市で構成する「遠州灘海浜公園（篠原地区）利活用推進協議会」において、

民間のノウハウ等を最大限取り入れながら、遠州灘海浜公園（篠原地区）を含む全体的な利活用の構想と構想に基づく具体的な計画及び野球場の規模・構造について検討を開始した。

今後も、多くの県民の皆様に愛され利用される県西部のスポーツの拠点となるよう、浜松市と連携し取り組んでいく。

- ・県内7か所の県営都市公園において、効率的な管理運営と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入し、適切な管理運営を行った。

県営都市公園で経年劣化により公園施設の修繕対象が増加する中、利用者の安全確保と多様な催事に活用できる環境の維持を図るため、「中期維持保全計画」等を基にした計画的な修繕工事を進めた。

今後も、利用者数の増加や利用者満足度の向上に努めていく。

（３）＜環境・景観＞ “ゆとりある暮らし”を支える県土づくり

【３Ｒの推進】

- ・建設副産物の高い再資源化率の維持と循環型社会形成へのさらなる貢献のため、建設工事に伴って排出される建設副産物のリサイクルを推進した。

今後も、建設リサイクル推進計画に基づく施策を推進することにより、なお一層の再資源化率の向上を目指していく。

【安全・快適な道路環境の確保】

- ・電線管理者や市町と連携を図り、景観形成上重要な道路における無電柱化を推進し、良好な道路景観の形成に取り組んだ。

引き続き、道路の無電柱化の推進により、良好な道路景観を形成していく。

- ・道路占用許可基準を緩和し、飲食施設や購買施設等の占用物件を設置しやすくする「歩行者利便増進道路」の指定を進め、道路を活用した地域の賑わい創出に取り組んだ。

引き続き、魅力ある道路空間の創出に努めていく。

【豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成】

- ・河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するための多自然川づくりを推進した。

今後も引き続き、河川整備にあたっては、多自然川づくりに配慮した整備を推進していく。

- ・佐鳴湖において、令和２年度から新規計画「佐鳴湖水環境向上行動計画（第２期）」の目標達成に向け、下水道整備等の流域対策とともに、流域住民等によるヨシ刈り、クリーン作戦による浄化活動など、地域と一体となった浄化対策を行った。

今後も引き続き、市民、企業、行政が連携し、佐鳴湖の水環境改善の取組の定着を図るとともに、次世代を担う人材育成を行い、持続可能な取組体制を確立し、継続的な環境保全に取り組んでいく。

- ・良好な広域景観の形成を推進するため、各広域景観協議会を通じて違反野立て看板対策を進めるとともに、各広域景観の重点地区等の一部において修景伐採を実施した。

今後も、市町や住民と連携を図りながら、広域景観の形成を推進していく。

- ・世界文化遺産「富士山」の構成資産である三保松原において、砂浜の保全による背後地の防護と景観改善の両立に向け、２号新堤（南）の整備を推進した。

今後も、背後地の防護及び世界文化遺産にふさわしい景観の両立を図るための取組を推進していく。

- ・清水港の新興津地区において、国道や港湾の整備に伴って失われた海浜の機能を回復するため、緑地や人工海浜の整備を推進した。

引続き、静岡市と連携を図りながら、供用開始に向けて整備を推進していく。

（４）＜分野共通＞ 県民との共創（オープンイノベーション）

【全産業におけるＤＸの推進】

- ・人口減少が進む中、災害の激甚化や担い手不足など、深刻化する課題

への対応として、先端技術を活用し生産性向上や新たな価値の創造が必要なため、県土の「3次元点群データ」を取得し、デジタルツイン「VIRTUAL SHIZUOKA」を一般公開することで、共創に活用している。これにより、インフラの維持管理や災害復旧、自動運転技術、観光等の様々な分野への活用を推進した。

今年度、沿岸域の3次元点群データを取得し、オープンデータ化を進めるとともに、官民連携によるデータの利活用促進を図り、新たな価値の創出を図っていく。

- ・建設現場の課題解決が可能な先進技術の現場導入を推進し、生産性の向上につなげるとともに、建設現場の魅力を広く紹介することを目的として、新技術交流イベントを開催した。

今後も引き続き、新技術の導入による生産性向上を推進していく。

(5) <分野共通> 県土との共生（カーボンニュートラル）

【徹底した省エネルギー社会の実現】

- ・緊急輸送路上の道路照明灯のLED化に取り組み、従来のナトリウム灯に比べて省電力で点灯可能な灯具への転換を図り、環境負荷の低減及び災害時にも機能する信頼性の高い道路環境整備に取り組んだ。

引き続き、環境負荷の少ない道路環境整備を推進していく。

- ・ダム管理機能の強化、再生可能エネルギーの利用推進による二酸化炭素排出量の抑制を図ることを目的に、奥野ダム（伊東市）及び太田川ダム（森町）において、維持放流水等を利用したダム管理用の小水力発電設備を運用している。

今後も引き続き、設備を適切に運用し、ダム管理の一層の強化と二酸化炭素排出量の抑制を図っていく。

- ・御前崎港では、カーボンニュートラルポートの形成に向けて、行政と関係者からなる協議会で、二酸化炭素排出量の削減目標や官民が連携して取り組む内容等について議論を重ね「御前崎港脱炭素化推進計画」を令和7年3月に策定した。また、計画策定済の清水港では、県営上屋の屋根を活用したPPA方式による電力供給事業者を公募により選定するなど、脱炭素化に向けた取組を推進した。

今後も引き続き、県内の各港湾において、官民が連携して、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を推進していく。

(6) <重要取組> 担い手確保・育成

- ・建設産業において、将来的な建設工事の担い手不足により、社会資本の整備や災害時の対応に支障が生じることが懸念されるため、平成31年3月に策定した「静岡県建設産業ビジョン2019」に基づき、官民が連携した公共工事の一斉休工「ふじ丸デー」の取組の継続や週休2日推進工事の普及促進による建設産業の働き方改革、静岡どぼくら講座や親子インフラツーリズムの開催等による担い手の確保・育成などを推進した。

今後も引き続き、官民が連携して、建設産業の働き方改革や担い手確保・育成を推進していく。

- ・交通基盤行政に対する県民の理解促進と建設産業の担い手確保を図るため、民間企業と連携した出前講座や建設現場体感見学会等の実施、小中学生を対象とした「図画コンクール」の開催など、戦略広報の取組を推進した。

今後も引き続き、関係機関等と連携しながら、広く県民に建設産業の重要性や魅力を伝えるため、戦略広報の取組を推進していく。

(7) <重要取組> 多様な主体との連携・協働

- ・県、市及び地元企業等で構成される「(一社)清水みなとまちづくり公民連携協議会」が中心となり、清水港及びその周辺において“みなと”と“まち”を一つの資産として最大限に活かす「みなとまちづくり」を地域ぐるみで検討を進めた。その内容を、シンポジウムやデザインセンターの展示で県民に共有し、「みなとまちづくり」の啓発にも取り組んだ。

今後も引き続き、シンポジウムの開催やデザインセンターとなる「みなとまちテラス」を活用した情報発信などにより、地域が一体となった「みなとまちづくり」を推進していく。

- ・道路事業への理解促進や整備する施設への愛着を深めてもらうため、県民を対象とした現場見学会等に取り組んだ。

引き続き、道路事業に対する県民の理解促進に努めていく。

- ・地域住民など多様な主体と協働し道路環境の向上を図るため、「しずおかアダプト・ロード・プログラム」により、住民団体や企業等が実施する道路清掃や美化活動への支援に取り組んだ。

引き続き、多様な主体と連携・協働し、道路環境の向上に努めていく。

- ・円滑な事業推進や早期の効果発現に向け、道路事業の着手前に地域住民や市町と地域課題やニーズについて対話する「事業着手準備制度」により、地域と連携した道路事業を推進した。

引き続き、地域住民や市町とともに、地域の課題を解決する道路事業を推進していく。

- ・市民向けの啓発イベントとして「みんなで守る防潮堤 in 中田島」を開催し、防潮堤を浜松市民と共に守る意識の啓発を図った。また、防潮堤を後世に継承するため、産学官から構成される「浜松防潮堤みらい懇話会」を開催し、「大局的な取組方針」をとりまとめた。

今後は、県・市・商工会議所・地元大学等からなる作業部会を設置し、取組方針に基づいた官民連携による各種取組を実践することで、市民が誇りに感じる風土を醸成し、防潮堤を後世に継承していく。

- ・身近な河川の治水や環境保護に関する意識啓発を図るため、地域と県の協働事業であるリバーフレンドシップ制度に基づくリバーフレンド団体（令和6年度末時点で県全域で728団体の活動を支援）が、県が管理する河川の一定区間において、清掃や除草等の河川美化活動を行うとともに、県や関係市町はリバーフレンド団体に対して活動支援を行った。

今後も引き続き、リバーフレンド活動が行われるよう支援を継続し、身近な河川環境の保全や治水対策等への理解促進を図っていく。

主要施策説明

《政策管理局》

I 建設政策課

1 施策の体系

政策の柱 DXによる産業構造の改革

目標 全産業におけるDXの推進に向けて新たな技術による生産性の向上

施策 全産業におけるDXの推進

取組 VIRTUAL SHIZUOKAの推進

政策の柱 リーディングセクターによる経済の牽引

目標 リーディングセクターによる経済の牽引に向けて自動車産業における電動化・デジタル化の推進

施策 リーディングセクターによる経済の牽引

取組 公共交通への自動運転導入の取組

政策の柱 富を支える地域産業の振興

目標 中小企業の持続的発展に向けた経営力向上に向けて地域産業を支える人材の確保・育成

施策 中小企業の持続的発展に向けた経営力向上

取組 交通基盤部戦略的PRの推進

政策の柱 産業や暮らしを支える交通インフラの強化

目標 生活交通の確保に向けた公共交通の維持・活性化や新たな生活交通等の導入

施策 生活交通の確保

取組 公共交通への自動運転導入の取組

政策の柱 世界に開かれた玄関口の機能強化

目標 競争力の高い富士山静岡空港の実現に向けて空港の機能と利便性の向上

施策 競争力の高い富士山静岡空港の実現

取組 新幹線新駅実現に向けた取組

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「VIRTUAL SHIZUOKAの推進」

ア 空間情報デジタル基盤構築事業費

37,906,000円

人口減少が進む中、災害の激甚化や担い手不足など深刻化する課題に対応するため、先端技術を活用し生産性向上や新たな価値の創造をしていく必要がある。

そこで、誰もが安全・安心で利便性が高く快適に暮らせるスマートな社会の形成を目指して、3次元点群データを取得し、「VIRTUAL SHIZUOKA」を構築することで、様々な分野への活用に取り

り組んでいる。

令和6年度は、「VIRTUAL SHIZUOKA」をインターネット上で可視化するプラットフォームに施設台帳データを搭載する等、可視化データの拡充を行った。

業務名	委託先	業務期間
VIRTUAL SHIZUOKA プラットフォーム保守管理業務	(株) 三菱総合研究所	R6. 4. 1～R7. 3. 31
VIRTUAL SHIZUOKA プラットフォームデータ掲載業務	(株) 三菱総合研究所	R6. 7. 16～R7. 3. 14
VIRTUAL SHIZUOKA データ保守管理業務	(一社) 社会基盤情報流通推進協議会	R6. 4. 1～R7. 3. 31

イ デジタルツイン推進事業費

129,031,100 円

県内の3次元点群データを取得するとともに、VIRTUAL SHIZUOKA を現実空間でも使用できるよう、GPS よりも精度の高い、RTK による位置情報の取得を可能にする GNSS 観測局網の整備を進めている。

令和6年度は、県北西部のデータ取得及びGNSS 基準局網の効果検証を実施した。

業務名	委託先	業務期間
静岡県北西部航空レーザ測量業務委託	(株) フジヤマ	R6. 9. 11～R7. 8. 29
静岡県北西部航空レーザ測量業務委託その2	国際航業(株) 静岡支店	R6. 12. 4～R7. 8. 29
静岡県 GNSS 基準局補正情報配信業務	(一社) 先端空間情報技術評価支援センター	R6. 7. 1～R7. 3. 31
I C T 活用の環境整備に関する検証業務	(一社) 先端空間情報技術評価支援センター	R6. 11. 29～R7. 3. 17

(2) 「公共交通への自動運転導入の取組」

E V ・自動運転化等技術革新対応促進事業費

56,000,000 円

路線バス利用者の減少傾向が続く中、県内のバス事業者においては、人件費等の費用の増大や運転手不足等の問題から、事業者だけで路線を維持することが困難な状況である。

そこで、課題解決のための有効な手段と考える公共交通への自動運転の導入のため、実用化に向けた取組を産学官連携で進めている。

令和6年度は、富士市、袋井市、松崎町において自動走行の実証実験を実施した。

業務名	委託先	業務期間
高精度3次元地図データを活用した自動走行実証事業業務委託	東急(株)	R6. 5. 8～R7. 3. 21

(3) 「交通基盤部戦略的PRの推進」

交通基盤部では、“いっしょに、未来の地域づくり。”の基本理念のもと、職員一人ひとりが広報マンとして、建設産業の重要性や魅力の発信に取り組んでいる。

令和6年度も、学校向けの出前講座や現場見学会を提供する「静岡どぼくら講座」や、防災・減災対策に関する動画等を活用した情報発信、大学での土木行政に関する講義、親子イン

フラツリズム、県内小中学生に住んでみたいまちを描いてもらう図画コンクールの開催など、産学官連携で様々な取組を実施した。

また、部内職員に向けた広報ミーティングや研修を開催し、職員の広報のスキルアップを図った。

(4) 「新幹線新駅実現に向けた取組」

富士山静岡空港と直結する新幹線新駅は、陸・海・空の広域・高速ネットワークを構築し、さらなる国内外との交流拡大を実現するだけでなく、空港の利便性を大きく向上させるとともに、首都圏の空港を補完する機能や有事の際の防災拠点としての機能の強化に繋がるものであることから、その実現に向けた取組を推進している。

令和6年度は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会において、構成都市県とともに、新駅を含む「リニア中央新幹線建設を契機とした総合的な高速交通の将来像」を取りまとめるとともに、周辺地域の住民や関係者と対話を行い新幹線新駅に対する必要性の理解促進に努めた。

(5) 「交通基盤部施策の企画・調整」

ア 交通基盤部企画調整費

14,109,432 円

交通基盤部の施策推進過程において、緊急に必要な事業等を実施するため、企画調整費の執行管理を行った。

(6) 「美しい“ふじのくに” インフラビジョンの推進」

富国有徳の美しい“ふじのくに”の実現に向け、社会インフラ整備の羅針盤として策定した「美しい“ふじのくに” インフラビジョン」(平成30年3月策定、令和4年3月改定)の理念や方向性に沿って、取組を推進している。

令和6年度は、実施した取組について、有識者等の民間委員と行政委員で構成する「美しい“ふじのくに” インフラビジョン推進会議」での意見や助言等を踏まえ、取組のフォローアップ等を実施した。また、4年間のプランが令和7年度で終了するため、次期インフラビジョンの骨子を作成した。

(7) 「公共事業改革の推進」

ア 公共事業の事業評価

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、学識経験者等で構成する「静岡県事業評価監視委員会」の意見を踏まえ、事業採択後一定期間が経過した事業について評価を実施する再評価や、事業完了後に事業の効果・環境への影響等の確認を行い必要に応じて適切な改善措置等を検討する事後評価に取り組んでいる。

令和6年度に交通基盤部所管事業において再評価を実施した51事業については、いずれも「事業を継続するのが相当である」とした。

また、事後評価を実施した1事業については、いずれも「改善措置の必要性は特に認められない」とした。

(ア) 令和6年度の再評価結果(交通基盤部所管事業)

担当局	事業総数	対 応 方 針		
		中 止	見直し後 継 続	継 続
道 路	5	0	0	5
河川砂防	40	0	0	40
港 湾	2	0	0	2
都 市	4	0	0	4
計	51	0	0	51

(イ) 令和6年度の事後評価結果(交通基盤部所管事業)

担当局	事業総数	対 応 方 針		
		改善必要	再度評価	改善不要
道 路	0	0	0	0
河川砂防	0	0	0	0
港 湾	1	0	0	1
都 市	0	0	0	0
計	1	0	0	1

注)

改善必要：改善措置の必要性あり

再度評価：再度事後評価を実施

改善不要：改善措置の必要性は
特に認められない

(8) 「リニア中央新幹線整備に関する取組」

平成27年6月に設立した静岡県中央新幹線対策本部において、リニア中央新幹線の整備が安全かつ円滑に行われるよう、関係部局と連携し対応した。

また、令和4年に加盟したリニア中央新幹線建設促進期成同盟会において、構成都府県とともに、国やJR東海への要望活動、調査研究及び広報啓発に取り組んだ。

(9) 「生産性向上に向けた取組」

ア ICT活用工事推進事業費

6,754,000円

交通基盤部では、国土交通省のi-Construction推進の方針を受け、労働者の減少を上回る生産性向上の実現と、希望が持てる建設現場の実現による担い手の確保に向けて、「ICT活用工事」の積極的な導入を図るため、「建設現場における生産性向上推進会議」を設立し、全国に先駆けて「ICT活用工事の試行方針」を定めた。

また、県内で発注される公共工事の9割を占める自治体発注の中小規模工事への普及を図るため、各建設系の協会や専門家に国土交通省、国土技術総合研究所、県内市町を加えた「ふじのくにi-Construction推進支援協議会」を設立し、関係者総掛かりで取り組む体制を構築して推進を図っている。

令和6年度は、これまでに行ってきたICT活用工事の普及促進の取組を行うとともに、ICT活用工事の経験が浅い施工者向けに現場で使えるICT技術を体験いただくため、(一社)日本建設機械施工協会にて実施研修を開催した。

業務名	委託先	業務期間
ICT活用環境の普及促進に関する検討業務委託	(一社) 日本建設機械施工協会	R6.9.17～R7.3.17

イ 静岡県地理情報システム(GIS)

30,921,000円

建設事務の正確性の向上、効率化・迅速化を図るため開発された建設事務総合システムのうち、位置に関わる諸情報をデータベース化して共有する静岡県地理情報システム(GIS)を

運用している。

令和6年度は、庁内版GIS、公開版GISの保守管理及びふじのくに食の都のデータを搭載するとともに各種データを更新した。

業務名	委託先	業務期間
静岡県地理情報システム保守 管理業務委託	(株) インフォマティクス	R6.4.1～R7.3.31

【評価】

ア 「VIRTUAL SHIZUOKA の推進」

3次元点群データの取得は計画通り着実に進捗し、県内は沿岸地域以外ほぼ全域において取得が完了した。取得したデータはオープンデータ化しており、災害対応やビジネス創出など様々な用途で活用されているとともに、誰もがWEB上で3次元点群データを見ることができる次世代インフラプラットフォームを用いて、インフラ情報の搭載や災害での対策を進めている。

イ 「公共交通への自動運転導入の取組」

松崎町、袋井市、富士市の公道で自動運転の実証実験を行い、関係企業の技術開発を促進するとともに、自動運転についての県民の理解を深めることができた。過疎部、都市部等の県内の地域特性が異なる公道において実験を行い、レベル2程度のシステムでは安全上、問題なく走行ができた。

また、松崎町及び袋井市においては、郊外での導入における一手段として、地元住民による運転支援を実施し、成功したことにより、実装に近づくことができた。

ウ 「交通基盤部戦略的PRの推進」

「静岡どぶくらぶ講座」は19回開催し約900人の参加があった。実施後のアンケートからも、建設産業に興味があったという意見が概ね過半数を占めている。また、令和6年度からは普通高校へ職業講話や探求学習支援として職員を派遣したことで、学生や教師から建設産業への知見や関心が深まったとの意見を受けた。

出前講座とセットで図画コンクールを展開した結果、昨年度の倍以上となる662点の応募となった。

エ 「新幹線新駅実現に向けた取組」

JR東海は、新幹線新駅設置に対して否定的な姿勢を崩しておらず、現状で新たな進展は見込めない状況であるが、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会において、新駅を含む「リニア中央新幹線建設を契機とした総合的な高速交通の将来像に係る要望書」を国土交通省に提出するとともに、周辺地域の住民や関係者と対話を行い、新幹線新駅に対する機運醸成に努めた。

オ 「交通基盤部施策の企画・調整」

県民ニーズにあった社会基盤の整備を効果的に進めるため、連絡調整を図りながら部内施策の企画・調整を行った。

カ 「美しい“ふじのくに” インフラビジョンの推進」

推進会議では、防災・減災対策において全国に先駆けた取組が進んでいるなど、高い評価をいただいた他、次期インフラビジョンの骨子案については、有識者の専門分野の視点から公平中立かつ有益な意見をいただいた。

キ 「公共事業改革の推進」

2回の委員会開催のほか、委員の意向を踏まえ選定した代表事業箇所について、現地調査を実施するなど、事業の必要性を有識者に丁寧に説明したうえで、適切な審議をお願いしている。また、再評価事業を対象に意見募集（パブコメ）を実施するなど、広く県民の意見を反映し、適切に事業評価を実施している。

ク 「リニア中央新幹線整備に関する取組」

リニア中央新幹線建設促進期成同盟会において、構成都市府県とともに、国やＪＲ東海への要望活動、調査研究及び広報啓発に取り組んだ。

ケ 「生産性向上に向けた取組」

令和６年度は、土工 106 件（ＩＣＴ導入型 82 件、受注者希望型 24 件）、舗装工他 5 件の計 111 件のＩＣＴ活用工事を実施。工事を実施した企業数は累計で 270 社となった。

静岡県地理情報システム（ＧＩＳ）は、平成 26 年度から全庁の統合型として運用が開始され、職員の事務軽減とともに、令和 6 年度は月間平均で約 64,000 アクセス（公開版ＧＩＳ）となっており、県民サービスの向上に寄与した。

【課題】

ア 「VIRTUAL SHIZUOKA の推進」

県内ほぼ全域において、3次元点群データの取得が完了したことから、今後も災害対応や景観検討、観光など様々な分野への、さらなる活用に取り組む必要がある。加えて、職員の業務の効率化への取組を進めていく必要がある。

イ 「公共交通への自動運転導入の取組」

公道での実験や地域性の異なる地域での実験を継続したことにより、市町主体での自動運転の実証実験も始まってきたことから、市町への支援を充実させるとともに、サービス実装に向けた取組を進めていく必要がある。

ウ 「交通基盤部戦略的ＰＲの推進」

戦略的な広報の取組を、継続的に実施していくことが重要である。

エ 「新幹線新駅実現に向けた取組」

リニア中央新幹線の開業を見据え、周辺地域の住民や関係者と対話を行い、新幹線新駅に対する機運醸成に努める取組に加え、県全域の機運を高めることが重要である。

オ 「交通基盤部施策の企画・調整」

特になし

カ 「美しい“ふじのくに”インフラビジョンの推進」

本ビジョンの策定後、能登半島地震の発生を始め、物価高騰、ＤＸ・ＡＩ分野の急速な進展など、インフラ分野を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これらの変化を的確に捉え、取組の方向性や成果を県民に分かりやすく示す次期インフラビジョンを策定する必要がある。

キ 「公共事業改革の推進」

再評価及び事後評価の審議結果で示された意見について、関係者へ周知するとともに、今後の事業執行の参考として、十分配慮した上で、取り組むことが重要である。

ク 「リニア中央新幹線整備に関する取組」

自然豊かな南アルプスの環境保全や大井川の水資源の確保を図りつつ、リニア中央新幹線整備が安全かつ円滑に行われる必要がある。

また、リニア中央新幹線開業後の東海道新幹線が、県民の利便性の向上や地域経済の発展につながるよう、沿線市と連携した取組を進める必要がある。

ケ 「生産性向上に向けた取組」

I C T活用工事の実施企業数は着実に増加しているが、建設業の担い手確保とともに建設現場の省力化、省人化のためには、さらなる研修の充実など、普及促進を図る必要がある。

静岡県地理情報システム（G I S）は、様々な行政分野における情報が搭載されてきているが、住民サービスの向上や、業務効率化に活用するには、あらゆるデータとのA P I連携を進め、機能の拡大を進める必要がある。

【改善】

ア 「VIRTUAL SHIZUOKA の推進」

引き続き、3次元点群データの多方面での利活用が進むよう、積極的な広報活動を展開し、産学官の連携によるオープンイノベーションを推進する。また、他県との意見交換や災害等への支援を進め、データの有効性を検証していく。

イ 「公共交通への自動運転導入の取組」

県内市町が実施する自動運転実証実験への技術支援や、国等の関係機関との協議の場を設けることにより、自動運転のサービス実装に向けた取組を推進する。

ウ 「交通基盤部戦略的P Rの推進」

引き続き、広く県民に建設産業の重要性、魅力を伝えるため、「静岡どぼくらぶ」を活用した取組等を通して、戦略的かつ積極的な広報に取り組んでいく。

エ 「新幹線新駅実現に向けた取組」

新幹線新駅設置に対する機運の維持・向上のため、周辺地域の住民や関係者との意見交換の継続的な実施に加え、県全域に向けて新幹線新駅の効果を広報していく。

オ 「交通基盤部施策の企画・調整」

今後も他の部局との連絡調整を図りながら、部内施策の企画・調整を行っていく。

カ 「美しい“ふじのくに” インフラビジョンの推進」

現インフラビジョンは、令和7年度が4年間のプランの最終年度となるため、今までインフラビジョン推進会議で評価・フォローアップしてきた内容を次期インフラビジョンに反映し、さらに効率的かつ効果的な施策となるよう努めていく。

また、担い手確保の取組や社会インフラ整備に関する県民向け広報も併せて行っていく。

キ 「公共事業改革の推進」

事業評価においては、県民に幅広く取組内容を周知するため、ホームページやSNSで発信するなど、公共事業の事業評価の充実に努めていく。

ク 「リニア中央新幹線整備に関する取組」

引き続き、自然豊かな南アルプスの環境保全や大井川の水資源の確保を図りつつ、リニア中央新幹線整備が安全かつ円滑に行われるよう、関係部局や利害関係者等と連携しながら適切に対応するとともに、リニア中央新幹線の整備促進に向け、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の構成都府県と連携した活動を進めていく。

また、リニア中央新幹線開業後を含めた東海道新幹線の利便性向上に向けて取り組んでいく。

ケ 「生産性向上に向けた取組」

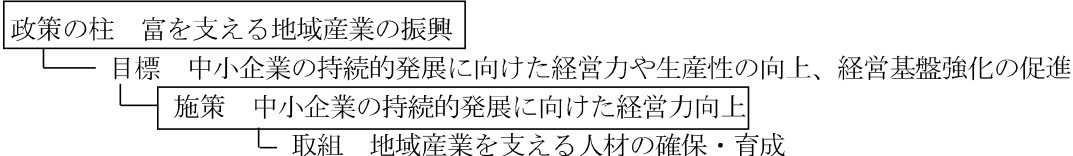
引き続き、研修会の実施や、国、県、市町、建設系の各協会などで構成する「ふじのくに i-Construction 推進支援協議会」の活動を通じて、関係者の意見を踏まえた制度づくりや、現場支援等を行っていく。

静岡県地理情報システム（GIS）を適切に保守管理及び改修を行い、オープンデータの推進により、公共データを二次利用可能な形式で積極的に公開することや、APIによるデータ連携により、社会的な課題の解決や新たなサービスの創出を図っていく。

《建設経済局》

I 建設業課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「建設産業の担い手確保及び育成支援」

ア 建設産業担い手確保・生産性向上支援事業費 5,533,271 円

(ア) 建設産業理解促進事業

平成 26 年 6 月に公共工事の品質確保の促進に関する法律等が改正され、担い手確保・育成の取組が建設業者及び建設業者団体の責務として定められたことを受け、産学官が連携したコンソーシアムにおいて建設産業への理解促進のための取組を検討し、現場見学会・出前講座等を実施した。

項 目	内 容
現場見学会	静岡県立掛川工業高校ほか 計 7 回 延べ 232 名
出前講座	藤枝市立瀬戸谷小学校ほか 計 13 回 延べ 653 名
親子インフラツーリズム	R 6. 8. 5 (佐久間ダム、三遠南信池島トンネル) R 6. 12. 25 (富士川かりがね橋、富士川橋、大沢川遊砂地工) R 7. 3. 26 (富士山静岡空港、新興津コンテナターミナル)
教員に対する“けんせつの仕事”研修会	R 6. 8. 21 (静岡市内)

(2) 「建設産業の改善に関する方策策定等」

ア 建設業指導管理事業費 30,710,878 円

(ア) 静岡県建設業審議会の開催

静岡県建設業審議会を 1 回開催し、「静岡県建設産業ビジョン 2019」と建設職人基本法県計画のフォローアップを行った。

(3) 「建設業の構造改善施策の推進」

ア 建設業指導管理事業費 (再掲) 30,710,878 円

建設業が将来にわたり、より良質な建設生産物を提供できる産業として発展できるよう、次の諸施策を実施し、元請、下請関係の適正化を図った。

(ア) 元請及び下請関係の適正化指導

構造改善実態調査 104 件 (うち低入札調査対象 10 件、下請負人通知書不備等 94 件)

下請負人通知書の審査・指導 200 件 (元請が契約した下請業者延べ数 524 者)

(イ) 経営者研修 (1 会場、23 人参加)、技術者研修 (11 会場、延べ 1,365 人参加)

(ウ) 建設産業構造改善推進のつどいの開催 (県優秀施工者の表彰及び講演会の開催、参加者 60 人)

(4) 「建設業者団体の指導・育成」

ア 建設業指導管理事業費（再掲）

30,710,878 円

所管する一般社団法人について、法人の運営や財産管理に関する事項について監督を行い、建設業団体の適正な運営を指導した。

所管一般社団法人
静岡県建設業協会、下田建設業協会、三島建設業協会、沼津建設業協会、富士建設業協会、清水建設業協会、静岡建設業協会、島田建設業協会、袋井建設業協会、浜松建設業協会、天竜建設業協会、静岡県建設産業団体連合会

(5) 「建設工事紛争に関する指導・相談」

建設工事の請負契約をめぐる紛争について、専門的、かつ公正、中立な立場で解決するため、弁護士・建築士等を委員とする静岡県建設工事紛争審査会を設置している。

また、専任の相談員を配置し、建設工事によるトラブルの早期解決に努めた。

令和6年度の紛争審査及び紛争相談の状況は、次のとおりである。

ア 建設工事紛争審査会

(令和6年度)

区 分	あっせん	調 停	仲 裁	合 計
取扱件数	0	0	1	1
審査会開催回数	0	0	1	1

イ 建設工事紛争相談・下請取引相談

(令和6年度)

原因別	工事瑕疵	工期遅延	請負代金の争い	契約解除	請負代金の不払	その他	計
建設工事件数	28	1	8	10	0	6	53
下請取引件数	0	0	0	0	9	8	17

(6) 「建設工事等の入札・契約制度の改善」

建設工事等の入札・契約制度の改善については、不調・不落対策や担い手確保対策のための視点と、公共工事入札・契約適正化法の基本原則である「透明性の確保」「公正な競争の促進」「不正行為の排除の徹底」「適正な施工の確保」「ダンピング受注の防止」の5つの観点を踏まえるとともに、関係部局で組織する「静岡県請負契約制度検討委員会」において検討し、入札・契約の適正化を図った。

令和7年度から実施することとした主な取組は次のとおりである。

ア 経営の安定化と地域力の強化

入札参加想定業者数及び指名選定業者数の見直し（建設工事）

指名競争入札における1者入札の取扱い変更（建設工事）

指名評価選定基準の見直し

制限付き一般競争入札（工事着手日選択型工事）の見直し（建設工事）

イ 建設現場における生産性の向上

制限付き一般競争入札（簡易タイプ）の創設（建設工事）

(7) 「県入札監視委員会の運営」

ア 建設業指導管理事業費（再掲）

30,710,878 円

(ア) 県入札監視委員会による入札及び契約手続の監視

有識者で構成する県入札監視委員会を2回開催し、県が発注する建設工事について、入札・契約手続の執行状況等を審議し、公共工事に関する入札・契約の手続の適正な執行の確保を図った。

(8) 「競争入札参加資格の審査」

ア 建設業指導管理事業費（再掲）

30,710,878 円

「競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示」に基づき、建設工事、建設関連業務（測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）の委託及び土木施設維持管理業務（道路、河川等の維持管理に関する清掃、除草及び剪定の委託）に区分して、入札参加資格の定期審査及び随時審査を行っている。

定期審査については、入札参加資格は審査年度の翌年度以降2年間有効であるため、審査は隔年で行っており、令和6年度は、建設工事、土木施設維持管理業務の定期審査を実施して資格を認定するとともに、随時審査については、3区分全てについて申請に基づき審査を実施して資格を認定し、入札・契約の適正化を図った。

(ア) 入札参加資格審査件数（令和6年度）

（単位：件）

入札参加資格の区分	定期審査	随時審査	計
建設工事	2,895	35	2,930
建設関連業務	0	30	30
土木施設維持管理業務	724	3	727
計	3,619	68	3,687

(イ) 入札参加資格者数（令和7年4月1日現在）

（単位：者）

建設工事	建設関連業務	土木施設維持管理業務
9,998	1,801	724

(9) 「入札・契約の適正化に関する国、市町等との連絡・調整」

国の主催する中部地方公共工事契約業務連絡協議会に参加するとともに、県内の市町と県で構成する静岡県公共工事契約業務連絡協議会を組織し、国、市町との連絡、調整を図った。

(10) 「建設業の許可」

ア 建設業指導管理事業費（再掲）

30,710,878 円

一定規模以上の建設工事を請け負おうとする者に対し建設業の許可を行い、建設工事の適正な施工や建設業の健全な発展を図った。また、令和5年1月から電子申請システムの運用を開始し、申請者の利便性向上を図った。

(ア) 知事許可の状況

a 許可件数（令和6年度）

（単位：件）

新規	更新・業種追加	計
429	2,073	2,502

b 許可業者数（令和7年4月1日現在）

（単位：者）

県知事許可	許可区分別		組織別	
	一般許可	特定許可	個人	法人
13,585	13,041	1,054	2,303	11,282

（注）許可区分の合計が県知事許可業者数を上回るのは、一般・特定の両方の許可を受けている業者があるためである。

(11) 「監督処分・指導」

建設業法その他関連法令の規定に違反した業者等に対し、建設業法に基づく監督処分（指示、営業停止及び許可取消し）及び行政指導（指導・勧告）を行い、法令遵守の徹底の必要性を意識させ、建設業の健全な発展を図った。

処分件数等は、次のとおりである。

(単位：件)

許可取消	営業停止	指示	指導・勧告
3	1	5	31

(12) 「経営事項審査」

ア 建設業指導管理事業費（再掲）

30,710,878 円

建設業法第 27 条の 23 の規定に基づき、公共工事の入札に参加しようとする建設業者に必要な経営事項の審査を行い、建設業者の施工能力や経営状況を客観的な指標で評価し、県及び県内自治体の入札参加資格登録事務に役立てた。また、令和 5 年 1 月から電子申請システムの運用を開始し、申請者の利便性向上を図った。

経営事項審査の実施状況は、次のとおりである。

許可業者数 (A)	経営事項審査件数 (B)	(B) / (A)
13,585	3,361	24.7%

【評価】

指標名		現状値 (2020 年度)	実績		目標値 (2024 年度)
			2023 年度	2024 年度	
活動 指標	現場体感見学会・出 前講座実施学校数	20 校	25 校	20 校	20 校

ア 「建設産業の担い手確保及び育成支援」

「静岡どぼくらぶ」講座として、県内の小学生とその保護者を対象とした「親子インフラツーリズム」や、中・高校生の「建設現場体感見学会」、中・高校の教員を対象とした「教員に対する“けんせつの仕事”研修会」などを実施し、建設産業に対する理解促進に努めた。また、「静岡どぼくらぶ若手交流会」を開催し、担い手の確保及び育成支援を行った。

イ 「建設業の改善に関する方策策定等」

静岡県建設業審議会を 1 回開催し、「静岡県建設産業ビジョン 2019」のフォローアップと建設職人基本法県計画の取組状況の点検を行い、取組について成果の確認ができた。

ウ 「建設業の構造改善施策の推進」

下請負人通知書の審査・指導や経営者研修等を通じて、元請下請関係の適正化を推進することができた。

エ 「建設業者団体の指導・育成」

所管する一般社団法人の適正な運営が図られるよう指導・監督を実施した。

オ 「建設工事紛争に関する指導・相談」

施主と請負人や元請と下請間の紛争についての相談業務を実施し、県民や建設業者の紛争解決に役立てた。

カ 「建設工事等の入札・契約制度の改善」

経営の安定化と地域力の強化、建設現場における生産性の向上につながる制度や運用の在り方について、試行状況や全国調査の結果を踏まえた検討を行い、制度見直しを実施した。

キ 「県入札監視委員会の運営」

入札・契約手続について、入札監視委員会を2回開催し、第三者機関によるチェックを受けることにより、公共工事に関する入札・契約手続の適正な執行の確保が図られた。

ク 「競争入札参加資格の審査」

建設工事、建設関連業務委託及び土木施設維持管理業務の厳正な審査を通じ、入札参加資格者の適正な評価を行った。

ケ 「入札・契約の適正化に関する国、市町等との連絡・調整」

国の主催する中部地方公共工事契約業務連絡協議会に参加するとともに、県内の市町と県で構成する静岡県公共工事契約業務連絡協議会を通じて、国、市町との連絡、調整が適正に行われた。

コ 「建設業の許可」

建設業法の許可を申請する者のうち、人的要件、財産的要件等の建設業法に定める要件に適合した者に許可を行い、建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発展を図ることができた。また、令和5年1月から電子申請システムの運用を開始し、申請者の利便性向上を図ることができた。

サ 「監督処分・指導」

建設業法に基づく監督処分及び行政指導を行い、監督処分の公表等により、法令遵守の徹底の必要性を啓発し、建設業の健全な発展を図ることができた。

シ 「経営事項審査」

公共工事を受注しようとする建設業者に対して、経営の状況・経営の規模・技術的能力等の客観的事項について審査を行い、総合評定値を算出し、県及び県内自治体の公共工事の発注事務に役立てた。また、令和5年1月から電子申請システムの運用を開始し、申請者の利便性向上を図ることができた。

【課題】

ア 「建設産業の担い手確保及び育成支援」

将来の担い手確保のため、建設産業の重要性や魅力を若い世代に伝えとともに、広く社会全体への発信を行っていく必要がある。

イ 「建設業の改善に関する方策策定等」

「静岡県建設産業ビジョン2019」の方策を着実に実施していくために定期的なフォローアップが必要である。

ウ 「建設業の構造改善施策の推進」

引き続き、元請・下請関係の適正化を図っていくことが必要である。

エ 「建設業者団体の指導・育成」

所管法人の運営や財産管理状況について、適切な指導・監督が必要である。

オ 「建設工事紛争に関する指導・相談」

建設工事の請負契約にかかる紛争について、公正中立な立場で解決に努める必要がある。

カ 「建設工事等の入札・契約制度の改善」

地域を守る建設業者や建設産業の担い手確保を図るとともに、建設工事等における入札・契約の透明性の確保、公正な競争の促進等を達成するため、継続的な改善が必要である。

キ 「県入札監視委員会の運営」

公共工事に関する入札・契約手続の適正な執行の確保を図るため、定期的を開催する必要がある。

ク 「競争入札参加資格の審査」

引き続き、厳正な審査を通じ、適正な評価を行う必要がある。

ケ 「入札・契約の適正化に関する国、市町等との連絡・調整」

引き続き、国、市町等との連絡、調整を適正に行う必要がある。

コ 「建設業の許可」

引き続き、厳正な審査を通じ、適正な許可を行うとともに、電子申請の普及を図る必要がある。

サ 「監督処分・指導」

建設業者に対し、関係法令への理解を広めるとともに、コンプライアンス意識の醸成を行っていく必要がある。

シ 「経営事項審査」

引き続き、厳正な審査を通じ、適正な評価を行うとともに、電子申請の普及を図る必要がある。

【改善】

ア 「建設産業の担い手確保及び育成支援」

「静岡どぼくらぶ」講座や「静岡どぼくらぶ若手交流会」を引き続き開催し、若手の定着を図るほか、就学前児童や、外国人学校生徒など、広く社会に向けて建設産業の魅力発信を行うことにより、担い手確保の取組を強化する。

イ 「建設業の改善に関する方策策定等」

今後も、静岡県建設業審議会において、「静岡県建設産業ビジョン 2019」のフォローアップと建設職人基本法県計画の取組状況の点検を行っていく。

ウ 「建設業の構造改善施策の推進」

今後も、下請負人通知書の審査や構造改善実態調査を通じて、元請下請関係の適正化を推進していく。

エ 「建設業者団体の指導・育成」

今後も、法人の運営や財産管理状況について適切な指導・監督を行っていく。

オ 「建設工事紛争に関する指導・相談」

今後も、公正、中立な立場で紛争の解決に当たっていく。

カ 「建設工事等の入札・契約制度の改善」

今後も、経営の安定化と地域力の強化、建設現場における生産性の向上を図るための入札・契約制度の改善などに取り組んでいく。

キ 「県入札監視委員会の運営」

今後も、定期的に開催し、県発注工事における入札の透明性の向上を図っていく。

ク 「競争入札参加資格の審査」

今後も、公正、公平な審査に努めていく。

ケ 「入札・契約の適正化に関する国、市町等との連絡・調整」

今後も、国、市町と連絡を密にし施策を進めていく。

コ 「建設業の許可」

今後も、引き続き建設業法に基づき、建設業の許可を適正に行い、建設工事の適切な施工確保と建設業の健全な発展を図っていくとともに、令和5年1月から運用を開始した電子申請の普及を図っていく。

サ 「監督処分・指導」

今後も、建設業法その他関連法令の規定に違反した業者に対し、建設業法に基づく監督処分（指示、営業停止及び許可取消し）及び行政指導（指導、勧告）を行っていくとともに、監督処分に至らない事例についての指導・啓発を充実させ、より多くの建設業者に関係法令への理解を広めていく。

シ 「経営事項審査」

今後も、適正な経営事項審査を行い、県及び県内市町の入札参加資格登録業務に役立てていくとともに、令和5年1月から運用を開始した電子申請の普及を図っていく。

Ⅱ 公共用地課

1 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「事業用地の取得のための指導調整」、「事業用地の先行取得のための指導調整」

ア 公共用地対策事業費 3,240,063 円

公共事業用地の取得及び先行取得のための指導調整を行い、用地の適正かつ円滑な取得を推進した。

(ア) 令和6年度 用地補償費実績

区		分	道 路	河 川	砂 防	街 路	そ の 他	計
用地費	面積 (㎡)	公共	16,876	18,828	36,772	2,178	2,851	77,505
		県単	15,881	6,041	9,176	1,222	178	32,498
		計	32,757	24,869	45,948	3,400	3,029	110,003
	金額 (千円)	公共	152,972	205,540	36,982	129,710	28,545	553,749
		県単	62,943	45,413	8,384	44,349	9,327	170,416
		計	215,915	250,953	45,366	174,059	37,872	724,165
補償費	金額 (千円)	公共	1,471,828	806,134	109,078	1,293,030	14,461	3,694,531
		県単	107,527	113,750	18,242	329,101	49,972	618,592
		計	1,579,355	919,884	127,320	1,622,131	64,433	4,313,123
計	金額 (千円)	公共	1,624,800	1,011,674	146,060	1,422,740	43,006	4,248,280
		県単	170,470	159,163	26,626	373,450	59,299	789,008
		計	1,795,270	1,170,837	172,686	1,796,190	102,305	5,037,288

(イ) 令和6年度 先行取得契約に基づく実績

事業区分	箇所数	面積(㎡)	取得金額(千円)
街路事業	4	729	399,142
計	4	729	399,142

* 面積は小数点以下切捨て、金額は千円未満切捨て

(ウ) 公共用地の登記事務

公共用地として取得した土地の登記事務処理については、登記事務処理要領等の整備、用地事務アドバイザー制度の活用等事務処理体制の充実強化を図り、鋭意処理促進に努めている。

最近3か年の登記事務処理状況は次のとおりである。

登記事務処理状況調

(令和7年3月31日現在)

区分		要登記筆数		登記済筆数 ②			登記 保留分 ③	進捗率 (②+③)/①		未登記筆数 ①-②-③	
		①	内用地 買収以外	委託分	事務所 処理分	計		管内	県平均		内用地 買収以外
4年度	当該年度分	1,069	161	10	1,018	1,028	—	—	96.2	41	1
	過年度分	673	—	1	51	52	—	—	7.7	621	—
	計	1,742	161	11	1,069	1,080	—	—	62.0	662	1
5年度	当該年度分	1,259	420	28	1,209	1,237	—	—	98.3	22	—
	過年度分	665	1	—	50	50	—	—	7.5	615	—
	計	1,924	421	28	1,259	1,287	—	—	66.9	637	—
6年度	当該年度分	870	61	6	846	852	—	—	97.9	18	—
	過年度分	637	1	—	23	23	—	—	3.6	614	—
	計	1,507	62	6	869	875	—	—	58.1	632	—

(注1) 未登記筆数は、それぞれ各年度末時点の数値

(注2) 令和5年度の過年度分要登記筆数(665)は令和4年度末時点の未登記筆数(662)と比較して3筆増加した。

これは本表に記載されていない令和2年度以前に実施した登記保留分3筆が登記可能になり、登記保留を解除し過年度分としたため。

年度別未登記用地調

(令和7年3月31日現在)

区分			年度	平成30 年度以前	令和 元	2	3	4	5	6	計
未登記筆数				614	—	—	—	—	—	18	632
処 理 状 況	処 理 中	会計年度任用職員処理中 及び外部委託処理中		3	—	—	—	—	—	18	21
		公図訂正処理中		—	—	—	—	—	—	—	—
		登記関係書類収集中		—	—	—	—	—	—	—	—
		境界杭の復元処理調整中		—	—	—	—	—	—	—	—
		国土調査等により登記簿 閉鎖中		1	—	—	—	—	—	—	1
		その他		351	—	—	—	—	—	—	351
		計		355	—	—	—	—	—	18	373
	処理困難			259	—	—	—	—	—	—	259

(2) 「代替地の確保対策の実施」

ア 静岡県宅地建物取引業協会との提携による代替地の確保

宅地建物取引業者による代替地の検索・情報提供により、代替地の確保を行い、事業用地の円滑な取得に努めた。

＜成立件数＞ (令和7年3月31日現在)

年 度	平成元 ～令和元	2	3	4	5	6	計
件 数	384	1	0	0	0	0	385

イ 代替地情報バンク登録制度

広く県民から代替地の提供を募集し、これを土木事務所に登録してあっ旋し、事業用地の円滑な取得に努めた。

- ・登録対象土地 原則 200 m²以上で完全な所有権のある土地
- ・登 録 期 間 2年間（自動更新） ただし、随時抹消可
- ・登 録 機 関 各土木事務所

＜登録状況＞ (令和7年3月31日現在)

件 数	筆 数	面 積	備 考
834 件	2,114 筆	1,310,373.77 m ²	延申出件数 1,865 件 延成約件数 17 件

(3) 「用地職員研修の実施」

ア 公共用地対策事業費（再掲）

3,240,063 円

用地取得事務を行う職員に新任研修や土地評価、損失補償などの研修を実施し、職員の資質、専門性の向上を図った。

(ア) 公共用地課が行ったもの

名 称	実 施 時 期	参加人員
新任職員研修会（動画配信）	令和6年5月6月（26日間配信）	176 人
基礎研修会（土地評価）	令和6年7月（1日間）	91 人
実務研修会（損失補償概要）（WEB）	令和6年9月（1日間）	107 人
専門研修会（税務、損失補償各論）（WEB）	令和6年11月（1日間）	116 人
育成研修会（建物移転料算定）	令和7年1月（1日間）	14 人

(イ) 他機関（中部地区土地政策推進連携協議会）との共催

名 称	実 施 時 期	参加人員	共 催 者
中部地区土地政策推進連携協議会講習会（WEB）	令和6年9月（1日間）	47 人	中部地区土地政策推進連携協議会

(ウ) 他機関が主催し、これに参加したもの

名 称	実 施 時 期	参加人員	主 催 者
初任者研修(WEB)	令和6年6月（3日間）	22 人	中部地区用地対策連絡協議会・中部地区土地政策推進連携協議会
中堅研修(WEB)	令和6年8月（3日間）	10 人	
土地政策研修（WEB）	令和6年7月（1日間）	19 人	
測量研修	令和6年10月（2日間）	3 人	中部地区用地対策連絡協議会

(4) 「事業認定、裁決申請及び訴訟・仲裁等」

ア 事業認定、裁決申請

なし

イ 訴訟・調停等

なし

(5) 「土地収用法による知事の事業認定に関する事務」

ア 公共用地対策事業費（再掲）

3,240,063 円

土地収用法に基づく事業認定を行ったほか、今後事業認定申請を行う可能性がある市町事業等の事前相談を受けた。

(ア) 土地収用法に基づく事業認定

事業認定 件数：1 件「藤枝市立新学校給食センター整備事業」

(イ) 市町事業認定等の事前相談

相談事業数：6 事業、相談回数：18 回

(ウ) 土地収用法第3条該当性照会（課税特例対象事業への適合性の確認依頼）

地方公共団体から：7 件、民間団体から：1 件

(6) 「土地収用法（事業認定等を除く）に関する事務」

7 月及び1 月に主要事業の用地取得の進捗状況の公表を行い、公共事業に対する県民の理解促進に努めた。

<令和7 年1 月に公表した事業数>

(単位：件)

土木事務所名	道路事業	河川事業	砂防事業	街路事業	計
下 田	—	—	—	1 (1)	1 (1)
熱 海	—	—	—	—	—
沼 津	—	—	—	2 (2)	2 (2)
富 士	—	—	—	—	—
静 岡	—	—	—	—	—
島 田	—	—	—	1 (0)	1 (0)
袋 井	—	—	—	—	—
浜 松	—	1 (0)	1 (1)	—	2 (1)
計	—	1 (0)	1 (1)	4 (3)	6 (4)

*公表の対象：令和6 年9 月末現在で用地取得率が80%以上又は用地幅杭の打設終了から3 年に到達したもの。

*（ ）内の数値は前回（令和6 年7 月）公表時

(7) 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定」

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により創設された地域福利増進事業及び土地収用法の特例に関する市町等からの相談、照会に対応した。

ア 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定

実績なし

イ 市町等からの相談、照会への対応

(ア) 地域福利増進事業

相談等事業数：0 事業、相談等回数：0 回

(イ) 土地収用法の特例

相談等事業数：0 事業、相談等回数：0 回

(ウ) 所有者不明土地法

相談等回数：0 回

(8) 「静岡県土地開発公社の指導・監督等」

令和6年度事業計画の変更、予算の補正及び資金計画の変更、令和7年度事業計画、予算及び資金計画について承認を行うとともに、令和5年度決算に関する財務諸表及び事業報告書の内容を検証した。

また、事業の進捗状況を早期に把握することや経営上の課題等について情報共有することを目的として、定期的な意見交換を行った。

(9) 「国土交通大臣所管国有財産の管理・処分」、「廃川廃道敷の管理及び売払い事務」

ア 公共用地対策事業費（再掲）

3,240,063 円

(ア) 公共用財産利用推進事業

廃川廃道敷（知事の管理する国道、県道、一級河川及び二級河川）の処理

県道等の廃道敷地及び国からの譲与により取得した廃川敷地について、県有財産として有効かつ合理的な活用を図った。

令和6年度における処理状況は、次のとおりである。

廃川廃道敷地処理状況調 (令和7年3月31日現在)

区 分	廃 川 廃 道 敷 地						処 理 状 況					
	台 帳 記 載 の も の						処 理 中					
	年度当初		当該年度		計 (A)		未 着 手		測 量		譲 与	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
廃 川	12	m ² 12,363	0	m ² 0	12	m ² 12,363	0	m ² 0	6	m ² 7,546	0	m ² 0
廃 道	18	5,400	4	971	22	6,371	3	489	9	3,000	0	0
計	30	17,763	4	971	34	18,734	3	489	15	10,546	0	0
区 分	処 理 状 況								(B) のうち 処理困難な もの			
	処 理 中						処 理 済 (C)=(A)－(B)					
	登 記		処 分		計 (B)							
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積		
廃 川	3	m ² 3,449	3	m ² 1,368	12	m ² 12,363	0	m ² 0	8	m ² 10,655		
廃 道	3	1,297	3	834	18	5,620	4	751	12	3,396		
計	6	4,746	6	2,202	30	17,983	4	751	20	14,051		

令和6年度処理済の内訳

区分	処理済 箇所数	処理済 面積	売払実績		所属替実績	
			箇所数 (売払先数)	面積 金額	箇所数 (所属替数)	面積
廃川敷	0	0 m ²	0 (0)	0 m ²	0 (0)	0 m ²
				0千円		
廃道敷	4	751 m ²	3 (3)	23 m ²	1 (1)	728 m ²
				827千円		

(イ) 国有財産の管理

県が管理する国土交通大臣所管の国有財産の境界確定を行い、適正な財産管理に努めた。

令和6年度における実施件数は、次のとおりである。

区 分	国道	一級河川	二級河川	その他	法定外公共物	合計
件 数	61 件	104 件	99 件	14 件	0 件	278 件

(10) 「測量法等関連事務」

測量法第14条及び第39条の規定に基づく基本測量、公共測量の公示、同法第55条の12の測量業者登録簿等の閲覧、同法第21条及び第23条の永久標識・一時標識の設置等に関する通知の受理等を行った。

令和6年度における処理状況は、次のとおりである。

区 分	内 容	件 数
基本測量の公示	航空重力測量、空中写真撮影等	13 件
公共測量の公示	基準点測量、航空レーザ測量等	170 件
測量業者登録簿等の閲覧	営業経歴書等の閲覧	79 件
測量標移転請求書の受理	—	0 件
その他	永久標識設置、移転、廃棄等	28 件
計		290 件

(11) 「公有地の拡大の推進に関する法律に係る調査・照会等対応」

権限移譲に伴い平成19年度に市、平成24年度に町へ公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務が移譲されたことから、県のホームページに制度概要等に関する説明を掲載し、県民に対する周知を図った。

【評価】

ア 「事業用地の取得のための指導調整」、「事業用地の先行取得のための指導調整」

改善要望のある事案について、他県への事例照会や中部用地対策連絡協議会への相談を行い、その結果を踏まえた、検討、見直しを実施し、結果を土木事務所に周知した。

更に、土木事務所に対し、相続登記が未了等の理由により不動産登記簿で所有者が直ちに判明しない、あるいは判明しても所在が不明で連絡がつかない「所有者不明土地」の取得について、所有者不明土地管理命令の制度の先進事例を提供し支援した。

また、先行取得の利用がしやすくなるように、予算の流用手続きの簡素化を関係課と調整した。

イ 「代替地の確保対策の実施」

代替地を求める土地所有者に対し、静岡県宅地建物取引業協会との提携による代替地の確保制度（平成3年12月16日施行）や代替地情報バンク登録制度（平成4年7月1日施行）を活用して、代替地の情報提供を行った。

ウ 「用地職員研修の実施」

用地事務に携わる職員として基本的に身に付けるべき内容を中心とした新任職員研修や、用地事務の経験年数に応じたより実務的な内容の研修を複数企画し、実施した。また、本県も会員である中部地区用地対策連絡協議会が主催する研修会への参加も奨励した。

エ 「事業認定、裁決申請及び訴訟・仲裁等」

（ア）事業認定、裁決申請

なし

（イ）訴訟・仲裁等

なし

オ 「土地収用法による知事の事業認定に関する事務」

土地収用法に基づく事業認定申請に対し、事前相談に対応したうえで受理し、法に基づく適正な審査を行って認定した。

市町等からの相談や照会に対し、法の趣旨等を踏まえた対応を行った。

カ 「土地収用法（事業認定等を除く）に関する事務」

県のホームページ上で「主要事業の用地取得の進捗状況」の公表を行い、公共事業に対する県民の理解を深めた。

また、西部地域で進めている道路整備事業について、土地収用法の事業認定申請を見据え、事業担当課とともに、事業認定庁である国土交通省中部地方整備局に複数回、事前相談を行った。

キ 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定」

地域福利増進事業の実施を計画する事業者や、土地収用法の特例制度を活用しようとする公共団体等からの照会に迅速・的確に対応する準備として、定期的に国のホームページを確認する等の情報収集を行った。

ク 「静岡県土地開発公社の指導・監督等」

令和6年度事業計画の変更、予算の補正及び資金計画の変更、令和7年度事業計画、予算及び資金計画についての承認手続の中で、静岡県土地開発公社の事業計画や資金調達の方法等について問題がないこと等を確認した。

事業年度終了後に提出された令和5年度決算に関する財務諸表や事業報告書の内容を検証し、事業が適正に行われていることや財務状況について問題ないこと等を確認した。

また、意見交換の場を通じて、情報セキュリティ対策も含めた土地開発公社の事業が円滑に進められているか確認した。

ケ 「国土交通大臣所管国有財産の管理・処分」、「廃川廃道敷の管理及び売払い事務」

（ア）公共用財産利用推進事業

廃川廃道敷等の処理を積極的に進め、県有財産の有効利用を図った。

不用となった廃川廃道敷の一部について、売払いによる処分を行った。

(イ) 国有財産の管理

県が管理する国土交通大臣所管の国有財産の境界確定を適正に行った。

静岡県土地家屋調査士会等と連携して令和元年５月８日に設立した「静岡県境界問題連絡協議会」を通じて、市町等の会員から寄せられた境界問題に関する質疑等に対応した。

令和６年度は、筆界確認を求められた場合の運用方法の統一に向けて関係機関との調整を図り、運用を開始した。

コ 「測量法等関連事務」

測量法第１４条及び第３９条の規定に基づく基本測量、公共測量の公示、同法第５５条の１２の測量業者登録簿等の閲覧、同法第２１条及び第２３条の永久標識・一時標識の設置等に関する通知に係る関係機関への通知を遅滞なく行った。

サ 「公有地の拡大の推進に関する法律に係る調査・照会等対応」

市町の実績等の調査を行うとともに、市町担当者からの照会に対応し、制度の円滑な実施を支援した。

【課題】

ア 「事業用地の取得のための指導調整」、「事業用地の先行取得のための指導調整」

特になし

イ 「代替地の確保対策の実施」

代替地情報バンクへの新規の土地情報の登録が進まない状況にあるため、被補償者の希望にあった情報提供が困難になっている。

一部の土木事務所において、積極的な制度活用が行われていない状況にある。

ウ 「用地職員研修の実施」

特になし

エ 「事業認定、裁決申請及び訴訟・仲裁等」

特になし

オ 「土地収用法による知事の事業認定に関する事務」

特になし

カ 「土地収用法（事業認定等を除く）に関する事務」

特になし

キ 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定」

特になし

ク 「静岡県土地開発公社の指導・監督等」

特に県発注の事業について近年の公共事業費の減少傾向の影響等により、事業量の確保が困難な状況が続いている。

ケ 「国土交通大臣所管国有財産の管理・処分」、「廃川廃道敷の管理及び売払い事務」

(ア) 公共用財産利用推進事業

特になし
(イ) 国有財産の管理
特になし

コ 「測量法等関連事務」
特になし

サ 「公有地の拡大の推進に関する法律に係る調査・照会等対応」
特になし

【改善】

ア 「事業用地の取得のための指導調整」、「事業用地の先行取得のための指導調整」
現時点で特段の課題はないと認識しているが、土木事務所からの照会事例の整理・保存・共有による知識の蓄積を継続して行い、土木事務所に対して迅速・的確な支援を行う。

イ 「代替地の確保対策の実施」
起業者として必要な代替地確保について、土木事務所の実態を調査する。実態を踏まえ制度が代替地の確保の手段となるように対策を講じていく。
また、代替地確保対策の活用を土木事務所に周知する。

ウ 「用地職員研修の実施」
現時点で特段の課題はないと認識しているが、県主催の研修内容の一層の充実を図るため、必要に応じて、研修受講者の意見等を反映させていく。

エ 「事業認定、裁決申請及び訴訟・仲裁等」
現時点で特段の課題はないと認識しているが、県が事業認定、裁決申請を行う可能性がある事業について、事業課及び土木事務所からの早期の情報収集に努める。

オ 「土地収用法による知事の事業認定に関する事務」
現時点で特段の課題はないと認識しているが、事業認定申請が行われる可能性がある事業等について収用委員会事務局と連絡を密にする等、情報収集に努める。

カ 「土地収用法（事業認定等を除く）に関する事務」
現時点で特段の課題はないと認識しているが、引き続き、「主要事業の用地取得の進捗状況」を適正に把握するとともに、土地収用法の事業認定申請を検討している事案については、事業課と連携して適正に対応していく。

キ 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定」
現時点で特段の課題はないと認識しているが、引き続き先進事例等の情報収集に努める。

ク 「静岡県土地開発公社の指導・監督等」
土木事務所の積極的な公社活用を促すため、機会あるごとに公社活用のメリットに関する説明に努める。
国・市町事業獲得への支援として、公社に対し市町長会開催に関する情報提供を継続する。
土木事務所から市町に対して公社の活用を依頼する。

ケ 「国土交通大臣所管国有財産の管理・処分」、「廃川廃道敷の管理及び売払い事務」

(ア) 公共用財産利用推進事業

現時点で特段の課題はないと認識しているが、廃川廃道敷等の処理と状況調査を積極的に行い、公共用財産の利用促進に努める。

(イ) 国有財産の管理

現時点で特段の課題はないと認識しているが、今後も静岡県土地家屋調査士会等との連携を継続し、適正な対応に努める。

コ 「測量法等関連事務」

現時点で特段の課題はないと認識しているが、引き続き、測量法に基づく測量の公示や、標識の設置等に関する関係機関への通知等を遅滞なく行っていく。

サ 「公有地の拡大の推進に関する法律に係る調査・照会等対応」

現時点で特段の課題はないと認識しているが、市町からの照会事例の整理・保存・共有による知識の蓄積を継続して行い、市町に対して迅速・的確な支援を行う。

Ⅲ 技術調査課

1 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「建設副産物対策の推進」

ア 建設副産物対策

建設工事に伴って発生する建設副産物のリサイクルを推進するため、国土交通省が令和2年9月に策定した「建設リサイクル推進計画2020」に基づき、建設副産物の有効利用に取り組んでいる。

また、平成22年度から再生製品や資材の利用拡大を図るため「静岡県リサイクル認定製品」を使用するモデル工事を実施しており、令和6年度は11件のモデル工事を実施した。

(参考) 建設リサイクル推進計画2020の達成基準値及び実績

対象品目			令和6年度 達成基準値	令和4年度 実績値	
			中部	中部	静岡県
アスファルト塊	再資源化率		99%以上	99.9%	100.0%
コンクリート塊	再資源化率		99%以上	99.8%	99.2%
建設発生木材	再資源化・縮減率		97%以上	98.6%	98.5%
建設汚泥	再資源化・縮減率		95%以上	97.9%	97.0%
建設混合廃棄物	排出率		3.5%以下	2.0%	0.7%
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率		98%以上	98.8%	98.8%
建設発生土	有効利用率		80%以上	86.8%	84.4%

注) データ集計は翌年度に国で行うため、集計結果が出るのは概ね1年後となる。

イ 建設発生土対策

公共土木工事から発生する建設発生土は、恒常的に発生量が利用量を上回る現状であるが、都市化の進展に伴う空き地の減少や近年の環境問題への意識の高まりとともに、処分地の確保が困難となってきており、公共事業の円滑な執行に障害となっている。

特に、伊豆地域においては地形的特質から処分場の確保が困難な状況であるため、下田、沼津土木事務所管内で建設発生土処分地整備事業を実施している。また、発生時期や土質が合わないことなどから工事間利用が進まない建設発生土対策として、沼津土木事務所管内でストックヤード(仮置場)整備事業を実施している。

<建設発生土処分地整備事業>

59,000,000円

事務所	R6事業費 (千円)	施 工 箇 所	計画処分容量	計画 年度	累積処分量 (R7.3)
下 田	16,000	(一)下田南伊豆線・下田市大賀茂	87,000 m ³	H16～R12	24,000 m ³
沼 津	43,000	(主)伊東修善寺線・伊豆市年川	270,000 m ³	H10～R7	231,000 m ³
計	59,000				

<ストックヤード整備事業>

5,000,000円

事務所	R6事業費 (千円)	施工箇所	計画容量	計画年度	ストック量 (R7.3)
沼 津	5,000	御殿場市板妻	10,000 m ³	H10～	0 m ³

近年の災害激甚化に対応するための国土強靱化事業等の実施による建設発生土量の増加や、資源の有効な利用の促進に関する法律省令改正を踏まえ、建設発生土の適切な処理を可能とする環境を整備する必要がある。

このため、持続可能な建設発生土処理の実現に向けて、産学官で構成する「みらいの県土研究会」を設置し、情報の共有や意見交換を行っている。

また、「建設発生土の適正処理に関する基本方針（令和5年3月策定）」に基づき、まずは建設発生土の利活用促進に向けて、モデル事業の結果を踏まえたストックヤード整備の手引書となる「ストックヤード整備計画」を策定するとともに、建設発生土処理施設の設置を検討する民間事業者への技術支援を実施した。

<建設発生土処理官民連携推進事業>

75,000,000 円

区 分	内 容
建設発生土の処理に関する基礎調査の実施	・各地域における発生土量や民営の処理・処分施設の状況調査を実施
ストックヤードの整備	・ストックヤード整備計画に基づき、各地域へストックヤードの整備を実施
技術支援の実施	・技術相談窓口を通じ、民間事業者による建設発生土処理施設の設置を支援

(2) 「公共事業の ICT 化の推進」

ア CALS/EC の推進 公共事業電子調達 (CALS/EC) 推進事業費 158,679,113 円

CALS/EC は「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、事業の計画から維持管理において、紙で交換している情報を電子化し、ネットワークを活用して情報の共有・有効活用を図ることにより、業務の効率化・品質の向上・建設費の縮減を目指す取組である。

令和6年度の事業実績は、次のとおりである。

- ・電子入札システムの運用（「電子入札コアシステム」※を基本に県市町共同利用対応）
 - ※ 国が開発した公共団体向け電子入札システムの核になっているソフト
- ・電子入札の対象をすべての工事及び委託に拡大し、静岡県で6,493件の電子入札を実施
- ・県市町の電子入札共同利用を推進するため、静岡県電子入札共同利用者協議会を運営（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士市、富士宮市、磐田市、掛川市、長泉町、藤枝市、島田市、袋井市、伊豆の国市、伊豆市、焼津市、御前崎市、菊川市、裾野市、下田市、湖西市、函南町、南伊豆町、御殿場市、伊東市、熱海市、河津町、清水町、東伊豆町、牧之原市、小山町、森町、西伊豆町、川根本町、松崎町、吉田町、静岡県大井川広域水道企業団、静岡県道路公社、静岡県住宅供給公社の23市12町1企業団2公社の計38団体で7,915件実施）
- ・LGWAN上のクラウドサービスを利用したシステムの運用
- ・平成14年度に導入した2次元CADソフト「CAD We' 11 土木」は令和4年度末でサポートが終了したため、次期CADソフトとして「V-nas」を選定し、令和5年1月から導入している。
- ・発注者に対する教育のため、静岡県CALS/EC研修センターを継続運営（電子入札システム研修4回：受講者45人、CAD研修6回：受講者143人）

イ 建設事務総合システム 電算開発費・電算維持費 459,817,052 円

「建設事務総合システム」は、建設事務の正確性の向上、効率化・迅速化を図るため開発されたもので、「執行管理システム」をはじめとして12システムを運用している。

運用システムの概要及び機器の設置状況は、次のとおりである。

建設事務総合システムの概要

名 称	内 容
執行管理システム	予算の箇所付、予算執行、工程管理、検査管理、精算処理等
設計積算システム	工事及び委託の設計積算業務
災害報告支援システム	公共土木施設の被災状況報告、集計
災害精算記録システム	災害復旧事業の査定、再調査、成功認定の集計、各年度の精算
情報共有システム	インターネットを活用した受発注者間における書類等の収受
設計書情報提供サービス	インターネットを活用した設計書情報の提供
電子入札システム(入札情報サービス PPI 含む)	インターネットを活用した電子入札の運用管理
静岡県地理情報システム (GIS)	庁内 GIS・公開 GIS ※令和 3 年度から建設政策課で運用管理
電子納品保管管理システム	電子納品の保管管理
交通基盤部占用許可台帳管理システム	各種占用許可事務管理 (県管理道路及び河川)
国有財産使用収益許可台帳管理システム	国有財産の使用に伴う事務管理
港湾管理システム	港湾施設使用料、入港料等の徴収事務

建設事務総合システム機器設置状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	設置箇所	サーバ ※1	情報基盤上 サーバ※2	クライアント	プリンタ
交通基盤部	53	12	15	1,303	168
経済産業部	13	—	—	468	61
その他部局	8	—	—	53	5
計	74	12	15	1,824	234

- ・サーバ：クライアントからの要求に対して業務処理を行うコンピュータのこと。
 ※1 ファイルサーバや一時保存用等のサーバ。
 ※2 電子県庁課が提供する統合情報基盤上に構築したサーバ。
- ・クライアント：業務担当者が直接利用するコンピュータのこと（一般的にはパソコンが使われる）。

(3) 「積算基準の整備」

品確法の中で発注者の責務として位置付けられている「予定価格の適切な設定」や「適切な設計変更」に対応し、現場の施工実態や市場の実勢価格を的確に反映した単価及び経費により予定価格を算出するため、毎年労務費及び資材価格調査を実施している。

また、公共工事の積算や設計変更事務等について理解を深めるため、県・市町職員を対象に積算基準等説明会を実施した。

<労務資材調査事業費※>

65,046,000 円

調 査 の 名 称	調 査 委 託 先	調 査 期 間
公共事業労務費調査（秋季調査）	(株)東京商工リサーチ静岡支店	R6. 9. 19～R7. 2. 13
建設資材価格調査	(一財)建設物価調査会中部支部	R6. 4. 30～R7. 3. 21

※ 他に使用料及び役務費あり。

<積算基準等説明会開催状況>

区分	時 期	名 称	対 象 者	日数	人数
土木	R6. 4～5 月	積算基準等説明会	県・市町職員	8	264
建築	R6. 5～6 月	建築技術説明会	県・市町職員	動画配信	134
	R6. 7 月	建築関係職員研修(積算基準初級)	県・市町職員	1	36
農林	R6. 5 月	農地森林技術情報連絡会	県・市町等職員	動画配信	151
合 計					585

(4) 「職員の技術力向上の推進」

活力と魅力に溢れた静岡県を発展させるため、公共工事の発注者である土木技術職員は、良質なものを適正な価格で整備・維持管理する重要な責務を有しており、それらの企画、調査・計画から設計、施工・維持管理など広い範囲にわたって重要な役割を担っている。

交通基盤部では、「いっしょに、未来の地域づくり。」を基本理念に掲げ、子どもたちの未来のために、県土づくりの専門家として常に技術力を磨くことなどを職員一人ひとりの責務とする行動方針を定め、「ふじのくにづくりを進める技術者のあり方」において組織の目指すべき姿の実現に向けて技術者である個人に求める能力として「考え方×意欲×行政及び技術能力」を高めることを示し、これを実現していくため体系的な研修等により継続的な技術力の向上を目指している。

ア 技術職員研修の実施

土木関係職員技術研修事業費 6,358,550 円

社会資本整備を効率的・重点的に進め、地域のニーズに則した総合的な行政を展開していくため、職員に対する研修を実施し、幅広い視野と行政の専門知識・技術及び調整能力を持った人材の育成を図った。

<土木技術職員研修実施状況>

研 修 名	令和5年度（実績）				令和6年度（実績）			
	コース	日数 （日）	参加者		コース	日数 （日）	参加者	
			県	市町			県	市町
土木技術初級研修	3	9	91	110	3	10	119	119
土木技術中・上級研修	3	3	68	39	6	7	100	45
土木設計研修	7	10	179	163	10	14	262	263
土木一般研修	32	43	435	594	16	23	207	349
合 計	45	65	773	906	35	54	688	776
			1,679				1,464	

イ 技術力向上策の取組推進

個別研修（上司から部下へのOJT）と職場別研修（職場単位で実施するOJT）の実施により、若手職員の人材育成を行っている。

令和6年度は、以下5項目について各職場での取組推進を図った。

- ① 設計・工事推進ミーティング
- ② 設計VE検討会
- ③ OJT
- ④ 技術発表会
- ⑤ 広報グランプリ

(5) 「公共工事の品質確保の促進」

ア 低入札価格調査制度による品質確保の推進

過度な安値受注は、工事の質の低下や下請け会社も含めた建設産業の健全な発展の阻害を招く恐れが高いことから、予定価格が1億円以上の土木工事、予定価格が5千万円以上の建設工事（土木工事を除く）及び総合評価落札方式の工事を対象に低入札価格調査制度を導入し、工事の品質確保を図っている。なお、予定価格が1億円未満の土木工事及び予定価格が5千万円未満の建設工事（土木工事を除く）の工事については、最低制限価格制度の対象としている。

調査基準価格は、公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）モデルの算定方法の改定があった時には、それに合わせて県の算定方法を改定している。

低入札価格調査の対象件数は、平成22年度の130件をピークに平成26年度の40件まで減少を続けた。平成27年度以降は50～70件前後で推移しており、令和6年度は34件であった。

＜建設工事の低入札価格調査制度対象案件の発生状況と平均落札率＞ （単位：件（％））

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県全体	54 (82.9)	70 (86.7)	45 (87.9)	31 (85.2)	34 (84.3)
交通基盤部	46 (83.8)	68 (86.7)	42 (87.8)	26 (84.8)	32 (84.1)
他部局	8 (78.5)	2 (86.9)	3 (85.5)	5 (87.2)	2 (87.1)

調査委託などの建設関連業務委託についても、過度な安値受注を排除し、業務成果の品質を確保するため、予定価格が5百万円以上の建設関連業務及び総合評価落札方式の適用を受ける建設関連業務を対象に低入札価格調査制度を導入している。なお、予定価格が百万円以上5百万円未満の建設関連業務は最低制限価格制度の対象としている。

調査基準価格については、国交省の算定方法の改定があった時には、それに合わせて県の算定方法を改定している。

＜業務委託の低入札価格調査制度対象案件の発生状況と平均落札率＞ （単位：件（％））

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県全体	12 (77.2)	15 (76.5)	11 (74.4)	5 (73.6)	17 (76.7)
交通基盤部	10 (73.7)	12 (79.0)	9 (74.4)	2 (72.2)	14 (76.6)
他部局	2 (94.7)	3 (66.4)	2 (74.7)	3 (74.6)	3 (77.3)

イ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の推進

公共工事の品質確保に関する取組の推進と発注者間の連携強化を図るため、中部ブロックの国・県等で組織する中部ブロック発注者協議会、県・市町で組織する県部会、地区単位の分科会を設け、発注関係事務の適切な運用に取り組むとともに、市町の取組の支援を図っている。

また、品確法の理念を現場で実現するため、令和2年度に国から示された新・全国統一指標及び令和6年度目標値を踏まえ、施工時期の平準化や週休2日工事の推進等に取り組んでいる。

<新・全国統一指標と目標値>

	新・全国統一指標	R6 目標値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値
工 事	平準化率（件数ベース）	0.8	0.76	0.75	0.74	0.73	0.81
	週休2日工事の実施状況（発注率）※	100%	61.2%	56.4%	68.7%	73.9%	81.6%
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%	100%	100%	100%	100%	100%
業 務	平準化率（第四四半期納期率）	0.4	0.45	0.47	0.48	0.44	0.44
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ 週休2日工事実施状況（発注率）の実績値は全工事件数に対する割合であるのに対して、R6 目標値 100%は全工事件数から週休2日に馴染まない工事を除いた件数に対する割合である。

ウ 総合評価落札方式の普及推進

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び品確法に基づき、公共工事の円滑な執行と品質の確保を図るため、民間の優れた技術提案と価格を評価する総合評価 落札方式を導入している。

工事では、平成15年度から導入し、令和6年度は242件、累計で6,781件を実施しており、また、建設関連業務委託では、平成22年度から導入し、令和6年度は157件、累計で1,839件を実施している。

加えて、市町に対し総合評価落札方式の普及促進を図るため、県の総合評価審査委員会での審査受入れや年度当初の説明会及び研修会を開催するなどの支援も実施している。

令和6年度は独自審査をしている2市2町を除く全31市町のうち13市町が総合評価落札方式を実施している。（令和6年度に未実施の市町は9市9町であるが、過年度において全ての市町で実施されている。）

エ 他部局への技術支援

全県的な公共事業の品質確保に向けた取組を推進するため、建設技術監理センターに「建設技術支援窓口」を設置し、市町及び技術者のいない他部局に対して、公共事業実施に関する諸問題の相談を受け付けている。

令和6年度は、健康福祉部生活衛生局衛生課の事業（動物愛護センター建設）に関する技術支援を実施した。

オ 産学官連携の推進

建設産業における技能労働者の高齢化や若年入職者の減少等が大きな課題となっている。将来的な建設産業の担い手不足により、公共工事の品質確保に支障が生じることが懸念されるため、建設関連技術者の確保・育成に向けた取組を進めている。

令和6年度は、静岡大学に「地域に貢献できる人材の育成」の目的で創設された「地域創造学環」のコース選択必修科目（「学際科目」として各学部生も選択可能）として設定した2科目30講義（前学期：公共施設デザイン論、後学期：社会資本マネジメント論）に、講師28名（主に交通基盤部職員）を派遣した。受講者数は前後学期併せて172名（前学期102名、後学期70名）であった。

（6）「公共事業改革の推進」

ア 協働による公共事業等の推進

協働事業啓発事業費 410,000 円

道路、河川、港湾、公園など多くの分野において、構想や計画段階の合意形成から地域の美化活動や環境保全活動等を含めた維持管理まで全てのプロセスにおいて、地域住民や学生・NPO・企業など多様な団体等との協働による公共事業を進めており、公共事業に対する県民の積極的な参加と理解促進を図るとともに、効果的かつ効率的な事業の推進に取り組んでいる。

イ 新技術・新工法の活用

社会資本の整備に当たっては、少子高齢化の進行による担い手不足に対応する生産性向上や、建設コストの縮減や環境保全への対策などの諸課題の解決を図りながら、効果的、効率的に進めることが求められている。このため、民間等で開発された優れた新技術を公共工事に積極的に活用していくことが重要である。このような観点から、広く新技術に係る情報の収集、評価を行うとともに、新技術情報の提供を行っている。

新技術は、「建設工事新技術活用評価委員会」において、その有用性及び公共事業への適用性に係る評価を行い、「活用の区分」※の決定が行われ、令和6年度末現在、712件が「新技術情報データベース」へ登録されている。

また、平成29年度から建設現場のニーズと企業等が保有する技術シーズのマッチングを図る取組として「新技術交流イベント」を開催している。令和6年度は、11月13日にグランシップで開催し、111の企業・団体から129の技術が出展され、約1,200名が来場した。

※「活用の区分」

- ・「レベル1」：活用時に注意を要する新技術→参考情報
- ・「レベル2」：活用可能な新技術→事後調査を実施する条件で利用できる
- ・「レベル3」：建設工事で活用促進を図る新技術

<新技術登録状況（累計）>

（単位：件）

登録状況		分野						合計
		共通工	道路	河川・砂防	港湾	上下水道	その他	
活 用 の 区 分	レベル1	3	2	1	0	0	0	6
	レベル2	146	138	23	10	4	41	362
	レベル3	186	98	38	2	10	10	344
	合計	335	238	62	12	14	51	712

<新技術活用状況>

（単位：件）

	～H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
登録件数	503	36	34	25	17	32	22	22	21	712
箇所数 (工種数)	2,021 (-)	324 (128)	296 (137)	308 (134)	284 (140)	305 (110)	197 (73)	210 (76)	176 (51)	4,121 (-)

【評価】

ア 「建設副産物対策の推進」

(ア) 建設副産物対策

令和5年度は、対象の各品目で令和6年度の達成基準を満たしており、建設副産物の再資源化等を図ることができた。

静岡県リサイクル認定製品モデル工事は、例年並みの件数を実施することができ、再生製品や資材の利用拡大を図ることができた。

(イ) 建設発生土対策

令和5年度以前から運用していた2箇所の建設発生土処分場及び1箇所のストックヤードに加え、5箇所のストックヤードを整備し、有効活用することにより、建設発生土の適正な処分及び工事間利用の促進を図ることができた。

静岡県建設発生土マッチングシステムは、令和6年度末現在、ユーザー登録数は657者で

あり、土砂が発生する工事が 82 件、土砂の受入を希望する工事が 24 件登録されている。また、このシステムを通じ、27 件マッチングすることができた。

イ 「公共事業の ICT 化の推進」

(ア) CALS/EC の推進

CALS/EC の推進については、平成 19 年度から、電子入札及び電子納品の対象をすべての工事及び委託に拡大した。電子入札については、入札参加者のほぼ全てが電子入札に対応している。また、県と市町の電子入札システム共同利用は、23 市 12 町 1 企業団 2 公社が運用しており、広く一般に普及している。

(イ) 建設事務総合システム

建設事務総合システムについては、静岡県情報処理基盤整備基本計画（平成 24 年 3 月）の方針に沿い、平成 25 年度に主要なサーバを情報処理基盤に移行したことにより、高性能かつ堅牢なシステムが構築され、円滑な事業執行に寄与した。また、令和 3 年度及び令和 4 年度に端末・プリンタの更新を行った際には、デスクトップ端末をモバイルノート端末に変更し、テレワーク可能な業務環境の整備に寄与した。

令和元年度からは受発注者間におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、「情報共有システム」を導入しており、令和 6 年度は、当初契約 5 百万円以上の土木、農林及び営繕工事の 1,870 件で活用し、書類の保管、整理、管理等の効率化に寄与した。

加えて、工事・業務委託における設計書の公文書開示の事務手続きを軽減する「設計書情報提供サービス」を平成 31 年 4 月から運用開始し、令和 6 年度は約 38,500 件の設計書情報が提供され、職員の事務軽減と共に県民サービスの向上に寄与した。

ウ 「積算基準の整備」

国土交通省、農林水産省の積算基準の改定に合わせて県の積算基準書の改定を行うとともに、建設資材の実勢価格調査及び公共事業関係省（国土交通省、農林水産省）との協定による労務費調査を実施し、最新の積算基準及び市況を適切に反映した単価の適用により、積算の適正化を図ることができた。また、令和 7 年 3 月の労務単価・技術者単価の改定に伴い特例措置を実施し、技能労働者への適切な賃金水準の確保に努めた。

また、積算基準等説明会の開催により、積算基準の改定内容や技術管理に関する最近の動向について周知・啓発することができた。

エ 「職員の技術力向上の推進」

(ア) 技術職員研修の実施

令和 6 年度は、35 コース 54 日間で研修を運営、県市町合わせて 1,464 名が参加した。

研修生の内訳は、県職員が 688 名（47％）市町職員 776 名（53％）であり、例年県職員の過半数割れが続いている。

(イ) 技術力向上策の取組推進

技術力向上策の取組は、全出先事務所で認知され、日常的に実施されるようになってはいるものの、業務多忙の中、各職場での取組方法や実施回数等バラツキが見受けられる。

オ 「公共工事の品質確保の促進」

(ア) 低入札価格調査制度による品質確保の推進

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用により、工事及び業務委託とも、過度な安値受注を防止するとともに、品質の確保を図ることができた。

(イ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の推進

中部ブロック発注者協議会静岡県部会及び分科会を開催し、県内全市町の発注者間で中部

ブロック発注者協議会の取組について情報共有を図りながら、発注関係事務の適切な運用に取り組んだ。

また、新・全国統一指標の令和6年度目標値の達成に向けて、施工時期の平準化、週休2日工事の推進、低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な運用に取り組んだ。

(ウ) 総合評価落札方式の普及推進

令和6年度の総合評価落札方式については、年度内に完成した工事で242件（前年度からの繰越含む）の成績評定の平均点は82.0点となり、全体平均の80.7点を1.3点上回った。

また、業務委託も同様、年度内に完了した157件（前年度からの繰越含む）の成績評定の平均点は81.9点となり、全体平均の80.9点を1.0点上回った。このことから、工事及び業務委託での品質確保に効果があったことが確認できた。（令和7年3月31日までの集計データ）

(エ) 他部局への技術支援

令和6年度より、健康福祉部の動物愛護センター建設工事の現場監理等業務を支援しており、工事の完成は令和7年5月末を予定しているが、事業打合せや関係機関との調整、工事積算や段階確認等、支援内容が多岐にわたる。

(オ) 産学官連携の推進

静岡大学と連携し、社会資本整備や維持管理に関する計画や設計について、学生を対象に2科目30講義を行い、公共事業や建設業への関心・理解を高めるよう取り組んだ。

令和4年度から、講義実施期間の前後にアンケート調査を実施し、「建設行政や建設関連の仕事への興味と関心度」や「建設業関連への就職希望」等について受講者の意識の変化を対比できるようにし、当講義の効果の指標となるようにした結果、令和6年度後期講義では、建設行政への興味と感心について「興味がある」、「やや興味がある」とした者は、講義前後の回答数を割合で比較すると、講義後は56.1%であり38.1P増加した。

また、建設関連業への就職希望については、「就いてみたい」、「やや就いてみたい」とした者は、講義後で9.5%と低い数値となった。受講生の「公共事業や建設業への興味と関心」は、講義前の1～2割と比較して講義後では6割近くまで高まっていることから、連携の目的である公共土木インフラに関する知識の向上など一定程度果たしているものの、担い手不足を課題とする建設業界への就職希望を増加させることが今後の課題である。

(参考) アンケート結果（講義前後アンケートの結果を比較）

前期：回答者数 講義前 94、講義後 70、後期：回答者数 講義前 61、講義後 41

質問項目	前期「公共施設デザイン論」			後期「社会資本マネジメント」		
	講義前	講義後	ポイント差	講義前	講義後	ポイント差
建設行政への興味と感心 「興味がある」「やや興味がある」と回答した者の割合	18.0%	74.0%	+56.0P	18.0%	56.1%	+38.1P
建設関連業への就業希望 「就いてみたい」「やや就いてみたい」と回答した者の割合	24.5%	37.1%	+12.6P	24.5%	9.5%	-15.0P

カ 「公共事業改革の推進」

(ア) 協働事業による公共事業等の推進

令和6年度は、県内での協働取組実績が1,100箇所を超えているが、その内およそ9割は道路や河川の維持管理段階における取組である。

(イ) 新技術・新工法の活用

「新技術情報データベース」により有用な新技術の情報共有を図ることで、現場への新技術活用が促進された。また、「新技術交流イベント」の開催により、新技術への理解を深めるとともに、有意義な情報交換が行われた。

【課題】

ア 「建設副産物対策の推進」

(ア) 建設副産物対策

令和5年度は、対象の各品目で令和6年度の達成基準を満たしているものの、今後も引き続き高い再資源化率を維持していく必要がある。

静岡県リサイクル認定製品の利用拡大に向けて、使用しやすい環境整備と各種説明会等での継続的な周知啓発が必要である。

(イ) 建設発生土対策

「建設発生土の処理に関する基本方針」に基づき、建設発生土の発生抑制、利活用促進、適正処分に取り組み、建設発生土の有効利用を推進する必要がある。

イ 「公共事業の ICT 化の推進」

建設事務総合システムについて、制度の改変等に対応して、速やかにシステムの改修を図っていく必要がある。また、情報共有システムについて業務委託への対応が図られていない。

ウ 「積算基準の整備」

最新の積算基準及び市況を適切に反映した資材価格の適用により、引き続き適正な積算に努める必要がある。また、積算基準等説明会を開催し、積算基準の改定内容等について周知徹底を図る必要がある。

エ 「職員の技術力向上の推進」

(ア) 技術職員研修の実施

- ・前例踏襲の研修運営を行っており、適当な時期に研修の取捨選択が適切に成されておらず、類似した内容の科目が山積み状態の研修計画となっている。
- ・研修計画作成において、道路や河川など各種専門分野の科目設定まで建設技術監理センターへの一任が常態化し、専門知識の浅い職員による計画見直しを行っている。
- ・研修対象者について、入庁4～25年までを中級として一括りにしているため、「いつ」「誰が」「何を」受講すれば良いか？判断が難しい研修計画となっている。

(イ) 技術力向上策の取組推進

- ・職場別研修(OJT)の実施において、事務所によって回数や研修レベル等に差異が生じており、若手職員が平等に現場で学ぶ機会が失われつつある。

オ 「公共工事の品質確保の促進」

(ア) 低入札価格調査制度による品質確保の推進

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用を図り、工事及び業務委託のダンピング受注の防止に努める必要がある。

(イ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の推進

中部ブロック発注者協議会静岡県部会及び分科会を通じて、発注関係事務に係る市町の取組を引き続き支援する必要がある。

新たに国が定める目標値の達成に向けて、施工時期の平準化、週休2日工事の推進、低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な運用に引き続き取り組む必要がある。

(ウ) 総合評価落札方式の普及推進

総合評価落札方式の入札執行には一定の時間と職員の労力を要することから、普及推進のためには、より効率的な事務手続きが求められる。

また、工事等の内容によっては総合評価落札方式の適用が形骸化している場合がある。

簡易型Ⅰについては、工種によっては入札参加者全体の技術評価点が低く、技術評価点の差が小さかったため、技術的能力の差をよりの確に評価できるよう、発注者の求めている提案が入札参加者に具体的に伝わるように、令和2年度から公告文に評価細目を記載するようにして運用方法等を改善している。

(エ) 他部局への技術支援

技術職員のいない他部局支援では、事業打合せや関係機関との調整、工事の積算や段階確認等、支援内容が多岐にわたり相当の労力と時間を費やしており、通常業務への負荷が増大している。

(オ) 産学官連携の推進

静岡大学連携講義では、将来の担い手確保になかなかつながっていないことと、講師となる県職員の負担が大きい。

静岡理工科大学では、令和4年4月に県内唯一の「土木工学科」が開設された。同年、同大学教員（学科長松本教授、中澤教授）の声掛けで、県建設コンサルタント協会、県測量設計業協会、県土質調査協会、県袋井土木事務所（オブザーバー：建設技術監理センター）等をメンバーとした「静岡土木技術研究会」が設立し、建設業界における担い手づくりを目的に、産学官連携の取組を行っており、今後更なる連携強化を図っていく必要がある。

カ 「公共事業改革の推進」

(ア) 協働による公共事業等の推進

土木の公共事業推進において、協働は、多様な専門性と知恵を集め、関係者間の連携を強化し、地域ニーズに対応することで、より効果的で効率的な事業を実現するため重要であるため、地域住民や学生・NPO・企業等多様な団体への普及啓発と、改めて技術職員への教育が必要である。

(イ) 新技術・新工法の活用

新技術・新工法の活用により、担い手不足に対応する生産性向上や建設現場の諸課題の解決を図るため、建設現場のニーズに合致した新技術の登録促進、新技術を現場で活用しやすい環境整備が必要である。

（活用件数：～R3 年平均 300 件前後／R4 以降 200 件前後と減少）

【改善】

ア 「建設副産物対策の推進」

(ア) 建設副産物対策

県発注工事の建設副産物情報について、引き続き「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を利用してWEB上で登録・確認を行い、リサイクルの更なる推進を図っていく。

静岡県リサイクル認定製品モデル工事については、平成30年度より実施対象を営繕工事にまで広げており、引き続き実施件数の拡大を図っていく。

(イ) 建設発生土対策

静岡県建設発生土マッチングシステムの利用を拡大し、さらに工事間流用を進めていく。

みらいの県土研究会等を通じ、民間事業者と情報の共有を図りつつ、「建設発生土の処理に関する基本方針」に基づく取組を進めていく。

イ 「公共事業のICT化の推進」

建設事務総合システムについて、今後も制度の改変等に対し、適切にシステム改修を行い、

更なる事務の効率化を図っていく。また、令和元年度に導入した情報共有システムについては、今後、業務委託についても導入を予定しており、引き続き活用の拡大を図っていく。

ウ 「積算基準の整備」

今後も、現場の施工実態や市場の実勢価格の変化等を踏まえて適切に積算基準、単価の改定を行い、公共工事の積算の適正化を図っていく。また、積算基準等説明会についても継続して取り組み、発注者への周知徹底を図っていく。

エ 「職員の技術力向上の推進」

より良い人材を育成するためには、建設技術監理センターが実施する土木共通研修 (Off-JT) と、各職場で実施する技術力向上策の取組 (OJT) との更なる連携が必要不可欠であり、同じ方向性の中で双方が責任をもって実施することが重要と考えている。

令和7年度より、現場と密接な繋がりをもつ建設技術監理センターと工事検査課が一体となり、出先（発注）機関を支援するとともに、現場第1主義（現場ファースト）の実現に向け、様々な業務改革に取り組む。

（ア）技術職員研修の実施

- ・土木技術職員研修基本計画を大幅に見直し、基本・共通・専門スキルの新区分設定等により、研修の取捨選択と研修内容の明確化を図った。
- ・研修計画作成において、基本・共通は建設技術監理センター、専門は各局に役割分担し、其々の分野に精通する職員が研修計画を立案することで研修内容強化を図った。
- ・技術職員として求められる役割と能力を採用1年目～15年まで年代別に示し、受講の時期や目的を明確化して自己研鑽への意欲向上を図った。

（イ）技術力向上策の取組推進

- ・新たに職場別研修 (OJT) 基本計画を策定し、検査監による新たな OJT を4半期毎実施するものとし、現場でしか学ぶことのできない貴重な機会の創出を図った。

オ 「公共工事の品質確保の促進」

（ア）低入札価格調査制度による品質確保の推進

今後も引き続き、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に運用し、工事及び業務委託の品質確保を図っていくとともに、近年の入札状況や、国及び他自治体のダンピング対策の状況を踏まえながら、必要に応じて制度改定を検討していく。

（イ）公共工事の品質確保の促進に関する法律の推進

今後も中部ブロック発注者協議会静岡県部会及び分科会を活用し、発注者間で情報共有を行い、発注関係事務が適切かつ効率的に実施できるよう連携や調整を図っていく。

また、新たに国が定める目標値の達成に向けて、施工時期の平準化や週休2日工事の推進に取り組んでいく。

（ウ）総合評価落札方式の普及推進

効率的な事務手続きを実現しながら、工事等の品質確保・向上を図る制度の実効性を確保できるように、総合評価審査委員会に諮って、適宜執行手続きを見直していく。

引き続き、発注する案件が技術的工夫の余地のあるものなどで総合評価落札方式を適切に執行し、これに合致しない場合は、他の入札契約制度を活用しながら、引き続き公共工事の一層の品質確保に努めていく。

（エ）他部局への技術支援

交通基盤部の業務が増大する中、業務改革タスクフォースによる業務の見直しを行っており、建設技術監理センターにおいては、他部局支援のあり方（一般社団法人ふじのくにづくり支援センターとの役割分担）を再検討し、令和7年2月の総務課長会議にて以下のとおり

周知した。

建設技術監理センターは、市町及び他部局が担当する専門的な知識や技術を要する土木工事に際し、技術的な指導・助言を行う。なお、積算や監督・検査等の業務支援については、各市町及び各部局の予算における「一般社団法人ふじのくにづくり支援センター」等への外注に委ねるものとする。

今後は、交通基盤部建設政策課やふじのくにづくり支援センターと連携を図り、市町や他部局がふじのくにづくり支援センターを利用してもらえるよう環境を整えていく。

(オ) 産学官連携の推進

静岡大学連携講義では、実施方法の見直しにより講師となる職員の負担軽減を図りながら、建設業界への担い手確保を促す取組を検討していく。

静岡理科大学については、引き続き「静岡土木技術研究会」に参画して担い手確保につながるプロセスなどを研究し、今後連携の在り方等を含め総合的に検討していく。

カ 「公共事業改革の推進」

(ア) 協働による公共事業等の推進

これまでの維持管理段階における協働の取組に加え、構想や計画段階における“共創”を念頭に「まちづくり」や「半島防災」など産学官民連携によるプロジェクトを題材とする新たな勉強会を建設技術監理センターで企画する。

地域住民や学生・NPO・企業等多様な団体への普及啓発に加え、協働プロジェクトで活躍する若手職員が同僚の若手職員に対して土木の仕事のダイナミズムを伝えることにより仕事のやりがいにも繋がるような教育の場を創出する。

(イ) 新技術・新工法の活用

今後も引き続き、新技術情報データベースの充実やふじのくに活用促進技術制度の活用等に加え、新技術交流イベント等を通じた啓発により、新技術・新工法の利活用が推進され、建設現場の生産性の向上や課題解決が実現できるように努めていく。さらに、現場のニーズに応じた民間が開発した有用な新技術・新工法を建設現場に導入する取組を推進し、業務の効率化を図っていく。

IV 工事検査課

1 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「建設工事の検査及び評価」

地方公共団体が発注する建設工事の検査は、地方自治法第 234 条の 2 の規定に基づき、契約の適正な履行を確保するとともに、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 7 条の規定に基づき評価を行う。

ア 令和 6 年度の検査状況

静岡県建設工事検査要領（令和 2 年 12 月 25 日訓令乙第 19 号及び令和 5 年 1 月 24 日訓令乙第 1 号）に基づき実施した令和 6 年度の検査実績は、次のとおりである。

＜本庁検査の状況＞

区 分	検 査 対 象				
	完 成		出来形	中 間	計
	件 数	金 額 (千円)	件 数	件 数	件 数
土 木	134	27,862,076	11	261	406
建 築	114	24,698,692	4	215	333
農 林	110	11,253,762	13	202	325
計	358	63,814,530	28	678	1,064

※土木：当初請負金額 1 億円以上（完成検査の件数には、4 件の低入札工事が含まれる。）

※建築：当初請負金額 6,000 万円以上（完成検査の件数には、22 件の低入札工事が含まれる。）

※農林：当初請負金額 4,000 万円以上（完成検査の件数には、3 件の低入札工事が含まれる。）

※中間件数には令和 6 年度未完成工事の検査及び建築工事の一部完成検査（4 件）が含まれる。

イ 年度別本庁完成検査の実施状況（令和 3 年度～令和 5 年度）

＜年度別本庁完成検査実績＞

（単位：百万円）

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
土 木	286	40,548	180	29,072	124	23,442
建 築	95	14,867	129	19,145	95	16,546
農 林	156	11,473	116	14,621	117	10,902
計	537	66,888	425	62,838	336	50,890

※建築は受託事業が含まれる。

ウ 工事成績評価の結果

（令和 6 年度）

区分	全 体				本庁検査（低入札含む）				低入札工事検査			
	件数	平均	最高	最低	件数	平均	最高	最低	件数	平均	最高	最低
土木	1,810	80.7	91	68	134	82.8	91	72	4	80.0	82	76
建築	228	78.7	85	65	114	79.4	85	70	22	79.7	83	74
農林	336	81.2	90	68	110	82.6	89	70	3	83.7	86	81
計	2,374	80.6			358	81.7			29	80.2		

(2) 「建設工事の適正な施工体制の確保」

ア 監察

建設事業の適正かつ効率的な執行を確保するとともに、その運営の改善を図る目的で「静岡県建設事業監察規程」に基づき、経営管理部、経済産業部及び交通基盤部の所管する建設事業等に係る事務事業について監察を随時実施している。

令和6年度は、建設関係が、土木事務所（5事務所）、港管理事務所（2事務所）及び農林事務所（4事務所）の11出先機関、建築関係が、本庁の建築工事課、設備課及び資産経営課を対象に、11月から1月までの延べ12日間監察を行った。

(ア) 監察項目

- ・事故発生工事等における再発防止対策の履行状況の確認
- ・工事及び建設関連業務委託事故防止行動計画で定められたプロセスの履行状況の確認【土木、営繕】
- ・工事安全管理に関する特記仕様書などの履行状況の確認【農林】
- ・「静岡地下埋設物の事故防止マニュアル」に定められたプロセスの履行状況の確認
- ・架空線等に関する工事施工時の確認及び安全対策の実施状況の確認
- ・大幅な事業費の増減及び工期延期の理由を確認
- ・小規模工事事務取扱要領に基づく書類簡素化の実施状況の確認

(イ) 監察結果

- ・「指摘」すべき重大な事項はなく「指導」が3件で概ね良好であった。

【指摘・注意事項等の内容】

区分	件 名	件数	内 容
指導	事務手続き	3 件	変更指示書が発出済みにも関わらず、その内容を反映することなく工期延長のみで変更契約を行っていた。
その他	工事の事故 防止対策	68 件	着手前の受発注者合同によるハザードマップの現地未検証
		58 件	発注者による現地での事故対策リストの安全対策未確認
		43 件	事故対策リストに記載された安全対策の写真による確認困難
	事務手続き	41 件	完成期限日と変更契約日が同日となっている

イ 現場の施工体制の確保

公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展並びに品質が確保されるためには、現場において適正な施工体制が確保されることが重要であり、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び平成17年4月施行（令和元年6月改正）の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工体制の点検を行った。

(ア) 計画

a 現場における施工体制の点検

点検名	点検頻度
通 常	平成13年度から平成22年度までは毎月、平成23年度からは原則3か月に1回以上実施
全国一斉	平成14年度からは毎年10月から11月に県下の全市町にも要請し点検を実施

b 点検対象工事

項 目	対象工事
監理技術者専任工事	下請契約の請負代金の総額が45,000千円以上の工事のすべて
主任技術者専任工事	請負代金の総額が40,000千円以上の工事の20%程度
補助技術者専任工事	低入札価格調査制度による調査対象となる工事のすべて

(イ) 実績

a 通常点検

(令和6年度)

工事種別	点検対象工事数	点検回数	不備のあった回数				一括下請等 疑義のある 箇所数
			専任技術者の不在	施工体制台帳の不備	施工体系図 揭示不備	建設業許可 標識等揭示 不備	
監理技術者専任	415	571	1	0	1	3	0
主任技術者専任	819	762	0	2	0	1	0
補助技術者専任	14	23	0				0

b 全国一斉点検

(令和6年度)

実施団体数	点検対象件数 A	点検実施件数 B	内 低入札 工事数	点検 実施率 B/A	技術者等の 配置に関する 違反	下請契約に関 する違反	施工体制台 帳の備付に 関する違反	下請負人の 技術者の資 格・選任及 び取引の適 正化に関す る違反
20	680	46	10	6.8	0	6	1	0

改善不可の建設業法違反が認められた場合は許可部局へ通知手続きを、改善可能な建設業法違反が認められた場合は是正を求め、速やかな改善が認められないときには、許可部局へ通知手続きを行うこととしている。

ウ 工事の安全対策

県が発注する建設工事の労働災害及び公衆災害の防止等の工事事故防止対策を一層推進するため、出先事務所との「安全管理推進連絡会議」の開催や講習会や研修等での意識啓発、「工事事故防止行動計画」や「建設関連業務委託事故防止行動計画」の取組など、工事現場の安全管理体制の向上に取り組んだ。

具体的には、職員や建設業者を対象とした中間検査での指導のほか、安全管理研修会等における講義を通じて工事安全対策の普及啓発を実施するとともに、工事安全パトロールによる現場の安全点検を行うなどの現場安全管理の徹底に努めた。

また、令和6年度は、前年度から実施している現場での安全対策の創意工夫を奨励する「一現場・安全ひと工夫」の取組を継続して行うとともに、検査監が検査の現場で収集した、安全ひと工夫の事例のうち、受注者の了解が得られたものを各事務所の事故発生率等のデータ等とあわせて「A-press (安全通信)」として発信し、安全意識の醸成を図った。

<安全管理研修会・建設工事現場パトロール実施状況>

(令和6年度)

区分	安全管理研修会等の開催 ()内は参加人数	事務所の安全パトロール実施状況 ()内は、抜打ちパトロール回数		労働基準監督署・建設業協会との合同パトロール	
		回数	点検現場数	回数	点検現場数
土木	30回 (707人)	375(248)	847(606)	56	102
農林		88(61)	201(161)		

エ 優良工事表彰

(ア) 目的

建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業の健全な育成・発展を図るため、交通基盤部及び経済産業部が所管する建設工事において卓越した技術等に基づき優れた成績を修めた工事または技術者を表彰する。

(イ) 表彰対象

令和５年度に完成した交通基盤部及び経済産業部（農林事務所の発注する河川砂防局、農地局、森林・林業局の工事）が所管する請負金額 500 万円以上の工事

(ウ) 表彰部門

表彰部門は、優良工事、優良技術者、安全工事、災害復旧・地域貢献、ICT 優良工事、働き方改革、維持管理業務の 7 部門で、部門ごとに工事成績が優秀で他の模範となるもの。

上記のうち、特に優秀なものは知事・部長表彰、優秀なものは事務所（局）長表彰としている。

＜令和６年度（令和５年度完成）交通基盤部・経済産業部優良建設工事の表彰件数一覧＞

※上段（ ）書きは、知事表彰で内数

知事及び部長表彰								所 長 表 彰							
優良 工事	優良 技術 者	安全 工事	災害 復旧・ 地域 貢献	ICT 工事	働き 方改 革	維持 管理 業務	小計	優良 工事	優良 技術 者	安全 工事	災害 復旧・ 地域 貢献	ICT 工事	働き 方改 革	維持 管理 業務	小計
(2) 8	1	3	(1) 5	1	0	3	(3) 21	20	24	11	13	7	6	18	99
合計								(3) 120							

表彰対象工事件数：2,601 件

表彰対象点数：（知事・部長表彰の優良工事部門は上位 1/50、その他部門は上位 1/25、所長表彰は 1/10 を選定）

令和６年度の場合は、部長表彰（優良工事部門 87 点以上、災害復旧及び維持管理業務部門 85 点以上、その他部門 86 点以上）/所長表彰（84 点以上）

オ 業務委託表彰

(ア) 目的

建設コンサルタント等の健全な育成と公共事業の品質向上を図るため、交通基盤部及び経済産業部が所管する建設関連業務において、優れた業務を履行した者を表彰する。

(イ) 表彰対象

交通基盤部及び経済産業部の出先事務所が発注し令和５年度に完了した委託業務のうち、委託業務成績評定要領により成績評定されたもの

(ウ) 表彰部門

表彰部門は、測量・用地調査等業務、地質・土質調査業務、設計業務、調査・計画業務、点検業務及び農林土木業務の 6 部門で、部門ごとに成績評定が優良で他の模範となるもの。

上記のうち、特に優秀なものは部長表彰、優秀なものは事務所（局）長表彰としている。

<令和6年度（令和5年度完了）交通基盤部・経済産業部優良業務委託表彰件数一覧>

※上段（ ）書きは、知事表彰で内数

部 長 表 彰							所 長 表 彰						
測量・ 用地 調査 等	地質・ 土質 調査	設計	調査・ 計画	点検	農林 土木	小計	測量・ 用地 調査 等	地質・ 土質 調査	設計	調査・ 計画	点検	農林 土木	小計
1	1	(1) 2	1	-	1	(1) 6	6	4	13	3	2	6	34
合計							(1) 40						

表彰対象業務委託件数：2,247件

表彰対象点数（部門別順位上位1/10を選定）

（令和6年度の場合83点以上）測量・用地調査、点検、農林土木

（令和6年度の場合84点以上）地質・土質調査、設計、調査・計画

(3) 「技術基準等の制定・改正（土木・農林）」

国（国土交通省、農林水産省農村振興局・林野庁）の関係共通仕様書等の改正に準拠し、公共工事等の品質確保や技術水準の向上を図るため、共通仕様書等を改正した。

<令和6年度改正の共通仕様書など>

区分	改正した共通仕様書名	適用年月日
土木	土木工事共通仕様書	令和6年9月
土木	土木工事施工管理基準	令和6年9月
土木	業務委託共通仕様書	令和6年12月
農林	農林土木工事共通仕様書	令和6年9月
農林	農林土木工事施工管理基準	令和6年9月
農林	農林土木業務委託共通仕様書	令和6年12月

(4) 「建設技術職員等の建設工事に関わる研修・指導・市町支援」

県・市町の建設技術新任職員等を対象とした各種研修の講師を務め、知識の習得と技術力向上を支援している。

<建設技術職員等研修実施状況>

(令和6年度)

区分	名称	時期	対象者	日数	人数
土木	土木職員技術説明会	R6.4～5	県・市町職員	8	264
土木・農林	土木技術初級研修（採用2年目研修）	R6.5	県・市町職員	1	56
土木・農林	土木技術初級研修（採用3年目研修）	R6.5	県・市町職員	1	67
土木・農林	新任検査員研修	R6.5	県・市町職員	1	55
土木・農林	ICT活用工事研修	R6.10	県・市町職員	1	15
農地	用地事務新任職員研修（動画配信）	R6.5～6	県・市町職員外	30	176
農地	農業土木技術者育成研修（前期）	R6.7	県・市町職員外	2	30
農地	農業土木技術者育成研修（後期）	R6.11	県・市町職員外	1	15
林業	治山初級者（新任者）研修会	R6.4	県職員	1	5
農林	技術情報連絡会	R6.5～6	県・市町職員	30	151
建築	営繕業務初級研修（総論、品質向上）	R6.4	県職員	1	16
建築	営繕実務研修（工事検査・監理のポイント）	R6.10	県・市町職員	1	68
建築	営繕実務研修（安全・施工管理）	R7.1	県・市町職員	1	66

(5) 「補助事業設計審査等」

経済産業部が所管する農林水産関係補助事業のうち建築関連の工事を伴うものについて、事業担当課からの依頼により設計審査及び現地確認に協力し、技術面での援助を行っている。

＜補助事業設計審査等の実施状況＞

(令和6年度)

区分	設計審査 協力回数 (※)	中間現地確認 協力回数	出来形現地確認 協力回数	完成現地確認 協力回数
建築	2	2	0	2

※設計審査協力回数には、変更設計審査分を含む

【評価】

ア 「建設工事の検査及び評価」

工事の施工時及び完成時に、出来形、品質及び安全管理等の施工管理について、厳正かつ公平な検査を実施し、契約の適正な履行及び成果物の品質の確保に努めた。令和6年度においては、所定の品質が確保されていないとして、修補を命じた工事は土木工事で2件、建築工事で1件あった。

イ 「建設工事の適正な施工体制の確保」

(ア) 監察

令和6年度は、11 出先機関と本庁3課で7項目の本調査を行ったところ、重大事項はなかった。

(イ) 現場の施工体制の確保

通常点検を実施した結果、8件の不備があった。全国一斉点検においては、7件の軽微な違反があった。

(ウ) 工事の安全対策

平成30年度に工事事故防止行動計画を定め、県発注工事事故の防止に取り組んだ結果、全体の合計件数は減少傾向にあるものの、令和5年度と比較すると工事関係者の死亡事故が1件(0件→1件)発生するとともに、休業4日以上を要する傷害事故が増加(4件→10件)し、休業4日未満の件数は微減(11件→10件)であった。

一方、公衆災害事故は、死亡事故(0件→0件)、重傷事故(2件→0件)は無く、物損事故は1割減(30件→26件)で、全体の合計件数は微増(46件→47件)であった。

(エ) 優良工事表彰

平成元年度に表彰制度を定め、平成15年度に部長表彰を新設、令和6年度には部門再編や知事表彰の新設を行った。

令和6年度は対象工事件数2,601件の中から、7部門で3件を知事表彰、18件を部長表彰、99件を所長表彰した。

(オ) 優良業務委託表彰

平成28年度に表彰制度を定め、令和元年度は部門再編や部長表彰の新設、令和6年度には知事表彰の新設を行った。

令和6年度は対象業務件数2,247件の中から、6部門で1件を知事表彰、5件を部長表彰、34件を所長表彰した。

ウ 「技術基準等の制定・改正(土木・農林)」

令和6年度は、土木・農林共に工事・委託の共通仕様書及び工事施工管理基準について、延べ6回改正し、ホームページ等により周知を図った。

エ 「建設技術職員等の建設工事に関わる研修・指導・市町支援」

県・市町職員の技術力向上の支援のため、令和6年度はWebでの開催を含めて延べ930人余の研修会等参加者に対し、工事事務防止行動計画及び技術検査、工事成績評価の公正な評価等の講義を行った。

オ 「補助事業設計審査等」

農林事務所が行う建築関連工事の設計審査・現地確認の協力依頼について、令和6年度は、延べ6回の技術的助言・指導を行った。

【課題】

ア 「建設工事の検査及び評価」

公共工事の品質を確保するとともに、当該工事以降における受注者の適正な選定及び受注業者の技術的水準の向上を図るため、厳正かつ公平な評価の実施が必要である。

土木工事では、特に出先事務所の検査業務量が増大し、検査監の間で業務量に差が生じている。

イ 「建設工事の適正な施工体制の確保」

(ア) 監察

「事故防止行動計画（工事及び業務委託）」で定められたプロセスの履行が確認できない事案が多数あるため、継続して周知・指導が必要である。

また、工期当日の変更契約が監察実施箇所の約2割を占めることから、適切な執行管理を行うよう、意識の醸成を図っていく必要がある。

(イ) 現場の施工体制の確保

発注者による施工体制の点検等を通じて、建設業法等に基づく適正な施工体制を求めていく必要がある。

(ウ) 工事の安全対策

公衆災害事故は減少傾向にあるが、工事関係者事故は増加傾向にあることから、引き続き、県発注工事及び業務委託における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を目指し、受発注者が連携して工事の安全対策に取り組むよう意識の醸成を図っていく必要がある。

(エ) 優良工事表彰

公共工事の品質確保を促進するため、表彰制度を活用し、建設技術の向上、適正な施工の推進、建設業の健全な育成や発展を図る必要がある。

また、小規模工事の多くを受注している地域建設企業は社会インフラの維持管理や災害対応等の地域の守り手であり、社会的評価の向上と経営の安定化につながる取組を行う必要がある。

(オ) 優良業務委託表彰

公共工事の品質確保を促進するため、表彰制度を活用し、建設コンサルタント等の育成と公共工事に関する調査及び設計の品質確保を図る必要がある。

ウ 「技術基準等の制定・改正（土木・農林）」

検査において、適正な評価を行うための基準となる県の技術基準や要領等は、国の基準に準拠しているため、それらの改正等に伴って、制定・改正を適切に行う必要がある。

エ 「建設技術職員等の建設工事に関わる研修・指導・市町支援」

公共工事の品質確保のため、職員の技術力向上を図っていく必要がある。

オ 「補助事業設計審査等」

経済産業部が所管する農林水産関係補助事業のうち、建築関連の工事を伴うものについては、補助金を適正に執行するため、設計審査・現地確認における技術的援助を継続する必要がある。

【改善】

ア 「建設工事の検査及び評定」

公共工事の品質確保を図るため、工事成績評定の結果や優良工事の表彰実績を入札執行時の業者選定基準の一つとしていることから、今後とも国の動向や社会情勢を踏まえ要領等の改正を行い、適切な評定に努める。

土木工事では、契約金額による検査区分を廃止し、検査命令は全て事務所長が行う事務所検査として、検査監の業務量の均衡を図る。

イ 「建設工事の適正な施工体制の確保」

(ア) 監察

監査委員事務局と調査事項を調整の上で監察を実施し、円滑な工事・委託の執行と品質の確保に資する。

(イ) 現場の施工体制の確保

引き続き通常点検・全国一斉点検を実施し、適正な施工体制の確保に努める。

(ウ) 工事の安全対策

「工事事故防止行動計画」及び「建設関連業務委託事故防止行動計画」の強化及び着実な推進を図るため、令和6年度に発生した事故の分析を踏まえ「令和7年度建設工事等事故防止重点対策」を定めるとともに、検査監による事故原因を踏まえた現場主体のOJT研修を通じて監督員への安全教育、抜打ちを含む安全パトロールの実施、受発注者への定期的な事故や安全対策関連情報等の積極的な水平展開を行う。

(エ) 優良工事表彰

引き続き、公平・公正な成績評定の実施と表彰を行い、建設技術の向上、適正な施工の推進、建設業の健全な育成や発展を図り、もって公共工事の品質確保を促進する。

また、当初契約額3,500万円未満の工事を一つの表彰部門として、「優良小規模工事部門」を新設するとともに、「災害復旧・地域貢献部門」を「災害復旧部門」と「地域貢献部門」に分割し、各種の建設工事に携わる地域建設企業が表彰される機会を増やす。

(オ) 優良業務委託表彰

引き続き、公平・公正な成績評定の実施と表彰を行い、委託成果物の品質向上及び測量・調査・コンサルタント業界の技術力向上を図り、もって公共工事の品質確保を促進する。

ウ 「技術基準等の制定・改正（土木・農林）」

工事の円滑な執行及び適正な品質確保が図られるよう、国の動向等を踏まえた県基準等の見直し・検討を行っていく。

エ 「建設技術職員等の建設工事に関わる研修・指導・市町支援」

公共工事の品質が確保されるよう、建設技術監理センターと緊密に連携を取りながら、検査監が中心となって、現場管理や安全対策などのポイントを踏まえた研修を行う。

オ 「補助事業設計審査等」

経済産業部が所管する農林水産関係補助事業で建築工事を伴うものについて、補助金を適正に執行するための指導を継続する。

《道路局》

I 道路企画課

1 施策の体系

政策の柱 防災・減災対策の強化

目標 ハード・ソフト両面を適切に組み合わせた地震・津波・火山対策や風水害・土砂災害対策を進め、被害を最小限に抑制する。

施策 地震・津波・火山災害対策

取組 地震災害に強い基盤整備

政策の柱 脱炭素社会の構築

目標 本県の恵み豊かな地域資源を活かし、地域と共生した再生可能エネルギーの導入・活用、技術開発等により、温室効果ガス排出量を削減し、環境と経済の両立を図る。

施策 徹底した省エネルギー社会の実現

取組 まちづくり、地域交通の脱炭素化

政策の柱 産業や暮らしを支える交通インフラの強化

目標 高規格幹線道路の整備促進や地域高規格道路等の整備を推進する。
円滑な交通環境の確保や適切な道路管理を推進する。

施策 広域的な道路網の強化

取組 高規格幹線道路等を中心としたネットワークの充実

取組 利便性を図る道路整備の推進

施策 安全・快適な道路環境の確保

取組 円滑な交通環境の確保

取組 適切な道路管理の推進

政策の柱 スポーツの聖地づくり

目標 性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備する。

施策 地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化

取組 スポーツによる交流促進

政策の柱 美しい景観の創造と自然との共生

目標 広域景観の保全・形成を図るとともに、市町における景観形成を促進する。

施策 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成

取組 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 地震災害に強い基盤整備

ア 地震・津波対策促進費交付金 2,758,019,000 円

南海トラフ巨大地震から県民の生命財産を守るため、静岡市及び浜松市に対し地震・津波対策促進費交付金を交付し、両政令市が実施する地震・津波対策や高規格道路等の整備促進を図った。

イ 国直轄道路事業費負担金 4,842,400,248 円

伊豆縦貫自動車道や国道 1 号藤枝バイパス、国道 139 号富士改良などの事業が推進された。伊豆縦貫自動車道では、河津下田道路の 2 号トンネルが工事着手されたほか、国道 1 号島田金谷バイパスの旗指 IC～大代 IC 間が 4 車線化するなど、災害に強く、交流を促進する道路ネットワークの整備が着実に進捗した。

(2) まちづくり、地域交通の脱炭素化

地域の主要渋滞箇所周辺のバイパス整備や交差点改良等を行い、交通渋滞の緩和を図った。令和 5 年度に富士川かりがね橋（県道富士由比線）が開通するなど、渋滞緩和に寄与するバイパス整備や交差点改良などを実施した。

(3) 高規格幹線道路等を中心としたネットワークの充実

ア 道路関係国庫補助事業費（交通調査費） 19,320,000 円

神奈川と静岡の県境を跨ぐ道路（伊豆湘南道路）の課題検討や環境基礎調査、将来交通量推計などを実施し、実現に向けた検討を行った。

イ 国直轄道路事業費負担金（再掲） 4,842,400,248 円

伊豆縦貫自動車道や国道 1 号藤枝バイパス、国道 139 号富士改良などの事業が推進された。伊豆縦貫自動車道では、河津下田道路の 2 号トンネルが工事着手されたほか、国道 1 号島田金谷バイパスの旗指 IC～大代 IC 間が 4 車線化するなど、災害に強く、交流を促進する道路ネットワークの整備が着実に進捗した。

ウ 県単独道路整備事業費（道路調査費） 38,863,000 円

渋滞対策を検討している県道伊東修善寺線の整備効果把握など、地域の課題解決に向けた調査・検討を実施した。

エ 県単独道路整備事業費（新東名関連道路調査費） 6,930,000 円

伊豆縦貫自動車道（河津下田道路）など、高規格道路の整備効果検証のための交通量調査等を実施し、今後の道路施策推進に向けた基礎データを把握した。

オ 県単独道路整備事業費（道路交通情勢調査費） 16,352,000 円

静岡県道路交通渋滞対策推進協議会において、主要渋滞箇所位置付けられている交差点などにおける交通量、渋滞長調査を実施し、渋滞対策検討のための基礎データを把握した。

(4) 利便性を図る道路整備の推進

ア 道路関係国庫補助事業費（交通調査費）（再掲） 19,320,000 円

神奈川と静岡の県境を跨ぐ道路（伊豆湘南道路）の課題検討や環境基礎調査、将来交通量推計などを実施し、実現に向けた検討を行った。

イ 国直轄道路事業費負担金（再掲） 4,842,400,248 円

伊豆縦貫自動車道や国道1号藤枝バイパス、国道139号富士改良などの事業が推進された。伊豆縦貫自動車道では、河津下田道路の2号トンネルが工事着手されたほか、国道1号島田金谷バイパスの旗指IC～大代IC間が4車線化するなど、災害に強く、交流を促進する道路ネットワークの整備が着実に進捗した。

ウ 県単独道路整備事業費（道路調査費）（再掲） 38,863,000 円

渋滞対策を検討している県道伊東修善寺線の整備効果把握など、地域の課題解決に向けた調査・検討を実施した。

エ 県単独道路整備事業費（新東名関連道路調査費）（再掲） 6,930,000 円

伊豆縦貫自動車道（河津下田道路）など、高規格道路の整備効果検証のための交通量調査等を実施し、今後の道路施策推進に向けた基礎データを把握した。

オ 県単独道路整備事業費（道路交通情勢調査費）（再掲） 16,352,000 円

静岡県道路交通渋滞対策推進協議会において、主要渋滞箇所位置付けられている交差点などにおける交通量、渋滞長調査を実施し、渋滞対策検討のための基礎データを把握した。

(5) 円滑な交通環境の確保

ア 道路関係国庫補助事業費（交通調査費）（再掲） 19,320,000 円

神奈川と静岡の県境を跨ぐ道路（伊豆湘南道路）の課題検討や環境基礎調査、将来交通量推計などを実施し、実現に向けた検討を行った。

イ 国直轄道路事業費負担金（再掲） 4,842,400,248 円

伊豆縦貫自動車道や国道1号藤枝バイパス、国道139号富士改良などの事業が推進された。伊豆縦貫自動車道では、河津下田道路の2号トンネルが工事着手されたほか、国道1号島田金谷バイパスの旗指IC～大代IC間が4車線化するなど、災害に強く、交流を促進する道路ネットワークの整備が着実に進捗した。

ウ 県単独道路整備事業費（道路調査費）（再掲） 38,863,000 円

渋滞対策を検討している県道伊東修善寺線の整備効果把握など、地域の課題解決に向けた調査・検討を実施した。

エ 県単独道路整備事業費（新東名関連道路調査費）（再掲） 6,930,000 円

伊豆縦貫自動車道（河津下田道路）など、高規格道路の整備効果検証のための交通量調査等を実施し、今後の道路施策推進に向けた基礎データを把握した。

オ 県単独道路整備事業費（道路交通情勢調査費）（再掲） 16,352,000 円

静岡県道路交通渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所位置付けられている交差点などにおける交通量、渋滞長調査を実施し、渋滞対策検討のための基礎データを把握した。

（６） 適切な道路管理の推進

持続可能なインフラメンテナンスを目指し、有識者を交えた「社会インフラ長寿命化検討委員会」により、社会インフラを取り巻く社会情勢等の変化を踏まえた、新たな「社会インフラ長寿命化行動方針」を策定した。

（７） スポーツによる交流促進

富士山１周サイクリングルート（フジイチ）では、山梨・静岡両県の地域づくり団体、サイクリスト、国・県・市町村などからなる「ぐるり富士山サイクルツーリズム推進協議会」を設立し、統一した環境整備に向け関係者が連携した取組を推進した。令和６年度は、昨年度決定したロゴマークを活用したサイクリングルートの周知など取組の機運醸成を図った。

（８） 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

静岡県無電柱化推進計画（令和４年度～令和７年度）に基づき県内の無電柱化を推進し、令和６年度末までに 41km で事業着手した。

また、富士山周辺地域などで地域の活動団体と連携した美化活動を実施し、地域資源を活かした美しい道路景観を維持する取組を推進した。

(9) 繰越

計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、令和7年度へ繰越したものである。

事業名	箇所名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}$ (%)	完成(予定) 年月日
道路関係国庫補助事業費(交通調査費)	伊豆湘南道路外3箇所	37,780	31,860	15.7	R7.6.30
県単独道路整備事業費(道路調査費)	(国)136号外2箇所	35,786	14,775	58.7	R7.6.30
半島防災推進事業費(道路)		20,000	20,000	0	R8.3.31
計		93,566	66,635	28.8	

【評価】

指標名		現状値 (2020年度)	実績				目標値 (2025年度)
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
成果指標	地域の基幹となる道路の供用率(延長)	71.1% (219.1km)	74.2% (228.6km)	75.1% (231.6km)	75.6% (233.0km)	76.7% (236.3km)	76.7% (236.3km)
	渋滞対策実施率(箇所数)	72.7% (40箇所)	85.5% (47箇所)	89.1% (49箇所)	92.7% (51箇所)	100% (55箇所)	100% (55箇所)
活動指標	高規格幹線道路の供用率(延長)	83.3% (381.7km)	84.8% (388.8km)	85.5% (391.8km)	85.5% (391.8km)	85.5% (391.8km)	85.5% (391.8km)
	高規格幹線道路へのアクセス道路の供用率(延長)	64.6% (22.8km)	71.4% (25.2km)	71.4% (25.2km)	75.4% (26.6km)	84.7% (29.9km)	84.7% (29.9km)
	自転車走行環境整備率(矢羽根型路面表示等の延長)	26.4% (18.5km)	52.9% (37.0km)	84.9% (59.4km)	85.3% (59.7km)	85.3% (59.7km)	100% (70.0km)

ア 地域の基幹となる道路の供用率

令和5年3月に伊豆縦貫自動車道(河津七滝IC～河津逆川IC間)3.0kmが開通したほか、令和6年3月には富士川かりがね橋(県道富士由比線)が開通し、県内の基幹となる道路ネットワーク整備は着実に進捗している。

イ 渋滞対策実施率

富士川かりがね橋(県道富士由比線)が開通するなど、指標に位置付けた全55箇所は令和6年度までに全ての対策が完了した。

ウ 高規格幹線道路の供用率

令和5年3月に伊豆縦貫自動車道(河津七滝IC～河津逆川IC間)3.0kmが開通したほか、天城峠道路(月ヶ瀬～茅野)5.7kmが新規事業化されるなど、本県の広域道路ネットワーク整備は着実に進捗している。

エ 高規格幹線道路へのアクセス道路の供用率

令和6年3月に富士川かりがね橋（県道富士由比線）が開通したほか、国道473号（金谷相良道路Ⅱ）が令和7年3月に供用するなど、アクセス道路の整備が着実に進捗している。

オ 自転車走行環境整備率

富士山1周サイクリングルート静岡県内区間68.9kmのうち、令和6年度末までに48.4kmで矢羽根型路面表示などによる自転車走行環境整備が完了し、着実に事業進捗している。また、山梨・静岡両県の統一した環境整備に向け、官民連携組織となる「ぐるり富士山サイクルツーリズム推進協議会」を設置した。

【課題】

ア 地域の基幹となる道路の供用率

新東名高速道路では、令和4年12月にトンネル工事の遅れにより、新御殿場ICから県境までの約11km区間の開通見込みが令和9年度になると発表され、一日も早い開通に向けた取組が必要である。また、アクセス道路となる県管理道路では、計画的な事業進捗に向け、事業予算の確保や事業実施環境の確保が必要である。

イ 渋滞対策実施率

渋滞対策の推進により、CO2排出量の削減や安全・快適な道路環境の確保に向けた取組は着実に進捗しているものの、交通量が多い市街地を中心に依然として混雑している箇所があり、更なる改善が必要である。

ウ 高規格幹線道路の供用率

新東名高速道路では、令和4年12月にトンネル工事の遅れにより、新御殿場ICから県境までの約11km区間の開通見込みが令和9年度になると発表され、一日も早い開通に向けた取組が必要である。

エ 高規格幹線道路へのアクセス道路の供用率

高規格幹線道路の整備効果を早期に波及させるため、アクセス道路となる県管理道路においては、計画的な事業進捗に向け、事業予算の確保や事業実施環境の確保が必要である。

オ 自転車走行環境整備率

矢羽根型路面表示の整備により、自転車の走行環境は着実に向上している。今後は、整備区間を活用し、利用促進に向けた取組が必要である。

【改善】

ア 地域の基幹となる道路の供用率

新東名高速道路、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備推進を中日本高速道路株式会社や国に働き掛けるとともに、事業停滞の要因となりうる残土処理や用地取得などが円滑に進むよう綿密な地元調整を行う。また、県管理道路の着実な整備を推進するため、国庫補助事業の活用などにより予算確保に努めるとともに、用地ストックの確保など事業実施環境を整え、県内の道路ネットワークの充実を図る。

イ 渋滞対策実施率

引き続き、国と市町と連携しバイパス整備や交差点改良等のハード対策を推進すると

もに、効果的なソフト対策も実施し、脱炭素社会の構築、安全・快適な道路環境の確保に向けた渋滞対策を推進していく。

ウ 高規格幹線道路の供用率

高規格幹線道路である新東名高速道路、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備推進を中日本高速道路株式会社や国に働き掛ける。また、事業停滞の要因となりうる残土処理や用地取得などが円滑に進むよう綿密な地元調整を行う。

エ 高規格幹線道路へのアクセス道路の供用率

高規格幹線道路の整備効果を最大限発揮するため、国庫補助事業の活用などにより予算確保に努めるとともに、用地ストックの確保など事業実施環境を整え、高規格幹線道路の供用時期を見据えたアクセス道路の整備を計画的に推進していく。

オ 自転車走行環境整備率

矢羽根型路面表示の整備等により、自転車の走行環境整備は着実に進捗している。

引き続き、自転車の走行環境の向上に努めるとともに、利用促進に向け関係機関と連携し、「サイクルスポーツの聖地」実現に向け取り組んでいく。

Ⅱ 道路整備課

1 施策の体系

政策の柱 防災・減災対策の強化

目標 ハード・ソフト両面を適切に組み合わせた地震・津波・火山対策や風水害・土砂災害対策を進め、被害を最小限に抑制する。

施策 地震・津波・火山災害対策

取組 「地震災害に強い基盤整備」の推進

政策の柱 安全な生活の確保と交通安全の推進

目標 県民の安全・安心な生活を守るため、様々な犯罪や交通事故、消費者被害、健康被害を防止、減少させる。

施策 交通事故防止対策

取組 交通事故を防ぐ環境の整備

政策の柱 産業や暮らしを支える交通インフラの強化

目標 高規格幹線道路の整備促進や地域高規格道路等の整備を推進する。
円滑な交通環境の確保や適切な道路管理を推進する。

施策 広域的な道路網の強化

取組 利便性向上を図る道路整備の推進

施策 安全・快適な道路環境の確保

取組 円滑な交通環境の確保

取組 適切な道路管理の推進

政策の柱 スポーツの聖地づくり

目標 性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備する。

施策 地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化

取組 「スポーツによる交流促進」に向けた取組

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「地震災害に強い基盤整備」の推進 8,773,176,000 円

ア 道路関係国庫補助事業費（長寿命化対策） 8,326,987,000 円
 イ 社会資本整備総合交付金事業費（道路補修費） 75,789,000 円
 ウ 県単独道路整備事業費（道路施設震災対策費） 370,400,000 円

地震に備えた橋梁の耐震対策を実施した。

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
道路関係国庫補助事業費（長寿命化対策）	(163) 387	(4,288,113) 8,326,987	(国)301号 外218箇所 (国)150号 外167箇所	5.5/10
社会資本整備総合交付金事業費（道路補修費）	(2) 3	(73,600) 75,789	(主)掛川天竜線 外1箇所	1/2～ 5.5/10
県単独道路整備事業費（道路施設震災対策費）	(9) 41	(159,800) 370,400	(主)沼津土肥線 外20箇所 (国)135号 外19箇所	—
計	(174) 431	(4,521,513) 8,773,176		

() 書きは令和5年度からの繰越内数

(2) 交通事故を防ぐ環境の整備 1,961,851,238 円

ア 道路関係国庫補助事業費（交通安全施設整備費） 68,310,000 円
 イ 社会資本整備総合交付金事業費（交通安全施設整備費） 731,328,000 円
 ウ 県単独交通安全施設整備事業費（施設整備） 576,771,238 円
 エ “人・地域をつなぐ道”緊急対策事業費（交通安全） 539,142,000 円
 オ 緊急交通安全対策事業費 46,300,000 円

県民が安全で安心できる暮らしを確保するため、通学路や生活道路、幹線道路等の交通安全対策を推進した。

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
道路関係国庫補助事業費（交通安全施設整備費）	(2) 3	(30,610) 68,310	(国)135号 外1箇所 (国)135号	5.5/10
社会資本整備総合交付金事業費（交通安全施設整備費）	(24) 31	(597,650) 731,328	(一)下土狩徳倉沼津港線 外25箇所 (国)301号 外4箇所	4.5/10～ 5.5/10
県単独交通安全施設整備事業費（施設整備）	(17) 37	(217,300) 576,771	(国)135号 外29箇所 (一)掛川山梨線 外6箇所	—
“人・地域をつなぐ道”緊急対策事業費（交通安全）	(16) 36	(253,800) 539,142	(主)掛川浜岡線 外9箇所 (主)清水富士宮線 外25箇所	—

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
緊急交通安全対策事業費	(4) 4	(46,300) 46,300	(一)磐田掛川線 外3箇所	—
計	(63) 111	(1,145,660) 1,961,851		

（ ）書きは令和5年度からの繰越内数

（3） 利便性向上を図る道路整備の推進 1,676,486,000 円

ア 道路関係国庫補助事業費（道路改良費） 1,585,586,000 円

イ 道路関係国庫補助事業費（橋りょう改築費） 90,900,000 円

県民の安全・安心と豊かな暮らしを実現し、交流や物流を支える道路ネットワーク形成に向け、富士山静岡空港や東名高速道路等に連絡する地域高規格道路金谷御前崎連絡道路の整備を推進した。

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
道路関係国庫補助事業費 （道路改良費）	(9) 19	(1,313,410) 1,585,586	(国)473号 外10箇所 (国)150号 外7箇所	5.5/10
道路関係国庫補助事業費 （橋りょう改築費）	(2) 2	(90,900) 90,900	(国)473号 外1箇所	5.5/10
計	(11) 21	(1,404,310) 1,676,486		

（ ）書きは令和5年度からの繰越内数

（4） 円滑な交通環境の確保 10,077,954,077 円

ア 社会資本整備総合交付金事業費（道路改築費） 4,940,881,100 円

イ 社会資本整備総合交付金事業費（橋りょう改築費） 2,448,900,000 円

ウ 道路関係国庫補助事業費（災害防除費） 385,258,000 円

エ 重点道路整備事業費（原子力発電所関連道路整備事業費） 57,700,000 円

オ 重点道路整備事業費（特定施設関連道路整備事業費） 7,000,000 円

カ 県単独道路整備事業費（道路改築費） 1,173,005,581 円

キ 県単独道路整備事業費（橋りょう改築費） 14,200,000 円

ク “人・地域をつなぐ道” 緊急対策事業費（道路改築） 789,675,596 円

ケ 社会資本整備総合交付金事業費（基幹市町道整備費） 215,733,800 円

コ 伊豆地域振興対策道路整備事業費 45,600,000 円

主要な渋滞箇所におけるバイパス整備、4車線化、長大橋整備及び交差点改良を実施するとともに、中山間地と市街地を結ぶ道路におけるすれ違い困難箇所の解消を図った。

安全で快適な日常生活を営むための生活基盤の充実を図るとともに、良好な環境の保全を図るための道路整備を実施した。

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
社会資本整備総合交付金 事業費（道路改築費）	(58) 115	(2,397,048) 4,940,881	(国)362号 外70箇所 (国)150号 外43箇所	4.5/10～ 5.5/10
社会資本整備総合交付金 事業費（橋りょう改築費）	(10) 22	(1,247,892) 2,448,900	(国)150号 外13箇所 (一)富士清水線 外7箇所	4.5/10～ 5.5/10
道路関係国庫補助事業費 （災害防除費）	(6) 10	(306,817) 385,258	(国)473号 外5箇所 (国)473号 外3箇所	5.5/10
重点道路整備事業費 （原子力発電所関連道路整備事業費）	(1) 4	(2,100) 57,700	(国)473号 外1箇所 (主)掛川浜岡線 外1箇所	—
重点道路整備事業費 （特定施設関連道路整備事業費）	(0) 1	(0) 7,000	(国)473号	—
県単独道路整備事業費 （道路改築費）	(35) 93	(498,836) 1,173,006	(主)三島富士線 外56箇所 (主)藤枝天竜線 外35箇所	—
県単独道路整備事業費 （橋りょう改築費）	(1) 4	(4,500) 14,200	(一)富士由比線 外1箇所 (一)富士清水線 外1箇所	—
“人・地域をつなぐ道”緊急 対策事業費（道路改築）	(17) 33	(387,600) 789,676	(一)足柄停車場富士公園線 外21箇所 (主)富士富士宮由比線 外10箇所	—
社会資本整備総合交付金 事業費（基幹市町道整備費）	(1) 6	(24,900) 215,734	(町)高郷上長尾線 外1箇所 (町)山口雲見線 外3箇所	1/2～ 5.5/10
伊豆地域振興対策道路整 備事業費	(2) 4	(25,900) 45,600	(主)沼津土肥線 外3箇所	—
計	(131) 292	(4,895,593) 10,077,955		

（ ）書きは令和5年度からの繰越内数

（５）適切な道路管理の推進 8,557,791,934 円

ア 道路関係国庫補助事業費（長寿命化対策）（再掲） 8,326,987,000 円

イ 道路等維持修繕費（橋りょう修繕） 230,804,934 円

定期点検や修繕工事など、橋梁長寿命化の取組を実施した。

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
道路関係国庫補助事業費 （長寿命化対策）	(163) 387	(4,288,113) 8,326,987	(国)301号 外218箇所 (国)150号 外167箇所	5.5/10
道路等維持修繕費 （橋りょう修繕）	(10) 20	(124,810) 230,805	(国)362号 外9箇所 (国)301号 外9箇所	—
計	(173) 407	(4,412,923) 8,557,792		

（ ）書きは令和5年度からの繰越内数

(6) 「スポーツによる交流促進」に向けた取組 1,270,470,000 円

ア 社会資本整備総合交付金事業費（交通安全施設整備費）（再掲） 731,328,000 円
 イ “人・地域をつなぐ道” 緊急対策事業費（交通安全）（再掲） 539,142,000 円

「サイクルスポーツの聖地」の実現に向け、サイクルツーリズムの推進のため、富士山周辺などの自転車走行環境の整備（矢羽根型路面表示）を実施した。

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
社会資本整備総合交付金事業費（交通安全施設整備費）	(29) 31	(597,650) 731,328	(一)下土狩徳倉沼津港線 外29箇所 (国)301号 外6箇所	5.5/10
“人・地域をつなぐ道” 緊急対策事業費（交通安全）	(16) 36	(253,800) 539,142	(主)掛川浜岡線 外9箇所 (主)清水富士宮線 外25箇所	—
計	(45) 67	(851,450) 1,270,470		

() 書きは令和5年度からの繰越内数

(7) 繰越

用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になったことにより、令和7年度へ繰越したものである。

事業名	箇所名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}(\%)$	完成(予定) 年月日
道路関係国庫補助事業費（道路改良費）	(国)473号 外7箇所	1,033,596	761,420	26.3	R8.3.31
道路関係国庫補助事業費（交通安全施設整備費）	(国)135号	65,100	27,400	57.9	R7.9.30
道路関係国庫補助事業費（長寿命化対策）	(一)磐田袋井線 外167箇所	9,689,678	5,650,810	41.7	R8.3.31
道路関係国庫補助事業費（災害防除費）	(国)473号 外3箇所	469,671	391,230	16.7	R7.12.31
社会資本整備総合交付金事業費（道路改築費）	(国)150号 外43箇所	5,186,723	2,583,004	50.2	R8.3.31
社会資本整備総合交付金事業費（橋りょう改築費）	(一)富士清水線外 7箇所	2,217,558	1,032,750	53.4	R8.3.31
社会資本整備総合交付金事業費（基幹市町道整備費）	(町)高郷上長尾線 外3箇所	557,344	366,510	34.2	R7.6.30
社会資本整備総合交付金事業費（道路補修費）	(主)掛川天竜線	46,200	44,011	4.7	R8.1.31
社会資本整備総合交付金事業費（交通安全施設整備費）	(国)301号 外4箇所	473,088	339,410	28.3	R8.1.31

事業名	箇所名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}(\%)$	完成(予定) 年月日
県単独道路整備事業費 (道路改築費)	(一)島田大井川線 外 35 箇所	1, 191, 857	540, 830	54. 6	R7. 12. 31
県単独道路整備事業費 (建設発生土処分地整備費)	(主)伊東修善寺線 外 2 箇所	65, 250	24, 400	62. 6	R7. 9. 30
県単独道路整備事業費 (橋りょう改築費)	(一)富士清水線 外 1 箇所	27, 000	17, 300	35. 9	R7. 9. 30
県単独道路整備事業費 (道路施設震災対策費)	(国)135 号 外 19 箇所	481, 000	270, 400	43. 8	R7. 9. 30
県単独交通安全施設整備 事業費(施設整備)	(一)掛川山梨線 外 6 箇所	505, 772	146, 300	71. 1	R7. 9. 30
重点道路整備事業費 (原子力発電所関連道路整備事業費)	(主)掛川浜岡線	79, 000	23, 400	70. 4	R7. 10. 31
緊急自然災害防止対策事 業費	(一)波勝崎線 外 4 箇所	270, 000	130, 500	51. 7	R7. 9. 30
“人・地域をつなぐ道”緊 急対策事業費	(一)足柄停車場富士公園線 外 21 箇所	1, 110, 718	423, 300	61. 9	R7. 12. 31
道路等維持修繕費 (橋りょう修繕)	(国)301 号 外 5 箇所	230, 000	98, 925	57. 0	R7. 8. 31
計		23, 699, 555	12, 871, 900	45. 7	

【評価】

指標名		現状値 (2020年度)	実績				目標値 (2025年度)
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
成果 指標	地域の基幹となる道路の 供用率(延長)	71. 1% (219. 1km)	74. 2% (228. 6km)	75. 1% (231. 6km)	75. 6% (233. 0km)	76. 7% (236. 3km)	76. 7% (236. 3km)
	重要路線等にある橋梁の 耐震化率(橋梁数)	65% (463橋)	69% (491橋)	73% (518橋)	77% (541橋)	79% (558橋)	83% (585橋)
活動 指標	通学路合同点検に基づく 交通安全対策実施率(箇 所数)	77. 2% (265箇所)	84. 5% (290箇所)	86. 9% (298箇所)	89. 2% (306箇所)	92. 1% (316箇所)	100% (343箇所)
	高規格幹線道路へのアク セス道路の供用率(延長)	64. 6% (22. 8km)	71. 4% (25. 2km)	71. 4% (25. 2km)	75. 4% (26. 6km)	84. 7% (29. 9km)	84. 7% (29. 9km)
	主要な道路構造物の点検 実施率	(2021年度) 22%	22%	51%	68%	81%	100%
	自転車走行環境整備率 (矢羽根型路面表示等の 延長)	26. 4% (18. 5km)	52. 9% (37. 0km)	84. 9% (59. 4km)	85. 3% (59. 7km)	85. 3% (59. 7km)	100% (70. 0km)

ア 「地震災害に強い基盤整備」の推進

大規模災害発生時に、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため、県管理国道・県道の整備を行うとともに、緊急輸送路などの重要路線の橋梁の耐震対策を推進した。

イ 交通事故を防ぐ環境の整備

通学路合同点検に基づく交通安全対策が必要な箇所である、(国) 414 号など 8 路線 10 箇所を完了させ、着実に対策を進めた。

ウ 利便性向上を図る道路整備の推進

陸・海・空の交通ネットワークを形成し、物流の効率化と地域振興に大きく寄与する「金谷御前崎連絡道路」などの事業を推進し、(国) 473 号金谷相良道路Ⅱ工区 (3.3km) を供用開始した。

エ 円滑な交通環境の確保

県内産業の支援や交流人口の拡大を図るため、国道、県道及び基幹市町道等の幹線道路の整備、渋滞対策並びに身近な道路の環境改善を図るための道路整備を推進した。

オ 適切な道路管理の推進

橋梁について、中長期の管理コストの低減や平準化を図るため、5 年に 1 回の定期点検や、早期措置段階と判定された橋梁の修繕など、長寿命化の取組を実施した。

カ 「スポーツによる交流促進」に向けた取組

富士山周辺の自転車走行環境の整備として、(一) 須走御殿場線への矢羽根型路面表示の設置を進めた。

これにより、令和 7 年度に、富士山一周サイクリングルート(メインルート)である県管理道路への矢羽根型路面表示の設置が完了する。

【課題】

ア 「地震災害に強い基盤整備」の推進

令和 6 年 1 月の能登半島地震では、橋梁本体は概ね軽微な被害にとどまっており、兵庫県南部地震後の耐震補強の効果が確認されている。一方、橋台背面の沈下が多数発生し、小規模な段差は速やかに緊急復旧されたが、液状化により大きな段差が生じ、通行不能となった橋梁がある。

イ 交通事故を防ぐ環境の整備

交通安全対策の実施に当たり用地取得が必要な箇所において、地権者等の用地交渉が難航し、整備に時間を要している箇所がある。

ウ 利便性向上を図る道路整備の推進

高規格道路(地域高規格道路)など大規模な道路整備に際しては、周辺への影響が大きいことから、地権者等や占有物件管理者、沿線での開発事業者など様々な関係先との調整事項が多く、計画的かつ円滑な協議の実施や工程調整が必要となる。

エ 円滑な交通環境の確保

市町から寄せられる道路改良の要望は非常に多いものの、事業実施段階で沿線住民の理解

を得られない箇所では、効率的な事業進捗が図られず事業期間が長期化する場合がある。

オ 適切な道路管理の推進

橋梁点検において、想定以上に劣化の進行が早いことから早期の修繕が必要な橋梁が多く、補修が必要な橋梁が橋梁中長期管理計画よりも多くなっている。

カ 「スポーツによる交流促進」に向けた取組

自転車走行環境の整備にあたり、道路を拡幅して自転車道や自転車専用通行帯を設置する場合は、用地取得に伴う地権者の理解と協力が必要となるため、整備に時間を要する。

【改善】

ア 「地震災害に強い基盤整備」の推進

橋台背面の段差対策について、緊急輸送路にある506箇所を対象に、液状化の可能性や橋台背面の盛土高から優先度を整理し工事を進めていく。

イ 交通事故を防ぐ環境の整備

引き続き、粘り強く用地交渉を進めるとともに、学校関係者、道路管理者、警察等が連携して、暫定的な対策を行うなど早期の安全確保に努めていく。

ウ 利便性向上を図る道路整備の推進

事業の初期段階で課題や協議事項等を洗い出し、手戻り・再協議が生じないよう関係先との協議・調整を進め、円滑な事業の執行に努めていく。

エ 円滑な交通環境の確保

国・県の重点施策などを活用しながら、事業の熟度・優先度・緊急性が高い箇所などから事業に着手し、効率的な事業の推進及び事業効果の早期発現に努めていく。

オ 適切な道路管理の推進

橋梁中長期管理計画における対策の周期や工法を見直し、新技術を積極的に導入する中長期管理計画に改定し、補修を進めていく。

カ 「スポーツによる交流促進」に向けた取組

引き続き、矢羽根型路面表示の設置による既存の道路幅員内での対応も含めて検討を行い、効率的かつ効果的な整備を進めていく。

Ⅲ 道路保全課

1 施策の体系

政策の柱 防災・減災対策の強化

目標 ハード・ソフト両面を適切に組み合わせた地震・津波・火山対策や風水害・土砂災害対策を進め、被害を最小限に抑制する。

施策 風水害・土砂災害対策

取組 風水害を防ぐ施設の整備

政策の柱 美しい景観の創造と自然との共生

目標 広域景観の保全・形成を図るとともに、市町における景観形成を促進する。

施策 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成

取組 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

政策の柱 産業や暮らしを支える交通インフラの強化

目標 円滑な交通環境の確保や適切な道路管理を推進する。

施策 安全・快適な道路環境の確保

取組 適切な道路管理の推進

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 風水害を防ぐ施設の整備

ア 「道路の防災計画の策定及び事業の実施」 「道路の危険箇所に対する防災対策の実施」 「道路の災害復旧」

2,361,130,000 円

(ア) 道路関係国庫補助事業費（災害防除）	117,710,000 円
(イ) 社会資本整備総合交付金事業費（災害防除）	142,200,000 円
(ウ) 道路等災害関連事業費	125,100,000 円
(エ) 県単独道路整備事業費（災害防除）	149,800,000 円
(オ) 県単独道路整備事業費（大崩対策）	4,000,000 円
(カ) 緊急自然災害防止対策事業費（災害防除）	789,627,000 円
(キ) 緊急自然災害防止対策事業費（冠水対策）	154,243,000 円
(ク) 県土強靱化対策事業費（災害防除）	790,850,000 円
(ケ) 県土強靱化対策事業費（冠水対策）	87,600,000 円

災害に強い道路づくりを推進し、安全で円滑な道路交通を確保するため、落石等の危険箇所の道路防災対策を実施した。道路の防災対策については、国庫補助事業等を活用して対策を講じた。

事業名	箇所数	事業費(千円)	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
道路関係国庫補助事業費 （災害防除）	(4) 7	(53,610) 117,710	(国)414号 外4箇所 (主)袋井春野線 外1箇所	5.5/10
社会資本整備総合交付金 事業費（災害防除）	(5) 6	(141,100) 142,200	(国)135号 外4箇所 (主)伊東修善寺線	1/2～ 5.5/10
道路等災害関連事業費	(1) 2	(82,100) 125,100	(一)伊東川奈八幡野線 (主)川根寸又峡線	1/2
県単独道路整備事業費 （災害防除）	(4) 16	(12,800) 149,800	(国)135号 外12箇所 (主)伊東大仁線 外3箇所	—
県単独道路整備事業費 （大崩対策）	(0) 1	(0) 4,000	(一)静岡焼津線	—
緊急自然災害防止対策事業費 （災害防除）	(28) 52	(465,000) 789,627	(主)沼津土肥線 外19箇所 (国)135号 外30箇所	—
緊急自然災害防止対策事業費 （冠水対策）	(2) 6	(39,300) 154,243	(国)135号 外1箇所 (国)414号 外3箇所	—
県土強靱化対策事業費 （災害防除）	(18) 49	(402,400) 790,850	(主)沼津土肥線 外22箇所 (国)135号 外25箇所	—
県土強靱化対策事業費 （冠水対策）	(7) 8	(79,500) 87,600	(主)三島裾野線 外6箇所 (国)469号	—
計	(69) 147	(1,275,810) 2,361,130		

() 書きは令和5年度からの繰越内数

(2) 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進 1,119,147,000 円

ア 道路関係国庫補助事業費（電線共同溝整備） 506,045,000 円

イ 安全で美しい県土環境保全事業費 613,102,000 円

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
道路関係国庫補助事業費 （電線共同溝）	(22) 43	(343,740) 506,045	(国)414号 外20箇所 (国)136号 外21箇所	5.5/10
安全で美しい県土環境保 全事業費	(13) 60	(121,862) 613,102	(国)135号 外12箇所 (国)150号 外29箇所	—
計	(35) 103	(465,602) 1,119,147		

() 書きは令和5年度からの繰越内数

(3) 適切な道路管理の推進

ア 「道路占用や路上工事など道路区域の保全と適正利用に関する指導」「特殊車両の通行調整など道路交通の安全と円滑に関する指導」「道路の成立から廃止までの法的処理」

(ア) 道路行政費 183,384,767 円

道路の区域決定・変更や供用開始、道路占用の許可等道路法の規定に基づく法的処理及び指導を行い、安全・円滑な道路交通と道路の有効・適正な利用の確保を図ったほか、路面下空洞調査を行なった。

項目	令和5年度	令和6年度
区域決定・変更件数	91 件	87 件
供用開始件数	47 件	55 件
占用許可件数（新規・変更）	2,081 件	2,567 件
承認工事件数	253 件	361 件
特殊車両の通行許可	767 件	1,029 件

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所	補助率
路面下空洞調査業務委託	4	181,830	(国)136号外	—

(イ) 道路等維持修繕費（道路占用料口座振替制度運営費） 420,000 円

道路占用者の利便性の向上、納期内収入率の向上及び収入未済の防止を図るため、道路占用料口座振替制度の利用を促進した。

区 分	令和 5 年度 (A)	令和 6 年度 (B)	(B) — (A)
口座振替加入者数	606 人	642 人	36 人

イ 「道路の防災計画の策定及び事業の実施」「道路の危険箇所に対する防災対策の実施」
「道路の災害復旧」（再掲）

2,361,130,000 円

(ア) 道路関係国庫補助事業費（災害防除）	117,710,000 円
(イ) 社会資本整備総合交付金事業費（災害防除）	142,200,000 円
(ウ) 道路等災害関連事業費	125,100,000 円
(エ) 県単独道路整備事業費（災害防除）	149,800,000 円
(オ) 県単独道路整備事業費（大崩対策）	4,000,000 円
(カ) 緊急自然災害防止対策事業費（災害防除）	789,627,000 円
(キ) 緊急自然災害防止対策事業費（冠水対策）	154,243,000 円
(ク) 県土強靱化対策事業費（災害防除）	790,850,000 円
(ケ) 県土強靱化対策事業費（冠水対策）	87,600,000 円

ウ 「道路の維持修繕」「道路管理上の問題により発生した道路事故等への対応」「県民との協働による道路管理の推進」「道路施設（トンネル、斜面）の長寿命化」「道路施設（舗装）の長寿命化」「道路現況の管理（道路台帳・道路現況調書・各種台帳）」

9,374,512,604 円

(ア) 道路等維持修繕費	6,334,558,000 円
--------------	-----------------

事 業 名	事業費（千円）	備 考
道路維持	2,474,794	うち舗装補修 478,482 千円
小破修繕	1,837	
緑花木管理	359,281	
150 号トンネル管理	97,432	
建設機械	23,199	
トンネル防災	105,244	
災害対策調査費	82,516	
災害対策工事費	238,216	
舗装補修	2,309,820	

事業名	事業費（千円）	備考
橋りょう修繕	230,805	（再掲）道路整備課 2（5）
現場監理経費	38,538	
道路等安全管理費	22,111	
占用料口座振替推進	420	（再掲）道路保全課 2（3）
境界確認調査	9,187	
道路パトロール	76,355	
協働事業啓発	410	
インフラ管理ネットワーク整備費	1,000	
道路台帳管理	56,009	うち嘱託員経費 23,116 千円
旧道処理推進	22,869	
通行規制情報配信システム	23,324	
空港周辺道路緊急改善事業	10,978	
富士山登山道維持	92,880	
富士山マイカー規制推進事業	57,333	
計	6,334,558	

（イ） 道路関係国庫補助事業費（長寿命化対策）	2,533,710,604 円
（ウ） 社会資本整備総合交付金事業費（道路補修費）	85,010,000 円
（エ） 社会資本整備総合交付金事業費（長寿命化対策）	409,734,000 円
（オ） 道路台帳DX推進事業費	11,500,000円

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
道路台帳DX推進事業費	(1) 1	(11,500) 11,500	(国)150 号外	1/2

（ ）書きは令和5年度からの繰越内数

道路の円滑かつ安全な利用を確保し、道路環境を良好に保つため、道路の維持修繕を実施した。

エ 「舗装の補修」「舗装関係の技術支援」「舗装関係の指導及び舗装関係プラントの立入り調査」

2,719,554,000 円

(ア) 社会資本整備総合交付金事業費（長寿命化対策）（再掲） 409,734,000 円
(イ) 道路等維持修繕費（舗装補修）（再掲） 2,309,820,000 円

道路の円滑かつ安全な利用を推進するため、舗装補修を実施した。

オ 「交通安全施設の維持修繕」 2,909,456,609 円

(ア) 県単独交通安全施設整備事業費（施設整備） 91,800,000 円
(イ) 県単独交通安全施設整備事業費（維持修繕） 970,466,205 円
(ウ) “人・地域をつなぐ道”緊急対策事業費（交通安全） 1,115,562,404 円
(エ) 緊急自然災害防止対策事業費（道路照明） 204,100,000 円
(オ) 県土強靱化対策事業費（道路照明） 50,600,000 円
(カ) 緊急交通安全対策事業費 476,928,000 円

歩行空間の安全性と快適性を確保するため、歩道及び自転車歩行者道の照明灯・防護柵等の道路附属施設の整備を実施するとともに、道路の円滑かつ安全な利用を促進し、道路環境を良好に保つため、交通安全施設の維持修繕を実施した。

事業名	箇所数	事業費（千円）	完了箇所（上段） 継続箇所（下段）	補助率
県単独交通安全施設整備事業費（施設整備）	(1) 18	(28,600) 91,800	(主)磐田停車場線 (国)135号 外16箇所	—
県単独交通安全施設整備事業費（維持修繕）	(23) 100	(192,550) 970,466	(国)135号 外22箇所 (主)伊東修善寺線 外66箇所	—
“人・地域をつなぐ道”緊急対策事業（交通安全）	(33) 81	(353,870) 1,115,562	(主)藤枝天竜線 外32箇所 (主)藤枝天竜線 外47箇所	—
緊急自然災害防止対策事業費（道路照明）	(1) 9	(1,700) 204,100	(国)150号 (国)414号 外7箇所	—
県土強靱化対策事業費（道路照明）	(2) 8	(24,500) 50,600	(国)469号 外1箇所 (国)150号 外7箇所	—
緊急交通安全対策事業費	(4) 38	(28,900) 476,928	(一)沼津小山線 外3箇所 (主)島田吉田線 外24箇所	—
計	(64) 254	(630,120) 2,909,456		

() 書きは令和5年度からの繰越内数

(4) 繰越

用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になったことにより、令和7年度へ繰越したものである。

事業名	箇所名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}(\%)$	完成(予定) 年月日
道路関係国庫補助事業費 (長寿命化対策)	(国)135号 外39箇所	2,141,041	1,067,531	50.1	R8.3.31
道路関係国庫補助事業費 (災害防除費)	(主)袋井春野線 外1箇所	189,000	124,900	33.9	R7.12.19
道路関係国庫補助事業費 (電線共同溝)	(国)414号 外17箇所	607,973	445,668	26.7	R8.2.27
安全で美しい県土環境 保全事業費	(国)473号	500,000	8,760	98.2	R7.6.30
社会資本整備総合交付 金事業費(災害防除費)	(主)伊東修善寺線	25,200	24,100	4.4	R7.9.30
社会資本整備総合交付 金事業費(長寿命化対策)	(国)135号 外3箇所	265,534	116,500	56.1	R8.3.31
道路等災害関連事業費	(主)川根寸又峡線	315,000	272,000	13.7	R7.10.31
県単独道路整備事業費 (災害防除費)	(主)伊東大仁線 外3箇所	163,000	26,000	84.0	R7.8.29
県単独交通安全施設整 備事業費(施設整備)	(国)135号 外3箇所	82,500	19,300	76.6	R7.6.30
県単独交通安全施設整 備事業費(維持修繕)	(国)135号 外18箇所	894,214	116,298	87.0	R7.12.31
“人・地域をつなぐ道” 緊急対策事業費	(国)135号 外16箇所	1,389,282	373,090	73.1	R7.12.31
緊急自然災害防止対策 事業費	(主)伊東修善寺線 外23箇所	1,130,000	488,030	56.8	R8.2.27
県土強靱化対策事業費	(国)135号 外27箇所	985,000	561,950	42.9	R8.2.27
緊急交通安全対策事業費	(主)島田吉田線	500,000	1,972	99.6	R7.6.30
道路等維持修繕費	(国)135号 外30箇所	6,175,000	766,935	87.6	R8.3.31
計		15,362,744	4,413,034	71.3	

【評価】

項 目		現状値 (2021 年度)	実 績			目 標 値 (2025 年度)
			2022 年度	2023 年度	2024 年度	
成果 指 標	道路構造物の長寿命化(主要な 道路構造物の点検実施率)	22% (906 施設)	51% (2, 091 施設)	68% (2, 720 施設)	81% (3, 278 施設)	100% (4, 027 施設)

ア 「道路占用や路上工事など道路区域の保全と適正利用に関する指導」「特殊車両の通行調整など道路交通の安全と円滑に関する指導」「道路管理上の問題により発生した道路事故等への対応」「県民との協働による道路管理の推進」「道路施設(トンネル、斜面)

の長寿命化」「道路の維持修繕」「道路の成立から廃止までの法的処理」「舗装の補修」「道路施設（舗装）の長寿命化」「舗装関係の技術支援」「舗装関係の指導及び舗装関係プラントの立入り調査」「道路現況の管理（道路台帳・道路現況調書・各種台帳）」

道路構造の保全や、交通の危険防止を目的とする特殊車両通行許可認定制度の円滑な実施を図るため、道路の構造に関する情報を集めたものである「道路情報便覧」への収録路線の充実を進めた。

道路施設の効率的な維持管理に向け、「安全で美しい県土環境保全事業」により道路の防草対策を実施した。

また、年間を通じた舗装や排水施設等の補修や修繕、道路清掃・除草・緑花木の維持管理等により、道路の円滑かつ安全な利用の確保、良好な道路空間の保全が図られた。

イ 「道路の防災計画の策定及び事業の実施」「道路の危険箇所に対する防災対策の実施」「道路の災害復旧」

県道袋井春野線（周智郡森町三倉）等の防災対策の完了により、道路災害の防止及び道路交通の安全性の向上が図られた。

ウ 「交通安全施設の維持修繕」

道路付属施設整備により、交差点における安全性の向上や交通の円滑化及び歩道等における歩行者・自転車の安全確保が図られた。

また、年間を通じた施設の維持修繕により、道路の安全な利用の確保が図られた。

【課題】

ア 「道路占用や路上工事など道路区域の保全と適正利用に関する指導」「特殊車両の通行調整など道路交通の安全と円滑に関する指導」「道路管理上の問題により発生した道路事故等への対応」「県民との協働による道路管理の推進」「道路施設（トンネル、斜面）の長寿命化」「道路の維持修繕」「道路の成立から廃止までの法的処理」「舗装の補修」「道路施設（舗装）の長寿命化」「舗装関係の技術支援」「舗装関係の指導及び舗装関係プラントの立入り調査」「道路現況の管理（道路台帳・道路現況調書・各種台帳）」

限られた予算と人員で対応している状況の中、より効率的な維持管理の取組が必要となっている。

イ 「道路の防災計画の策定及び事業の実施」「道路の危険箇所に対する防災対策の実施」「道路の災害復旧」

南海トラフ地震等有事の際、広域支援の円滑な受入れ体制を確実にするには、緊急輸送路をはじめ、災害に強く信頼性の高い道路の機能が必要となっている。

ウ 「交通安全施設の維持修繕」

安全・安心な生活を支えるため、道路利用者の安全を確保することが必要となっている。

【改善】

ア 「道路占用や路上工事など道路区域の保全と適正利用に関する指導」「特殊車両の通行調整など道路交通の安全と円滑に関する指導」「道路管理上の問題により発生した道路事故等への対応」「県民との協働による道路管理の推進」「道路施設（トンネル、斜面）の長寿命化」「道路の維持修繕」「道路の成立から廃止までの法的処理」「舗装の補修」「道路施設（舗装）の長寿命化」「舗装関係の技術支援」「舗装関係の指導及び舗装関係

係プラントの立入り調査」「道路現況の管理（道路台帳・道路現況調書・各種台帳）」

今後も道路施設の適切な維持管理を行い、併せて社会資本長寿命化行動方針に基づく舗装・トンネル設備等のアセットマネジメントの取組を推進し、効率的な維持管理を実践していく。

引き続き、道路施設の効率的な維持管理に向け「安全で美しい県土環境保全事業」により道路の防草対策を実施していく。

イ 「道路の防災計画の策定及び事業の実施」「道路の危険箇所に対する防災対策の実施」
「道路の災害復旧」

引き続き、緊急輸送路を中心に緊急自然災害防止対策事業(災害防除)等を活用して対策を講ずるほか、集中豪雨等による通行規制や災害の発生による地域の孤立を防止するため、事前通行規制区間において重点的に防災工事を実施し、対象区間の事前通行規制基準等の緩和を図る。

ウ 「交通安全施設の維持修繕」

引き続き、道路付属施設整備、年間を通じた施設の維持修繕により、道路の安全な利用の確保を図る。

<参考>

県下の道路の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	路 線 数	実延長 (Km)	改良済延長 (Km)	改良率 (%)	舗装済延長 (Km)	舗装率 (%)
高速自動車国道 A	3	370	370	100.0	370	100.0
国県道 B	(243) 328	(2,788) 4,514	(2,451) 3,872	(87.9) 85.8	(2,731) 4,439	(98.0) 98.3
一般国道	(12) 18	(566) 1,234	(526) 1,158	(92.9) 93.9	(562) 1,229	(99.2) 99.6
県道	(231) 310	(2,221) 3,280	(1,925) 2,713	(86.7) 82.7	(2,170) 3,211	(97.7) 97.9
主要地方道	(56) 73	(991) 1,443	(852) 1,224	(86.0) 84.8	(979) 1,428	(98.8) 99.0
一般県道	(175) 237	(1,230) 1,838	(1,073) 1,489	(87.2) 81.1	(1,191) 1,780	(96.8) 96.8
小計 (A+B)	331	4,884	4,242	86.9	4,809	98.5
市町村道 C	109,704	32,316	19,683	60.9	27,508	85.1
国県市町村道 (B+C)	110,032	36,830	23,555	64.0	31,948	86.7
合計 (A+B+C)	110,035	37,200	23,926	64.3	32,318	86.9

区 分	歩道等設置 道路延長(Km)	橋 梁 数	橋梁延長率 (%)	トンネル数	トンネル 延長率(%)
高速自動車国道 A	0	412	22.82	46	14.60
国県道 B	(1,335) 1,972	(3,256) 5,642	(2.77) 4.24	(151) 248	(1.37) 1.83
一般国道	(304) 629	(733) 2,015	(4.55) 8.86	(79) 138	(3.70) 4.57
県道	(1,031) 1,343	(2,523) 3,627	(2.32) 2.50	(72) 110	(0.78) 0.80
主要地方道	(447) 605	(1,188) 1,670	(2.55) 2.85	(39) 60	(1.09) 1.10
一般県道	(584) 738	(1,335) 1,957	(2.13) 2.22	(33) 50	(0.53) 0.57
小計 (A+B)	1,972	6,054	5.64	294	2.80
市町村道 C	2,742	23,159	0.67	90	0.03
国県市町村道 (B+C)	4,714	28,801	1.10	338	0.25
合計 (A+B+C)	4,714	29,213	1.32	384	0.40

- ・ 出典: 静岡県道路現況調書 (R6.4.1 現在)
- ・ 独立専用自歩道を除く。
- ・ () は、県管理道路〔直轄国道、有料道路及び政令市(静岡市、浜松市)管理分を除く〕
- ・ 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

《河川砂防局》

I 河川砂防管理課

1 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

- (1) 「河川及び海岸の管理」「河川及び海岸の使用等に関する規制」「河川及び海岸管理に係る事故等への対応」「公益財団法人浜名湖総合環境財団の指導及び監督」

ア 河川管理費

- (ア) 河川行政費 3,393,000 円

河川及び海岸の施設等の巡視、河川管理協力員の設置（設置数 31 人）、河川及び海岸の使用に関する許可などを行い、河川及び海岸の適正な利用を図った。

許可件数

・河川工事等の承認	29 件
・流水の占用の許可	19 件
・流水の占用の登録	0 件
・河川区域内の土地の占用の許可	2,325 件
・河川区域内の土石等の採取の許可	60 件
・河川区域内の工作物の新築等の許可	2,462 件
・河川区域内の土地の掘さく等の許可	46 件
・海岸保全区域内の占用の許可	47 件
・一般公共海岸区域内の占用の許可	6 件

- (イ) 河川維持管理費 22,336,000 円
河川の適正管理のための河川標識等の設置や、二級河川浜名湖（都田川）等における管理事務委託を行った。（河川標識設置 18 箇所）

- イ 河川台帳整備費 27,373,000 円
河川管理の強化を図るため、河川台帳の整備（5 河川）を行った。

- (2) 「河川及び海岸の愛護思想の普及啓発、美化保全」

ア 河川海岸愛護事業費助成

- (ア) 河川海岸愛護団体等活動事業 19,000,000 円

河川海岸愛護思想の普及啓発、災害予防及び美化保全を図るため、河川海岸愛護事業を実施する河川愛護団体等に補助する市町に対して補助した。（補助金交付件数 29 件）

- (イ) 流木等処理事業 324,000 円

台風等の異常気象などにより、河川又は海岸に異常堆積した流木等の処理を行った市に対して補助した。（補助金交付件数 1 件）

- (3) 「砂防指定地等の管理」「砂防指定地等に関する規制」「砂利採取業者及び岩石採取業者への指導、監督」「砂防に関する事故等への対応」

ア 砂防管理費

68,000 円

土砂災害防止施設の巡視、砂防指定地等監視員の設置（設置数 35 人）、砂防指定地等の制限行為の許可などを行い、土砂災害の未然防止に努めた。

また、砂利及び岩石採取の事業について、砂利及び岩石の採取に伴う災害を防止するため、事業者の登録、採取計画の認可などを行った。

(ア) 指定地内の制限行為許可件数

・砂防指定地内許可	127 件	同協議	51 件
・砂防設備の占使用許可	6 件	同協議	4 件
・地すべり防止区域内許可	18 件	同協議	5 件
・急傾斜地崩壊危険区域内許可	52 件	同協議	6 件

(イ) 砂利採取業者及び採石業者の登録業者数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

・砂利採取業者	877 業者
・採石業者	246 業者

(ウ) 砂利採取計画及び岩石採取計画の認可件数

・砂利採取計画認可	11 件（河川砂利を除く）	同変更認可	3 件（河川砂利を除く）
・岩石採取計画認可	2 件	同変更認可	2 件

(エ) 砂利採取業務主任者及び採石業務管理者試験の受験者数及び合格者数

区 分	申請者数	受験者数	合格者数	合格率
砂利採取業務主任者	67 人	66 人	34 人	51.5%
採石業務管理者	14 人	14 人	4 人	28.6%

【評価】

ア 「河川及び海岸の管理」「河川及び海岸の使用等に関する規制」「河川及び海岸管理に係る事故等への対応」「公益財団法人浜名湖総合環境財団の指導及び監督」

河川及び海岸の施設等の巡視、河川管理協力員の設置、河川標識等の設置、河川台帳を整備するなどして適正に河川及び海岸の維持管理を行った。

河川及び海岸の使用に関する許可について、法令に基づき適正に処理し、各土木事務所に対しては、運用方針を通知し、手続の適正化について周知徹底を図ったほか、法令解釈や事務手続について生じた疑義については SDO にデータベースを開設し、本庁と各土木事務所が情報を共有化することで取扱いの統一化を図っている。

イ 「河川及び海岸の愛護思想の普及啓発、美化保全」

河川海岸愛護団体の活動支援では、760 団体の活動に対して補助金交付を行っており、約 39 万人の県民の参加を得ている。これにより、河川・海岸の愛護思想の普及啓発、災害予防及び美化保全を図ることができた。

ウ 「砂防指定地等の管理」「砂防指定地等に関する規制」「砂利採取業者及び岩石採取業者への指導、監督」「砂防に関する事故等への対応」

砂防指定地等監視員による砂防指定地等の監視や指定地内の制限行為許可、砂利・岩石採取に係る登録・認可、砂利採取業務主任者及び採石業務管理者の試験の実施が、土砂災

害の未然防止に寄与している。

【課題】

ア 「河川及び海岸の管理」「河川及び海岸の使用等に関する規制」「河川及び海岸管理に係る事故等への対応」「公益財団法人浜名湖総合環境財団の指導及び監督」

「河川及び海岸の管理」における不法占用対策について、不法占用期間が長期にわたっているものが多く、一度に解決することが非常に困難である。

また、河川や海岸におけるパトロールの異常箇所報告について、さらなる効率化を図るために、システム改修が必要である。

イ 「河川及び海岸の愛護思想の普及啓発、美化保全」

地域住民の高齢化等により活動する住民が減少し、活動が困難となる団体が増えており、美化保全に伴う草刈機の使用時に怪我をする住民も発生するなど、将来を見据えた支援や改善が必要となっている。

ウ 「砂防指定地等の管理」「砂防指定地等に関する規制」「砂利採取業者及び岩石採取業者への指導、監督」「砂防に関する事故等への対応」

砂防指定地内等のパトロールを実施・報告を行うことに時間や労力がかかるため、作業の効率化を行う必要がある。また、新たな不適切盛土を発生させないために、砂防指定地内における違反行為の抑止と指導強化を目的とした対応を検討する必要がある。

【改善】

ア 「河川及び海岸の管理」「河川及び海岸の使用等に関する規制」「河川及び海岸管理に係る事故等への対応」「公益財団法人浜名湖総合環境財団の指導及び監督」

「河川及び海岸の管理」における不法占用対策について、河川改修時又は建物建替え時に解決を図るなど、引き続き、その解消に向け取り組んでいく。

また、河川や海岸におけるパトロールの異常箇所報告について、システム開発事業者とシステム改修に取り組んでいく。

イ 「河川及び海岸の愛護思想の普及啓発、美化保全」

河川海岸愛護団体の活動に対する補助金交付等を通じて、引き続き、河川・海岸の愛護思想の普及啓発及び災害予防及び美化保全を図る。また、高齢化による活動力の低下などで作業が困難となっているリバーフレンド団体に対し、県で購入したリモコン式草刈機の貸出を実施し、作業における安全性の向上や省力化を図るなど、将来を見据えた支援や改善に取り組んでいく。

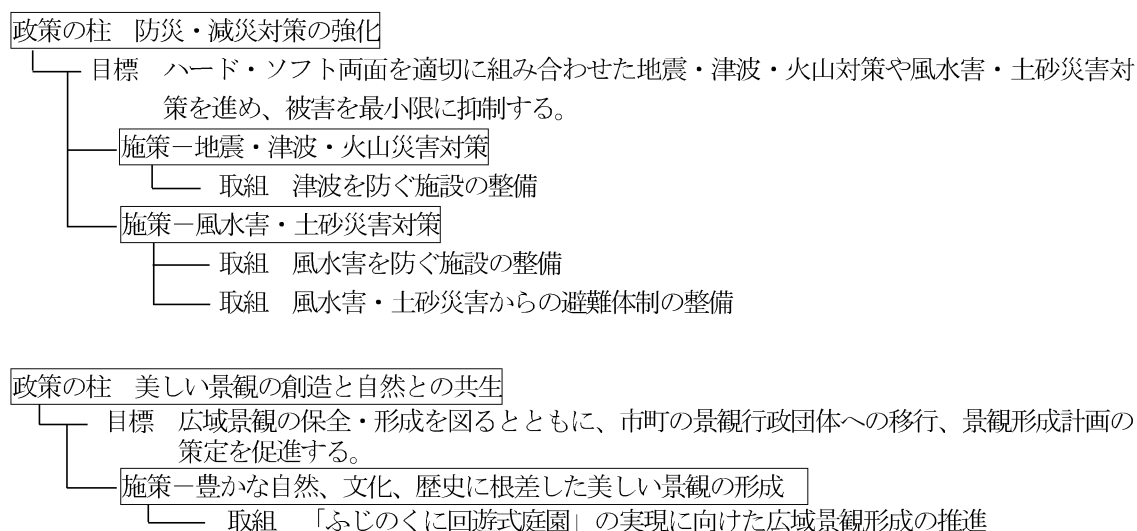
ウ 「砂防指定地等の管理」「砂防指定地等に関する規制」「砂利採取業者及び岩石採取業者への指導、監督」「砂防に関する事故等への対応」

砂防指定地等における災害の未然防止のために、効率的なパトロールを行う必要があり、砂防関係施設パトロール支援システムを導入し効率化を図った。

また、静岡県砂防指定地管理条例等を改正し、砂防指定地内における違反行為の抑止を目的に、罰則の強化と公表規定を追加するとともに、指導強化を目的に、制限行為完了後の検査を実施することとし、監督処分内容の拡充を図った。

Ⅱ 河川企画課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 津波を防ぐ施設の整備

ア 市町との協働による津波対策「静岡方式」の推進

平成 27 年度に策定した総合的な海岸の整備計画である海岸保全基本計画に基づき、海岸の効率的・効果的な整備を進めている。また、津波対策については、平成 25 年 6 月に公表された第 4 次地震被害想定において推計された地震・津波による被害を可能な限り軽減するため、具体的な取組（アクションとその行動目標）を「地震・津波対策アクションプログラム 2013」に位置付け、全県的に津波対策を推進してきた。令和 5 年度から「地震・津波対策アクションプログラム 2023」により津波対策を推進している。

(ア) 海岸調査費

89,492,000 円

津波対策の実施に当たっては、レベル 1 の津波を防ぐ施設や「静岡モデル防潮堤」などのハード対策、「警戒避難体制の整備」などのソフト対策を、地域の歴史・文化や景観等との調和が図られるよう、住民意見を取り入れ市町との協働により実施する。このように地域の特性に合わせた津波対策を「静岡方式」と称し、県下全域で展開している。

平成 25 年度末までに沿岸 21 市町全てに「静岡モデル推進検討会」や「静岡方式推進検討会」を設置し、県と市町が協働でその市町の津波対策や「静岡モデル防潮堤」の整備等の検討を進めている。

特に、伊豆半島沿岸 10 市町においては、津波防災と景観・利用等との調和等を図る必要があるため、50 の地区協議会を設置し、防潮堤等の施設整備と避難体制の整備など地域の実情にあった津波対策について住民等との合意形成を進めており、令和 6 年度末までに 41 地区において「津波対策の方針」がとりまとまった。「静岡モデル防潮堤」につ

いては、条件の整った県中西部の 7 市町において整備を進めており、令和 6 年度は磐田市の静岡モデル防潮堤について安全性の検討を行った。

また、東日本大震災の津波被害の経験を踏まえ、津波による災害の防止・軽減効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するための効果的な施策を規定した「津波防災地域づくりに関する法律」が平成 23 年 12 月に施行された。

本法律に基づき、津波から「なんとしても人命を守る」考え方の下、対策を進める上で有効な「津波災害警戒区域」及び「津波災害特別警戒区域」の指定を進めており、令和 5 年度末までに、下田市、南伊豆町、松崎町、東伊豆町、河津町、伊豆市、熱海市、伊東市、沼津市、富士市、静岡市、御前崎市、掛川市及び湖西市において津波災害警戒区域の指定を行った。特に、伊豆市においては津波災害特別警戒区域を全国で初めて指定した。

(2) 風水害を防ぐ施設の整備

ア 「河川整備計画等の策定」「関係機関や住民が一体となった総合的な治水対策の推進」

河川の効率的・効果的な整備を進めるため、河川整備計画を策定する。床上浸水被害が頻発する地区においては、関係機関と連携して総合的な治水対策に取り組んでいる。また、特に流域の市街化が著しい巴川流域において、自然再生推進法や特定都市河川浸水被害対策法に基づき、適正な流域管理を実施する。気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対して、市町や関係機関等のあらゆる関係者と連携し、「流域治水」の考えに基づき、水災害リスクの軽減を図っていく。

(ア) 河川調査費

626,563,000 円

a 河川整備計画等の策定

河川の適正な管理に必要となる計画の策定、調査を行うもので、河川管理の基本となる河川整備基本方針、河川整備計画等の策定調査を 8 河川で実施した。このうち、河川整備計画は、河川整備の優先度が高い志太田中川水系、湯日川水系について策定・公表した。また、各分野の学識経験者から意見を聴く河川審議会を開催するなど、河川整備基本方針等の策定に向けた取組を進めた。

b 関係機関や住民が連携して取り組む「流域治水」の推進

令和元年の台風第 19 号により、狩野川流域や志太榛原地域などを中心に県内各地で甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、県内で特に浸水被害が頻発する 10 流域 14 地区において、気候変動を考慮し、各地域の特性を踏まえた総合的な治水対策をとりまとめた「水災害対策プラン」の策定を進めることとした。

令和 4 年度までに、馬込川上流・下流や坂口谷川流域など 7 地区のプランを策定・公表したが、令和 4 年の台風第 15 号により県中西部を中心に甚大な浸水被害が発生したため、プラン対象流域に同台風で被害が大きかった流域を加えた 15 流域（21 地区）を「重点対策流域」に位置付け、流域治水を強力に推進することとし、令和 6 年度までに全 21 地区においてプランの策定や見直しを行い、公表した。

(イ) 河川管理権限移譲費助成 24,666,000 円

県管理河川の権限移譲により、政令市で発生する国庫補助事業の負担増について補助を行った。(継続1箇所)

(ウ) 国直轄事業費負担金 3,286,539,634 円

a 河川改修事業費負担金 2,157,430,187 円

県内の一級河川(狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川)のうち、国土交通省直轄区間における河川改修事業に要する経費の一部を負担した。

(単位：千円)

事業名	事業費	負担金	負担率
河川改修	4,511,460	1,503,779	1/3
河川工作物関連	343,997	114,665	1/3
都市水環境整備	62,000	31,000	1/2、1/3
天竜川ダム再編	1,061,067	318,320	3/10
大井川長島ダム	214,000	71,333	1/3
災害関連	355,000	118,333	1/3
計	6,547,524	2,157,430	

b 海岸保全施設整備事業費負担金 1,129,109,447 円

富士、駿河海岸の国土交通省直轄区域における海岸保全施設整備事業に要する経費の一部を負担した。

(単位：千円)

事業箇所	事業費	負担金	負担率
富士海岸	1,787,173	595,724	1/3
駿河海岸	1,600,156	533,385	1/3
計	3,387,329	1,129,109	

イ 多目的ダムの適正な管理

奥野ダム(平成元年度完成)、青野大師ダム(平成18年度完成)、太田川ダム(平成21年度完成)の機能を十分に発揮させるために、調査・保守点検、修繕工事等必要な維持管理を行った。

太田川ダムでは、大規模な洪水の発生後に数か月にわたり濁水が放流され、河川の環境や利用への影響が懸念されているため、「太田川ダム濁水対策検討会」で決定した選択取水設備の運用改善による濁水の早期放流などの対策を実施するとともに、対策の効果検証や水質調査によるモニタリング結果について、11回目となる検討会を開催して報告した。

また、奥野ダム・太田川ダムでは、大規模停電に備えた自家用電源の確保によるダム管理機能の強化、再生可能エネルギーの利用推進による二酸化炭素排出量の抑制、売電収入

等によるダム管理コストの縮減を図ることを目的に、維持放流水等を利用したダム管理用の小水力発電設備を設置し運用している。

(ア) 奥野ダム維持管理費 71,370,000 円

堆砂・水質調査、ダム管理設備等の保守点検、流木処理、除草工事、貯水池内土砂の撤去等を実施した。

(イ) 青野大師ダム維持管理費 26,000,000 円

堆砂・水質調査、ダム管理設備等の保守点検、空調設備更新工事等を実施した。

(ウ) 太田川ダム維持管理費 79,215,000 円

堆砂・水質調査、ダム管理設備等の保守点検、貯水池内土砂の撤去等を実施した。

(エ) 太田川ダム濁水対策事業費 13,898,000 円

濁水対策検討業務、濁水対策シミュレーションを実施するとともに、濁度計移設工事を実施した。

(オ) 河川関係国庫補助事業（ダムメンテナンス事業） 502,296,000 円

青野大師ダムの多重無線設備更新工事等を実施した。

太田川ダムの堤体観測設備及びテレメーター設備更新工事等に着手した。

(単位：千円)

事業名	箇所数	事業費	備考(施工箇所)
河川関係国庫補助事業 (ダムメンテナンス事業)	7	502,296	青野大師ダム、太田川ダム

ウ リバーフレンドシップの推進

公共事業に対する県民の理解の促進を図るとともに、効果的・効率的な事業の推進を図ることを目的として、河川海岸の保全の分野において地域住民や NPO、企業など多様な組織との協働による公共事業を進めている。

(ア) 河川維持管理費（環境保全） 35,000,000 円

河川流域の住民や利用者等がリバーフレンドとなり、清掃や除草等の河川美化活動を行うことにより河川を地域の共有財産として保全する意識を啓発するもので、令和 6 年度末時点で計 728 団体のリバーフレンドの活動を支援している。

エ 河川法に基づく許認可の技術的審査等

河川利用者の申請について、河川の流水の占用（河川法第 23 条）に関する許可の技術的

審査を行った。また、河川管理者以外の者の施行する工事等（河川法第 20 条）、河川区域内の土地の占用（河川法第 24 条）、工作物の新築等の許可（河川法第 26 条）などに関わる申請案件のうち、流水を阻害するものについて技術的審査を行った。

また、住宅、工場、ゴルフ場又はリゾート施設等の建設の用に供する目的で行う大規模な開発を伴う土地利用事業を行おうとする事業者に対し、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するという目的で、「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく審査・指導を行った。開発事業により雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合については、河川改修や流出抑制施設の設置など事業者に一定の治水対策を指導した。

（３） 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

ア 国土強靱化効果促進事業（水害リスク情報） 36,367,000 円

（ア）大規模洪水等に対する減災対策の推進

平成 27 年 7 月の水防法改正や、同年 9 月の鬼怒川の堤防決壊、平成 28 年の北海道や東北地方での水害を受けて国が策定した「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、大規模洪水等に対する減災対策に着手した。

このうち、水防法に基づく取組として、平成 27 年の法改正により洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が、従来の計画規模から想定し得る最大規模に変更されたことを受け、県管理河川で対象となる洪水予報河川及び水位周知河川 46 河川の洪水浸水想定区域の見直しを行い、令和元年 5 月末までに指定・公表した。また令和 2 年度末までに、新たに 13 河川を水位周知河川に指定し、令和 4 年度末までに洪水浸水想定区域を指定・公表した。

さらに、令和元年の台風第 19 号の教訓を踏まえ、県が管理する 520 河川のうち洪水予報河川及び水位周知河川の 59 河川以外の中小河川においても洪水浸水が想定される範囲を示す図面の作成を進めており、令和 6 年度末までに合計で 446 河川の洪水浸水想定区域図を作成・公表した。

（４） 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

ア 「防護と景観が両立する海岸保全の推進」

海岸保全基本計画に基づき、防護、利用、環境についてバランスのとれた海岸の整備や管理に取り組んでおり、特に、富士山世界文化遺産の構成資産に登録された三保松原（清水海岸）において、高潮災害などに対する地域住民の安全の確保を前提に、世界遺産としての価値の保全を図るための景観改善を実施している。

三保松原（清水海岸）は、富士山世界文化遺産登録の過程において、イコモスから消波堤が景観上望ましくないと指摘されたことを受け、平成 25 年 8 月に三保松原白砂青松保全技術会議を設立し、海岸保全と景観改善の両立を目指し検討を進めてきた。

技術会議において、将来的には「構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸」を目指すとともに、その実現までの対策として「景観上配慮した最小限の施設により砂浜を保全す

る」という方針を決定し、平成 27 年 2 月の第 4 回技術会議において、2 基の消波堤を突堤に置き換えるとともに、養浜を増量することとした。

三保松原白砂青松保全技術会議の後継組織である「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」や「技術検討ワーキング部会」を平成 27 年度に設置し、対策実施による効果・影響等の検証と計画の順応的な見直しを行い、効率的・効果的な対策の推進を図っている。平成 30 年度末に 1 号突堤が完成するとともに、令和元年度から景観の阻害となっている 1 号消波堤の段階的な撤去に着手している。令和 4 年度に 2 号新堤（南）を「設計・施工一括発注方式」で契約し、令和 5 年度は設計を進め、令和 6 年度は函体の工場制作とともに突堤設置のための掘削工に着手した。

【評価】

指標名		(現状値) 2020 年度	実 績				目標 (2025 年度)
			2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	
成果指標	風水害からの逃げ遅れによる死者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人 (毎年度)
活動指標	地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸）の整備率（延長）	71% (207.7km)	73% (211.8km)	73% (213.4km)	74% (216.7km)	76% (223.4km)	75% (220.6km)
	地域の合意形成に基づく津波対策施設（河川）の整備率（河川数）	37% (34 河川)	41% (37 河川)	42% (38 河川)	45% (41 河川)	45% (41 河川)	47% (43 河川)
	静岡モデル防潮堤の整備率（延長）	49% (33.9km)	52% (35.7km)	53% (36.7km)	55% (38.3km)	58% (40.8km)	67% (46.7km)
	市町の防災体制強化に関する講習会等の実施市町数	35 市町	35 市町	35 市町	35 市町	35 市町	35 市町 (毎年度)

ア 津波を防ぐ施設の整備

（ア）市町との協働による津波対策「静岡方式」の推進

「地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づいて、想定される犠牲者を令和 4 年度末までの 10 年間で 8 割減少させることを目指し、地域との合意形成を図った上で、海岸保全施設等の整備を着実に進めた結果、減災目標は概ね達成された。令和 5 年度からは「地震・津波対策アクションプログラム 2023」に基づき津波対策を推進している。

市町が進める静岡モデル防潮堤の整備については、「静岡モデル推進検討会」での検討結果等を踏まえた整備計画に基づき、整備が進められており、県は整備に必要な土砂

の確保について、県発注工事で発生する土砂を提供するなどして市町を支援している。

観光や漁業への影響等によりレベル1を下回る高さでの施設整備を求める声もある伊豆半島沿岸の市町は、静岡モデル防潮堤等のハード対策ではなく、避難などソフト対策を主体とした津波対策を推進していることから、危機管理部と連携し、「地震・津波対策等減災交付金」を活用するなどしてソフト対策の充実を図っている。

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域の指定は、住民等が津波から安全に避難できるように警戒避難体制を整備する上で有効な施策であるため、県では早期の指定完了に向けて取り組んでおり、令和5年度までに沿岸21市町中14市町で指定を行った。

イ 風水害を防ぐ施設の整備

(ア) 河川整備計画等の策定

a 河川整備計画等の策定

各管理指標とも目標値に向け順調に推移しているが、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の災害を踏まえた河川の改良復旧事業や、令和4年9月の台風第15号などの近年各地で頻発化・激甚化する豪雨災害に対応する治水事業、「地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づく河川津波対策を実施する上では、法定計画である河川整備計画等に位置付けることが求められている。

このため、流域委員会等を開催している優先度の高い水系においては、早期の計画策定に向けて取組を進めていく。策定を進めているその他の水系においても、引き続き、検討を進める。

b 関係機関や住民が連携して取り組む「流域治水」の推進

令和2年6月、国は流域に関わる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」に転換する方針を示し、県内の一級水系においてその取組を進めている。

県においても、「流域治水」の考え方にに基づき、重点的に河川整備に取り組む二級水系で、具体的な治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として取りまとめしており、引き続き、関係機関と連携した治水対策を進めていく。

また、近年の水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、浸水被害が頻発している県下14地区において、将来的な気候変動の影響を考慮したうえで、河川対策や流域対策のハード対策と、避難対策などのソフト対策を組み合わせた効果的な減災対策を「水災害対策プラン」としてとりまとめている。さらに、令和4年9月の台風第15号により県中西部を中心に甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、プラン対象流域に同台風で被害が大きかった流域を加えた15流域（21地区）を「重点対策流域」に位置付け、流域治水を強力に推進することとした。令和6年度には12地区のプランを策定・発表し、令和5年度末までに策定・公表した9地区とあわせて、全地区のプランの策定・公表が完了した。

令和4年台風第15号や令和5年台風第2号での対応における課題や取組の方向性、河川砂防局の重点対策（29項目）等をまとめた「新たなステージに入った水災害に対する取組」を令和6年2月に策定・公表した。

c 多目的ダムの適正な管理

(a) 奥野ダム・青野大師ダム・太田川ダムの維持管理

ダムの機能を継続して発揮していくために、保守点検や維持工事を行い、施設管理に努めた。

(b) 太田川ダムの濁水放流対策

第 11 回太田川ダム濁水対策検討会を令和 7 年 3 月に開催し、学識経験者や漁協等関係者の意見を聴きながら、水質調査や早期濁水放流等による対策の効果検証結果の報告を行い、改善に向けた新たな対策を検討した。

(c) ダム管理用小水力発電設備

奥野ダムでは平成 25 年 12 月、太田川ダムでは令和元年 12 月より設備の運用を行っている。

d リバーフレンドシップの推進

地域と県の協働事業であるリバーフレンドシップは、県が管理する河川の一定区間において、住民や利用者等がリバーフレンドとなり、清掃や除草等の河川美化活動を行うことにより、「みんなの川」を「みんなで守っていく」意識を向上させ、併せて、身近な河川の治水や環境保護に関する意識啓発を図ることを目的に、平成 15 年度に制度化した。

リバーフレンド団体に対して県や関係市町が活動支援を行っており、令和 6 年度は 34 団体と新規に同意書を締結し、令和 6 年度末時点で県全域 728 団体の活動を支援するなど、制度の活用が図られている。

e 河川法に基づく許認可の技術的審査等

河川法に基づく申請に対して、「河川管理施設等構造令」の技術基準や「河川工作物設置の審査の手引き」等に基づいた審査を行い、必要に応じた指導を実施した。

f 「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく審査・指導等

事業の施行により雨水の流出形態が変化し、施行区域下流の河川等に新たな負担が生じないよう事業者が実施する河川改修や流出抑制施設の設置などの治水対策について審査・指導を行った。また、承認済みの案件に関わる計画変更の審査等を実施した。

さらに、林地開発許可については、「林地開発許可申請に伴う河川管理者の同意取得に係る運用」に基づき、審査者や申請者への助言等を行った。

ウ 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

(ア) 大規模洪水等に対する減災対策の推進

県民が水害を自分事として正しく理解し、円滑な避難活動につながるよう、県が管理

する 520 河川のうち洪水予報河川及び水位周知河川の 59 河川以外の中小河川について、水害リスク情報を周知するための洪水浸水想定区域図の作成に令和元年度着手した。

令和 6 年度は天竜川水系の 30 河川を新たに作成・公表し、令和 6 年度末までに合計 446 河川の洪水浸水想定区域図を作成・公表した。

エ 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

(ア) 「防護と景観が両立する海岸保全の推進」

三保松原（清水海岸）の景観改善に向けた取組については、「景観上配慮した最小限の施設により砂浜を保全する」という方針のもと、短期対策として 2 基の消波堤を突堤等に置き換えるとともに、養浜を増量する対策を実施している。

当海岸は、厳しい海象・地形条件下にあることから、国が直轄海岸で実施している有脚式離岸堤と同様の杭式構造を突堤等の一部（横堤）に採用した。

突堤等の整備については、設置に伴う影響把握のためのモニタリング（経過観察）を実施する必要があることから、「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」や「技術検討ワーキング部会」を設置し、検討及び検証を進めている。

1 号突堤の工事については、「設計・施工一括発注方式」により、平成 28 年 3 月に契約を締結し、フォローアップ会議委員の技術的助言を得ながら水理模型実験や詳細設計を行った上で整備に着手し、平成 30 年度末に完成した。完成後、令和元年度に景観の阻害となっている 1 号消波堤の第一段階の撤去、令和 2 年度に第二段階の撤去を実施した。令和 6 年度も一部を撤去し、更なる景観向上対策を進める予定である。

2 号消波堤に置き換える 2 号新堤については、令和 3 年度に設置位置や構造を決定し、令和 4 年度に 2 号新堤（南）を「設計・施工一括発注方式」で契約し令和 5 年度は設計を進め、令和 6 年度は函体の工場制作とともに突堤設置のための掘削工に着手した。

【課題】

ア 津波を防ぐ施設の整備

(ア) 市町との協働による津波対策「静岡方式」の推進

令和 4 年度末に策定された「地震・津波対策アクションプログラム 2023」に定めた減災目標（令和 7 年度末までの 3 年間で想定犠牲者の 9 割減災、その後も減災効果を持続）の達成に向けて、海岸保全施設等の整備を推進するため、海岸保全基本計画など関連計画の策定や見直し、関係市町等との調整を進める必要がある。

静岡モデル防潮堤整備を進める関係市町から、経済的・技術的な支援を求められているが、レベル 1 を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備に対しては、県からの直接的な財政支援が困難なため、県や国が行う他事業との連携等により市町を支援する必要がある。また、新規工区となる吉田町の駿河海岸住吉工区については、計画が具体化してきたことから、速やかな着手に向け調整を進める必要がある。

観光や漁業への影響等によりレベル 1 を下回る高さでの施設整備を求める声もある伊豆半島沿岸の市町では、津波防災と景観・利用等との調和や避難困難地区の解消を図るため、50 の地区協議会を設置・開催し、地域の実情にあった「津波対策の方針」につい

て検討を重ねている。令和6年度には新たに5地区の方針が決定し、令和6年度末時点で方針が決定した地区は41地区となった。残る9地区についても早期の方針決定に向け、調整をしていく必要がある。

津波災害警戒区域の指定について、随時、市町の意向を聴きながら進めているが、未指定の市町からは静岡モデル防潮堤の整備による減災効果の津波浸水想定への反映等を求められており、指定に至っていない。

イ 風水害を防ぐ施設の整備

(ア) 河川整備計画等の策定

a 河川整備計画等の策定

河川整備計画の策定に当たっては、河川管理者は地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じた河川整備を計画に反映するとともに、住民からの意見を聴取するために保有する情報を関係住民にできる限り提供することが求められている。また、減災対策においては、住民自らが水害リスクを理解し、適切な防災活動につなげることが重要である。このため、地域住民が防災、減災について考える機会の創出や、防災意識向上に向けた啓発活動の取組が必要である。

b 関係機関や住民が連携して取り組む「流域治水」の推進

「流域治水」の考え方を取り入れた県独自の取組である「水災害対策プラン」については、あらゆる関係者が協働して主体的に取り組むことや、市町の関係部局等との連携強化が重要である。加えて、今後は地域住民も含めた関係者が水災害を自分事と捉え、防災意識の醸成を図ることによりこの取組を深化させる必要がある。

c 多目的ダムの適正な管理

(a) ダム本体は、経年的な劣化の恐れが少ない構造物であるが、ダム本体と一体となってダム機能を発揮させる放流設備や電気・通信設備は経年的な劣化が避けられないため、定期的な点検に基づき修繕工事や更新・改良工事が必要である。

(b) 太田川ダムは、太田川流域の洪水被害防止や周辺市町の水道用水の役割を担う一方、大規模な出水の発生後に濁水が長期的に放流される場合があり、河川の環境や利用への影響が課題となっており、太田川ダム濁水対策検討会を開催し、濁水対策に取り組んでいる。

(c) ダム管理用小水力発電は、ダム管理機能の強化、再生可能エネルギーの利用推進による二酸化炭素排出量の抑制、売電収入等によるダム管理コストの縮減等の観点から適切な運用が求められている。

d リバーフレンドシップの推進

近年、高齢化の進展等に伴い、活動を継続することが困難となる団体が増えていることから、各団体が継続して活動できるよう、団体との意見交換や、将来を見据えた

支援等の検討が必要である。

e 河川法に基づく許認可の技術的審査等

「河川管理施設等構造令」の技術基準や「河川工作物設置の審査の手引き」等に基づく審査及び指導を行う必要がある。

f 「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく審査・指導等

適切な土地利用を図るための流出抑制施設の設置などの治水対策について、「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」等に基づいた指導を行う必要がある。

また、林地開発許可についても、「林地開発許可申請に伴う河川管理者の同意取得に係る運用」に基づき、審査者や申請者に対して適切に助言等を行う必要がある。

ウ 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

(ア) 大規模洪水等に対する減災対策の推進

令和3年7月の水防法改正により、想定最大規模による浸水想定区域の指定対象河川が洪水予報河川、水位周知河川以外のその他河川まで拡大した。

これによりハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務が生じる対象河川も拡大となり、作業を担う市町の負担が増大する。

エ 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

(ア) 「防護と景観が両立する海岸保全の推進」

三保松原（清水海岸）の景観改善について、1号突堤設置や1号消波堤の段階的な撤去に伴う影響等について、引き続きモニタリング（経過観察）を実施し、その結果を「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」や「技術検討ワーキング部会」に報告し、委員の技術的助言を得ながら検証し、順応的に計画の見直しを行う必要がある。

2号新堤（南）は令和8年度に完成する見込みであることから、新たなモニタリング計画を検討する必要がある、侵食対策として行うサンドリサイクルにおいて、養浜材の確保や景観の阻害とならない養浜形状に配慮する必要がある。

【改善】

ア 津波を防ぐ施設の整備

(ア) 市町との協働による津波対策「静岡方式」の推進

海岸保全施設等の整備を推進するため、県下沿岸21市町に設置した「静岡モデル推進検討会」、「静岡方式推進検討会」での検討結果や、伊豆半島沿岸の50地区で決定される「津波対策の方針」を踏まえ、必要に応じて海岸保全基本計画の見直し等を行うとともに、関係市町等との調整を着実に進めていく。

市町が進める静岡モデル防潮堤の整備については、引き続き、整備に必要な土砂の確保に向け、県発注工事で発生する土砂を提供するとともに、県内外で発生する土砂につ

いて広く情報収集を行い活用の調整を進め、市町を支援していく。また、「静岡モデル推進検討会」を継続的に開催し、関係市町が抱える課題の解決等を進めるとともに、各地域の検討会間の情報共有を図るなどして、整備の進捗を図っていく。新規工区となる吉田町の駿河海岸住吉工区については、国、県及び市による打合せにおいて課題解決を図り、速やかな着手に向け整備方針を固めていく。

伊豆半島沿岸においては、9地区における「津波対策の方針」の早期決定を目指し、地区協議会を開催するなどして地域住民等との合意形成を加速化し、早期の津波対策着手を目指していく。

津波災害警戒区域等の指定については、区域指定がインセンティブとなる支援制度として、令和元年度から危機管理部所管の地震・津波対策等減災交付金の交付率が嵩上げされる「津波対策がんばる市町認定制度」が創設された。また、令和3年度の国の指定促進の動き等を踏まえ、津波災害警戒区域が未指定の7市町について、「静岡モデル防潮堤」の減災効果の取扱いに係る国土交通省との協議の実施など、早期の指定に向けた調整を進めていく。

イ 風水害を防ぐ施設の整備

(ア) 河川整備計画等の策定

a 河川整備計画等の策定

河川整備計画の策定に伴う合意形成の過程で実施する意見交換会などにおいて、防災、減災などの治水対策、河川環境、河川の利用などに関する情報を住民に提供するとともに、住民と行政が双方向のコミュニケーションを交わすことにより、河川に関して考える機会の提供や意識の向上を図る取組を進める。

b 関係機関や住民が連携して取り組む「流域治水」の推進

県庁内の関係部局で組織する庁内連絡調整会議等を活用し、流出抑制対策等の事例紹介や取組の推進を庁内各部局への働きかけるとともに、出先機関や市町関係部局への横展開を要請するなど、関係者による主体的な取組を支援する。また、市町実務担当者を含めた合同打合せを開催し、水災害対策プランの目的、具体的な取組に関する共通認識や県内事例の情報共有を図るなど、市町の取組推進を支援する。

令和4年台風第15号の甚大な浸水被害を踏まえ、流域治水を強力に推進する重点対策流域に位置付けた15流域(21地区)においては、気候変動に伴う水害リスクの増加も考慮したうえで、関係する部局と密に調整を図り、各地域の特性を踏まえハードとソフトを組み合わせた効果的な浸水被害軽減対策を推進していく。また、関係者が行う各取組を着実に進めるために、関係者等で構成する「流域治水協議会」等において情報共有や各取組の進捗管理を行い、早期の効果発現に努める。

流域治水の取組を実効性のあるものにするためには、住民も含めた関係者が水災害を自分事化することが重要であることから、国や他県の好事例の情報収集を行うとともに、市町や教育機関等と連携して取組を強化していく。

c 多目的ダムの適正な管理

(a) 奥野ダム・青野大師ダム・太田川ダムの維持管理

長寿命化計画、中長期管理計画に基づき、長期的視点を踏まえた効率的・効果的な施設管理及び施設更新を実施していく。

また、各ダムにおいて新技術の活用等について検討していく。

(b) 太田川ダムの濁水放流対策

濁水の早期放流などの対策を確実に実施するとともに、太田川ダム濁水対策検討会の結果をもとに上流域の河道内及び貯砂ダムの掘削や、流入する濁水の早期放流を目的とした選択取水設備改良の概略設計等の対策や検討を行い、継続的な改善（PDCA サイクル）を図っていく。

(c) ダム管理用小水力発電設備

設備を適切に運用し、ダムの維持管理の一層の強化に努めていく。

d リバーフレンドシップの推進

活動団体では作業が困難な箇所について、県が草刈りや伐採を行うなど作業範囲を明確にして効率的に草刈り等を行うなど、引き続き、活動団体の意見を伺いながら継続的な活動の支援を進めていく。活動団体の作業の省力化や安全確保を図るために導入したリモコン式草刈機の貸出しについても、必要に応じて各土木事務所の配備台数を見直すなど、効果的な運用を図っていく。

リバーフレンドシップ団体による活動の質的向上を図っていくため、活動団体からの意見聴取や他団体の活動の参考となる活動内容の収集・提供をすることで、各団体が自主的、主体的、継続的に活動を行えるよう支援を継続していく。

e 河川法に基づく許認可の技術的審査等

適切な河川利用が図られるよう、「河川管理施設等構造令」の技術基準や「河川工作物設置の審査の手引き」等に基づいた審査を行う。

f 「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく審査・指導等

適切な土地利用が図られるよう、「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」等に基づいた審査を行う。

また、林地開発許可については、「林地開発許可申請に伴う河川管理者の同意取得に係る運用」に基づき、審査者や申請者に対して適切に助言等を行っていく。

ウ 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

(ア) 大規模洪水等に対する減災対策の推進

洪水浸水想定区域図が未作成である 1 河川は河川や地域の復旧・復興もあわせて行っ

ていることから、適切な時期に作成、公表ができるよう、関係市町と調整していく。

洪水浸水想定区域の指定についても、関係市町等との調整を踏まえ、順次進める。

市町が行うハザードマップの作成・普及の支援や要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援などソフト対策も含めた減災の取組を推進するため、県内 35 市町を対象とした防災体制強化に関する講習会等を実施する。

エ 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

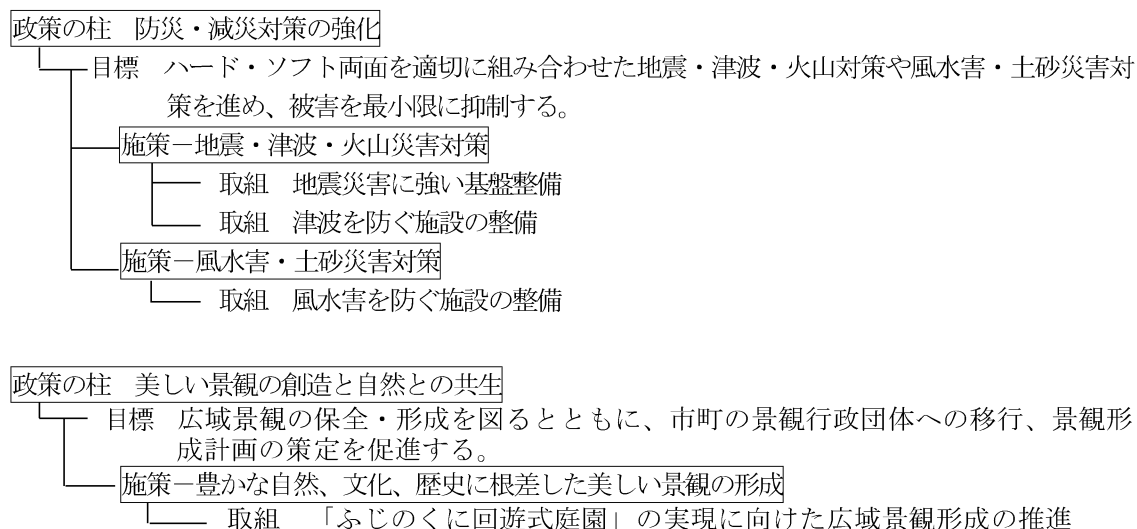
(ア) 「防護と景観が両立する海岸保全の推進」

1 号突堤設置に伴う影響等のモニタリング（経過観察）を引き続き実施し、「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」や「技術検討ワーキング部会」において対策実施による効果や影響等を検証する。

検証結果から、令和 6 年度は景観を阻害している 1 号消波堤の一部撤去と、侵食対策として施工した養浜形状の修景を実施した。また、養浜材の確保対策として漂砂が堆積しやすい掘削形状を検討していくとともに、国土交通省とも調整し、安倍川掘削土砂の養浜への活用を進めていく。

Ⅲ 河川海岸整備課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

- (1) 「地震災害に強い基盤整備」「津波を防ぐ施設の整備」「風水害を防ぐ施設の整備」
「「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進」

ア 国庫補助事業及び交付金による河川・海岸整備

(ア) 河川関係国庫補助事業費 4,921,749,000 円

静岡県の新ビジョン（静岡県総合計画）及び美しいふじのくにインフラビジョン（社会資本整備重点計画）に基づき、大規模な治水事業である放水路を整備する沼川をはじめ、河道掘削による改修を進める江尾江川、敷地川のほか、ダム事業の事業間で連携して進める河川整備を大井川で推進し、治水安全度の向上を図った。

(イ) 社会資本整備総合交付金事業費（河川） 11,710,337,547 円

静岡県の新ビジョン（静岡県総合計画）及び美しいふじのくにインフラビジョン（社会資本整備重点計画）に基づき、災害多発河川、都市河川等の重要度の高い箇所を優先的に実施するなど、選択と集中により改修整備を推進し、治水安全度の向上を図った。さらに、津波対策においては、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023」に基づき、馬込川水門や坂口谷川水門の整備を進めるなど、地震・津波対策を推進した。

(ウ) 演習場地区河川事業費 230,121,000 円

防衛施設の使用に伴い、治水上対策が必要な河川の改修を防衛施設周辺障害防止対策事業として、東富士演習場周辺の河川及び浜松飛行場周辺の河川で実施し、治水安全度の向上を図った。

(エ) 河川等災害関連事業費 37,441,000 円
令和4年台風第15号及び令和5年台風第2号により、浸水被害が発生した敷地川において、再度災害防止を目的とした国の補助事業である河川等災害関連事業を実施した。

(オ) 海岸関係国庫補助事業費 590,366,000 円
静岡県の新ビジョン（静岡県総合計画）、美しいふじのくにインフラビジョン（社会資本整備重点計画）及び「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、相良須々木海岸の防潮堤整備を進めるなど、地震・津波対策を推進した。

(カ) 社会資本整備総合交付金事業費（海岸） 1,698,263,000 円
静岡県の新ビジョン（静岡県総合計画）及び美しいふじのくにインフラビジョン（社会資本整備重点計画）に基づき、高潮対策事業及び侵食対策事業等を実施し、養浜により浜幅の回復と高潮被害の軽減を図った。
また、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、防潮堤の嵩上げを進めるなど、地震・津波対策を推進した。

(キ) 海岸漂着物等対策事業費（環境保全） 2,163,000 円
市町や災害関連事業で対応できず、放置される中小規模の出水等により突発的に発生する流木等漂着物について、環境省補助金を活用し、海岸の景観保全を図るために処理を実施した。

イ 県単独事業による河川・海岸整備

補助事業施行区間外における河川・海岸事業の整備率の向上及び通常必要とされる施設の維持修繕を行う。

(ア) 県単独河川海岸事業 3,671,705,000 円
補助事業に準じ、災害の未然防止対策、危険箇所の改良を実施することにより、河川の洪水に対する整備率の向上、海岸の高潮に対する整備率の向上を図るほか、河川・海岸の護岸や堤防、水門等の管理施設の維持修繕を実施した。

(単位：千円)

区分	事業名	箇所数	事業費	備考(施工箇所)
河川	河川改良費	(57) 156	(588,837) 1,778,892	巴川 外 155 箇所
	河川維持修繕費	(8) 96	(157,595) 1,634,545	巴川 外 95 箇所
	計	(65) 252	(746,432) 3,413,437	
海岸	海岸改良費	(5) 9	(28,944) 91,150	清水海岸 外 8 箇所
	海岸維持修繕費	(0) 17	(0) 106,676	清水海岸 外 16 箇所
	海岸養浜事業費	(2) 6	(12,547) 60,442	御前崎白羽海岸 外 5 箇所
	計	(7) 32	(41,491) 258,268	
合 計		(72) 284	(787,923) 3,671,705	

() は、繰越分内書

(イ) 大井川中流域浸水対策事業費

62,600,000 円

大井川中流域の浸水対策として、川根本町、島田市の治水効果の最も高い箇所について、堤防補強及び護岸整備を行い、治水安全度の向上を図った。

(単位：千円)

事業名	箇所数	事業費	備考(施工箇所)
大井川中流域浸水対策	(1) 3	(11,000) 62,600	大井川 外 2 箇所

() は繰越分内書

(ウ) 緊急自然災害防止対策事業費(河川)

2,230,469,000 円

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、河川管理施設及び海岸保全施設の整備を行うことにより、災害の拡大防止を推進した。

(単位：千円)

事業名	箇所数	事業費	備考(施工箇所)
緊急自然災害防止対策	(60) 123	(1,351,802) 2,230,469	瀬戸川 外 122 箇所

() は繰越分内書

(エ) 県土強靱化対策事業費（河川） 1,455,453,000 円

計画的な堆積土砂（樹木繁茂）対策の実施により、流下断面を継続的に確保し、河川を安全で良好な状態に保つ事前防災を推進した。

（単位：千円）

事業名	箇所数	事業費	備考（施工箇所）
県土強靱化対策	(13) 77	(231,486) 1,455,453	太田川 外 76 箇所

（ ）は繰越分内書

(オ) 豪雨等災害対策緊急事業費（河川） 1,316,583,000 円

緊急治水対策事業の後継事業として、災害拠点、要配慮者利用施設等のある箇所や、ライフライン施設等に浸水被害が発生する恐れの高い箇所において、近年多発する集中豪雨に対する緊急的な対策を推進した。

（単位：千円）

事業名	箇所数	事業費	備考（施工箇所）
豪雨等災害対策緊急事業	(36) 69	(678,538) 1,316,583	阿多古川 外 68 箇所

（ ）は繰越分内書

(カ) 県単独特定海岸保全施設整備事業費 83,532,000 円

静岡、清水海岸において離岸堤のかさ上げ等を行い、前浜の回復と災害防止を図った。

（単位：千円）

事業名	箇所数	事業費	備考（施工箇所）
県単独特定海岸保全施設整備	(1) 3	(22,235) 83,532	清水海岸 外 2 箇所

（ ）は繰越分内書

ウ 準用河川改修を通した市町指導

(ア) 準用河川等改修費助成 113,200,000 円

県内市町が実施した準用河川改修事業及び雨水貯留事業に対し、その促進を図るため補助を行い、治水安全度の向上を図った。

（単位：千円）

事業名	箇所数	事業費	備考（施工箇所）
準用河川等改修費助成	(4) 10	(19,700) 113,200	洞川 外 9 箇所

（ ）は繰越分内書

(2) その他

ア 河川海岸環境整備費 111,514,000 円

貴重な自然空間である河川、海岸敷地を潤いある水辺空間として有効活用すべく、河川公園や遊歩道を整備した。

(単位：千円)

事業名	箇所数	事業費	備考(施工箇所)
河川公園等	(2) 6	(23,300) 85,200	瀬戸川 外5箇所
遊歩道	(1) 3	(4,800) 26,314	巴川 外2箇所
計	(3) 9	(28,100) 111,514	

() は繰越分内書

イ 河川維持管理費 35,000,000 円

地震・洪水時の逆流防止のために設置されている水門等の保守点検等の維持管理を実施し、非常時の操作に支障がないか確認した。また、除草、塵芥処理を実施するなど、河川環境の保持に努めた。

ウ 佐鳴湖リフレッシュ事業費 1,187,000 円

佐鳴湖浄化活動の中で地域住民主体のソフト対策を活性化するため、県と浜松市が佐鳴湖地域協議会に負担金を支出した。同協議会はNPO等の活動への助成や地域が主体となった啓発活動の支援等を実施し、佐鳴湖の水質浄化に寄与した。

【評価】

指標名		(現状値) 2020 年度	実 績				目 標 (2025 年度)
			2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	
成果指標	風水害による死者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	毎年度 0 人
活動指標	地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸）の整備率（延長）	71% (207.7km)	73% (211.8km)	73% (213.4km)	74% (216.7km)	76% (223.4km)	75% (220.6km)
	地域の合意形成に基づく津波対策施設（河川）の整備率（河川数）	37% (34 河川)	41% (37 河川)	42% (38 河川)	45% (41 河川)	45% (41 河川)	47% (43 河川)
	河川整備計画に位置付けた主要箇所整備延長	91.9% (48.5 km)	96.6% (51.0 km)	97.3% (54.0 km)	97.9% (57.0km)	98.9% (60.2km)	100% (63.6km)
	侵食が著しい海岸における防護に必要な浜幅を確保している割合（海岸線の延長）	100% (20.8km)	100% (20.8km)	100% (20.8km)	100% (20.8km)	100% (20.8km)	100% (20.8km)

ア 「地震に強い基盤整備」「津波を防ぐ施設の整備」「風水害を防ぐ施設の整備」「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進」

国庫補助事業、社会資本整備総合交付金及び県単独事業による河川・海岸の整備は、風水害対策及び地震津波対策に資する施設の整備率向上に寄与した。

このうち、風水害対策としての河川整備については、沼川新放水路や巴川（麻機遊水地）など、県内各河川で浸水被害を軽減させる整備を進めた。

また、これまでの河川整備に加え、近年激甚化・頻発化している気象災害、今後一斉に老朽化することが見込まれるインフラなどの危機的状況に対応するため、「防災・減災、

国土強靱化のための5か年加速化対策」により、令和3年度から令和7年度までの5か年に重点的かつ集中的に対策を講じ、国が掲げる「流域治水」を推進していく。

地震津波対策については、令和5年3月に「第4次地震被害想定」と併せて策定された「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、馬込川水門整備や沼津牛臥海岸の堤防かさ上げなど、想定される被害の軽減に向け順調に整備を進めている。坂口谷川水門については令和7年2月に完成し運用を開始した。

世界文化遺産富士山の構成資産である三保松原に面する清水海岸においては、景観改善にも資する高潮対策を進めており、平成30年度末に1号突堤の整備が完了し、令和5年3月に次の2号新堤（南）の整備に着手するとともに、継続的な養浜の実施により海岸の浜幅の維持と景観改善を図っている。

また、これまでの整備により確保された安全・安心等を維持するため、長寿命化計画に基づき定期点検及び計画的な補修・更新を行うなど、管理施設の戦略的な維持管理を進めてきた。

【課題】

ア 「地震に強い基盤整備」「津波を防ぐ施設の整備」「風水害を防ぐ施設の整備」「「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進」

近年の激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策については、河川管理施設及び海岸保全施設の整備を計画的に進めていくとともに、継続的な予算確保が重要となる。

【改善】

ア 「地震に強い基盤整備」「津波を防ぐ施設の整備」「風水害を防ぐ施設の整備」「「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進」

河川・海岸事業の予算確保に努めるとともに、財政状況も配慮したうえで積極的な補正予算等の要望を行っていく。

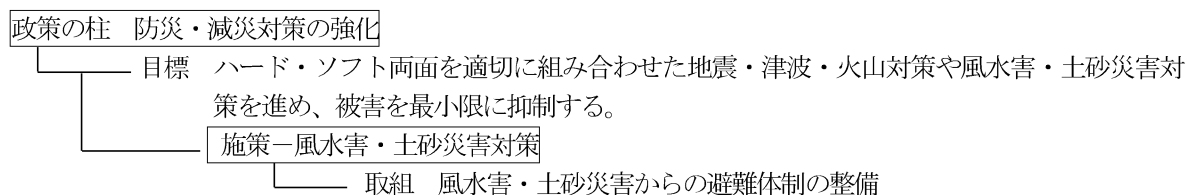
なお、全国各地で発生している自然災害を受け、県民の治水対策に対する要望は一層強くなっていることから、早期完了に向けて整備を推進し、安全・安心な地域づくりを目指していく。整備に当たっては、コスト削減を図っていくほか、自然環境や景観に配慮し、河川空間の創出など多自然川づくりを目指すことも必要とされる。

清水海岸においては、世界文化遺産にふさわしい景観への改善を目指し、養浜及び2号新堤（南）の整備など、引き続き景観改善にも資する高潮対策を進める。

河川管理施設及び海岸保全施設の維持管理については、今後も引き続き長寿命化計画に基づき効率的に進め、これまで積み重ねてきた安全・安心の維持に努める。

IV 土木防災課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「風水害・土砂災害からの避難体制の整備」

ア 河川維持管理費 372,029,772 円
県内各地の雨量・水位観測局、テレメータ装置や、県庁、各土木事務所の情報表示端末装置等、「静岡県土木総合防災情報システム(サイポス)」を中心としたシステム全体を適切に運用・保守管理した。

イ 水防用水位計更新費 51,900,000 円
県内各地に設置している水防用水位計のうち、老朽化した水位計等の更新を実施した。

ウ 総合流域防災事業費(情報基盤総合整備事業) 16,042,000 円
県内の雨量・水位情報を的確に把握し、水防警報及び洪水予報の発表等、水防法に定められた業務を適切に実施するため、降雨量、河川水位情報及び映像情報を迅速かつ正確に収集するための施設整備を実施し、河川管理の高度化を図るものである。
令和6年度は、河川監視カメラを15基増設することにより、河川水位情報及び映像情報を充実させ、河川状況の監視強化を図った。

(2) その他

ア 公共土木施設の早期復旧
異常な天然現象により被災した公共土木施設を災害復旧事業費により原形に復旧する事業である。

(ア) 災害復旧国庫補助事業 11,038,073,000 円
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業を実施した。

(単位：千円)

区分	発生年	全体 事業費	R3 年度 執行額 (R3→R4 繰越除く)	R4 年度 執行額 (R4→R5 繰越除く)	R5 年度 執行 (R5→R6 繰越除く)	R6 年度 執行 (R6→R7 繰越除く)	R7 年度 執行 予定額 (繰越分)	残事業費	R6 年度末 進捗 (%)
事業費	R3 災(R3 執行)		1,894,094						
	R3 災(R3→R4 繰越)			1,476,619					
	R3 災過(R4 執行)			697,620					
	R3 災過(R4→R5 繰越)				438,470				
	R3 災過(R5 執行)				80,782				
	R3 災過(R5→R6 繰越)					32,375			
	計	4,619,960	1,894,094	2,174,239	519,252	32,375			100.0
	R4 災(R4 執行)			1,612,494					
	R4 災(R4→R5 繰越)				4,964,322				
	R4 災過(R5 執行)				3,548,776				
	R4 災過(R5→R6 繰越)					5,010,084			
	R4 災過(R6 執行)					701,147			
	R4 災過(R6→R7 繰越)						226,559		
	計	16,063,382		1,612,494	8,513,098	5,711,231	226,559		98.6
	R5 災(R5 執行)				2,328,313				
	R5 災(R5→R6 繰越)					2,565,027			
	R5 災過(R6 執行)					1,562,961			
	R5 災過(R6→R7 繰越)						775,365		
	計	7,782,666			2,328,313	4,127,988	775,365	551,000	83.0
	R6 災(R6 執行)					1,165,879			
	R6 災(R6→R7 繰越)						1,707,622		
	計	4,859,070				1,165,879	1,707,622	1,985,569	24.0
指導監督費	過年災		0	0	0	0			
	現年災		610	600	600	600			
	計		610	600	600	600			
						11,038,073			

(イ) 県単独災害復旧事業

170,113,000 円

補助災害以外の小災害等の復旧事業を実施した。

R5 年災 7 件 108,328,000 円

R6 年災 10 件 61,785,000 円

(ウ) 土木施設災害対策調査事業

737,181,000 円

現年災害による公共土木施設の災害復旧を行うための、調査、測量、設計を実施した。

イ その他

国直轄事業費負担金

災害復旧事業費負担金

134,773,000 円

国土交通省直轄区域における災害復旧事業に要する経費の一部を負担した。

(単位：千円)

事業名	事業費	負担金	負担率
過 年 災	0	0	33.3%
前年度精算分	－	2	
返 納 金	－	－	
現 年 災	497,389	165,629	33.3%
前年度繰延額	－	18,772	
翌年度繰延額	－	△49,630	
計	497,389	134,773	

(3) 繰越

用地補償処理及び計画設計に関する諸条件の調整に不測の日時を要したため、令和7年度へ繰越した。

事業名	箇所名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}(\%)$	完成(予定) 年月日
過年補助災害土木復旧費 (河川等) (R4、5年災)	藁科川 外 19 箇所	3,266,032	1,001,924	69.3	R8.3.6
現年補助災害土木復旧費 (河川等) (R6年災)	(国)135号 外 63 箇所	2,873,501	1,707,622	40.6	R8.3.15
現年単独災害土木復旧費 (R6年災)	田子の浦港 外 3 箇所	583,214	521,429	10.6	R8.3.20
土木施設災害対策調査費 (R6年災)	渡ヶ島禿石 外 2 箇所	1,060,440	323,259	69.5	R7.7.30
河川維持管理費(土木防 災情報センター管理費)	巴川 外 13 箇所	374,800	38,730	89.7	R8.3.15
水防用水位計等更新費	大井川 外 1 箇所	60,000	50,000	16.7	R8.3.15
計		8,217,987	3,642,964	55.7	

【評価】

項目		現状値 2020 年度	実 績				目標 (2025 年度)
			2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	
成果指標	風水害による死者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人 (毎年度)

ア 「風水害・土砂災害からの避難体制の整備」

(ア) 水防管理団体が行う水防業務の支援と指導

令和 6 年度に洪水予報河川及び水位周知河川以外のその他河川 487 河川の洪水浸水想定区域の指定を行った。

(イ) 防災情報の通知

河川の防災情報等を提供する県のホームページ「サイポスレーダー」では、気象庁の「洪水警報の危険度分布（キキクル）」に関する情報も合わせて提供しており、水位計が設置されていない中小河川の危険度もわかるようになっている。

イ その他

公共土木施設の早期復旧

河川や道路等公共土木施設の被災箇所については、現年災害復旧の年度内着手率の目標を 100%と定め、早期復旧に努めている。令和 6 年度の県・政令市・市町を合わせた査定決定（港湾局、都市局含む）は 141 件、約 89 億円であった。また、当課所管の県災害 92 件の年度内契約率（令和 7 年 3 月末時点）は 75%であった。

【課題】

ア 「風水害・土砂災害からの避難体制の整備」

水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川以外のその他河川の洪水浸水想定区域にあり、市町の地域防災計画に記載された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び訓練を行わなければならないが、訓練の実施率が低い状況である。

イ その他

公共土木施設の早期復旧

災害査定実施後の工事入札手続きに日時を要していることから、年度内の着手率 100%に至っていない。

【改善】

ア 「風水害・土砂災害からの避難体制の整備」

市町の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等が行う避難確保計画の作

成及び避難訓練の実施について、水防法改正により、市町が指導や助言を行うことができるようになったため、市町の事務の支援を進めていく。

また、河川の防災情報等を県民へ提供するため、「サイポスレーダー」の適切な運用を継続するとともに、引き続き周知していく。

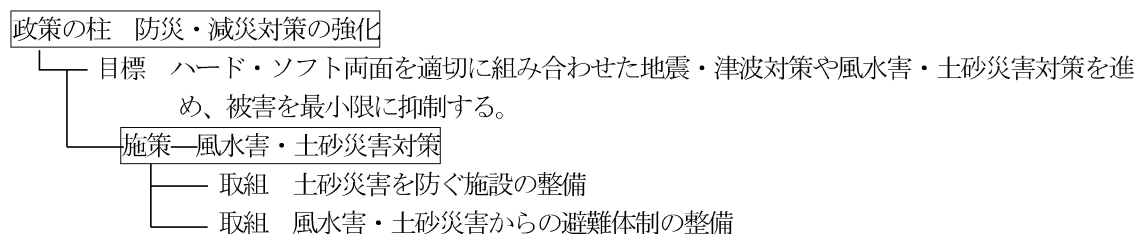
イ その他

公共土木施設の早期復旧

公共土木施設の査定前着工制度を試行的に活用し、災害査定の決定を待たずに現場着手し、早期復旧に取り組んでいく。

V 砂防課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「土砂災害を防ぐ施設の整備」

ア 砂防関係国庫補助事業費

(ア) 砂防関係国庫補助事業費 1,737,427,000 円

豪雨災害等に対し、整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる箇所における砂防関係施設の整備や、既設の砂防関係施設の老朽化対策を行い、人家、公共施設等の保全を図った。（継続 45 箇所、完了 57 箇所）

(イ) 演習場地区砂防事業費 73,945,000 円

防衛施設の利用により上流域が荒廃し、治水砂防上放置できない砂沢川（砂防指定河川）の改修を実施した。（継続 1 箇所 完了 1 箇所）

イ 社会資本整備総合交付金事業費（砂防）

(ア) 通常砂防費 1,251,235,711 円

土石流災害等に対処するため、荒廃の著しい溪流を重点に堰堤工等 107 箇所を実施し、人家、公共施設等の保全を図った。（継続 53 箇所 完了 54 箇所）

(イ) 火山砂防費 296,682,789 円

砂防指定地のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受ける恐れがある地域において施工する砂防工事であり、堰堤工等 27 箇所を実施し、人家、公共施設等の保全を図った。（継続 15 箇所 完了 12 箇所）

(ウ) 火山噴火緊急減災対策費 11,471,000 円

火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の制作・配備の計画を作成した。（継続 1 箇所 完了 1 箇所）

(エ) 地すべり対策費 181,103,000 円
集中豪雨や長雨等により発生する地すべりによる災害を未然に防止するため、特に緊急を要する 18 箇所 の防止工事を実施し、人家、公共施設等の保全を図った。
(継続 5 箇所 完了 13 箇所)

(オ) 急傾斜地崩壊対策事業費 1,931,588,000 円
台風及び集中豪雨等により発生するがけ崩れ災害を未然に防止するため、特に緊急を要する 163 箇所 で崩壊対策工事を実施し、人家等の保全を図った。
(継続 60 箇所 完了 103 箇所)

(カ) 総合流域防災事業費 (土砂洪水氾濫対策) 71,670,000 円
近年頻発化の傾向にある土砂・洪水氾濫の顕在化を踏まえ、土砂・洪水氾濫現象の実績を有する溪流で計画策定に着手した。(継続 1 箇所 完了 4 箇所)

(キ) 盛土緊急対策事業費 585,237,000 円
人家等に被害を及ぼすおそれがあるとされた砂防指定地内の不適切盛土 2 地区について、土砂の撤去や盛土の安定化を実施し、周辺地域の安全確保を図った。
(継続 3 箇所 完了 2 箇所)

ウ 砂防等災害関連緊急事業費

(ア) 緊急砂防対策費 244,742,500 円
令和 6 年台風第 10 号により土石流が発生した慈悲尾東上沢などにおいて、緊急的に砂防工事を実施し、人家の保全を図った。(継続 1 箇所 完了 2 箇所)

(イ) 緊急地すべり対策費 353,020,000 円
令和 5 年台風第 2 号により地すべりが発生した長沢などにおいて、緊急的に地すべり対策工事を実施し、人家、公共施設等の保全を図った。(完了 3 箇所)

(ウ) 緊急急傾斜地崩壊対策費 150,076,500 円
令和 6 年台風第 10 号によりがけ崩れが発生した西熱海町などにおいて、緊急的に急傾斜地崩壊対策工事を実施し、人家の保全を図った。(継続 3 箇所 完了 4 箇所)

エ 農林地すべり防止事業

(ア) 治山地すべり防止事業費 225,008,900 円
集中豪雨や長雨等により発生する地すべりによる災害を未然に防止するため、特に緊急を要する 8 箇所 の防止工事を実施し、人家、森林等の保全を図った。
(継続 5 箇所 完了 3 箇所)

(イ) 農地地すべり対策事業費 354,240,000 円

集中豪雨や長雨等により発生する地すべりによる災害を未然に防止するため、特に緊急を要する 33 箇所の防止工事を実施し、人家、農地等の保全を図った。

(継続 14 箇所 完了 19 箇所)

(ウ) 災害関連緊急治山地すべり対策事業費 733,198,000 円

令和 5 年の 8 月 14 日から 17 日の豪雨により地すべりが発生した大久保沢において、緊急的に地すべり対策工事を実施し、人家、公共施設等の保全を図った。

(継続 1 箇所)

オ 県単独砂防事業費

(ア) 通常砂防費 134,484,000 円

台風及び集中豪雨等により発生する土石流災害等を未然に防止するため、社会資本整備総合交付金等の対象とならない溪流 14 箇所に砂防設備を整備し、人家、公共施設等の保全を図った。(継続 8 箇所 完了 6 箇所)

(イ) 地すべり対策費 10,760,000 円

集中豪雨や長雨等により発生する地すべりによる災害を未然に防止するため、社会資本整備総合交付金等の対象とならない区域において、緊急に地すべり対策を必要とする 15 箇所で防止工事を実施し、人家、公共施設等の保全を図った。

(継続 5 箇所 完了 10 箇所)

(ウ) 急傾斜地崩壊対策費 134,885,369 円

台風及び集中豪雨等により発生するがけ崩れ災害を未然に防止するため、社会資本整備総合交付金等の対象とならない区域で、緊急に崩壊対策を必要とする 11 箇所で崩壊対策工事を実施し、人家等の保全を図った。(継続 4 箇所 完了 7 箇所)

カ 急傾斜地崩壊対策費助成 175,000,500 円

急傾斜地崩壊危険区域のうち、県事業の対象とならない箇所において市町が事業主体となって実施する崩壊対策工事等に対し、25 箇所で県費補助を行った。

(継続 6 箇所 完了 19 箇所)

キ 緊急自然災害防止対策事業費(砂防) 661,112,000 円

台風及び集中豪雨等により発生する土石流災害等を未然に防止するため、自然災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、砂防関係施設 36 箇所を実施し、人家、公共施設等の保全を図った。

(継続 14 箇所 完了 22 箇所)

ク 県土強靱化対策事業費（砂防） 581,630,000 円

国の地方財政措置の「緊急浚渫推進事業債」を活用し、土砂災害による被害を軽減するため、砂防堰堤における堆積土砂の除石等の緊急的な対策を 35 箇所を実施し、人家、公共施設等の保全を図った。（継続 6 箇所 完了 29 箇所）

ケ 豪雨等災害対策緊急事業費（砂防） 968,500,000 円

生活インフラ施設、要配慮者利用施設等に土砂災害が発生するおそれが高い箇所や過去に土砂災害が発生した箇所に緊急的な対策を講じることにより、地域住民の安全・安心な生活基盤の確保を図った。（継続 33 箇所 完了 36 箇所）

（２） 「風水害・土砂災害からの避難体制の整備」

ア 社会資本整備総合交付金事業費 990,401,000 円

土石流災害等に対処し、流域一体となった総合的な対策を推進するため、情報基盤整備を 24 箇所及び土砂災害防止法における土砂災害警戒区域等の指定を行うために必要な法に規定された基礎調査を 19 箇所実施した。（継続 20 箇所 完了 23 箇所）

（３） その他

ア 国直轄事業費負担金

（ア）砂防・地すべり対策事業費負担金 3,077,520,155 円

富士山、狩野川、安倍川における国土交通省直轄砂防事業及び由比地区直轄地すべり対策事業に要する経費の一部を負担した。

（単位：千円）

事業箇所	事業費	負担金	負担率
安 倍 川	1,008,999	336,299	1/3
狩 野 川	1,215,999	405,333	1/3
富 士 山	4,230,000	1,409,989	1/3
由 比	2,777,699	925,899	1/3
計	9,232,697	3,077,520	

【評価】

項目		現状値 2020 年度	実 績				目 標 (2025 年度)
			2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	
成果指標	土砂災害による死者数	0 人	27 人	1 人	1 人	0 人	0 人 (毎年度)
活動指標	土砂災害防止施設整備箇所数	累計 1,887 箇所	累計 1,905 箇所	累計 1,919 箇所	累計 1,935 箇所	累計 1,950 箇所	累計 1,979 箇所
	風水害・土砂災害避難等対処訓練実施市町数 (うち土砂災害訓練)	24 市町	30 市町	35 市町	35 市町	35 市町	35 市町 (毎年度)

ア 「土砂災害防止施設整備箇所数」

令和 6 年の県内における土砂災害は、台風第 10 号の影響等により 86 件発生した。そのうち、既に整備済みの擁壁等で崩壊土砂をくい止め、住宅等への被害を防いだ施設効果事例が 18 件あり、4 年ぶりに土砂災害による死者ゼロを達成した。

土石流、がけ崩れ、地すべりの土砂災害防止施設の整備が完成した箇所数累計については、令和 6 年度までに 1,950 箇所を整備したが、令和 7 年度目標の 1,979 箇所に向け、事業の一層の進捗を図る必要がある。

イ 「風水害・土砂災害訓練実施市町数」

土砂災害に対する防災意識の普及と警戒避難体制の実効性の向上を図るため、過去に土砂災害が発生した箇所や土砂災害警戒区域を対象に、住民の実動避難に主眼をおいた避難訓練を実施している。令和 6 年度も、実動避難訓練を全 35 市町で実施した。

【課題】

ア 「土砂災害防止施設整備箇所数」

事業効果の高い箇所を優先的、重点的に整備を推進しているが、県事業採択可能箇所数 5,753 箇所に対し、令和 6 年度末までに 1,950 箇所、県事業率 33.9%となっている。

また既存施設について、長寿命化計画に基づき点検や適切な補修等を実施し、施設の健全性を確保する必要がある。

イ 「風水害・土砂災害訓練実施市町数」

土砂災害に対する防災意識の普及と警戒避難体制の実効性の向上を図るための、住民の実動避難に主眼をおいた実動避難訓練（モデル地区訓練）が定着し、近年は全市町で実施している。

一方、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設では、避難確保計画に基づく避難訓練の実施率が 4 割弱であり、要配慮者の避難の実効性向上が課題である。

【改善】

ア 「土砂災害防止施設整備箇所数」

本県は近年、台風等による豪雨が毎年発生し、直近 10 年の土砂災害発生件数は約 70 件とこれまでの 1.5 倍に増加していることから、地域住民からの施設未整備箇所への対策要望も強い。目標値 1,979 箇所（R7）の達成に向け、残存型枠の使用や発生土の堤体への活用など事業コストの縮減を図りながら、土砂災害発生箇所（緊急性）や避難所、緊急輸送路、要配慮者利用施設等の防災上の重要施設、人家集中地区等の事業効果の高い箇所を優先的・重点的に整備を進めていく。

また、長寿命化計画に基づく施設の健全化確保のため、新設整備とのバランスを勘案し、緊急度の高い箇所（健全度 C）から補助事業である砂防メンテナンス事業を実施している。

イ 「風水害・土砂災害訓練実施市町数」

住民の実働避難訓練については、引き続き市町と連携し、地域住民の避難訓練や警察や消防等の組織と共同で行う要配慮者の避難支援等、実践的な訓練の実施を促すとともに、訓練時に行われる講習会において、住民に対して土砂災害防止に関する説明等を行い防災意識の普及を図る。

一方、要配慮者利用施設の避難訓練については、教育委員会と連携し、土砂災害警戒区域内の小中学校を対象に、避難訓練と連携した出前講座を集中的に実施する。

また、県と静岡地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は、市町が発令する避難指示の判断に際し重要な情報となるため、引き続き市町職員を対象に研修を実施するなど、市町の警戒避難体制の整備や住民の自主避難への支援を実施していく。

《港湾局》

I 港湾企画課

1 施策の体系

政策の柱 世界に開かれた玄関口の機能強化

└ 目標 県内港湾の利便性の向上を図り、貨物船やクルーズ船の利用を拡大する。

└ 施策－港湾機能の強化と利用促進

└ 取組 カーボンニュートラルポート（CNP）形成の推進

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（1）「港湾計画等の策定」、「漁港整備計画等の策定」

【一般会計港湾・漁港】

ア 県単独港湾整備事業費（港湾現況等調査費） 82,695,200 円

港湾、港湾海岸に係る国庫補助事業採択や施設の効果的かつ効率的な維持・管理のために必要な調査、測量、設計や災害調査等を実施し、施設整備費の確保や施設の維持・管理、災害復旧事業等に反映した。

（単位：千円）

事業名	事業費
港湾現況等調査費	(25,114) 82,695

※（ ）は、R5→R6繰越分内数

イ 県単独県営漁港整備事業費（漁港計画調査費） 22,158,000 円

漁港、漁港海岸に係る国庫補助事業採択や同施設の効果的かつ効率的な維持・管理のために必要な調査等を実施し、施設整備費の確保や施設の維持・管理等に反映した。

（単位：千円）

事業名	事業費
漁港計画調査費	(14,370) 22,158

※（ ）は、R5→R6繰越分内数

ウ カーボンニュートラルポート形成推進事業費（港湾） 22,858,000 円

清水港及び御前崎港における港湾脱炭素化推進計画策定に向けて、調査や分析等を実施するとともに県が事務局を務め、行政と民間事業者からなる「港湾脱炭素化推進協議会」を開催。令和6年3月に「清水港港湾脱炭素化推進計画」を、令和7年3月に「御前崎港港湾脱炭素化推進計画」を策定・公表した。

(単位：千円)	
事業名	事業費
カーボンニュートラルポート形成推進事業費【港湾事業】	(16,600) 22,858

※（ ）は、R5→R6繰越分内数

(2) 「港湾及び漁港の適正な管理」、「安全対策の推進」

【一般会計港湾】

ア 港湾管理事務

(ア) 港湾統計調査費 2,687,000 円

月ごとに入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物の集計等、統計法に基づく港湾統計調査を実施した。

(イ) 港湾行政費 5,041,044 円

御前崎港監督船の運行等を行った。

(ウ) 港湾維持管理費（港湾管理費） 110,707,590 円

港湾区域及び港湾基本施設（岸壁、道路、公園緑地など）の管理を行った。

(エ) 清水港等港湾整備事業特別会計繰出資金 102,165,222 円

清水港等港湾整備事業特別会計へ保安対策経費等の繰り出しを行った。

【清水港等港湾整備事業特別会計】

イ 清水港港湾管理費 1,395,532,687 円

(ア) 職員給与費 239,427,612 円

(イ) 事務所費 156,578,297 円

清水港管理局の運営を行った。

(ウ) 港湾管理費 652,690,257 円

上屋、荷役機械の維持管理を行った。

(エ) 清水港保安対策事業費 327,832,356 円

改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾施設保安法に基づき、清水港内の保安対策を実施した。

(オ) 港湾物流情報化事業費 1,147,000 円

港湾申請手続きの簡素化、情報化を図るため、港湾EDIシステム（港湾関連手続きに関する情報通信システム）の管理を行った。

(カ) 清水港プレジャーボート適正化対策事業費 17,857,165 円
清水港のプレジャーボート暫定係留施設の適正な管理運営を実施した。

ウ 田子の浦港港湾管理費 172,670,321 円
(ア) 職員給与費 57,135,719 円
(イ) 港湾管理費 66,133,060 円
田子の浦港管理事務所の運営及び上屋等の維持管理を行った。

(ウ) 田子の浦港保安対策事業費 49,401,542 円
改正S O L A S 条約及び国際船舶・港湾施設保安法に基づき、田子の浦港内の保安対策を実施した。

エ 御前崎港港湾管理費 178,613,941 円
(ア) 港湾管理費 81,058,398 円
御前崎港の上屋、荷役機械の維持管理を行った。
(イ) 御前崎港保安対策事業費 97,555,543 円
改正S O L A S 条約及び国際船舶・港湾施設保安法に基づき、御前崎港内の保安対策を実施した。

オ 公債費 3,402,881,756 円
港湾機能施設等を整備するために借り入れた地方債の償還を行った。

(単位：千円)

区 分	元 金	利 子	公債諸費	合 計
金 額	3,283,429	111,795	7,658	3,402,882

【一般会計漁港】

カ 県営漁港管理運営費 25,831,440 円
県営漁港の適正な維持管理を実施した。

キ 県営漁港維持修繕費（環境美化） 32,800,000 円
漁港施設を適正に維持・保全するため、環境美化を行った。

ク 県単独県営漁港整備事業費（漁港海岸維持管理費） 57,000,000 円
漁港海岸の水門・陸閘等に係る維持管理を実施した。

【指定管理者】

ケ 清水港港湾交流センター等

(ア) 指定管理者導入の状況

期間	指定管理者	委託金額（千円）	利用料金制
令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	日の出ドリームパーク	0	採用

(イ) 施設の利用状況

区 分			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			実 績	対前年比	実 績	対前年比	実 績	対前年比
利用 件数 等	マリナーミル 多目的ホール	利用件数 (件)	14	(100.0%) 0	14	(100.0%) 0	15	(107.2%) 1
		利用人数 (人)	11,807	(36.1%) △20,933	11,416	(96.7%) △391	32,743	(286.9%) 21,327
	マリナーミル 会議室	利用件数 (件)	12	(100.0%) 0	12	(100.0%) 0	12	(100.0%) 0
		利用人数 (人)	1,215	(100.4%) 5	1,215	(100.0%) 0	1,215	(100.0%) 0
	マリナー緑地 及び 遊歩道	利用件数 (件)	177	(109.3%) 15	228	(128.8%) 51	252	(110.6%) 24
		利用人数 (人)	185,199	(207.0%) 95,723	217,857	(117.6%) 32,658	322,698	(148.2%) 104,841
	マリナーキング	利用台数 (台)	96,510	(111.7%) 10,124	104,158	(107.9%) 7,648	113,108	(108.6%) 8,950
	利用料金収入（千円）		83,476	(79.0%) △22,131	95,493	(114.4%) 12,017	102,798	(107.7%) 7,305
	県への納付（千円）		4,000	(86.2%) △638	6,082	(152.1%) 2,082	4,890	(80.5%) △1,192

コ プレジャーボート係留施設（港湾）

(ア) 指定管理者導入の状況

期間	指定管理者	委託金額（千円）	利用料金制
令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	公益財団法人 浜名湖総合環境財団	0	採用

(イ) 施設の利用状況

区 分		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		実 績	対前年比	実 績	対前年比	実 績	対前年比
許可件数		305	(98.7%) △4	289	(94.8%) △16	277	(95.8%) △12
利用料金収入（千円）		20,977	(96.0%) △883	20,616	(98.3%) △361	19,735	(95.7%) △881
県への納付（千円）		8,500	(85.0%) △1,500	7,000	(82.4%) △1,500	6,000	(85.7%) △1,000

サ プレジャーボート係留施設（漁港）

施設の利用状況

プレジャーボート 保管施設	指定管理者	区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			実績	対前年比	実績	対前年比	実績	対前年比
稲取漁港	伊豆漁業 協同組合	許可件数	14	(100.0%) 0	14	(100.0%) 0	13	(92.9%) △1
		利用料金収入 (千円)	1,580	(108.7%) △126	1,862	(117.8%) 282	1,885	(101.2%) 23
		県への納付 (千円)	0	(－%)	0	(－%)	0	(－%)
静浦漁港	静浦漁業 協同組合	許可件数	246	(100.0%) 0	239	(97.2%) △7	225	(94.1%) △14
		利用料金収入 (千円)	28,580	(100.2%) 54	28,202	(98.7%) △378	28,854	(102.3%) 652
		県への納付 (千円)	0	(－%)	0	(－%)	0	(－%)
焼津漁港 (焼津地区)	焼津漁業 協同組合	許可件数	64	(98.5%) △1	62	(96.9%) △2	58	(90.6%) △4
		利用料金収入 (千円)	9,334	(94.8%) △511	9,119	(97.7%) △215	8,851	(97.1%) △268
		県への納付 (千円)	0	(－%)	0	(－%)	0	(－%)
焼津漁港 (小川地区)	小川漁業 協同組合	許可件数	55	(91.7%) △5	55	(100.0%) 0	54	(98.2%) △1
		利用料金収入 (千円)	7,388	(96.7%) △254	7,140	(96.6%) △248	6,886	(96.4%) △254
		県への納付 (千円)	0	(－%)	0	(－%)	0	(－%)
網代漁港	いとう漁業 協同組合	許可件数	19	(100.0%) 0	17	(89.5%) △2	17	(100.0%) 0
		利用料金収入 (千円)	1,847	(101.0%) 18	1,650	(89.3%) △197	1,650	(100.0%) 0
		県への納付 (千円)	0	(－%)	0	(－%)	0	(－%)
妻良漁港	伊豆漁業 協同組合	許可件数	1	(100.0%) 0	1	(100.0%) 0	1	(100.0%) 0
		利用料金収入 (千円)	72	(100.0%) 0	72	(100.0%) 0	72	(100.0%) 0
		県への納付 (千円)	0	(－%)	0	(－%)	0	(－%)

(3) 繰越

計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したため、令和7年度へ繰越したものである。

事業名		箇所名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}$ (%)	完成(予定) 年月日
一般会計	港湾現況等調査費	清水港 外5箇所	68,585	11,004	84.0%	R7.9.30
	カーボンニュートラルポート形成推進事業費	田子の浦港	24,000	17,742	26.1%	R7.6.30
	漁港計画調査費	戸田漁港海岸外2箇所	22,950	15,162	33.9%	R7.9.30
	計		115,535	43,908	62.0%	
特別会計	港湾管理費	清水港	651,169	30,495	95.3%	R7.9.30
	保安対策費	清水港	349,552	17,160	95.1%	R7.6.30
	計		1,000,721	47,655	95.2%	
合 計			1,116,256	91,563	91.8%	

【評価】

ア 「港湾計画等の策定」

清水港では、清水港の持つ美しい環境の中で、先端技術「知」を活用し、安全・安心で心豊か・幸せに暮らせるみなと「スマート・ガーデン・ポート」を基本理念とする「清水港港湾計画」に令和3年3月に改訂し、計画に基づく施設整備を進めている。

カーボンニュートラルポートの形成に向け、清水港と御前崎港では、行政と民間事業者からなる協議会を設立し、港湾地域における温室効果ガスの削減目標や具体の取組等について議論を重ね、令和6年3月に「清水港港湾脱炭素化推進計画」、令和7年3月に「御前崎港湾脱炭素化推進計画」を策定した。田子の浦港でも、港湾脱炭素化推進計画の策定を進めている。

大規模地震・津波への対応として、県内各港湾で、事前の備えや被災後の対応を整理した「静岡県みなと機能継続計画」（みなとBCP）を策定し、この計画に基づき、港湾・漁港における人的被害を無くし、港の機能を早期に復旧させるための対策を進めている。

イ 「港湾及び漁港の適正な管理」、「安全対策の推進」

（ア）プレジャーボート対策

清水港では、プレジャーボート対策において、既に放置艇ゼロを達成。現在は5箇所の恒久的施設への集約を図っているところ。

浜名港では、既に放置艇ゼロを達成。今後も、浜名港プレジャーボート係留施設（通称：舞阪PBS）の指定管理者、県、浜松市、湖西市合同による放置艇パトロール（2回）や、夏期、秋期の安全パトロール（2回）により、放置艇の発生を防止する施策を実施していく。

沼津港では、放置等禁止区域を指定し、公共係留施設等への移転を進めた結果、現在は外港に3者、4隻を残すのみとなった。

下田港では、放置等禁止区域の指定に向けた取組として、賀茂地域水域利用推進計画の推進のため、水域利用調整会議を開催、関係者との調整を進めた。

（イ）港湾関連用地の管理

港湾関連用地の売却および貸付けについて、県関係部署及び地元市と連携し、ホームページへの掲載や港湾関連企業等への情報発信を通じて、企業誘致に取り組んでいる。

清水港では、民間企業に不法占拠されている事案について、建物収去土地明渡し訴訟の結果、強制執行に着手し物件解体に向けた手続きを進めている。土地を回収次第、売却若しくは貸付けを行う予定。

（ウ）保安対策

平成16年7月に改正SOLAS条約が発効され施行された、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「保安の確保に関する法律」と言う）に基づき、清水港において以下の保安規定の変更を行った。

新興津ふ頭 バース延長の工事に伴う保安規定変更

【課題】

ア 「港湾計画等の策定」

港湾計画等は施設整備を進めるための根拠であるため、社会情勢の変化や利用者等の要請に応じた整備を進めるためには、港湾計画等を遅滞なく変更（策定）する必要がある。

カーボンニュートラルポートの形成に向けた港湾脱炭素化推進計画の策定に当たっては、民間事業者をはじめとした関係者との議論や調整が必要となる。

令和 6 年能登半島地震では、道路等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や経済活動等に長期に大きな支障が生じた。能登半島と同じような地形的特徴を有する伊豆半島では、南海トラフ地震が発生した場合には、同様な被害が想定される。

イ 「港湾及び漁港の適正な管理」、「安全対策の推進」

(ア) プレジャーボート対策

プレジャーボートの無秩序な係留は、港湾活動等を阻害し、河川との重複区域では治水対策上も大きな問題である。また、近隣住民の生活環境にも少なからず悪い影響を与えることから、「静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例」に基づく、各港湾等において推進計画や対策を進める必要がある。

(イ) 保安対策

保安の確保に関する法律に基づき、清水港、田子の浦港、御前崎港では立入制限区域が設けられ保安対策を実施しているが、港湾施設の新設や改修に伴うフェンス等の保安設備の設置に加え、人件費の上昇等により増加している保安対策費用の確保が必要である。

【改善】

ア 「港湾計画等の策定」

今後も港湾・漁港において既存の港湾計画等を変更しなければ事業化できない事案があるため、速やかに計画変更できるように、出先機関や利用者等と十分な調整を行っていく。

官民の田子の浦港関係者で構成する「田子の浦港港湾脱炭素化推進協議会」において議論を重ね、本年度内の「田子の浦港港湾脱炭素化推進計画」の策定を目指す。

大規模地震・津波への対応として各港で策定したみなと B C P について、防災に関する最新の情報や港の関係者の事業状況等に基づき、継続的に計画の見直しを行う。また、災害時に適切に対応ができるよう、物流関係者で情報伝達訓練、机上訓練、緊急物資輸送訓練等を実施していく。

イ 「港湾及び漁港の適正な管理」、「安全対策の推進」

(ア) プレジャーボート対策

清水港では、恒久的施設への集約を図るため、船舶所有者への周知・説明を継続していく。

田子の浦港では、陸置きの係留施設を整備中であり、施設完成後は放置艇を速やかに収容し、放置等禁止区域を設定する。

沼津港では、残っている放置艇 4 隻について、今後は行政代執行も視野に、船舶所有者へ

指導等の対策を強化する。

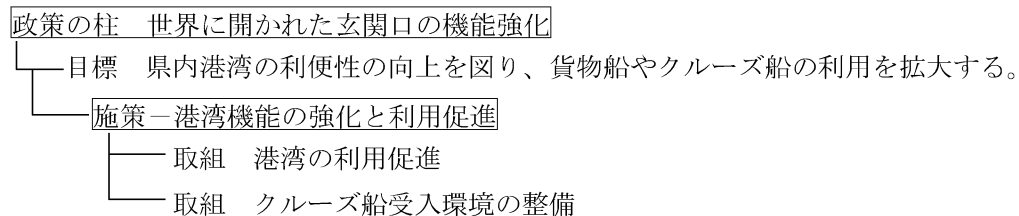
下田港では、賀茂地域水域利用推進計画の素案を基に関係者との調整を進めるとともに
放置等禁止区域の設定やプレジャーボート係留施設設置に向けた準備を進めていく。

(イ) 保安対策

保安規定の変更や保安対策機器の更新時において、監視カメラの増設や自動ゲート等によるデジタル技術の活用、先進的な取組の導入を検討する等、効果的、効率的で確実な保安対策を実施していく。

Ⅱ 港湾振興課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「港湾の利用促進」

【清水港等港湾整備事業特別会計】

ア 清水港港湾管理費 43,700,254 円

(ア) 企画振興費 43,700,254 円

清水港、御前崎港等の利用促進を図るため、ポートマーケティング活動、広報等を実施した。

なお、コンテナ貨物取扱個数は、次のとおりである。

＜コンテナ貨物取扱個数（暦年）＞

（単位：TEU）

区分	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
清水港	557,400	562,610	551,048	513,308	514,305
	前年比 98.2%	109.4%	97.9%	93.2%	100.2%
御前崎港	40,241	49,311	48,602	34,066	37,184
	前年比 88.9%	166.4%	98.6%	70.1%	109.2%
計	597,641	611,921	599,650	547,374	551,489
	前年比 97.5%	112.5%	98.0%	91.3%	101.3%

(2) 「クルーズ船受入環境の整備」

【一般会計港湾】

ア クルーズ船寄港誘致等推進事業費（ポートマーケティング活動等） 9,452,502 円

各港客船誘致担当者の資質向上を目的とする「静岡県クルーズ船誘致組織連絡会」を開催し、業界動向等の情報提供や受入事例の共有を図った。

船社及び寄港地観光を企画・運営する観光事業者を招聘した港湾や観光地のPRや、ヨーロッパで開催されたクルーズ見本市への出展等により、ポートセールスを実施した。

また、船社の本社訪問を実施し、寄港地選択の決定権を有するキーパーソンに対し寄港を要請した。

イ クルーズ船寄港誘致等推進事業費（誘致組織助成）

1,244,980 円

クルーズ船の寄港に伴う交流人口拡大を図ることを目的として、県内のクルーズ船誘致組織が実施する誘致活動に対し、費用の一部を助成した。

助成対象	助成額	助成内容
清水港客船誘致委員会	1,244,980 円	・港周辺案内地図及び主要観光地別ルート案内図の作成 ・岸壁の誘導看板等の作成

【評価】

指 標 名		現状値 2020 年度	実 績				目 標 2025 年度
			2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	
成果指標	清水港のコンテナ船欧州・北米航路における寄港便数	2.5 便／週	2.5 便／週	2.5 便／週	2.5 便／週	2.5 便／週	2.5 便／週
	清水港のコンテナ船東南アジア航路における寄港便数	10 便／週	10 便／週	10 便／週	10 便／週	10 便／週	11 便／週
	県内港湾のクルーズ船による寄港人数	2020 年 1,061 人	2021 年 2,234 人	2022 年 3,774 人	2023 年 55,558 人	2024 年 130,246 人	2025 年 41,244 人
活動指標	RORO 船による輸送台数	48,877 台	50,704 台	54,432 台	53,404 台	38,706 台	62,700 台
	清水港のクルーズ船寄港回数	2020 年 7 回	2021 年 9 回	2022 年 13 回	2023 年 57 回	2024 年 87 回	2025 年 57 回

ア 「港湾の利用促進」

清水港、御前崎港ともに、外航コンテナ船定期航路及び内航 RORO 船定期航路に対する港湾使用料等のインセンティブの継続実施や官民一体となったポートマーケティング活動の実施などにより、航路維持及び新規航路誘致、新規荷主の獲得に努め、新ビジョンの成果指標である清水港のコンテナ船欧州・北米航路における寄港便数は、引き続き、2.5 便／週を維持し、東南アジア航路は 2025 年の目標 11 便／週に対し、10 便／週となっている。また、コンテナ貨物取扱個数（暦年）は、清水港、御前崎港ともに対前年比で微増だった。

活動指標となる RORO 船による輸送台数実績は、清水～大分航路の減便や御前崎港の寄港休止の影響を受け、2024 年度は 38,706 台と大幅に落ち込んだ。

イ 「クルーズ船受入環境の整備」

県内 6 港湾の客船誘致組織と県で構成する「静岡県クルーズ船誘致組織連絡会」において、担当者間の情報共有や資質向上を図る勉強会等を開催し、効果的な誘致施策の展開による寄港回数の増加に向け、取組の推進を図った。

令和 5 年 3 月に全国に先駆けて清水港に国際クルーズ船「アマデア」の寄港が実現して以降、寄港回数は急速に増加し、令和 6 年はトータルで 91 回に上り、過去最多となった。また、御前崎港に国際クルーズ船、伊東港に国内クルーズ船が寄港した。過去最多の寄港回数に加え、令和 5 年に続いて御前崎港に国際クルーズ船が寄港したことは、コロナ禍でクルーズ船の運航が限定的となり、クルーズ業界が停滞していた時期にも地道にポートセールスを積み重ねた成果と言える。

令和 7 年は、寄港予約が引き続き堅調な状況にあり、令和 6 年を上回る寄港回数を見込んでいる。

【課題】

ア 「港湾の利用促進」

2024 年のコンテナ取扱実績は、清水港・御前崎港共に前年より若干増加した。コンテナ取扱量の増加を図るため、京浜港や名古屋港の利用が多い清水港後背地である甲信地域における清水港の利用拡大を図る必要がある。

RORO 船は主要航路である清水～大分航路のうち、大分港で積む貨物量が少ないことが起因して、令和 6 年 4 月から週 5 便から週 3 便に減便となったことから前年度比で大幅に落ち込んだ。清水発のシャーシ積載数は好調に推移していることから、週 5 便への復便に向けて九州地域からの RORO 船利用拡大を図る必要がある。

イ 「クルーズ船受入環境の整備」

県内港湾には、国内外のクルーズ船寄港が相次いでいるものの、大半が清水港であることから、清水港とそれ以外の港湾には、経験やノウハウ、誘致活動に取り組む姿勢に大きな差が生じている。県全体でのクルーズ振興の更なる促進に向けて、各港客船誘致組織の取組の底上げを図る必要がある。

クルーズ船の寄港により生じるクルーズ客の寄港地観光や買物、港周辺等の散策といった機会を、地域経済の活性化やにぎわいづくりに結び付ける必要がある。

【改善】

ア 「港湾の利用促進」

令和５年度の全国輸出入コンテナ貨物流動調査を元に県内や近隣県からのコンテナ貨物の流動状況について独自調査を実施した。調査結果から、主に県内東部・西部地域から県外港湾へ一部貨物の流出が確認された他、山梨・長野県からの輸出入貨物の状況を把握した。今後は、本調査結果を元に官民で組織する清水港利用促進協会と連携して、県内荷主が県外港湾を利用して輸出入する貨物や主に県外の新規利用貨物の獲得に向けて複合的なセールス活動を実施していく。

RORO船については、大分発の貨物量増加が喫緊の課題であることから、大分県と連携して九州各県で開催するセミナー等を通じて、トラックドライバーの労働時間やCO₂の削減によるカーボンニュートラルへの貢献などRORO船によるモーダルシフトへの転換を訴求し、清水～大分航路への利用拡大による週５便への復便を目指す。

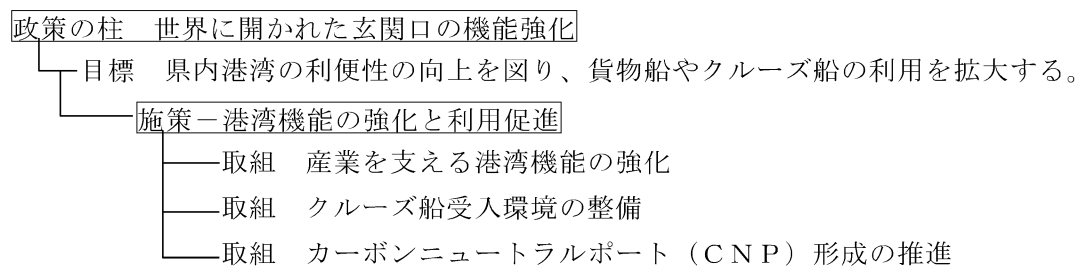
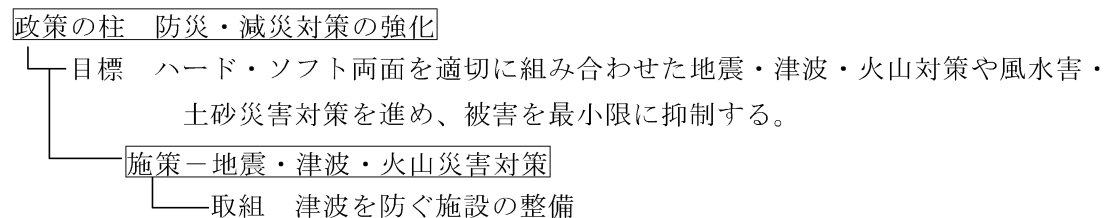
イ 「クルーズ船受入環境の整備」

「静岡県クルーズ船誘致組織連絡会」を通じて、寄港受入れの実務経験や寄港誘致のノウハウ等を共有することで、各港客船誘致組織に更なる取組の強化を促し、県全体での継続的な寄港促進を図る。

船社やクルーズ客の多様なニーズに対応するため、各港客船誘致組織と連携し、寄港地観光や受入体制の充実に努め、地域経済の活性化やにぎわいづくりにつなげていく。

Ⅲ 港湾整備課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（１）「津波を防ぐ施設の整備」

静岡県第４次地震被害想定を踏まえ被害の軽減を目指す「地震・津波対策アクションプログラム 2023」を推進するため、港湾利用者や住民の避難、各地の産業、環境、景観等に配慮しながら海岸保全施設等の整備を行う。また、災害発生時には速やかな災害復旧作業を実施する。

ア 港湾海岸関係国庫補助

(ア) 海岸改修事業

909,408,000 円

津波対策として設計及び胸壁、陸開、堤防改良等を実施した。

(単位：千円)

海岸名	事業費	工事概要	補助率
清水港海岸	(372,498) 447,193	設計、胸壁工、陸開工	1/2
御前崎港海岸	(220,851) 462,215	設計、胸壁工、陸開工	1/2
計	(593,349) 909,408		

継続 2 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(イ) 海岸メンテナンス事業

147,334,000 円

清水港外 8 港湾海岸において、長寿命化計画の変更を実施した。

イ 社会資本整備総合交付金事業費(港湾)

(ア) 海岸改修事業費

1,184,402,000 円

津波対策として胸壁、堤防改良等を実施した。

(単位：千円)

海岸名	事業費	工事概要	補助率
清水港海岸	(58,329) 64,620	胸壁工	1/2
熱海港海岸	(170,796) 182,858	護岸工	1/2
松崎港海岸	(115,010) 156,331	堤防改良	1/2
沼津港海岸	(217,916) 225,896	胸壁工	1/2
榛原港海岸	(61,110) 140,977	堤防改良	1/2
相良港海岸	(29,109) 82,861	堤防改良	1/2
浜名港海岸	(269,480) 330,859	堤防改良、津波避難施設	1/2
計	(921,750) 1,184,402		

継続 7 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(イ) 津波高潮危機管理対策緊急事業費

469,696,000 円

海岸保全施設の改良工事や、水門・陸閘等を遠隔・自動化するシステムの整備を実施した。

(単位：千円)

海岸名	事業費	工事概要	補助率
清水港海岸	(310,548) 373,436	護岸改良、 防災ステーション	1/2
相良港海岸	(71,592) 71,592	堤防改良	1/2
全県	(20,710) 24,668	海岸保全基本計画変更	1/2
計	(402,850) 469,696		

継続 3 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(ウ) 海岸環境整備事業費

22,890,000 円

海岸の環境整備や利用の向上を目的とした海岸保全施設等の整備を実施した。

(単位：千円)

海岸名	事業費	工事概要	補助率
熱海港海岸	(21,400) 22,890	堤防改良	1/3
計	(21,400) 22,890		

継続 1 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

ウ 海岸漂着物等対策事業費

14,460,000 円

海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、土肥港海岸外 4 港において、海岸漂着物等の回収・処理を実施した。

エ 県単独港湾整備事業費（港湾海岸維持管理費） 136,405,000 円
 港湾海岸における各海岸保全施設の維持管理及び水門・陸閘の管理委託等を実施した。

オ 港湾施設災害復旧事業

（ア）過年補助災害 653,017,000 円

令和3年7月及び8月の豪雨、令和4年5月の豪雨及び台風15号により被害を受けた港湾施設を復旧する工事を実施した。

（単位：千円）

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要	補助率
田子の浦港	(653,017) 653,017	浚渫工	0.667
計	(653,017) 653,017		

継続1箇所

※()は、R5→R6繰越分内数

（イ）現年補助災害 110,247,000 円

令和4年5月の豪雨及び令和6年の台風10号及び豪雨により被害を受けた港湾施設を復旧する工事を実施した。

（単位：千円）

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要	補助率
下田港	(19,123) 19,123	浚渫工	0.667
田子の浦港	(0) 110,247	浚渫工	0.667
計	(19,123) 110,247		

継続2箇所

※()は、R5→R6繰越分内数

（ウ）港湾施設災害対策調査費 7,865,000 円

令和6年の台風10号及び豪雨により被災した田子の浦港において災害査定申請に必要な測量・設計を実施した。

（2）「産業を支える港湾機能の強化」「クルーズ船受入環境の整備」「カーボンニュートラルポート（CNP）形成の推進」

県内港湾の利便性の向上を図り地域の産業を支えるため、港湾施設の建設、改良、維持及び保全を行う。

ア 港湾関係国庫補助事業費

(ア) 地方創生港整備推進交付金

466,537,000 円

地方港湾と漁港が連携して施設整備することで、観光交流客数の増加や水産業の活性化等を図るもので、浜名港では導流堤改良工を実施し、その他 3 港において防波堤や物揚場の改良を実施した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要	補助率
下田港	(120,209) 196,503	物揚場、泊地	1/3
沼津港	(55,580) 55,580	道路改良	1/3、4/10
伊東港	(0) 12,171	防波堤、道路改良	1/3、4/10
浜名港	(102,211) 202,283	物揚場、導流堤改良	1/3、4/10
計	(278,000) 466,537		

新規 1 箇所 継続 3 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(イ) 港湾改修事業

1,538,311,000 円

清水港において、岸壁、物揚場、防波堤などについて改良事業を実施した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要	補助率
清水港	(652,500) 1,538,311	岸壁、物揚場、防波堤	4/10
計	(652,500) 1,538,311		

継続 1 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(ウ) 港湾メンテナンス事業

700,112,000 円

港湾施設の老朽化対策を行うもので、清水港外 4 港で岸壁補修等を実施した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要	補助率
清水港	(154,460) 353,986	岸壁補修、道路補修	1/3、1/2
田子の浦港	(96,020) 131,363	岸壁補修、道路補修	1/3
御前崎港	(60,010) 138,420	岸壁補修、道路補修	1/3
土肥港	(72,010) 76,343	岸壁補修	1/3
計	(382,500) 700,112		

継続 4 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

イ 社会資本整備総合交付金事業費（港湾）

(ア) 港湾改修費

1,352,716,000 円

港湾施設の機能向上や適正な機能確保を目的として、港湾施設の建設や改良を行う。清水港において岸壁改良等、田子の浦港では泊地の浚渫を実施し、下田港において物揚場の整備を実施した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要	補助率
清水港	(349,087) 672,506	岸壁改良、栈橋工、 津波避難施設	1/3、4/10、45/100、 2/3
田子の浦港	(287,760) 507,770	泊地浚渫、小型船収容施設	1/2
土肥港	(1,010) 83,120	道路改良、駐車場	1/3
浜名港	(42,070) 89,320	導流堤改良、航路浚渫	1/3
計	(679,927) 1,352,716		

継続 4 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(イ) 統合港湾整備事業費 292,981,000 円

岸壁等の港湾施設の利便性の向上に資する局所的な改良や埋没浚渫を行う。清水港の船揚場改良、下田港、松崎港の浚渫等、4 港において改良等を実施した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要	補助率
清水港	(72,500) 154,041	船揚場改良、波徐堤改良	1/3
田子の浦港	(30,010) 70,960	岸壁改良、道路改良、 橋梁補修	1/3
伊東港	(45,480) 45,480	栈橋改良	1/3
松崎港	(22,500) 22,500	泊地浚渫、ドルフィン	1/3
計	(170,490) 292,981		

継続 4 箇所

※()は、R 5 → R 6 繰越分内数

(ウ) 港湾環境整備事業費 890,673,000 円

快適な港湾環境を創出するとともに、潤いのある親水空間を形成するため、清水港外 2 港において緑地整備等を進めた。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要	補助率
清水港	(465,355) 797,433	緑地整備	1/3、1/2
御前崎港	(14,375) 45,875	緑地整備	1/3
沼津港	(11,770) 47,365	緑地整備	1/3
計	(491,500) 890,673		

継続 3 箇所

※()は、R 5 → R 6 繰越分内数

ウ 県単独事業費

(ア) 港湾維持管理費（維持修繕・田子の浦港維持浚渫）、県単独港湾整備事業費（埋没浚渫）

317,132,090 円

田子の浦港外 10 港において、泊地・航路の浚渫、防舷材の取替、臨港道路の補修等を実施した。

(イ) 県単独港湾整備事業費（港湾施設改良） 110,275,600 円

港湾機能の充実のため、補助事業の対象とならない既存施設の改良や施設整備を行う。
御前崎港外 4 港において、道路や係留施設等の改良を実施した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要
清水港	(19,000) 50,000	駐車場改良
御前崎港	(2,900) 43,359	道路改良
伊東港	(0) 9,722	浮桟橋改良、防護柵改良
沼津港	(0) 6,818	側溝改良
浜名港	(0) 377	橋梁補修検討
計	(21,900) 110,276	

新規 3 箇所、継続 2 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(ウ) 県単独港湾整備事業費（港湾海岸環境整備） 121,000,200 円

清水港外 4 港において、緑地施設の改良等を実施した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要
清水港	(11,486) 27,705	緑地整備
田子の浦港	(0) 2,000	緑地整備
御前崎港	(0) 48,572	海浜改良、艇庫整備
熱海港	(0) 8,000	ウッドデッキ改良
土肥港	(0) 34,723	環境整備
計	(11,486) 121,000	

継続 5 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(エ) 田子の浦港浚渫土砂処分場対策事業 10,000,000 円

田子の浦港の浚渫土砂処分場に係る工事を実施した。

(オ) 港湾維持管理費（予防保全推進費、ICT を活用した港湾施設保全推進事業費）

81,039,000 円

港湾法で定められた「技術基準対象施設」の定期点検診断を実施した。

(カ) 緊急自然災害防止対策事業費（港湾）

711,876,000 円

御前崎港外 9 港湾において、港湾施設の防災機能強化工事を実施した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要
清水港	(71,121) 149,115	護岸改良、泊地浚渫
御前崎港	(70,650) 109,650	道路改良、突堤改良
熱海港	(27,777) 31,853	防波堤改良
伊東港	(64,470) 93,770	防波堤改良、物揚場改良
下田港	(0) 230	物揚場改良
手石港	(77,262) 97,262	水門改良、泊地浚渫
土肥港	(0) 13,000	離岸堤改良、水門改良
沼津港	(9,710) 33,846	物揚場改良
相良港	(31,315) 85,418	導流堤改良、防波堤改良
浜名港	(20,695) 97,732	護岸改良
計	(373,000) 711,876	

新規 1 箇所 継続 9 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(キ) 県土強靱化対策事業費（港湾）

518,007,000 円

御前崎港外 8 港湾において、座礁事故の発生防止や防災港湾等の機能強化のための浚渫工事を実施した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	工 事 概 要
清水港	(0) 60,000	浚渫工
田子の浦港	(0) 36,765	浚渫工
御前崎港	(59,593) 60,011	浚渫工
熱海港	(7,323) 11,756	浚渫工
下田港	(92,564) 114,750	浚渫工
手石港	(19,725) 19,725	浚渫工
松崎港	(110,000) 110,000	浚渫工
沼津港	(0) 65,000	浚渫工
相良港	(0) 40,000	浚渫工
計	(289,205) 518,007	

継続 8 箇所

※()は、R 5→R 6 繰越分内数

(ク) 港湾 D X 整備推進事業費

22,898,000 円

清水港外 1 港において、港湾台帳電子化を実施した。

(ケ) 熱海港旅客ターミナル整備事業費

14,200,000 円

熱海港において、県営旅客ターミナルの基本検討を実施した（R 5→R 6 繰越）。

エ 国直轄事業費負担金

1,700,226,089 円

国直轄事業による港湾施設整備の促進により、活力ある県内産業と多様な交流を支える基盤づくりを図った。

清水港では、防波堤の粘り強い構造への改良及び岸壁の改良等を、田子の浦港では港口の航路保全対策を、御前崎港では防波堤の粘り強い構造への改良及び岸壁改良を実施し、避難港の下田港では防波堤の整備を実施し、経費の一部を負担した。

(単位：千円)

港 湾 名	事 業 費	県 負 担 金	負 担 率(%)
清水港	2,633,980	936,594	45.0(県 40.0、市 5) 1/3 (県 17/60、市 1/20)
田子の浦港	196,000	88,200	45.0(県 40.0、市 5)
御前崎港	780,960	351,432	45.0(県 40.0、市 5)
下田港	972,000	324,000	2/3(県 1/3、市 0)
計	4,582,940	1,700,226	

継続 4 箇所

オ 清水港等港湾整備事業特別会計

3,894,484,710 円

(ア) 港湾管理費

215,278,222 円

荷役機械、上屋等の港湾機能施設の維持、保守を適正に実施し、安定した港湾サービスの提供に努めた。

a 清水港港湾管理費

183,892,042 円

清水港の岸壁、荷役機械及び上屋等の修繕並びに定期点検診断を行った。

b 田子の浦港港湾管理費

16,600,000 円

田子の浦港の荷役機械の修繕を行った。

c 御前崎港港湾管理費

14,786,180 円

御前崎港の荷役機械、上屋の修繕を行った。

(イ) 施設整備費

3,679,206,488 円

海上貨物の荷さばきに必要となる、ふ頭用地、荷役機械、上屋等の新設及び改良、並びに港湾利用を促進するための企業誘致を図る港湾関連用地の造成を実施した。

清水港においては、新興津地区では港湾関連用地造成に伴う擁壁工及び荷役機械の長寿命化対策、興津地区では上屋の建替え、富士見地区ではアンローダーの更新、袖師地区ではコンテナヤードの補修等を実施した。

田子の浦港では、アンローダーの老朽化した部品交換、上屋照明のＬＥＤ化を実施した。

また、御前崎港では、バイオマス発電用燃料受入れのための陸電設備の設計、上屋照明のＬＥＤ化を実施した。

(単位：千円)

区 分		事 業 費
清水港	興津埠頭用地整備	(36,060) 76,060
	新興津埠頭用地整備	(179,099) 290,128
	袖師埠頭用地整備	(103,000) 135,075
	江尻埠頭用地整備	(114,827) 444,183
	富士見荷役機械整備	(810,000) 979,880
	新興津荷役機械整備	(120,360) 210,755
	袖師荷役機械整備	(0) 1,000
	興津上屋整備	(114,361) 927,964
	日の出上屋整備	(0) 106,997
	新興津都市再開発等用地整備	(6,412) 54,413
	富士見都市再開発等用地整備	(272) 10,272
	小 計	(1,484,391) 3,236,727
田子の浦港	富士埠頭用地整備	(59,000) 117,900
	中央荷役機械整備	(83,600) 83,600
	富士上屋整備	(7,350) 15,006
	鈴川吉原上屋整備	(14,355) 14,355
	依田橋ふ頭用地整備	(0) 16,610
	小 計	(164,305) 247,471

御前崎港	女岩埠頭用地整備	(23, 234) 54, 686
	女岩荷役機械整備	(0) 68, 489
	御前崎上屋整備	(7, 527) 71, 834
	小 計	(30, 761) 195, 009
合 計		(1, 679, 457) 3, 679, 207

新規 3 箇所 継続 15 箇所

※()は、R 5 → R 6 繰越分内数

(3) 繰越

計画・設計に関する諸条件の調整等に日時を要したため、令和 7 年度へ繰越したものである。

事業名		箇所名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}$ (%)	完成(予定) 年月日
一般会計	地方創生港整備推進交付金 (港湾関係国庫補助)	下田港 外 2 箇所	569, 100	380, 563	33. 1%	R7. 9. 30
	港湾改修 (港湾関係国庫補助)	清水港	1, 260, 000	374, 189	70. 3%	R7. 7. 30
	港湾メンテナンス事業 (港湾関係国庫補助)	清水港 外 2 箇所	495, 600	177, 988	64. 1%	R7. 6. 30
	港湾補助事業計		2, 324, 700	932, 740	59. 9%	
	海岸改修 (港湾海岸関係国庫補助)	清水港 外 1 箇所	1, 241, 200	925, 141	25. 5%	R7. 8. 31
	海岸メンテナンス事業 (港湾海岸関係国庫補助)	清水港 外 6 箇所	214, 198	156, 615	26. 9%	R7. 9. 15
	港湾海岸補助事業計		1, 455, 398	1, 081, 756	25. 7%	
	港湾改修 (社会資本整備総合交付金)	清水港	672, 155	251, 871	62. 5%	R7. 9. 30
	統合港湾整備 (社会資本整備総合交付金)	清水港 外 1 箇所	828, 895	386, 804	53. 3%	R7. 6. 30
	港湾環境整備 (社会資本整備総合交付金)	清水港 外 2 箇所	868, 615	536, 537	38. 2%	R7. 5. 30
	海岸改修 (社会資本整備総合交付金)	清水港 外 6 箇所	808, 500	628, 227	22. 3%	R7. 6. 30
	津波・高潮危機管理 (社会資本整備総合交付金)	清水港	651, 000	584, 154	10. 3%	R7. 8. 30
	海岸環境整備 (社会資本整備総合交付金)	熱海港	126, 000	42, 131	66. 6%	R7. 11. 30
	社総交付金事業計		3, 955, 165	2, 429, 724	38. 6%	
	現年補助災害	田子の浦港 外 1 箇所	208, 000	71, 850	65. 5%	R7. 9. 30
	災害復旧費計		208, 000	71, 850	65. 5%	

	港湾維持管理費 (維持修繕、田子の浦港維持費)	田子の浦港	309,556	114,200	63.1%	R7.12.20
	港湾施設改良 (県単独港湾整備事業)	御前崎港 外2箇所	109,000	20,624	81.1%	R7.8.25
	港湾海岸環境整備 (県単独港湾整備事業)	清水港	121,595	12,081	90.1%	R7.5.30
	予防保全推進費、ICTを活用した保全推進事業費 (港湾維持管理費)	田子の浦港 外1箇所	62,608	23,416	62.6%	R7.12.20
	緊急自然災害防止対策事業 (港湾)	御前崎港 外6箇所	640,000	301,124	52.9%	R7.11.28
	県土強靱化対策事業 (港湾)	御前崎港 外5箇所	450,000	221,198	50.8%	R7.8.31
	県単独事業計		1,692,759	692,643	59.1%	
	一般会計 計		9,636,022	5,208,713	45.9%	
特別会計	港湾管理費	清水港	257,800	12,744	95.1%	R7.7.2
	施設整備費	清水港 外2箇所	4,282,119	2,250,382	47.4%	R7.9.30
	特別会計 計		4,539,919	2,263,126	50.2%	
	港湾整備課 計		14,175,941	7,471,839	47.3%	

【評価】

指 標 名		現状値 2020年度	実 績				目 標 2025年度
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
活動指標	地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸）の整備率（延長）	71% 207.7km	73% 211.8km	73% 213.4km	74% 216.7km	76% 221.5km	2025年度 75% 220.6km
	清水港新興津岸壁の延伸	0m	0m	0m	0m	0m	200m
	清水港のクルーズ船寄港回数（再掲・港湾振興課）	7回	9回	13回	57回	87回	57回
	新技術を活用した港湾施設の点検施設数	0施設	累計 6施設	累計 6施設	累計 11施設	累計 15施設	累計 31施設

ア 「津波を防ぐ施設の整備」

港湾海岸事業では、第4次地震被害想定に対応した津波対策事業を推進し、令和6年度には地域の合意形成に基づく津波対策施設を3.3km整備した。静岡県海岸全体では4.8kmの整備が完了し、整備率は76%となった。

イ 「産業を支える港湾機能の強化」「クルーズ船受入環境の整備」「カーボンニュートラルポート（CNP）形成の推進」

清水港新興津地区において、輸出入貨物の増加やコンテナ船大型化に伴う岸壁の混雑に対応するため、岸壁延伸及び埠頭用地整備を推進しており、令和6年度は国直轄事業により既設護岸撤去工及びケーソン製作、県事業により埠頭用地の護岸設計を実施した。

清水港においてクルーズ船の寄港回数を増加するため、フェリーターミナルと共用していた日の出地区の岸壁を大型クルーズ船が2隻同時接岸できるように国直轄事業によって改良し、令和6年度は県事業によってフェリーターミナルを移転するための岸壁をJR清水駅に隣接した江尻地区に整備した。

港湾施設点検について、令和6年度は4施設において新技術を活用した。

【課題】

ア 「津波を防ぐ施設の整備」

港湾海岸での津波対策施設の整備は、背後地に物流・産業機能が高密度に集積していることから、関係者との合意形成及び多額の事業費を要することによる予算確保が課題である。

イ 「産業を支える港湾機能の強化」「クルーズ船受入環境の整備」「カーボンニュートラルポート（CNP）形成の推進」

清水港新興津岸壁の延伸工事は、供用中の国際コンテナターミナル内での工事となるため、荷役作業に配慮し、安全かつ迅速に施工する必要がある。

清水港日の出地区におけるクルーズ旅客等の増加に伴い、クルーズ旅客ターミナル周辺で混雑が発生している。

港湾の施設点検における新技術の採用については、コスト高と精度が課題である。

【改善】

ア 「津波を防ぐ施設の整備」

地域の合意形成に基づく津波対策施設の整備については、地域の文化・歴史・風土、暮らし及び環境との調和を目指し、地域の意見を取り入れながら、市町との協働による「静岡方式」の活用により推進する。

また、清水港海岸日の出地区及び御前崎港海岸は令和3年度から国庫補助事業に採択されたことにより、整備を加速していく。

イ 「産業を支える港湾機能の強化」「クルーズ船受入環境の整備」「カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成の推進」

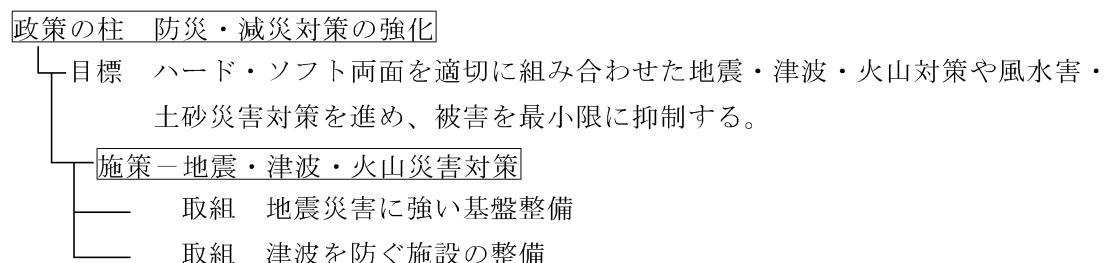
清水港新興津岸壁の延伸については、国直轄工事と調整し、荷役作業への支障を少なくするよう施工計画を検討し、工事の進捗を図っていく。

クルーズ船受入環境を向上するため、クルーズ旅客ターミナルの改修及び臨港道路の歩道整備を進めていく。

港湾施設の点検では、効率化、安全性の向上、コスト低減、精度向上等の視点で、新技術情報の収集を進め、普及を図っていく。

IV 漁港整備課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「地震災害に強い基盤整備」、「津波を防ぐ施設の整備」

ア 県営漁港海岸整備事業費（海岸保全施設整備事業（高潮対策事業））

553,357,000 円

県土を津波や高潮等から守るため、海岸保全施設整備に係る工事及び設計を行った。

(単位：千円)

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
焼津漁港	特 3 種	(432,881) 553,357	胸壁工、陸開工、胸壁・陸開設計
計	1 漁港	(432,881) 553,357	

※()は R5→R6 繰越分内数

イ 県営漁港海岸整備事業費（海岸保全施設整備事業（海岸メンテナンス事業））

22,024,000 円

海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の改修、更新等の工事を行った。

(単位：千円)

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
網代漁港	3 種	(15,000) 15,000	陸開機器改修
戸田漁港	2 種	(0) 163	長寿命化計画策定
福田漁港	4 種	(0) 6,861	長寿命化計画策定
計	3 漁港	(15,000) 22,024	

※()は R5→R6 繰越分内数

ウ 農山漁村地域整備交付金事業費（漁港）（高潮対策、堤防等老朽化対策、津波・高潮危機管理対策緊急事業）

336,137,500 円

県土を高潮、波浪、津波、侵食から守るため、海岸保全施設の新築・改良工事等を行った。

(単位：千円)

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
稲取漁港	2 種	(12,042) 19,950	海岸保全施設調査・設計 [高潮]
戸田漁港	2 種	(80,596) 123,466	胸壁・陸開工 [高潮]
静浦漁港	2 種	(0) 17,912	胸壁調査・設計 [高潮]
焼津漁港	特 3 種	(0) 126,000	陸開改修工 [津波高潮]
県全域	駿河湾沿岸 他	(36,000) 48,809	高潮浸水シミュレーション [津波高潮] 海岸保全基本計画見直し検討 [津波高潮]
計	4 漁港他	(128,638) 336,137	

※()は R5→R6 繰越分内数

エ 市町営漁港海岸関係事業

91,968,000 円

市町が実施する海岸保全施設整備事業等について、助成を行った。

(単位：千円)

区 分	事業名	事 業 費 A + B	県決算額 A				その他 B		備 考
			市町営 漁港整 備事業 費 (間接)	農山漁村 地域整備 交付金 (間接)	県単独 漁港整備 事業費 助成	計	市町 事業費	国補助 額(直接 補助)	
工 事 費	海岸メンテナンス	(0) 26,000	(0) 0	(0) 0	(0) 6,110	(0) 6,110	(0) 6,890	(0) 13,000	西浦 漁港外 1港
	農山漁村地域整備交付金 (高潮対策)	(74,092) 255,932	(0) 0	(0) 0	(6,148) 61,213	(6,148) 61,213	(30,898) 66,753	(37,046) 127,966	田牛 漁港外2港
	農山漁村地域整備交 付金(津波・高潮 危機管理対策)	(71,354) 94,354	(0) 0	(0) 0	(14,063) 20,711	(14,063) 20,711	(21,614) 26,466	(35,677) 47,177	地頭方漁港 外1港
	計	(145,446) 376,286	(0) 0	(0) 0	(20,211) 88,034	(20,211) 88,034	(52,512) 100,109	(72,723) 188,143	
事 務 費	指導監督費	(0) 3,934	(0) 524	(0) 3,410	(0) 0	(0) 3,934	(0) 0	(0) 0	
合 計		(145,446) 380,220	(0) 524	(0) 3,410	(20,211) 88,034	(20,211) 91,968	(52,512) 100,109	(72,723) 188,143	

※()は R5→R6 繰越分内数

(2) 「水産基盤整備事業の実施」、「地震災害に強い基盤整備」

ア 県営漁港整備事業費(水産流通基盤整備事業)

534,293,000 円

特定漁港漁場整備事業計画に基づき漁港施設の改良工事等を実施した。

(単位：千円)

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
焼津漁港	特 3 種	(281,715) 513,893	防波堤改良工、岸壁調査・設計
舞阪漁港	3 種	(11,750) 20,400	護岸改良設計、臨港道路改良設計
計	2 漁港	(293,465) 534,293	

※()は R5→R6 繰越分内数

イ 県営漁港整備事業費（水産物供給基盤機能保全事業）

990,743,000 円

漁港施設の機能保全計画に基づき、老朽化した施設の改修、更新等の工事を行った。

(単位：千円)

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
網代漁港	3 種	(0) 7,490	岸壁改修工
戸田漁港	2 種	(103,501) 118,580	防波堤改修工
静浦漁港	2 種	(0) 1,490	物揚場改修工
焼津漁港	特 3 種	(146,155) 179,135	被覆防食工、橋梁補修工、機能保全計画更新
福田漁港	4 種	(385,816) 619,367	浚渫工、機器更新
舞阪漁港	3 種	(56,370) 64,681	物揚場改修工
計	6 漁港	(691,842) 990,743	

※()は R5→R6 繰越分内数

ウ 県営漁港整備事業費（漁港施設機能強化事業） 115,568,000 円

地震や津波等に対し、漁港施設の機能強化を図る工事を実施した。

（単位：千円）

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
妻良漁港	4 種	(63,238) 115,568	防波堤改良工
計	1 漁港	(63,238) 115,568	

※()は R5→R6 繰越分内数

エ 県営漁港整備事業費（水産生産基盤整備事業） 247,680,000 円

水産物の安定供給を図るため、福田漁港において漁港施設の改良工事及び設計を実施した。

（単位：千円）

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
福田漁港	4 種	(181,180) 247,680	防波堤改良設計、岸壁耐震改良
計	1 漁港	(181,180) 247,680	

※()は R5→R6 繰越分内数

オ 県営漁港整備事業費（地方創生港整備推進交付金事業） 67,031,000 円

漁港と地方港湾が連携して施設整備することで、観光交流客数の増加や水産業の活性化等
を図るため、稲取漁港及び戸田漁港において漁港施設の改良を実施した。

（単位：千円）

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
稲取漁港	2 種	(10,010) 31,996	船揚場、防波堤改良設計
戸田漁港	2 種	(9,810) 35,035	物揚場改良工
計	2 漁港	(19,820) 67,031	

※()は R5→R6 繰越分内数

カ 緊急自然災害防止対策事業

108,420,000 円

稲取漁港外 4 漁港において、漁港施設及び海岸保全施設の防災機能強化工事及び設計を実施した。

(単位：千円)

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
網代漁港	3 種	(0) 7,540	防波堤改良工
稲取漁港	2 種	(36,490) 37,860	護岸改良工
戸田漁港	2 種	(0) 23,000	物揚場嵩上工
焼津漁港	特 3 種	(0) 14,090	胸壁工
福田漁港	4 種	(25,930) 25,930	流木等除去工
計	5 漁港	(62,420) 108,420	

※()は R5→R6 繰越分内数

キ 県土強靱化対策事業

84,817,000 円

福田漁港外 2 漁港において、浚渫工事及び浚渫を実施するための深浅測量を実施した。

(単位：千円)

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
稲取漁港	2 種	(0) 16,357	深浅測量
福田漁港	4 種	(50,000) 66,000	浚渫工
舞阪漁港	3 種	(0) 2,460	浚渫工
計	3 漁港	(50,000) 84,817	

※()は R5→R6 繰越分内数

ク 県単独県営漁港整備事業費(県営漁港整備、海岸漂着物対策)

86,532,000 円

漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策、有効利用等のための小規模改良及び補強等を行った。

(単位：千円)

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
稲取漁港	2 種	(0) 5,020	係船柱設置工
戸田漁港	2 種	(2,490) 3,040	漂着物処理工
静浦漁港	2 種	(0) 12,000	施設改修工、照明灯設置工
焼津漁港	特 3 種	(19,560) 65,268	側溝工、防舷材工、舗装工
福田漁港	4 種	(0) 1,204	防護柵工
計	5 漁港	(22,050) 86,532	

※()は R5→R6 繰越分内数

ケ 県営漁港維持修繕費（小規模修繕）

60,500,000 円

漁港施設を適正に維持・保全するため、老朽化した既存構造物の機能低下の防止・回復及び機能保全を行った。

（単位：千円）

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
網代漁港	3 種	(0) 2,500	施設修繕工
稲取漁港	2 種	(0) 2,000	施設修繕工
妻良漁港	4 種	(0) 3,500	施設修繕工、付属物補修工
戸田漁港	2 種	(0) 2,000	施設修繕工
静浦漁港	2 種	(0) 7,000	施設修繕工、側溝修繕工、付属物撤去工
焼津漁港	特 3 種	(0) 24,200	施設修繕工
福田漁港	4 種	(0) 17,244	施設修繕工、区画線補修工、電気設備点検
舞阪漁港	3 種	(0) 1,000	施設修繕工
その他		(0) 1,056	災害情報システム機能拡張業務 (港湾企画課港湾管理班)
計	8 漁港	(0) 60,500	

※()は R5→R6 繰越分内数

コ 静岡方式津波対策推進検討事業費

14,068,000 円

静岡方式により、各地区の津波対策の方針を検討する基礎資料とするため、網代漁港及び手石港等において津波浸水シミュレーションを実施した。

（単位：千円）

漁 港 名	漁港種別	事 業 費	工 事 概 要
網代漁港	3 種	(0) 7,568	津波浸水シミュレーション
手石港等	地方港湾	(0) 6,500	津波浸水シミュレーション
計	2 漁港	(0) 14,068	

※()は R5→R6 繰越分内数

サ 市町営漁港関係事業

242,918,000 円

市町が実施する水産物供給基盤整備等の漁港施設整備事業について、助成を行った。

(単位：千円)

区分	事業名	事業費 A + B	県決算額 A				その他 B		備考
			市町営漁 港整備事 業費(間 接)	農山漁村 地域整備 交付金 (間接)	県単独漁 港整備事 業費助成	計	市町 事業費	国補助額 (直接補 助)	
工事費	水産物供給 基盤機能 保全事業	(0) 67,400	(0) 33,700	—	—	(0) 33,700	(0) 33,700	—	吉田漁港 外 3 漁港
	漁港施設 機能強化 事業	(16,130) 126,630	(8,065) 91,305	—	(0) 1,270	(8,065) 92,575	(8,065) 34,055	—	初島漁港 外 2 漁港
	漁村整備 事業	(16,100) 96,689	(8,050) 48,344	—	(1,569) 10,157	(9,619) 58,501	(6,481) 38,188	—	吉田漁港 外 3 漁港
	農山漁村地域 整備交付金 (漁港環境)	(49,995) 49,995	—	(24,997) 24,997	(3,449) 3,449	(28,446) 28,446	(21,549) 21,549	—	吉田漁港
	地方創生港 整備推進交 付金	(0) 26,256	(0) 13,128	—	(0) 1,300	(0) 14,428	(0) 11,828	—	宇佐美 漁港 外 2 漁港
	漁港機能 増進事業	(7,430) 7,430	(3,715) 3,715	—	—	(3,715) 3,715	(3,715) 3,715	—	八幡野 漁港
	計	(89,655) 374,400	(19,830) 190,192	(24,997) 24,997	(5,018) 16,176	(49,845) 231,365	(39,810) 143,035	—	
事務費	指導監督費	(0) 5,553	(0) 5,553	—	—	(0) 5,553	—	—	
	小規模局部改良 事業	(0) 16,250	—	—	(0) 6,000	(0) 6,000	(0) 10,250	—	田牛漁港 外 3 漁港
	合 計	(89,655) 396,203	(19,830) 195,745	(24,997) 24,997	(5,018) 22,176	(49,845) 242,918	(39,810) 153,285	—	

※()は R5→R6 繰越分内数

(3) 繰越

計画・設計に関する諸条件の調整等に不測の日時を要したため、令和7年度へ繰越したものである。

事 業 名			箇所名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}$ (%)	完成(予定) 年月日
県事業	補助・交付金事業	水産流通基盤整備事業	焼津漁港外1漁港	883,400	642,572	27.3%	R7.11.28
		水産物供給基盤機能保全事業	網代漁港外5漁港	910,810	611,909	32.8%	R7.11.28
		漁港施設機能強化事業	妻良漁港	263,138	210,808	19.9%	R7.11.28
		水産生産基盤整備事業	福田漁港	157,500	91,000	42.2%	R7.8.30
		地方創生港整備推進交付金	稲取漁港	125,422	78,211	37.6%	R7.7.15
		高潮対策事業(補助)	焼津漁港	630,000	509,524	19.1%	R7.11.28
		海岸メンテナンス事業	戸田漁港	10,500	3,476	66.9%	R7.7.30
		農山漁村地域整備交付金(海岸高潮)	静浦漁港外2漁港	175,768	107,077	39.1%	R7.9.30
		農山漁村地域整備交付金(津波高潮)	駿河湾沿岸他	170,732	31,923	81.3%	R7.8.29
		計		3,327,270	2,286,500	31.3%	
	県単独事業	緊急自然災害防止対策	網代漁港外2漁港	150,000	104,000	30.7%	R7.9.30
		県土強靱化対策	稲取漁港	50,000	15,183	69.6%	R7.9.30
		県営漁港整備事業	焼津漁港外2漁港	93,120	24,568	73.6%	R7.6.30
		静岡方式津波対策推進検討事業	宇久須港他	29,000	14,932	48.5%	R7.6.30
		計		322,120	158,683	50.7%	
県事業計				3,649,390	2,445,183	33.0%	
市町事業	補助・交付金	水産物供給基盤機能保全事業	用宗漁港外1漁港	41,200	7,500	81.8%	R7.8.31
		漁港施設機能強化事業	由比漁港外1漁港	86,410	1,900	97.8%	R7.7.31
		計(市町営漁港事業)		127,610	9,400	92.6%	
	県単	農山漁村地域整備交付金(海岸高潮)	田牛漁港	59,277	4,212	92.9%	R8.3.31
		計(漁港整備助成)		59,277	4,212	92.9%	
市町事業計(県予算分)				186,887	13,612	92.7%	
合 計(県事業+市町事業)				3,836,277	2,458,795	35.9%	

【評価】

指 標 名		(現状値) 2020 年度	実 績					目 標 2025 年度
			2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	
成果指標	—	—	—	—	—	—	—	—
活動指標	地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸）の整備率（延長）	71% 207.7km	73% 211.8km	73% 213.4km	74% 216.7km	75% 220.0km		75% 220.6km

ア 「地震災害に強い基盤整備」

地震災害に強い基盤整備として、令和5年3月に策定された「地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、防波堤の粘り強い構造への改良等並びに緊急輸送岸壁等の耐震強化を実施した。防波堤の粘り強い構造への改良は延長0.03kmを整備し、令和6年度末の実績は2.3kmであり、緊急輸送岸壁等の耐震強化は、既に4バースが完了している。

イ 「津波を防ぐ施設の整備」

津波を防ぐ施設の整備も同様に、令和5年3月に策定された「地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、津波対策施設の必要高さの整備・耐震化・粘り強い構造への改良を実施した。津波対策施設は延長0.2kmを整備し、新たな施設整備を要しないと合意形成が図られた延長を加えた令和6年度末の実績は74.0kmである。また、津波対策水門等の耐震化は3基が完了し、津波避難困難エリアについては、津波避難施設の整備により23ha全てのエリアが解消している。

【課題】

ア 「地震災害に強い基盤整備」

地震災害に強い基盤整備については、緊急輸送岸壁等の耐震強化は計画どおりに進捗しているのに対し、防波堤の粘り強い構造への改良は、海中の不可視部分の設計の見直しや、資材等の材料費の高騰による事業費増大のため、進捗が遅れている。

イ 「津波を防ぐ施設の整備」

津波を防ぐ施設の整備については、いずれも計画どおりに進捗しているが、津波対策施設の未整備箇所については、景観や海岸利用等の観点から、地域との合意形成に時間を要している。

【改善】

ア 「地震災害に強い基盤整備」

地震災害に強い基盤整備のうち、防波堤の粘り強い構造への改良等については、効率的な発注ロットを適切に設定し、適正工期を確保するために、2ヶ年債務予算を活用した発注計画を策定し事業進捗を図っていく。

イ 「津波を防ぐ施設の整備」

伊豆半島沿岸においては、津波防災と景観や海岸利用等との調和を図る必要があることから、50の地区協議会を設置して、市町との協働により地域の実情に合った津波対策について検討を重ねている。令和6年度に5地区の方針が決定し、41の地区で方針が決定しているが、残る9の地区については、引き続き、検討を進めて方針を決定し、地域との合意に基づいた津波対策を推進していく。

《都市局》

I 都市計画課

1 施策の体系

政策の柱・・・魅力的な生活空間の創出

目 標・・・居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実を図るとともに、地域住民が支え合い、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める。

施 策 持続可能で活力あるまちづくりの推進

取 組 居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

ア 都市整備推進費（都市計画）

(ア) 都市計画推進事業

2,693,613 円

市町が行う地域地区の見直し、都市施設の整備計画、市街地開発事業計画等に基づく都市計画決定・変更を的確に推進するため、市町からの協議に応じ、指導・助言等を行った。

都市計画道路の変更等、県が定める都市計画等を審議するため、静岡県都市計画審議会を開催した。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向け、市町が作成する立地適正化計画のプロセスや関係施策との連携について、市町と情報を共有し計画作成の促進を図った。

静岡県都市計画審議会の開催状況

(単位：件)

区 分	回 数	第 190 回 R 6. 10. 8
区域区分		
臨港地区		
都市計画道路		
建築基準法の規定		2
計		2

イ 都市計画調査費

(ア) 都市計画調査

70,438,500 円

9 都市計画区域（11 市町）において、都市基本計画調査を実施し、都市計画法第 6 条の 2 に基づく都市計画区域マスタープランの素案をとりまとめた。

(イ) 総合都市交通体系調査

12,060,000 円

西遠都市圏（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、森町）において、都市交通マスタープランを策定するため、現況分析や将来交通予測により将来交通ネットワークにおける課題を整理し、それらを踏まえてコンパクトシティなど目指すべき都市構造の検討を行った。

(2) 繰越

計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、令和7年度へ繰越したものである。

事業名	箇所名	予算額(円) A	繰越額(円) B	$\frac{A-B}{A}$ (%)	完成(予定) 年月日
都市計画調査費	浜松市地内外	40,200,000	28,140,000	30.0	R8.3.25

【評価】

指標名		現状値 2020年度 (R2)	実績				目標値 2025年度 (R7)
			2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	
成果指標	集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数	312件	340件	371件	391件	412件	410件
活動指標	立地適正化計画作成市町数	14市町	18市町	20市町	23市町	23市町	24市町

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「立地適正化計画の作成」

県・市町で組織する立地適正化計画広域連絡協議会の場などを活用し、市町の立地適正化計画の作成・見直しを支援しており、集約連携型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現が期待できる。

(イ) 「都市基本計画調査の実施」

都市計画基礎調査の結果を解析する都市基本計画調査の実施により、9都市計画区域（11市町）において、都市の現況や課題、将来の見通し等を踏まえた都市計画区域マスタープランの素案をとりまとめることができた。

【課題】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「立地適正化計画の作成支援」

計画を作成・公表をした多くの市町では、計画の見直し時期を迎えているが、国の検討会においても計画の実効性を高めていく方針が示されており、今後、5年ごとの評価の際に、適切な効果検証・分析及び見直しをすることが必要である。

(イ) 「都市計画基礎調査の実施」

令和12年度に予定する都市計画区域マスタープランの第10回定期見直しに向け、計画的に調査を実施することが必要である。

【改善】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「立地適正化計画の作成支援」

立地適正化計画の効果検証の進め方や分析のポイント、対応策等を整理した「立地適正化計画見直しの手引き」を令和7年3月に作成した。県・市町で組織する立地適正化計画広域連絡協議会の場などにおいて、この手引き活用して市町の立地適正化計画の作成・見直し等に取り組むよう指導・助言するなどの支援を行っていく。

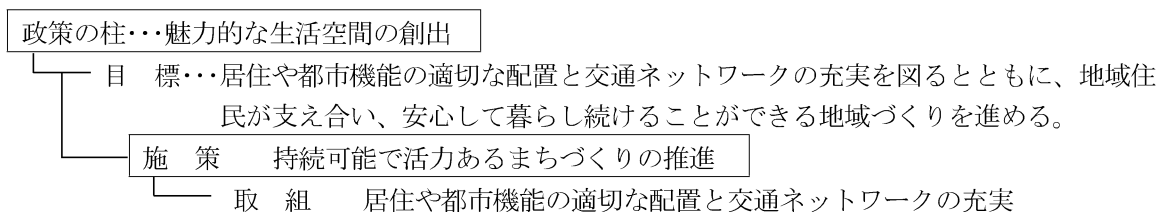
このことにより、実効性のある集約連携型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現を推進していく。

(イ) 「都市計画基礎調査の実施」

県内21都市計画区域（32市町）について、計画的に調査を実施していく。

Ⅱ 地域交通課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

ア 交通施策の企画、調整、調査

(ア) 総合交通企画推進費

901,833 円

各市町に設置された地域公共交通会議において、地域の諸課題についての調査や効果的な施策の検討を行うとともに、国や関係団体等が実施している地域交通に関する協議会や検討会に参画し、公共交通に関する先駆的な取組事例の収集のほか、国及び他県等との情報交換・意見交換を行った。

(イ) 県地域公共交通計画推進業務

5,000,000 円

地域公共交通を維持、活性化し、持続可能で利便性の高い公共交通サービスを県民に提供するため、令和6年3月に策定した「“ふじのくに” 地域公共交通計画」に基づき、交通手段の確保等の取組を推進した。

イ バス交通の維持・確保及び利便性の向上

(ア) バス運行対策費助成

402,555,000 円

生活交通として必要な広域的・幹線的なバス路線の運行に伴うバス事業者の欠損額の一部及び運行に供する車両購入に係る減価償却費の一部を、国と協力して助成し、バス交通の維持・確保及び利便性の向上を図った。

(単位：千円)

区 分	交 付 先	補助金額
地域間幹線系統確保維持助成	山梨交通（株）外9社（系統数59）	365,885
車両購入減価償却費助成	秋葉バスサービス（株）外6社（車両数26）	36,670
計		402,555

(イ) 市町自主運行バス事業費助成 385,777,000 円

主体的にバスを運行する市町に対し、当該バスの運行に伴う欠損額の一部、当該バス運行に係る車両購入事業及び初度開設事業に対して助成し、地域住民の日常生活に必要な交通手段の維持・確保を図った。

(単位：千円)

区 分	交 付 先	補助金額
バス運行事業	沼津市外 18 市 10 町 (系統数 266)	384,674
車両購入事業	三島市	1,103
計		385,777

(ウ) 静岡県バス路線維持費助成 4,737,000 円

過疎地域・準過疎地域においてバス路線を運行するバス事業者の欠損額に対して補助する市町に助成し、当該地域の住民の交通利便性を確保した。

(単位：千円)

交 付 先	事 業 者 名	補助金額
西伊豆町、下田市	(株) 東海バス	4,737

(エ) 伊豆地域公共交通網形成計画推進事業費 1,490,862 円

少子高齢化や人口減少等が進む伊豆地域の公共交通を効率的に運行するとともに、地域住民等の利便性を確保するため、令和 4 年度に策定した「伊豆地域公共交通計画」に基づき、交通結節点の改善及び観光利用促進のための取組を実施した。

(単位：千円)

交 付 先	対 象 事 業 費	負担金額
伊豆地域公共交通活性化協議会	4,718	1,491

ウ バス・トラック運輸事業に対する効果的な支援

(ア) 運輸事業振興助成交付金 784,056,000 円

営業用バス及び営業用トラックの輸送力の確保、輸送サービスの向上及び安全運行の確保等を図るため、交通安全事業、輸送サービス等改善事業、自動車交通公害対策事業などを行う関係団体に助成した。

(単位：千円)

交 付 先	総 事 業 費	交付金額
(一社) 静岡県バス協会	82,719	39,910
(一社) 静岡県トラック協会	1,832,822	744,146
計	1,915,541	784,056

エ 鉄道交通の維持・確保及び利便性の向上

(ア) 鉄道交通対策事業費助成 333,532,585 円

地域鉄道の車両運行の安全性向上のため、安全輸送設備の整備や老朽化した施設の改修を行う鉄道事業者に対し、国と協調して助成した。

(単位：千円)

区 分	交 付 先	事 業 内 容	補助金額
鉄道輸送対策事業	伊豆箱根鉄道(株) 外 4 社	レール更新ほか	333,533

- (イ) 鉄道施設緊急耐震対策事業費助成 20,840,838 円
南海トラフ巨大地震等の大規模地震に備え、緊急輸送路の機能維持を図るため、乗降客数 1 日 1 万人以上の高架駅の柱や基礎等の耐震対策を行う鉄道事業者に対し、国と協調して助成した。

(単位：千円)

交 付 先	事 業 内 容	補助金額
遠州鉄道（株）	第一通り駅耐震対策事業の助成	20,841

- (ウ) 鉄道駅ユニバーサルデザイン施設整備事業費助成 5,834,000 円
障害者、高齢者等を含む誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるユニバーサルデザインの促進を図るため、鉄道事業者が実施する駅のエレベーター等の整備に要する経費の一部を、国と協調して補助する市町に対し助成した。

(単位：千円)

交 付 先	駅 名	事 業 内 容	補助金額
富士市	富士川駅	エレベータ、バリアフリートイレ等	5,834

- (エ) 天竜浜名湖鉄道経営計画支援事業費助成 280,000,000 円
天竜浜名湖鉄道（株）が令和 6 年 1 月に策定した経営計画（2024～2028）の推進を支援するため、天竜浜名湖鉄道（株）に対し事業費を助成した。
また、自然災害等に備えるための財源として、天竜浜名湖鉄道経営助成基金に追加造成を行うため、基金を管理する浜松市に対し助成した。

(単位：千円)

交 付 先	事業内容	補助金額
天竜浜名湖鉄道（株）	天竜浜名湖鉄道（株）の経営支援	220,000
浜松市	天竜浜名湖鉄道経営助成基金への追加助成	60,000
計		280,000

- (オ) 鉄道沿線地域交流拡大事業費 5,000,000 円
天竜浜名湖鉄道が、将来にわたって地域に愛され、地域とともに歩む鉄道として存続し、公共交通としての使命を果たすことができるよう、沿線住民や企業、沿線自治体が一体となって支えるために、同鉄道の利用促進に取り組む天竜浜名湖線市町会議に対し助成した。

(単位：千円)

交 付 先	対 象 事 業 費	補助金額
天竜浜名湖線市町会議	15,000	5,000

【評価】

指標名		基準値	実績					目標値
		2020 年度 (R 2)	2021 年度 (R 3)	2022 年度 (R 4)	2023 年度 (R 5)	2024 年度 (R 6)		(2025年度) (R 7)
成果 指標	集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数	312 件	340 件	371 件	391 件	412 件		410 件
活動 指標	乗客2,000人/日以上駅のユニバーサルデザイン化の割合	86.2%	86.2%	86.2%	87.7%	89.5%		100.0%

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「交通施策の企画、調整、調査」

地域住民の日常生活等に不可欠な交通手段を維持・確保するため、令和6年3月に策定した「“ふじのくに” 地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通を維持、活性化し、持続可能で利便性の高い公共交通サービスを県民に提供するための施策を推進することができた。

また、市町が開催する地域公共交通会議などの場において、バス交通に関する報告・協議を行うとともに、「全国鉄道整備促進協議会」などにおいて地域と事業者が連携した先駆的な取組など公共交通活性化の手法等について情報収集することができた。

(イ) 「バス交通の維持・確保及び利便性の向上」

広域的、幹線的路線のうち単独で維持することが困難な路線を運行するバス事業者等に対して助成を行い、高齢者や学生等の移動手段として不可欠なバス路線の維持・確保が図られた。

また、小学生バス無料デーを、全県規模の取組としては全国で初めて実施し、小学生及び保護者の利用を促進した。

(ウ) 「バス・トラック運輸事業に対する効果的な支援」

運輸事業の振興の助成に関する法律の規定に基づき、県が県バス協会及び県トラック協会に交付した交付金により、運転手不足（2024問題）への対応や輸送の安全確保対策を支援し、国民生活の利便性の向上や地球温暖化対策の推進に寄与した。

(エ) 「鉄道交通の維持・確保及び利便性の向上」

地域鉄道の安全運行の確保のため、鉄道事業者が実施する計画的な鉄道施設の整備等について助成を行うとともに、鉄道駅利用者の誰もが安全に安心して利用できるよう、駅施設の耐震補強整備やエレベータ等設置に対し助成を行うことで、安全な運行と利便性の向上が図られた。

また、天竜浜名湖鉄道（株）については、「経営計画（2024～2028）」に基づく支援必要額を助成し、鉄道施設の安全性の確保及び経営の安定化を図るとともに、同社及び沿線市町と連携し、アフターコロナに対応した誘客施策を実施することにより、利用者数の維持に努めた。

【課題】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「交通施策の企画、調整、調査」

地域住民の日常生活等に不可欠な交通手段を維持確保するため、引き続き本県の公共交通が抱える諸課題を効果的に解決するための施策を調査、検討する必要がある。

(イ) 「バス交通の維持・確保及び利便性の向上」

少子高齢化及び利用者の減少、さらに物価高騰の影響等により不採算となっているバス路線が増えている。

また、観光地や交通結節点等における利用者の利便性を向上していく必要がある。

(ウ) 「バス・トラック運輸事業に対する効果的な支援」

公共輸送を確保するため、物価高騰による影響を低減していく必要がある。

(エ) 「鉄道交通の維持・確保及び利便性の向上」

地域鉄道は、物価高騰の影響等を大きく受けており、安全の確保や県民生活に影響がないか注視していく必要がある。

【改善】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「交通施策の企画、調整、調査」

「“ふじのくに” 地域公共交通計画」に基づき、地域交通が抱える諸課題の解決に向けて必要な施策の推進や効果の検証を行う。また、課題解決の有効な対策の一つである公共ライドシェアについて、市町等を伴走支援し導入を促進していく。さらに、新たな輸送サービスの導入に

向けた国や他県の動向について情報収集していく。

(イ)「バス交通の維持・確保及び利便性の向上」

引き続き、支援が必要な路線に対し助成を行い、バス路線の維持・確保を図るとともに、バス事業者等に対し効果的な運行体制を整備するよう働き掛けていく。また、ノンステップバスの導入についても、引き続きバス事業者を支援していく。

また、伊豆地域の公共交通を維持・確保していくため、地域住民や訪日外国人等の利用を促進するための取組を行う。

さらに、小学生を対象とした無料デーを引き続き実施してバスの利用機会を創出し、バス利用を促進する。

(ウ)「バス・トラック運輸事業に対する効果的な支援」

県は、協会が行う輸送安全確保、輸送サービス改善、環境の保全等の各種事業がバス・トラック業界に対する効果的な支援となるよう、協会と連携して実施事業に取り組む。

(エ)「鉄道交通の維持・確保及び利便性の向上」

地域鉄道の安全運行の確保のための支援を行うことで、引き続き鉄道事業者を支援していく。

また、天竜浜名湖鉄道（株）が行う安全安心な運行を実現するための取組を、引き続き、経営計画 2024～2028 に基づき支援するとともに、同社及び沿線市町と連携して利用促進に取り組む。

Ⅲ 土地対策課

1 施策の体系

政策の柱…防災・減災対策の強化

目 標…熱海市の土石流の発生を教訓に、今後同様の災害が発生しない対策を進める。

施 策 風水害・土砂災害対策

取 組 土砂埋立て等の適正化の推進

政策の柱…魅力的な生活空間の創出

目 標…居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実を図るとともに、地域住民が支え合い、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める。

施 策 持続可能で活力あるまちづくりの推進

取 組 居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「土砂埋立て等の適正化の推進」

ア 土採取等規制条例に基づく届出

土の採取等に伴う土砂の流出等による災害を防止し、跡地の緑化等の整備を図るため、条例に基づく土の採取計画の届出に際して、必要な指導を行い、令和6年度（新規）は14件（県庁0件、土木事務所14件）の届出があった。

なお、令和4年度に盛土等の規制に関する条例が施行されたことに伴い、土採取等規制条例は、切土及び土地の掘削行為を規制対象としている。

また、事務処理特例条例により市町に権限移譲していた土採取等規制条例に基づく事務は、令和4年7月1日付けで市町から県に返還され、県が統一的な運用を図っている。

(2) 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

ア 都市整備推進費(土地対策)(土地利用事業指導)

(ア) 土地利用事業

災害の防止と良好な自然環境及び生活環境の確保を目的に、各法令の許認可の申請前に、その所管課とともに、大規模な土地利用事業の適正な施行を指導した。

<土地利用事業の実施計画の承認状況>

(単位：件、ha)

年度	別 荘		住 宅		工 場		ゴルフ場		リゾート 関連施設等		そ の 他		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	19.7	1	19.7
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	19.9	1	19.9
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	7.8	1	7.8

(イ) 土地利用対策委員会等の開催状況

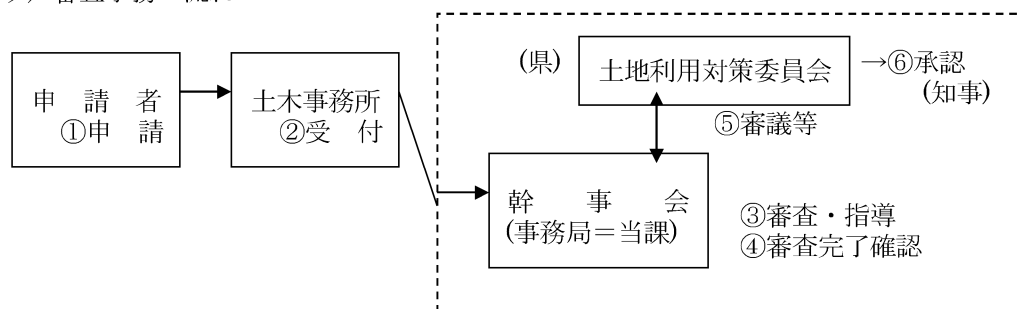
a 土地利用対策委員会

実績なし

b 同幹事会

県土地利用基本計画の策定(変更)で1回、土地利用事業の審査で2回、計3回開催した。

(ウ) 審査事務の流れ



(エ) 土地利用事業の管理

承認した土地利用事業について、災害の未然防止を図るため、必要に応じて現地調査を行い、工事の進捗状況等を確認した。

<承認後の現地調査の実施状況(6年度)>

(単位：件)

目 的	別 荘	住 宅	工 場	ゴルフ場	リゾート 関連施設等	その他	計
防災工事完了	—	—	—	—	—	—	—
中間(防災・工事)	—	—	—	—	—	—	—
工 事 完 了	—	—	—	—	—	—	—
防災施設等点検	—	—	1	—	—	1	2
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	1	—	—	1	2

イ マリーナ建設事業の審査等

静岡県マリーナ建設事業に関する指導要綱に基づき、良好な環境の確保及び水面利用の調整を図る。

・新規承認件数 0件

ウ 都市整備推進費(土地対策)(開発行為等指導)

925,674円

(ア) 開発行為

計画的な市街地の整備と都市周辺部における無秩序な市街化を防止するため、市街化区域、市街化調整区域、非線引きの都市計画区域及び都市計画区域外における開発行為等の指導・審査を行った。

＜規模別・目的別開発許可状況（土木事務所を含む。）＞

目的 規模	住 宅		そ の 他 建 築 物	第 一 種 特定工作物	第 二 種 特定工作物	計
	自 己 用	非自己用				
0.3ha未満	—	—	—	—	—	—
0.3～1ha	—	—	4件 2.51ha	—	—	4件 2.51ha
1～5ha	—	—	3件 4.36ha	—	—	3件 4.36ha
5～10ha	—	—	—	—	—	—
10～20ha	—	—	—	—	—	—
20ha以上	—	—	—	—	—	—
計	—	—	7件 6.87ha	—	—	7件 6.87ha

(イ) 静岡県開発審査会の開催

市街化調整区域における開発行為の許可等に係る審議のため6回開催し、17件（開発行為案件16件、建築案件1件）の議案について議決した。

エ 優良宅地・優良住宅の認定

一定の技術基準を満足した優良な宅地等の供給の促進と有効な宅地利用を確保することを目的として、優良な宅地や住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じる。

・新規認定件数 0件

オ 土地取引指導費

5,141,312円

(ア) 土地取引の届出等

国土利用計画法に基づき、一定面積以上の土地取引について、利用目的の審査を行い、適正な土地利用の確保に努めた。

なお、届出が必要な一定面積以上の土地取引は、市街化区域が2,000㎡以上、その他の都市計画区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の売買等による土地取引である。

<届出の受理件数及び処理件数>

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受 理	319	224	247	240	315
処 理	241	307	244	244	316

(注) 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市及び藤枝市分を除く。

(イ) 地価動向研究等業務

国土利用計画法に基づく土地取引の届出について、適正な利用目的審査及び価格分析を行うため、市町の職員を対象とした研修会を開催した。

- a 相当価額検討会… 届出事務について県から権限を移譲した事務処理市を対象に、届出に係る相当価額の検討を行った。
- b 地価動向研究会… 政令市を除く全市町を対象に、当年度地価調査結果を基に各市町の地価動向について説明を行った。

※令和6年度資料まで掲載していた土地取引規制基礎調査について、令和5年度で県としての調査は終了したため削除した。

(ウ) 遊休土地利用促進

国土利用計画法に基づく届出のあった土地について、利用状況の実態調査を行い、一定の要件に該当する未利用地で、特に利用を促進する必要性の高いと認められるものを遊休土地に認定し、所有者の自発的な土地利用を促す制度である。

なお、平成14年度から、遊休土地に関する事務は、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除き、各市町に対して移譲した。

<遊休土地等実態調査件数>

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調 査 件 数	237	184	208	217	270
認 定 件 数	0	0	0	0	0

(エ) 市町に対する土地利用規制等対策費交付金

国土利用計画法に基づく事務の円滑な運営及び適正な実施を図るため、土地取引の届出等に係る事業を行う市町に対して交付金を交付した。

カ 不動産鑑定業者の登録

不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき、不動産鑑定業を営もうとする者からの申請により登録を行った。

<不動産鑑定業者の登録者数>

新規登録	登録換え	廃 業	6年度末現在登録業者数
1 件	0 件	1 件	72業者

キ 地価調査費 45,887,016円
 (ア) 地価調査

国土利用計画法に基づく土地取引の届出等の価格審査の規準、一般の土地取引価格の指標等として活用を図り、適正な地価の形成に寄与するため、全市町を対象に610地点の基準地を設定して、令和6年7月1日現在の標準価格を判定・公表した。

＜令和6年用途別平均価格及び用途別平均変動率＞ (単位：円/㎡，％)

区 分	住 宅 地	商 業 地	工 業 地	全 用 途	林 地
平均 価 格	64,300	142,600	46,400	83,500	418
平均変動率	△0.3	0.3	0.6	△0.1	△1.0
基準地点数	410	149	26	585	25

(イ) 地価調査会の開催
 基準地価格の判定等地価調査事業全般について意見を求めるため、地価調査会を1回開催した。

【評価】

ア 「土砂埋立て等の適正化の推進」

(ア) 「土採取等規制条例に基づく届出」

土の採取等行為を行う事業者に対し、基準に合致した計画にすることについて制度等の周知に努め、適正な指導を行った。

イ 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「土地利用事業」、「マリーナ建設事業の審査等」

宅地等の開発により生じる環境悪化や災害発生の未然防止を図るため、事業者に対し基準に合致した計画にすることについて制度等の周知に努め、適正な指導を行った。

(イ) 「開発行為」、「優良宅地・優良住宅の認定」

都市計画法に基づく開発許可基準に合致した計画にすることについて、事業者に対し適正な指導を行った。また、市町に対し、都市計画法に基づく開発許可事務の相談・研修等を行うことにより、事務の円滑な執行を支援した。

(ウ) 「土地取引の届出等」、「不動産鑑定業者の登録」

国土利用計画法に基づく届出及び不動産の鑑定評価に関する法律に基づく登録申請を適正に処理した。

(エ) 「地価調査」

法令等に基づき地価調査を適正に行い、標準価格を新聞、ホームページ等を通じて周知するとともに、静岡県GISに掲載する地価調査結果データ等の表示機能を追加した。

【課題】

ア 「土砂埋立て等の適正化の推進」

(ア) 「土採取等規制条例に基づく届出」

令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を踏まえ、二度と同じような災害が発生させないため、行為者に対し厳格に指導を行う必要があることから、盛土等の規制に関する条例とともに、土採取等規制条例に基づく事務について、引き続き県が統一的に運用することが不可欠である。

イ 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「地価調査」

地価調査結果は、信頼性の高い公的な指標として、広く県民に利用されているため、今後も、調査地点数を維持していく必要がある。

【改善】

ア 「土砂埋立て等の適正化の推進」

(ア) 「土採取等規制条例に基づく届出」

土採取等規制条例に基づく事務について、事務処理権限の返還に伴い市町から引き継いだ届出案件を含め引き続き県が統一的に処理を行い、土採取等に起因する災害を発生させないために、個別事案ごと適時適確な指導等を行っていく。

イ 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「土地利用事業」、「マリーナ建設事業の審査等」「開発行為」、「優良宅地・優良住宅の認定」

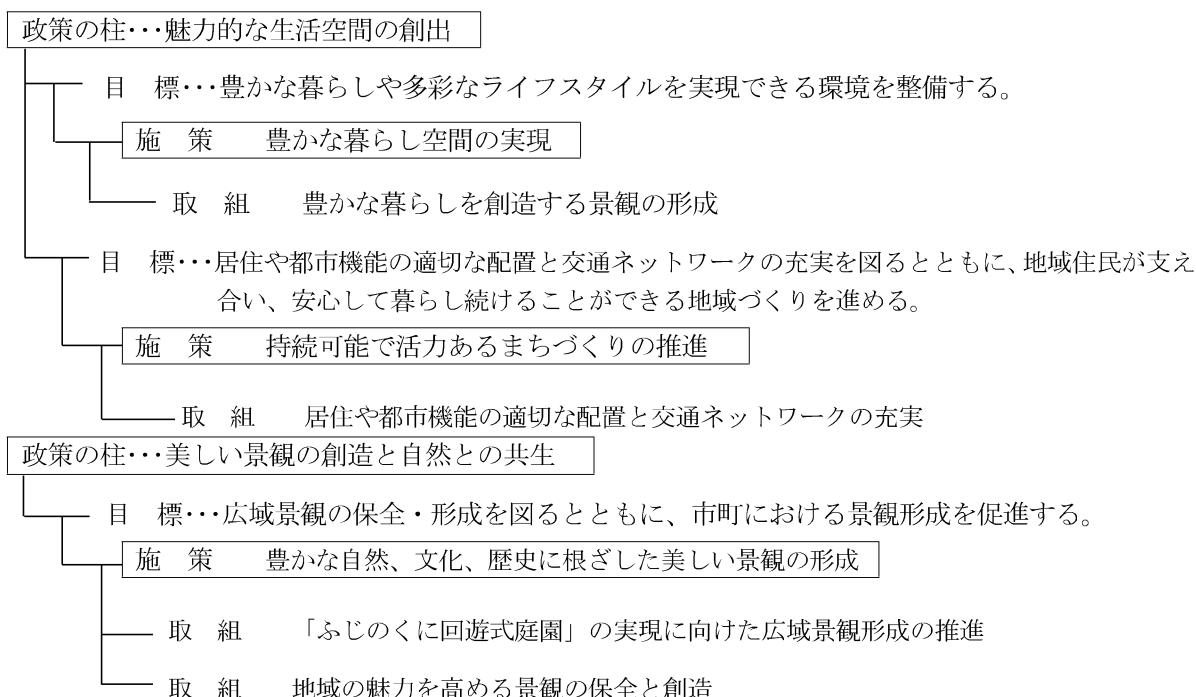
秩序ある土地利用を図るため、事業者に対し、法令等を厳格に適用して指導等を行う。また、市町に対しては、ふじのくに権限移譲推進計画に基づき県内22市町に開発行為の許可等権限を移譲しているが、担当職員向け研修や担当者会議の開催、都市計画法違反事案への助言を含む的確な相談対応等を行うことにより、引き続き支援の充実を図る。

(イ) 「土地取引の届出等」、「不動産鑑定業者の登録」、「地価調査」

地価調査の結果が幅広く活用されるよう、より多くの機会を捉えて地価に関する情報を県民に提供していく。引き続き、土地取引の動向の的確な把握に努めていく。

IV 景観まちづくり課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

ア 土地区画整理事業

- (ア) 社会資本整備総合交付金事業費（区画） 273,881,000 円
国の社会資本整備総合交付金制度を活用し、土地区画整理区域内の街路整備を実施している組合に対し助成し、着実な事業の推進を図った。

地 区 名	事業費（千円）	備 考（千円）
磐田市鎌田第一外3地区	(99,538)	組合等交付金
	[50,560]	[50,560]
	273,881	269,472

上段（ ）書きは令和5年度からの繰越で内数、中段〔 〕書きは令和7年度への繰越で外数

- (イ) 静岡東部拠点第二地区区画整理事業費助成 126,196,500 円
静岡県東部地方拠点都市地域の沼津駅周辺地区において、県施行の鉄道高架事業の事業用地を民地との換地により確保する土地区画整理事業を施行する沼津市に対して、その費用の一部を助成し、着実な事業の推進を図った。

地 区 名	事業費（千円）	補助率	補助額（千円）
静岡東部拠点第二	[234,036] 504,786	国庫補助金の地方費負担の50%以内	[58,509] 126,196

上段〔 〕書きは令和7年度への繰越で外数

(ウ) 土地区画整理事業認可等の概要

市町及び土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対し、土地区画整理法に基づき、次のとおり認可し、適正な運営指導を行った。

区 分	認 可(件)	変更認可(件)	備 考
個人施行土地区画整理事業の施行	0	0	法4条
個人施行土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更	0	1	法10条
個人施行土地区画整理事業の終了	0	0	法13条
土地区画整理組合の設立	0	0	法14条
土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更	0	6	法39条
土地区画整理組合の解散	1	0	法45条
公共団体の設計の概要	0	2	(認可) 法52条 (変更) 法55条
土地区画整理組合の決算報告書の承認	0	0	法49条
換 地 計 画	1	0	法86条
合 計	2	9	

イ 市街地再開発事業

(ア) 市街地再開発事業費助成、社会資本整備総合交付金事業費(再開発) 463,378,000 円

既成市街地の老朽建築物を除却し、建築敷地、建築物及び公共施設を一体的、総合的に整備することにより、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るものである。

三島市、沼津市、富士市及び藤枝市が実施した市街地再開発事業に対して助成した。

事 業	地 区 名	補助額 (千円)
市街地再開発事業		(174,159)
社会資本整備総合交付金事業費(再開発)	三島駅南口東街区 A 地区 外 3 地区	[932,105]
		463,378

上段()書きは令和5年度からの繰越で内数、中段[]書きは令和7年度への繰越で外数

(イ) 事業認可等の概要

市街地再開発組合等の施行する市街地再開発事業に対し、都市再開発法に基づき、次のとおり認可し、適正な組合の運営指導を行った。

区 分	認 可 (件)	備 考
市街地再開発組合の設立、事業計画の認可	0	法11条
市街地再開発組合の定款、事業計画の変更	2	法38条
再開発組合の解散認可	0	法45条
権利変換計画	1	法72条
合 計	3	

(2) 「「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進（豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成）」

ア 景観まちづくり推進事業

913,085 円

(ア) 広域景観協議会

富士山周辺、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園及び浜名湖の4つの広域景観協議会においてワーキンググループを開催し、各行動計画に基づく取組の進捗管理を行った。

(イ) 公共事業における良好な景観の形成

県職員、民間企業を含む関係者を対象とした「ふじのくに色彩・デザイン指針」の普及啓発、運用の徹底とともに、市町への普及啓発を図った。

また、景観や色彩の専門家で構成する静岡県景観懇話会の「公共空間高質化専門部会」を開催し、県が実施する公共事業における色彩・デザイン向上について助言を受け、高質な公共空間の形成を促進した。

イ 広域景観形成推進事業

12,686,972 円

(ア) 違反野立て看板対策

伊豆半島の幹線道路沿いの違反野立て看板について、広域景観協議会を通じて県と市が丸となって是正指導に取り組んだ結果、令和6年度末までに9割超の是正が完了した。

このほか、富士山周辺、大井川流域・牧之原大茶園及び浜名湖においても、広域景観協議会を通じて、違反広告物の指導方法等について関係市町と情報共有を図った。

地 区	指導開始時の違反件数	是正件数	是正率
伊豆半島の幹線道路沿い（13市町）	2,232件	2,102件	94.2%

(イ) 修景伐採

各広域景観の行動計画の重点地区等で、支障木により眺望を阻害されている視点場など惜しい景観の箇所を各土木事務所から募集し、修景伐採及び視点場整備を実施し、景観の改善を図った。

項 目	実施内容	執行額
工事請負費	修景伐採 国道135号（下田市白浜地内）	2,000,000 円
	修景伐採 （主）富士川身延線（富士市岩淵地内）	2,000,000 円
合 計		4,000,000 円

ウ 屋外広告物対策事業

2,531,648 円

静岡県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可申請指導、違反広告物の是正指導及び簡易除却を実施するとともに、屋外広告業の登録、業者等が必要な知識を習得するための講習会を開催した。

また、公益社団法人静岡県屋外広告協会に補助を行い、法令等の相談事業や普及啓発事業を実施した。

＜屋外広告物の許可申請及び指導状況＞

区分 年度	許可状況		指導 個数 (a)= (b)+(c)	指導状況 (個)						指導是 正率 (%) (b/ a)
	件数	手数料(円)		許可 申請	改修	移転	自主 除却	処理済 計 (b)	是 正 指導中 (c)	
R 2	943	7,179,050	203	114	5	0	30	149	54	73.4
R 3	990	7,441,623	252	94	9	0	47	150	102	59.5
R 4	1,047	7,626,850	203	97	6	0	24	127	76	62.6
R 5	961	7,949,540	97	32	1	0	11	44	53	45.4
R 6	982	7,784,480	351	285	0	0	1	286	65	81.5

＜屋外広告物法の規定に基づく違反広告物簡易除却の状況＞

区分 年度	簡 易 除 却 個 数			
	はり紙	はり札、立て看板	広告旗	計
R 2	36	5	1	42
R 3	79	2	1	82
R 4	6	0	1	7
R 5	77	1	2	80
R 6	2	1	0	3

＜屋外広告業の登録等取扱及び講習会修了者の状況＞

区分 年度	屋外広告業の登録件数		講習会修了者数	
	登録件数 (廃止件数)	累計	修了者数	累計
R 2	60 (55)	1,287	47	4,801
R 3	69 (72)	1,284	63	4,864
R 4	69 (49)	1,304	79	4,943
R 5	58 (40)	1,322	42	4,985
R 6	63 (45)	1,340	43	5,028

(3)「地域の魅力を高める景観の保全と創造(豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成)」

ア 景観まちづくり推進事業(再掲) 913,085 円

(ア) 景観法活用への対応

県内35市町の全てが景観行政団体へ移行後も、市町の景観計画策定に向けて支援を行い、令和6年度末で昨年度末から1町増え、29市町で景観計画が施行されている。

(イ) 静岡県景観賞

魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図るため、地域の個性を生かした良好な景観やそれを支える活動を表彰する「静岡県景観賞」を実施した。

イ 景観づくりマネジメント事業費 846,260 円

景観形成推進アドバイザーの派遣等を行い、市町景観行政の支援を図った。また、景観形成を担う人材の育成を推進するため、県教育委員会と連携し、令和6年度は西伊豆町と川根本町の小学校2校において、景観まちづくり学習を実施した。

(4) 繰越

建物移転補償処理の困難及び国補正予算、社会的な建設資材の価格高騰の影響を受け資金計画等の見直しを実施したことにより、令和7年度へ繰越したものである。

事業名	箇所名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}$ (%)	完成(予定) 年月日
社会資本整備総合交付金 事業費(区画)	磐田市鎌田第一 外3地区	224,903	50,560	77.5	R7.9.30
市街地再開発事業費助成 社会資本整備総合交付金 事業費(再開発)	三島駅南口東街区 A地区外3地区	1,222,456	932,105	23.8	R8.3.31
東部拠点第二地区区画整 理事業費助成	静岡東部拠点第二	188,700	58,509	69.0	R8.1.31
計		1,636,059	1,041,174	36.4	

【評価】

指標名		現状値 2020年度	実績				目標 2025年度
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
成果指標	集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数	312件	340件	371件	391件	397件	410件
	景観計画に重点地区を指定した市町数	15市町	15市町	15市町	15市町	16市町	19市町
活動指標	景観計画を策定した市町数	25市町	27市町	27市町	28市町	29市町	30市町

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 土地区画整理事業等によるまちづくりの推進

令和6年度は26地区において適切に事業の進捗を図り、都市基盤が未整備な市街地において、道路、公園などの公共施設の整備改善と街区及び宅地の整形化による宅地の利用増進を着実に進めた。

(イ) 市街地再開発事業等によるまちづくりの推進

令和6年度は6地区において適切に事業の進捗を図り、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を着実に進めた。

イ 「「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進（豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成）」

(ア) 広域景観の取組推進

各地域で広域景観協議会ワーキンググループを開催し、県・市町・協議会関係団体で連携し、各広域景観の重点地区で修景事業を実施する等、広域景観形成の取組を着実に進めている。行動計画を策定している4つの広域景観区域においては、計画に基づく取組状況を共有して進捗を管理し、更なる取組強化に努めている。令和5年度末をもって大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画策定から5年が経過し、計画期間の半分を終了したことから、令和6年度に計

画の進捗について中間評価を実施するとともに、後半5年間の行動計画の見直しを行った。

(イ) 屋外広告物の取組推進

違反野立て看板に対して、各広域景観協議会ワーキンググループを開催して県と市町の連携体制を強化し、是正完了に向けて取り組むとともに、広く県民の理解促進を図るため、ガイドブックを作成し広報活動にも力を入れている。

ウ 「地域の魅力を高める景観の保全と創造（豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成）」

活動指標「景観計画を策定した市町数」は市町への働き掛けや取組支援を継続しており、令和7年度中に1市が景観計画を施行予定である。また、成果指標「景観計画に重点地区を指定した市町数」は、令和6年度末時点で16市町であるが、令和7年度中に17市町になる予定である。

【課題】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 土地区画整理事業等によるまちづくりの推進

社会経済状況の低迷による保留地販売の不振などにより事業完了が遅れる傾向にある。また、JR 跨線橋を含む地区については人件費の上昇、鋼材価格等の高騰により、（資金計画の見直し等）事業進捗が遅れる傾向にある。

(イ) 市街地再開発事業等によるまちづくりの推進

社会経済状況の変化による人件費の上昇、資材価格の高騰により、市街地再開発事業の事業計画などへの影響（資金計画の見直し等）により事業進捗が遅れる傾向にある。

イ 「「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進（豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成）」

(ア) 広域景観の取組推進

各地域における広域景観形成の取組熟度に差がある。

(イ) 屋外広告物の取組推進

違反野立て看板対策において是正に至っていない広告物には、所有者不明などの理由で指導が困難なものが残っている。また、新たな違反広告物の設置も後を絶たず、是正指導の負担が増している。

ウ 「地域の魅力を高める景観の保全と創造（豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成）」

各市町景観計画の重点地区指定時の新たな規制に伴う住民との合意形成が困難であるなど課題が多く、重点地区の指定が進んでいない。

【改善】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 土地区画整理事業等によるまちづくりの推進

引き続き、市町や組合が行う土地区画整理事業の円滑な事業の進捗と早期完了に向け、国庫補助金の確保、技術的助言として JR 協議への助言等の支援に努めていく。特に、組合施行の土地区画整理事業については、経営の健全化に向け、組合自らが経営実態を把握し、計画の見直しによる総事業費の縮減や保留地処分に向けた取組を促すとともに、社会資本整備総合交付金などの助成制度の効果的な活用により、事業が早期完了できるよう関係市町と連携して支援していく。

(イ) 市街地再開発事業等によるまちづくりの推進

引き続き、市街地再開発事業の各事業の健全化を推進するために、権利者の合意形成状況に即した施行区域の設定や、適切な事業規模(事業計画の見直し)とすること等、経済動向を踏まえた実現性のある事業となるよう市町や組合に対する支援業務を着実にやっていく。

イ 「「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進（豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成）」

(ア) 広域景観の取組推進

令和6年度は「富士山の日」を含む期間中に、富士山静岡空港やグランシップで富士山地域景観協議会で作成したPRポスターを掲示し、広域景観の形成の重要性を広報した。

各地域の取組熟度に応じた対応課題を共有したうえで、引き続き取組を推進していく。

(イ) 屋外広告物の取組推進

令和6年度は、商工会議所、県医師会、県病院協会など広告主となる各種業界団体に対し、適切な広告物設置を依頼し制度の周知を行った。

是正完了に向けて、違反広告物に関する情報収集など地元市町と協力して状況の把握に努め、引き続き粘り強く取り組んでいく。

ウ 「地域の魅力を高める景観の保全と創造（豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成）」

令和6年度は、景観計画の重点地区未指定の市町のうち「観光地エリア景観計画」策定済の3市5町に対し、国の「景観改善推進事業費」や県内市町の重点地区指定事例を紹介するトップセールスを実施し、重点地区指定に向けた取組の推進を依頼した。

住民の理解を得て地域全体で機運醸成を図るためには、市町職員の景観施策に関する知識の深化、地元との協力体制及び有識者の活用が不可欠であり、景観形成推進アドバイザーの派遣等の支援を継続し、引き続き県内市町の景観行政の強化を図っていく。

V 街路整備課

1 施策の体系

政策の柱 魅力的な生活空間の創出

目 標…居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実を図るとともに、地域住民が支え合い、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める。

施 策 持続可能で活力あるまちづくりの推進

取 組 居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

ア「市街地の骨格を成す幹線街路の整備」

(ア) 都市計画街路事業費、社会資本整備総合交付金事業費（街路） 1,572,168,891 円
国の補助金、社会資本整備総合交付金制度及び防災・安全交付金制度を活用して、都市計画道路の整備を実施し、市街地における渋滞解消や自転車・歩行者の安全性向上を図った。

(単位：千円)

区 分	箇 所 名	事 業 費
街 路 整 備	焼津広幡線外 12 箇所	(873,000) [944,070] 1,572,169

上段()書きは令和5年度からの繰越で内数、中段[]書きは令和7年度への繰越で外数

(イ) 県単独街路整備事業費

1,289,030,000 円

交通上の隘路となっている街路の小規模な改良工事を実施し、都市交通の円滑化を図るとともに、良好な市街地の形成に寄与した。

(単位：千円)

区 分	箇 所 名	事 業 費	備 考
街 路 整 備	志太東幹線外 22 箇所	(663,410) [610,280] 1,265,484	
事業地内管理	—	(0) [0] 23,546	事業地内維持管理費
計		(663,410) [610,280] 1,289,030	

上段()書きは令和5年度からの繰越で内数、中段[]書きは令和7年度への繰越で外数

イ「まちづくりの核を成す街路事業の促進」、「法的事務の執行」

(ア) 都市計画街路事業費助成 113,532,000 円

市町が行う街路整備事業・街路事業調査に対して助成した。

(単位：千円)

区 分	箇 所 名	事 業 費	補助率	補 助 額
街 路 整 備	大手町片浜線外 16 箇所	(145,860) [255,332] 454,128	1/4	(36,465) [63,833] 113,532

上段()書きは令和5年度からの繰越で内数、中段[]書きは令和7年度への繰越で外数

(イ) 事業認可等の概要

市町の都市計画道路事業に対し、都市計画法の規定に基づき、次のとおり認可した。

区 分	認 可	変更認可	備 考
都市計画道路事業	4 件	8 件	法第 59 条 1 項、第 63 条 1 項

(ウ) 街路事業指導監督事務費

1,625,000 円

市町施行の街路事業の適正な執行を図るため、指導監督を実施した。

(単位：千円)

事 業 主 体	事業費（国費）	指導監督事務費
沼津市外 6 市町	873,069	1,625

ウ 「鉄道高架化の推進」、「街路事業・鉄道高架事業に関する計画・調査」

(ア) 都市計画街路事業費（鉄道高架事業） 2,165,850,000 円

国の補助金を活用して、事業用地の取得、調査設計等を行うことで、沼津駅付近の道路交通の円滑化、南北市街地の一体化を図る沼津駅付近の鉄道高架化を推進した。

(単位：千円)

区 分	箇 所 名	事 業 費
鉄 道 高 架	JR 東海道本線等沼津駅付近	(1,418,000) [2,903,000] 2,165,850

上段()書きは令和5年度からの繰越で内数、中段[]書きは令和7年度への繰越で外数

(イ) 都市高速鉄道高架事業費（単独）

337,557,037 円

調査、設計等を行うことで、沼津駅付近の道路交通の円滑化、南北市街地の一体化を図る沼津駅付近の鉄道高架化を推進した。

(県施行)

(単位：千円)

区 分	箇 所 名	事 業 費
都市高速鉄道高架事業費（単独）	JR 東海道本線等沼津駅付近	(84,800) [186,000] 333,302

上段()書きは令和5年度からの繰越で内数、中段[]書きは令和7年度への繰越で外数

(市施行)		(単位：千円)		
区 分	箇 所 名	事 業 費	補 助 率	補 助 額
都市高速鉄道高架事業費 (単独)	JR 東海道本線等沼津駅付近	(0) [9,735] 12,765	1/3 以内	(0) [3,245] 4,255

上段()書きは令和5年度からの繰越で内数、中段[]書きは令和7年度への繰越で外数

(ウ) 街路事業・鉄道高架事業に関する計画・調査

県土木事務所や市町の職員を対象とした街路事業説明会を開催し、街路事業における留意事項の周知を行うとともに、街路事業における最新の情報を提供している。

(2) 繰越

用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、令和7年度へ繰越したものである。

事 業 名	箇 所 名	予算額(千円) A	繰越額(千円) B	$\frac{A-B}{A}$ (%)	完成(予定) 年月日
都市計画街路事業費(街路整備事業)	焼津広幡線 外3箇所	524,026	288,160	45.0	R7.12.26
社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金事業費(街路整備事業)	大山本町線 外10箇所	1,121,113	655,910	41.5	R7.12.26
県単独街路整備事業費	志太東幹線 外19箇所	1,237,800	610,280	50.7	R7.12.26
都市計画街路事業費助成	大手町片浜線 外8箇所	140,900	63,833	54.7	R7.12.26
都市計画街路事業費(鉄道高架事業)	JR 東海道本線・ JR 御殿場線	3,650,850	2,903,000	20.5	R7.12.26
都市高速鉄道高架事業費(単独)	JR 東海道本線・ JR 御殿場線	511,434	189,245	63.0	R7.12.26
計		7,186,123	4,710,428	34.5	—

【評価】

指 標 数		基準値 (2020年度)	実 績				目標値 (2025年度)
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
成果 指標	集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数	312件	340件	371件	391件	412件	410件

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「市街地の骨格を成す幹線街路の整備」

限られた予算を有効かつ効果的に活用し、都市内交通の円滑化と自転車・歩行者の安全性の向上を図りながら市街地の骨格となる幹線街路を整備するため街路事業を推進した結果、牧之原市において市街地内道路区間1箇所を事業完了させた。

(イ)「まちづくりの核を成す街路事業の促進」、「法的事務の執行」

まちづくりの核となる鉄道駅周辺における市町施行の駅前広場や自由通路の整備及び市街地内の市町施行の都市計画道路整備に対し、事業費助成、事業認可及び指導監督を行い、整備を促進した結果、三島市及び沼津市において市街地内道路区間2箇所を事業完了させた。

(ウ)「鉄道高架化の推進」、「街路事業・鉄道高架事業に関する計画・調査」

鉄道により分断された市街地の一体化、道路交通の円滑化を図るため、鉄道高架事業を推進している。現在進めている沼津駅付近鉄道高架事業については、鉄道の高架化に先駆けて整備する新貨物ターミナル及び新車両基地の建設工事を進めるとともに、高架本体に関わる詳細設計等を行った。

【課題】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア)「市街地の骨格を成す幹線街路の整備」

街路事業は家屋が密集した市街地での事業であり、商店などの営業補償や宅地の代替地確保など用地補償に多額の費用と日時を要し、事業効果を発現させるまでには長期間を要している。また、事業の推進に当たっては、負担金を支出する地元市町と調整の上、進める必要がある。

(イ)「まちづくりの核を成す街路事業の促進」、「法的事務の執行」

社会経済情勢の変化に伴う財政の逼迫により未整備箇所の新規事業化に消極的になる市町があり、事業促進のためには助成制度の積極的な活用を促し市町を支援していく必要がある。

(ウ)「鉄道高架化の推進」、「街路事業・鉄道高架事業に関する計画・調査」

事業スケジュールに影響を与えないよう、未買収の高架本体用地を計画的に取得するとともに新貨物ターミナル及び新車両基地建設工事の工程管理を行う必要がある。

また、事業が長期に渡るため、県民に対し施工段階に応じた工事説明を適時適切に行うとともに、段階的な事業効果をPRしていく必要がある。

【改善】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア)「市街地の骨格を成す幹線街路の整備」

完了間近の箇所や、優先度の高い路線に予算を重点配分することで、段階的に早期の事業効果を発現させる。また、用地先行取得や債務負担行為制度の活用など、予算の平準化を図りながら必要な予算が確保できるよう市町と事業の必要性や効果について情報共有するとともに未整備箇所を計画的に新規事業化しながら事業を推進していく。

(イ)「まちづくりの核を成す街路事業の促進」、「法的事務の執行」

事業が円滑に進むよう、街路事業を施行する市町に対して、助成制度の更なる周知や事業認可取得に向けた指導を行い、着実に街路整備を進めていく。

(ウ)「鉄道高架化の推進」、「街路事業・鉄道高架事業に関する計画・調査」

定期的な用地交渉の頻度を高め、引続き丁寧な交渉を続けていく。また、鉄道事業者や沼津市との定期的な工程に関する打合せにより、新貨物ターミナル及び新車両基地建設工事の進捗管理を行う。さらに、関連事業の部分供用や、施工段階に応じた地元説明、オープンハウス及びまちかどトーク等を継続し、鉄道事業者と連携しながら事業をPRしていくなど、事業状況を丁寧に情報発信するとともに地域とのコミュニケーションを継続していく。

Ⅵ 生活排水課

1 施策の体系

政策の柱…「命の水」と自然環境の保全

目 標…人と自然との共生、環境と調和した社会の基盤づくりを進める。

施 策 水質・大気等の環境保全

取 組 生活排水対策の推進

政策の柱…魅力的な生活空間の創出

目 標…居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実を図るとともに、地域住民が支え合い、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める。

施 策 持続可能で活力あるまちづくりの推進

取 組 居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実

政策の柱…地域外交の深化と通商の実践

目 標…様々な分野で交流人口を拡大させるとともに、県民や県内企業へ交流によるメリットを還元する。

施 策 世界の様々な国・地域との多様な交流

取 組 モンゴルとの交流

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「水質・大気等の環境保全」、「持続可能で活力あるまちづくりの推進」

ア 生活排水対策の推進

(ア) 流域別下水道整備総合計画調査費

8,054,000 円

奥駿河湾水域における流域別下水道整備総合計画について、計画見直しに必要な調査を実施した。

箇 所 名	事業内容
奥駿河湾水域流域別下水道整備総合計画	下水道整備計画等

- (イ) 農山漁村地域整備交付金事業費（農業集落排水） 32,298,000 円
市町が実施する農業集落排水事業について、国庫助成制度を活用し、農業用水の水質保全と農村の生活環境の改善、併せて公共用水域の水質保全の推進を図った。

(単位：千円)

事業名	地区数	国 費	県 費	事業費	補助率(%)	
					国費	県費
農山漁村地域整備 交付金事業費 (農業集落排水)	4	32,298	0	32,298	50 100	0

- (ウ) 生活排水改善対策推進事業費助成 114,567,000 円
国庫助成制度に基づき、合併処理浄化槽を設置する個人に対する補助を実施する市町及び浄化槽を設置する市町について、費用の一部を県費により助成し、生活雑排水による水質汚濁の低減による公共用水域の水質改善の促進を図った。

区 分	補助等基数 (基)	助成対象市町数
国庫補助等	2,867	33 (23 市 10 町)
県費補助	2,638 (1,024)	31 (21 市 10 町)

(注) () 書きは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替え分で内数

(2) 「世界の様々な国・地域との多様な交流」

ア モンゴルとの交流

(ア) モンゴル上下水道技術交流事業

モンゴル国ドルノゴビ県への生活排水処理技術支援を引続き実施するため、交通基盤部長を含む3人が、モンゴル国ドルノゴビ県へ訪問した。

【評価】

指 標 名		現状値 2020 年度	実 績				目標 2025 年度
			2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	
成果 指標	集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数	312 件	340 件	371 件	391 件	412 件	410 件
活動 指標	海外向け研修事業の実施回数	2017～2020 年度 累計 23 回	2018～2021 年度 累計 24 回	2019～2022 年度 累計 32 回	2020～2023 年度 累計 28 回	2021～2024 年度 累計 30 回	2022～2025 年度 累計 28 回
	汚水処理人口普及率	82.9%	84.3%	84.9%	85.7%	R7.9 月 公表予定	88%

(部局として独自に管理している指標等)

指 標 名		現状値 2020 年度	実 績				目標 2036 年度
			2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	
管理 指標	処理施設を使える人口の割合	82.9%	84.3%	84.9%	85.7%	R7.10 月 公表予定	95%
	処理施設に接続している割合	91.9%	92.0%	92.4%	92.5%		95%
	適正な使用料と汚水処理費用	86.1%	86.7%	87.2%	87.5%		100%
	合併処理浄化槽で適正に処理されている割合	47.7%	49.6%	50.8%	52.2%		78%
	合併浄化槽を適正に検査している割合	59.5%	60.7%	62.1%	63.3%		65%
	耐震化が行われた管渠施設の割合	54.3%	56.7%	58.9%	71.0%		100%
	下水汚泥リサイクル率	99.3%	100.0%	99.6%	99.5%		維持 95%以上

ア 「水質・大気等の環境保全」、「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「県民の生活に適応した生活排水処理」

処理施設（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミプラ、合併浄化槽）を使える人口の割合、及び処理施設（下水道のみ）に接続している割合について、2023 年度実績で 85.7%、92.5%となり、前年度比でそれぞれ 0.8 ポイント、0.1 ポイント上昇しており、目標に向けてほぼ順調に推移している。

(イ) 「下水道を軸とした持続可能な汚水処理」

下水道、農業・漁業集落排水を対象とした汚水処理費用が使用料で賄われた割合について、2023 年度実績で 87.5%となり、前年度比で 0.3 ポイント上昇しており、目標の達成に向けてほぼ順調に推移している。

(ウ) 「健全な水環境と循環型社会への貢献」

合併処理浄化槽で処理する区域内で合併処理浄化槽を設置した人口の割合、合併浄化槽を適正に検査している割合について、2023 年度実績で 52.2%、63.3%となり、前年度比でそれぞれ 1.4 ポイント、1.2 ポイント上昇しており、目標に向けてほぼ順調に推移している。

(エ) 「災害に対して強靱な施設整備」

「下水道施設の耐震対策指針と解説（2014 年）」で示された「重要な幹線等」を対象とした耐震化が行われた管渠施設の割合について、2023 年度実績で 71.0%となり、前年度比で

12.1 ポイント上昇しており、目標に向けてほぼ順調に推移している。

(オ) 「下水汚泥のリサイクル率」

下水汚泥の概ね全量をセメントや建設資材、肥料などにリサイクルしており、このリサイクルされている状況を維持するため、施設のメンテナンス等でやむを得ずリサイクルできないものを除き目標値 95%以上を設定しており、目標値を維持している。

イ 「モンゴルとの交流」

(ア) 「海外向け研修事業の実施回数」

県全体での海外向け研修事業の実施回数は2021～2024年度累計で30回となっており、目標に向けて順調に推移している。

【課題】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「污水处理人口普及率」

污水处理人口普及率は、2023 年度実績で 85.7%と前年度比 0.8 ポイント上昇し、上昇率では全国平均の 0.4%を上回ったものの、普及率では依然として全国平均よりマイナス 7.6 ポイントと大きく下回っており、普及率の更なる向上が必要である。

なお、下水道施設についても、下水処理人口普及率は 2023 年度実績で 66.0%と、全国平均上昇率の 0.4%に対して 0.5%上昇しているが、依然として全国平均よりマイナス 15.4 ポイントと大きく下回っており、普及率の更なる向上が必要である。

(イ) 「合併処理浄化槽の整備」

浄化槽について、県内では単独処理浄化槽が多く設置されており、合併処理浄化槽への更なる転換が必要である。

【改善】

ア 「居住や都市機能の適切な配置と交通ネットワークの充実」

(ア) 「污水处理人口普及率」

静岡県生活排水処理長期計画に基づき、下水道事業、農業集落排水及び浄化槽整備事業など、地域の実情に応じた効率的で適正な手法により整備を推進させるため、市町に対する技術指導等を行っているところであり、污水处理人口普及率については、長期的な予測を行った結果、各市町の整備がこのまま順調に進捗すれば、同計画に定める目標年度（2036 年度）までに 95%を上回る見通しである。今後とも、市町に対して更なる技術指導等を行い、普及率を向上させていく。

また、下水道施設についても、未整備地域の解消に向けて、市町に対して更なる技術指導等を行い、普及率を向上させていく。

(イ) 「合併処理浄化槽の整備」

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る経費に補助する市町への助成に予算を配分するとともに、引き続き、市町に対する技術指導等を行い、更なる転換の推進を図っていく。

VII 公園緑地課

1 施策の体系

政策の柱…魅力的な生活空間の創出

目 標…豊かな暮らしや多彩なライフスタイルを実現できる環境を整備する。

施 策 持続可能で活力あるまちづくりの推進

取 組 都市の現状や将来の見通しを踏まえ、既存ストックを最大限に活用しつつ、必要な都市基盤整備や良好な市街地形成を推進する。

政策の柱…スポーツの聖地づくり

目 標…県民のスポーツへの関心を高め、スポーツ活動への参加を促進する。

施 策 スポーツによる健康づくりの推進

取 組 地域の幅広いスポーツ需要に対応するため、県営都市公園において、各種スポーツ教室等のプログラムの提供に取り組む。

取 組 県営都市公園の整備や適切な管理運営を行い、スポーツに親しむ環境づくりを進めるためのサービス水準を向上する。

取 組 遠州灘海浜公園（篠原地区）において、新たなスポーツの拠点の創出を目指し、野球場を核とする公園の整備に向けた検討を進める。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 現状や将来の見通しを踏まえ、必要な基盤整備

ア 都市整備推進費（公園）

5,142,583 円

都市公園政策を推進するための企画調整、静岡県都市公園懇話会の運営、県営都市公園の外部評価等を行い、公園緑地行政の推進と県営都市公園の適切な管理運営に努めた。

イ 都市公園維持補修費（修繕）

24,700,000 円

県営都市公園の安全かつ快適な利用のため適切な維持補修を行い、利用者サービス向上に努めた。

（単位：千円）

事業名	事業費	備 考
都市公園維持補修費 （修繕）	(0) [0] 24,700	1 件 5,000 千円未満の施設修繕等

上段（ ）書きは令和 5 年度からの繰越で内数、中段〔 〕書きは令和 7 年度への繰越で外数

ウ 都市公園維持補修費（整備）

411,400,000 円

県営都市公園の安全かつ快適な利用のため、施設の整備や備品の更新等を行い、利用者サービスの向上に努めた。

(単位：千円)

事業名	事業費	備考
都市公園維持補修費 (整備)	(0) [74,600] 411,400	1件 10,000 千円以上の施設整備等

上段 () 書きは令和 5 年度からの繰越で内数、中段 [] 書きは令和 7 年度への繰越で外数

エ 公園施設中期維持保全計画事業費

98,255,000 円

県営 6 都市公園の劣化診断結果を踏まえ、令和 4 年に策定した中期維持保全計画に基づき、施設の長寿命化を推進するため、計画的な修繕を実施した。

(単位：千円)

事業名	事業費	備考
公園施設中期維持保全 計画事業費	(11,740) [102,485] 98,255	劣化診断結果により要改善判定かつ交付金 対象外の施設整備

上段 () 書きは令和 5 年度からの繰越で内数、中段 [] 書きは令和 7 年度への繰越で外数

オ 公園・緑化推進事業費

308,790,000 円

緑豊かな優れた都市環境形成のため、都市緑化を推進する市町の公園・その他緑化施設の整備に対して助成するとともに、広く県民が利用する県営都市公園の修繕を行った。

(単位：箇所、千円)

区 分	箇所数	事業費
公園・緑化推進事業費助成	2	(27,000) [0] 47,515
県営都市公園等修繕	7	(62,511) [89,021] 261,275
計	9	(89,511) [89,021] 308,790

上段 () 書きは令和 5 年度からの繰越で内数、中段 [] 書きは令和 7 年度への繰越で外数

カ 公園事業指導監督事務費

417,000 円

市町施行の公園事業の適正な執行を図るため、指導監督を実施した。

(単位：千円)

事業種別	市町数	補助対象事業費	指導監督事務費
都市公園事業	9	448,100	417

(2) 幼児から高齢者まで幅広い世代に渡る生涯スポーツ等の推進

ア 都市公園管理運営費

1,915,482,000 円

県営都市公園（静岡県草薙総合運動場、遠州灘海浜公園、愛鷹広域公園、静岡県富士山こどもの国、小笠山総合運動公園、吉田公園、浜名湖ガーデンパーク）において、指定管理者制度による民間の創意工夫を活用した効率的な管理運営と利用者サービスの向上に努めた。

(単位：千円)

都市公園名	指定管理者	決算額
静岡県草薙総合運動場	東京ドーム・東急コミュニティー・静鉄共同事業体	348,939
遠州灘海浜公園	天龍造園建設グループ	90,253
愛鷹広域公園	あしたかスポーツ&ネイチャーパートナーズ	116,868
静岡県富士山こどもの国	小泉アフリカ・ライオン・サファリ株式会社	331,472
小笠山総合運動公園	静岡県サッカー協会グループ	628,584
吉田公園	特定非営利活動法人しずかちゃん	60,503
浜名湖ガーデンパーク	浜名湖えんてつグループ	338,863
計	7者	1,915,482

(3) スポーツ施設の整備と利活用の促進

- ア 遠州灘海浜公園（篠原地区）関連調査事業費 0円
遠州灘海浜公園（篠原地区）の利活用構想の策定作業を進めた。

(単位：千円)

事業名	事業費	備考
遠州灘海浜公園（篠原地区）関連調査事業費	(0) [22,000] 0	遠州灘海浜公園（篠原地区）の利活用構想策定

上段（ ）書きは令和5年度からの繰越で内数、中段[]書きは令和7年度への繰越で外数

(4) 繰越

計画・設計に関する諸条件等の調整に日時を要したことにより、令和7年度へ繰り越したものである。

事業名	箇所名	予算額(円) A	繰越額(円) B	$\frac{A-B}{A}$ (%)	完成(予定) 年月日
公園・緑化推進事業費	小笠山総合運動場	12,426,959	7,456,959	40.0	R7.4.30
遠州灘海浜公園（篠原地区）関連調査事業費	遠州灘海浜公園（篠原地区）	22,000,000	22,000,000	0	R7.6.30
計		34,426,959	29,456,959	14.4	

【評価】

指標名		現状値 2020年度	実績				目標値 2025年度
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
成果指標	集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数	312件	340件	371件	391件	412件	410件
活動指標	県営都市公園運動施設利用者数	741,940人	1,172,237人	1,736,798人	1,860,964人	1,991,213人	毎年度222万人

(部局として独自に管理している指標等)

指 標 名		現状値 2020年度	実 績				目標値 2028年度
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
管理 指標	県営都市公園 年間施設利用者数	2,425,841 人	3,090,112 人	3,942,567 人	3,866,158 人	4,120,397 人	428 万人
	県営都市公園利 用者満足度 (5段階評価)	4.34	4.49	4.41	4.44	4.44	4.53
	都市計画区域内 の1人当たり公 園面積 ※	8.82 ㎡/人	8.98 ㎡/人	9.13 ㎡/人	9.31 ㎡/人	2025 年度末公表	9.00 ㎡/人

※都市公園等整備現況調査(国土交通省)より (最新値はR5(2023)年度末時点)

ア 「県営都市公園運動施設利用者数及び県営都市公園年間施設利用者数」

運動施設利用者数及び年間施設利用者数は、2020 年度に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、2021 年度以降、回復基調が続いているが、目標値は下回っており、コロナ禍前の状況には戻っていない。

2024 年度は、スポーツイベントの実施がコロナ前の状況に戻りつつあること、浜名湖ガーデンパークにおいて「浜名湖花博 2024」が開催されたことなどから、運動施設利用者数は 199 万人余で前年比 107.0%、利用者数は 412 万人余で前年比 106.6%となり、コロナ禍以降、最多となった。

イ 「県営都市公園利用者満足度」

新型コロナウイルス感染症の影響による公園や遊具の利用人数制限などにより、2022 年度は目標値 4.43 を下回ったが、2024 年度は 4.44 で昨年度と同率となり、目標値を上回った。

ウ 「都市計画区域内の1人当たり公園面積」

公園施設の老朽化の増加に伴い、都市公園の新規開設よりも、既存公園の環境向上や防災機能整備などを含めた長寿命化対策に取り組んでおり、新規開設による公園面積が大きく増加していないが、人口減少の影響により目標値を超過した。

【課題】

ア 「県営都市公園運動施設利用者数及び県営都市公園年間施設利用者数」

近年の夏の猛暑への対応、多様な機能を持つ公園に対する地域や利用者のニーズ把握に努める必要がある。

イ 「都市計画区域内の1人当たり公園面積」

市町ごとに1人当たりの公園面積に大きな差があることから、目標に達していない市町については、公園の新規開設や拡張の検討に取り組む必要がある。

また、開設済みの公園については、多くの施設で老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保も含めて公園施設の老朽化対策に取り組む必要がある。

【改善】

ア 「県営都市公園運動施設利用者数及び県営都市公園年間施設利用者数」

都市公園は、都市における緑の中核として、自然環境保全、防災機能の向上、レクリエーション、自然とのふれあいの場など多様な社会ニーズに対応する機能を有していることから、設備や施設について、積極的に維持管理に必要な整備に取り組む。

また、夏の猛暑への対応については、各公園で事例を情報共有することにより、実現可能で効果のある取組を実施していく。

さらに、利用団体や主催団体等が行うイベント運営と連携し、公園利用者の安全・安心・快適な利用環境の確保を行うとともに、SNSなどによる情報発信の拡大を図り、利用者の増加を図る。

イ 「都市計画区域内の1人当たり公園面積」

市町による都市公園の新規開設や拡張の取組を支援するため、国庫補助制度の活用等について、引き続き情報提供・指導・助言等の支援を行う。

また、既存の公園については、施設を効果的に安全で良好な状況で維持し、都市公園を長年にわたり利活用していくため、市町が行う都市公園長寿命化計画に基づく予防保全の取組について、引き続き情報提供・指導・助言等の支援を行う。

予 算 の 執 行 実 績
(一 般 会 計)

交 通 基 盤 部

令和 6 年度 歳入決算状況調

一般会計

交通基盤部

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入済 額 と の 比 較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附18	第 7 款 分担金及び負担金	円 3,801,580,000	円 3,801,583,268	円 3,801,583,268	円 3,268	% 100.0	
	第 1 項 負担金	3,801,580,000	3,801,583,268	3,801,583,268	3,268	100.0	
	第 4 目 交通基盤費負担 金	3,801,580,000	3,801,583,268	3,801,583,268	3,268	100.0	
	道路橋りょう費負担 金	116,109,000	116,109,171	116,109,171	171	100.0	事業費の確定 による。
	河川海岸費負担金	272,900,000	272,900,000	272,900,000	0	100.0	
	砂防費負担金	308,418,000	308,418,000	308,418,000	0	100.0	
	港湾費負担金	1,546,316,000	1,546,318,374	1,546,318,374	2,374	100.0	事業費の確定 による。
	漁港整備費負担金	207,920,000	207,920,000	207,920,000	0	100.0	
	都市計画費負担金	297,241,000	297,241,200	297,241,200	200	100.0	事業費の確定 による。
	県単独街路整備費負 担金	168,001,000	168,001,523	168,001,523	523	100.0	事業費の確定 による。
	都市高速鉄道高架化 事業費負担金	884,675,000	884,675,000	884,675,000	0	100.0	
	第 8 款 使用料及び手数料	3,308,531,000	3,312,282,166	3,309,260,794	729,794	100.0	
附24	第 1 項 使用料	3,294,756,000	3,300,800,666	3,297,779,294	3,023,294	100.1	
	第 7 目 交通基盤使用料	3,294,756,000	3,300,800,666	3,297,779,294	3,023,294	100.1	
	法定外財産使用料	26,951,000	27,098,900	27,098,900	147,900	100.5	占用許可件数 の増による。
	道路占用料	370,315,000	371,225,598	370,911,168	596,168	100.2	占用許可件数 の増による。 不納欠損額 36,060円 収入未済額 278,370円
	河川占用料	460,114,000	447,133,502	445,167,190	△ 14,946,810	96.8	占用料徴収件 数の減による。 不納欠損額 476,400円 収入未済額 1,489,912円
	海岸占用料	9,750,000	9,086,110	9,086,110	△ 663,890	93.2	占用料徴収件 数の減による。

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入済 額 と の 比 較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附28	土石採取料	129,395,000	136,485,800	136,485,800	7,090,800	105.5	土石採取許可 量の増による。
	水利使用料	1,825,495,000	1,825,567,749	1,825,567,749	72,749	100.0	使用許可変更 による。
	港湾占用料	26,777,000	29,558,861	29,116,961	2,339,961	108.7	占用許可件数 の増による。 収入未済額 441,900円
	港湾使用料	281,568,000	283,119,011	282,820,281	1,252,281	100.4	使用許可件数 の増による。 収入未済額 298,730円
	入港料	12,557,000	13,450,848	13,450,848	893,848	107.1	入港船数の増 による。
	漁港海岸占用料	714,000	922,069	922,069	208,069	129.1	占用許可件数 の増による。
	県営漁港使用料	140,376,000	146,366,232	146,366,232	5,990,232	104.3	使用許可件数 の増による。
	都市公園使用料	10,134,000	10,149,396	10,149,396	15,396	100.2	有料施設利用 件数の増による。
	庁舎等使用料	610,000	636,590	636,590	26,590	104.4	使用許可件数 の増による。
	第2項 手数料	13,775,000	11,481,500	11,481,500	△ 2,293,500	83.4	
	第5目 交通基盤手数料	13,775,000	11,481,500	11,481,500	△ 2,293,500	83.4	
	建設業許可等手数料	13,775,000	11,481,500	11,481,500	△ 2,293,500	83.4	申請件数の減 による。
	第9款 国庫支出金	65,876,831,602	39,885,775,036	39,885,775,036	△ 25,991,056,566	60.5	
	第1項 国庫負担金	9,729,247,000	7,759,228,000	7,759,228,000	△ 1,970,019,000	79.8	
	第4目 災害対策費負担 金	9,729,247,000	7,759,228,000	7,759,228,000	△ 1,970,019,000	79.8	
	過年災害土木復旧費 負担金	5,957,821,000	5,199,304,000	5,199,304,000	△ 758,517,000	87.3	事業の繰越等 による。
	現年災害土木復旧費 負担金	3,771,426,000	2,559,924,000	2,559,924,000	△ 1,211,502,000	67.9	事業の繰越等 による。
	第2項 国庫補助金	56,112,912,602	32,121,875,036	32,121,875,036	△ 23,991,037,566	57.2	
附30							

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入済 額 と の 比 較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附44	第8目 交通基盤費補助 金	56,112,912,602	32,064,637,036	32,064,637,036	△ 24,048,275,566	57.1	
	地方創生推進交付金	103,498,668	103,498,668	103,498,668	0	100.0	
	デジタル田園都市国 家構想交付金（地方 創生推進タイプ）	328,725,000	89,794,414	89,794,414	△ 238,930,586	27.3	事業の繰越等 による。
	物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金	772,407,000	1,165,222	1,165,222	△ 771,241,778	0.2	事業の繰越等 による。
	都市空間情報デジタ ル基盤構築支援事業 費補助金	74,669,500	59,570,500	59,570,500	△ 15,099,000	79.8	事業の繰越等 による。
	道路橋りょう費補助 金	11,960,203,410	7,181,795,197	7,181,795,197	△ 4,778,408,213	60.0	事業の繰越に よる。
	社会資本整備総合交 付金	25,965,547,985	15,301,977,593	15,301,977,593	△ 10,663,570,392	58.9	事業の繰越等 による。
	河川改良費補助金	4,665,160,566	2,452,467,840	2,452,467,840	△ 2,212,692,726	52.6	事業の繰越等 による。
	海岸保全費補助金	405,000,000	288,037,500	288,037,500	△ 116,962,500	71.1	事業の繰越に よる。
	砂防費補助金	2,382,725,658	1,358,242,171	1,358,242,171	△ 1,024,483,487	57.0	事業の繰越に よる。
	防災事業費補助金	273,228,000	165,618,000	165,618,000	△ 107,610,000	60.6	事業の繰越に よる。
	治山事業費補助金	827,981,500	576,424,749	576,424,749	△ 251,556,751	69.6	事業の繰越に よる。
	農山漁村地域整備交 付金	306,174,000	232,376,500	232,376,500	△ 73,797,500	75.9	事業の繰越等 による。
	港湾建設費補助金	2,109,959,477	1,339,655,265	1,339,655,265	△ 770,304,212	63.5	事業の繰越に よる。
	地域環境保全対策事 業補助金	18,748,000	16,623,000	16,623,000	△ 2,125,000	88.7	事業費の確定 による。
	漁港漁場整備費補助 金	2,756,967,334	1,523,370,500	1,523,370,500	△ 1,233,596,834	55.3	事業の繰越に よる。
	都市計画費補助金	3,124,916,504	1,369,999,917	1,369,999,917	△ 1,754,916,587	43.8	事業の繰越に よる。
	街路交通情勢調査費 補助金	13,400,000	4,020,000	4,020,000	△ 9,380,000	30.0	事業の繰越に よる。

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入済 額 と の 比 較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附48	地域における受入環境整備促進事業補助金	500,000	0	0	△ 500,000	0.0	事業費の確定による。
	新しい地方経済・生活環境創生交付金 (地域防災緊急整備型)	13,100,000	0	0	△ 13,100,000	0.0	事業の繰越による。
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	10,000,000	0	0	△ 10,000,000	0.0	事業の繰越による。
	第11目 災害対策費補助金	0	57,238,000	57,238,000	57,238,000	皆増	
	現年災害土木施設復旧費補助金	0	57,238,000	57,238,000	57,238,000	皆増	事業費の確定による。
附54	第3項 委託金	34,672,000	4,672,000	4,672,000	△ 30,000,000	13.5	
	第8目 交通基盤費委託金	34,672,000	4,672,000	4,672,000	△ 30,000,000	13.5	
	建設統計調査費委託金	1,524,000	1,524,000	1,524,000	0	100.0	
	水害統計調査費委託金	461,000	461,000	461,000	0	100.0	
	港湾統計調査費委託金	2,687,000	2,687,000	2,687,000	0	100.0	
附56	インフラ包括管理調査費委託金	30,000,000	0	0	△ 30,000,000	0.0	事業の繰越による。
	第10款 財産収入	12,970,000	10,750,448	10,750,448	△ 2,219,552	82.9	
	第1項 財産運用収入	9,804,000	9,923,705	9,923,705	119,705	101.2	
	第1目 財産貸付収入	4,207,000	4,127,252	4,127,252	△ 79,748	98.1	
	土地貸付料	3,000,000	2,999,754	2,999,754	△ 246	100.0	貸付料の確定による。
附56	建物貸付料	1,207,000	1,127,498	1,127,498	△ 79,502	93.4	貸付料の確定による。
	第2目 利子及び配当金	5,597,000	5,796,453	5,796,453	199,453	103.6	
	津波対策施設等整備基金収入	2,597,000	2,596,453	2,596,453	△ 547	100.0	運用益の確定による。

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入済 額 と の 比 較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附58	配当金	3,000,000	3,200,000	3,200,000	200,000	106.7	配当金の確定による。
	第2項 財産売却収入	3,166,000	826,743	826,743	△ 2,339,257	26.1	
	第1目 不動産売却収入	3,166,000	826,743	826,743	△ 2,339,257	26.1	
	土地売却収入	3,166,000	826,743	826,743	△ 2,339,257	26.1	売却高の確定による。
	第11款 寄附金	3,986,000	8,574,000	8,574,000	4,588,000	215.1	
	第1項 寄附金	3,986,000	8,574,000	8,574,000	4,588,000	215.1	
	第8目 交通基盤費寄附金	3,986,000	8,574,000	8,574,000	4,588,000	215.1	
	ふるさと納税寄附金	3,284,000	8,084,000	8,084,000	4,800,000	246.2	寄附金の確定による。
	建設産業担い手確 保・育成寄附金	490,000	490,000	490,000	0	100.0	
	津波対策施設等整備 事業費寄附金	212,000	0	0	△ 212,000	0.0	寄附金の確定による。
	第12款 繰入金	407,411,000	402,534,485	402,534,485	△ 4,876,515	98.8	
	第1項 特別会計繰入金	207,411,000	199,083,985	199,083,985	△ 8,327,015	96.0	
	第3目 流域下水道事業 会計繰入金	207,411,000	199,083,985	199,083,985	△ 8,327,015	96.0	
	流域下水道事業会計 繰入金	207,411,000	199,083,985	199,083,985	△ 8,327,015	96.0	事業費の確定による。
	第2項 基金繰入金	200,000,000	203,450,500	203,450,500	3,450,500	101.7	
	第1目 基金繰入金	200,000,000	203,450,500	203,450,500	3,450,500	101.7	
附66	津波対策施設等整備 基金繰入金	200,000,000	203,450,500	203,450,500	3,450,500	101.7	事業費の確定による。
	第14款 諸収入	3,912,440,000	3,736,302,665	3,717,191,809	△ 195,248,191	95.0	

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入済 額 と の 比 較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附72	第1項 延滞金、加算金及 び過料等	816,000	2,446,995	1,006,347	190,347	123.3	
	第1目 延滞金	816,000	2,273,422	832,774	16,774	102.1	
	延滞金	816,000	2,273,422	832,774	16,774	102.1	納入の実績に よる。 不納欠損額 153,200円 収入未済額 1,287,448円
附72	第2目 加算金	0	173,573	173,573	173,573	皆増	
	加算金	0	173,573	173,573	173,573	皆増	納入の実績に よる。
附74	第3項 貸付金元利収入	1,932,000	1,932,000	1,932,000	0	100.0	
	第4目 交通基盤費貸付 金元利収入	1,932,000	1,932,000	1,932,000	0	100.0	
	保留床取得資金貸付 金償還金	1,932,000	1,932,000	1,932,000	0	100.0	
附76	第7項 雑入	3,909,692,000	3,731,923,670	3,714,253,462	△ 195,438,538	95.0	
	第2目 雑入	3,909,692,000	3,731,923,670	3,714,253,462	△ 195,438,538	95.0	
	スポーツ振興くじ助 成金	4,900,000	4,800,000	4,800,000	△ 100,000	98.0	事業費の確定 による。
	砂防工事等負担金	157,500,000	1,050,000	1,050,000	△ 156,450,000	0.7	事業の繰越に よる。
	電子入札システム共 同利用負担金	56,151,000	56,151,000	56,151,000	0	100.0	
	公共事業労務費調査 負担金	276,000	242,090	242,090	△ 33,910	87.7	事業費の確定 による。
	設計書情報提供シス テム利用負担金	91,000	91,000	91,000	0	100.0	
	コリンズテクリス検 索システム利用負担 金	34,000	34,508	34,508	508	101.5	事業費の確定 による。
	道路改良工事等負担 金	645,533,000	556,180,907	556,180,907	△ 89,352,093	86.2	事業の繰越等 による。
	土木施設等維持管理 費負担金	63,485,000	63,485,000	63,485,000	0	100.0	

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入済 額 と の 比 較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
	静岡モデル促進事業 負担金	2,175,347,000	2,175,347,000	2,175,347,000	0	100.0	
	太田川ダム小水力発 電売電収入	36,193,000	36,212,844	36,212,844	19,844	100.1	事業費の確定 による。
	河川改修工事等負担 金	112,252,000	149,494,547	149,494,547	37,242,547	133.2	事業費の確定 による。
	港湾工事等負担金	340,043,000	340,043,000	340,043,000	0	100.0	
	都市計画費負担金	13,400,000	13,400,000	13,400,000	0	100.0	
	組合区画整理事業費 負担金	55,123,000	55,123,500	55,123,500	500	100.0	事業費の確定 による。
	県職員市町村出向等 負担金	65,541,000	81,012,137	81,012,137	15,471,137	123.6	負担金の確定 による。
	保険料負担金	40,364,000	34,434,907	34,434,907	△ 5,929,093	85.3	社会保険料負 担金の確定に よる。
	過年度返納金	1,103,000	1,665,032	1,665,032	562,032	151.0	返納金の確定 による。
	雑収	142,356,000	163,156,198	145,485,990	3,129,990	102.2	道路損傷復旧 費用負担金の 増等による。 収入未済額 17,670,208円
	合 計	77,323,749,602	51,157,802,068	51,135,669,840	△ 26,188,079,762	66.1	

令和6年度 歳出決算状況調

一般会計

交通基盤部

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附198	第9款 交通基盤費	193,616,396,000	134,372,375,382	通次		0	657,912,618	69.4	
				明許	当初	37,943,449,006			
					補正	20,261,620,994			
				事故		381,038,000			
				計		58,586,108,000			
	第1項 交通基盤 管理費	7,491,402,000	6,832,773,586	通次		0	483,972,414	91.2	
				明許	当初	174,656,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		174,656,000			
	第1目 交通基盤 総務費	7,216,667,000	6,735,899,113	通次		0	480,767,887	93.3	交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費である。不用額は、人件費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第2目 交通基盤 企画費	270,581,000	93,561,099	通次		0	2,363,901	34.6	
				明許	当初	174,656,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		174,656,000			
	交通基盤企画 行政費	1,068,000	1,056,010	通次		0	11,990	98.9	交通基盤施策の企画、調整及び職員の研修等に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	交通基盤部企画 調整費	16,000,000	13,847,352	通次		0	2,152,648	86.5	交通基盤施策の推進に必要な調査等に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	デジタルツイン 推進事業費	136,610,000	18,796,100	通次		0	157,900	13.8	3次元点群データを取得するための委託業務に要した経費である。繰越額117,656千円は、浜松市ほか1町を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	117,656,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		117,656,000			
	空間情報デジタル 基盤構築 事業費	59,802,000	32,802,000	通次		0	0	54.9	業務効率化や県民生活の高度化等へ3次元点群データを活用するための委託業務に要した経費である。繰越額27,000千円は、油山川ほか1件を繰越したものである。
				明許	当初	27,000,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		27,000,000			
	県有施設の法定 定期点検 事業費	1,420,000	1,419,184	通次		0	816	99.9	建築基準法に基づき、県有施設の安全性確保を図るための定期点検に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	インフラメン テナンスデジ タル活用推進 事業費	15,000,000	14,960,000	通次		0	40,000	99.7	3次元点群データ等のデジタル技術を駆使し、「道路」の効率的な維持管理手法を確立するための委託業務に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附198	インフラ包括 管理推進事業 費	30,000,000	0	通次		0	0	0.0	地方公共団体の枠を超え、県が中心となり管内市町と連携し、社会インフラを面的に維持管理や修繕等のマネジメントを行う体制を構築するために要する経費30,000千円を繰越したものである。
				明許	当初	30,000,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		30,000,000			
	静岡県津波対策施設等整備 基金積立金	10,681,000	10,680,453	通次		0	547	100.0	静岡県津波対策施設等整備基金への積み立てに要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第3目 収用委員会 費	4,154,000	3,313,374	通次		0	840,626	79.8	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	収用委員会費 (人件費)	3,058,000	2,475,200	通次		0	582,800	80.9	収用委員会の委員報酬である。不用額は、委員報酬の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	収用委員会運 営事業費	1,096,000	838,174	通次		0	257,826	76.5	収用委員会の運営に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
附200	第2項 建設経費	106,679,000	95,635,212	通次		0	6,309,788	89.6	
				明許	当初	4,734,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		4,734,000			
	第1目 建設経費	106,679,000	95,635,212	通次		0	6,309,788	89.6	
				明許	当初	4,734,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		4,734,000			
	建設業指導管 理事業費	34,963,000	30,710,878	通次		0	4,252,122	87.8	建設業者の指導、紛争相談、建設業許可審査事務等に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	建設産業担い 手確保・生産 性向上支援事 業費	6,101,000	5,533,271	通次		0	567,729	90.7	建設業の担い手確保や生産性向上の支援等に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	公共用地対策 事業費	9,464,000	3,240,063	通次		0	1,489,937	34.2	道路法、河川法等の適用を受けない国土交通大臣所管の国有財産の管理及び用地取得の調整等に要した経費である。繰越額4,734千円は、県道敷（一般県道浜川郡田停車場線）の廃川用地を確定するための用地測量を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	4,734,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		4,734,000			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附202	電子入札共同 利用事業費	56,151,000	56,151,000	通次		0	0	100.0	公共事業の透明性向上や情報の利活用における業務効率化等を目的に、県内市町と共同利用している電子入札システムの運営に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第4項 道路費	64,419,664,000	47,030,853,241	通次		0	37,241,759	73.0	
				明許	当初	13,188,158,000			
					補正	4,163,411,000			
				事故		0			
				計		17,351,569,000			
	第1目 道路橋りょう維持管理 費	8,026,483,000	7,142,544,767	通次		0	9,318,233	89.0	
				明許	当初	874,620,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		874,620,000			
	道路行政費	192,703,000	183,384,767	通次		0	9,318,233	95.2	道路陥没事故に伴う緊急調査（路面空洞調査）を含む道路管理事務に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	道路台帳D X 推進事業費	11,500,000	11,500,000	通次		0	0	100.0	道路台帳等の電子化を実施した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	安全で美しい 県土環境保全 事業費（道路）	621,862,000	613,102,000	通次		0	0	98.6	歩道等の除草、防草対策を実施した経費である。繰越額8,760千円は、（国）473号を繰越したものである。
				明許	当初	8,760,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		8,760,000			
	道路等維持修 繕費	7,200,418,000	6,334,558,000	通次		0	0	88.0	県が管理する一般国道及び県道の維持管理に要した経費である。繰越額865,860千円は、（国）135号ほか36件を繰越したものである。
				明許	当初	865,860,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		865,860,000			
附204	第2目 道路橋りょう新設改良 費	51,550,780,000	35,045,908,226	通次		0	27,922,774	68.0	
				明許	当初	12,313,538,000			
					補正	4,163,411,000			
				事故		0			
				計		16,476,949,000			
	道路関係国庫 補助事業費	22,149,161,000	13,637,908,906	通次		0	10,433,647	61.6	国の補助を得て、県管理の道路整備を実施した経費である。繰越額8,500,818千円は、（一）磐田袋井線ほか244件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	6,336,478,447			
					補正	2,164,340,000			
				事故		0			
				計		8,500,818,447			
	社会資本整備 総合交付金事 業費（道路）	13,621,541,000	9,097,766,900	通次		0	17,489,127	66.8	国の交付金を活用し、県管理の道路整備を実施した経費である。繰越額4,506,285千円は、（国）150号ほか65件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	2,527,213,973			
					補正	1,979,071,000			
				事故		0			
				計		4,506,284,973			
	道路等災害関 連事業費	397,100,000	125,100,000	通次		0	0	31.5	国の補助を得て、災害関連対策を実施した経費である。繰越額272,000千円は、（主）川根寸又峡線ほか1件を繰越したものである。
				明許	当初	272,000,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		272,000,000			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
	県単独道路整備事業費	2,753,750,000	1,858,830,581	通次		0	0	67.5	道路整備を実施した経費である。繰越額894,919,419千円は、(一)島田大井川線ほか68件を繰越したものである。
				明許	当初	894,919,419			
					補正	0			
				事故		0			
				計		894,919,419			
	県単独交通安全施設整備事業費	1,931,200,000	1,650,515,839	通次		0	0	85.5	交通安全施設整備を実施した経費である。繰越額280,684千円は、(一)掛川山梨線ほか29件を繰越したものである。
				明許	当初	280,684,161			
					補正	0			
				事故		0			
				計		280,684,161			
	県土強靱化対策事業費(道路)	1,506,400,000	944,450,000	通次		0	0	62.7	近年頻発する大規模な浸水被害等を踏まえ、緊急輸送路等の法面对策、冠水対策等を実施した経費である。繰越額561,950千円は、(一)仁科峠宇久須線ほか27件を繰越したものである。
				明許	当初	561,950,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		561,950,000			
	緊急自然災害防止対策事業費(道路)	2,018,200,000	1,399,670,000	通次		0	0	69.4	県が策定する事業計画に基づき、道路の防災インフラを整備した経費である。繰越額618,530千円は、(主)伊東修善寺線ほか28件を繰越したものである。
				明許	当初	618,530,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		618,530,000			
	緊急交通安全対策事業費	575,200,000	573,228,000	通次		0	0	99.7	通学経路の安全対策及び区画線の再設置を実施した経費である。繰越額1,972千円は、(主)島田吉田線を繰越したものである。
				明許	当初	1,972,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		1,972,000			
	“人・地域をつなぐ道”緊急対策事業費	3,684,300,000	2,887,910,000	通次		0	0	78.4	安全な移動空間の創出、県内周遊観光に向けた環境整備及びにぎわい拠点へのアクセス整備を実施した経費である。繰越額796,390千円は、(国)301号ほか38件を繰越したものである。
				明許	当初	796,390,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		796,390,000			
	半島防災推進事業費(道路)	20,000,000	0	通次		0	0	0.0	道の駅の防災機能強化を行った経費である。繰越額20,000千円は、道の駅への多機能コンテナ設置等事業を繰越したものである。
				明許	当初	0			
					補正	20,000,000			
				事故		0			
				計		20,000,000			
	重点道路整備事業費	88,100,000	64,700,000	通次		0	0	73.4	地域の振興を支援するための道路整備を実施した経費である。繰越額23,400千円は、(主)掛川浜岡線ほか1件を繰越したものである。
				明許	当初	23,400,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		23,400,000			
	伊豆地域振興対策道路整備事業費	45,600,000	45,600,000	通次		0	0	100.0	伊豆地域の生活、観光等の振興に資する道路整備を実施した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	地震・津波対策促進費交付金	2,758,019,000	2,758,019,000	通次		0	0	100.0	県と連携して地震・津波対策及び災害に強い高規格幹線道路の整備を実施した指定市に対し、交付金を交付した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	道路関係受託事業費	2,209,000	2,209,000	通次		0	0	100.0	道路施設の点検を受託により実施した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附204	第3目 国直轄事業 費負担金	4,842,401,000	4,842,400,248	通次		0	752	100.0	国直轄事業の県負担金である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
附206	第5項 河川砂防費	78,948,260,000	52,383,546,768	通次		0	5,443,232	66.4	
				明許	当初	13,131,914,006			
					補正	13,185,217,994			
				事故		242,138,000			
				計		26,559,270,000			
附206	第1目 河川砂防管理費	994,409,000	930,740,261	通次		0	739	93.6	
				明許	当初	57,468,000			
					補正	6,200,000			
				事故		0			
				計		63,668,000			
附206	河川行政費	5,429,000	5,428,261	通次		0	739	100.0	河川管理事務に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
附206	河川維持管理費	980,633,000	923,165,000	通次		0	0	94.1	県管理河川の維持管理に要した経費である。繰越額57,468千円は、二級河川巴川ほか4件を繰越したものである。
				明許	当初	57,468,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		57,468,000			
附206	砂防管理費	2,147,000	2,147,000	通次		0	0	100.0	砂防、地すべり及び急傾斜地指定地内の管理等に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
附206	半島防災推進事業費（河川）	6,200,000	0	通次		0	0	0.0	伊豆半島等における防災・減災対策を強化するための経費である。繰越額6,200千円は、通信環境整備事業を繰越したものである。
				明許	当初	0			
					補正	6,200,000			
				事故		0			
				計		6,200,000			
附206	第2目 河川改良費	43,059,315,000	27,325,650,718	通次		0	262,282	63.5	
				明許	当初	7,785,104,000			
					補正	7,948,298,000			
				事故		0			
				計		15,733,402,000			
附206	河川関係国庫補助事業費	9,335,497,000	4,921,749,000	通次		0	0	52.7	国の補助を得て護岸の設置等を実施した経費である。繰越額4,413,748千円は、一級河川沼川ほか56件を繰越したものである。
				明許	当初	2,487,436,000			
					補正	1,926,312,000			
				事故		0			
				計		4,413,748,000			
附206	社会資本整備総合交付金事業費（河川）	19,562,311,000	11,710,337,547	通次		0	453	59.9	国の交付金を活用し、河川改修等を実施した経費である。繰越額7,851,973千円は、二級河川馬込川ほか88件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	1,832,987,000			
					補正	6,018,986,000			
				事故		0			
				計		7,851,973,000			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
	河川等災害関連事業費	82,886,000	37,441,000	通次		0	261,000	45.2	国の補助を得て、災害関連事業を実施した経費である。繰越額45,184千円は、二級河川敷地川を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	45,184,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		45,184,000			
	演習場地区河川事業費	256,359,000	230,121,000	通次		0	0	89.8	国の補助を得て、東富士演習場及び浜松基地周辺の河川改修等を実施した経費である。繰越額26,238千円は、二級河川東神田川ほか2件を繰越したものである。
				明許	当初	26,238,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		26,238,000			
	県単独河川事業費	5,727,058,000	4,404,620,000	通次		0	0	76.9	河川の改良、浚渫修繕、環境整備等を実施した経費である。繰越額1,322,438千円は、二級河川巴川ほか109件を繰越したものである。
				明許	当初	1,322,438,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		1,322,438,000			
	準用河川等改修費助成	144,700,000	113,200,000	通次		0	0	78.2	河川改修を実施した市町に対して助成した経費である。繰越額31,500千円は、沢垂川(2期)ほか1件を繰越したものである。
				明許	当初	31,500,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		31,500,000			
	緊急河川浚渫対策事業費	55,274,000	55,274,000	通次		0	0	100.0	令和4年の台風15号により河道等に堆積した土砂の緊急浚渫対策を行った経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	津波対策施設等整備事業費(河川)	700,000,000	630,000,000	通次		0	0	90.0	馬込川河口部の津波対策について、水門の整備を進めた経費である。繰越額70,000千円は、二級河川馬込川を繰越したものである。
				明許	当初	70,000,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		70,000,000			
	県土強靱化対策事業費(河川)	1,731,486,000	1,455,453,000	通次		0	0	84.1	河道等に堆積した土砂の緊急浚渫対策を行った経費である。繰越額276,033千円は、二級河川伊東宮川ほか22件を繰越したものである。
				明許	当初	276,033,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		276,033,000			
	豪雨等災害対策緊急事業費(河川)	1,758,538,000	1,316,583,000	通次		0	0	74.9	生活インフラ施設や要配慮者利用施設等を水害から守るため、河川施設を整備した経費である。繰越額441,955千円は、二級河川ぼう僧川ほか26件を繰越したものである。
				明許	当初	441,955,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		441,955,000			
	緊急自然災害防止対策事業費(河川)	3,481,802,000	2,230,469,000	通次		0	0	64.1	県が策定する事業計画に基づき、河川の防災インフラを整備した経費である。繰越額1,251,333千円は、二級河川馬込川ほか50件を繰越したものである。
				明許	当初	1,251,333,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		1,251,333,000			
	河川管理権限移譲費助成	27,666,000	24,666,000	通次		0	0	89.2	河川管理権限を移譲したことに伴い負担額が増加した指定市に対して助成した経費である。繰越額3,000千円は、二級河川九領川を繰越したものである。
				明許	当初	0			
					補正	3,000,000			
				事故		0			
				計		3,000,000			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附208	安全で美しい 県土環境保全 事業費（河 川）	128,888,000	128,888,000	通次		0	0	100.0	河川堤防に繁茂した雑 草、立木の除去を行った 経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	河川・海岸管 理DX推進事 業費	47,097,000	47,097,000	通次		0	0	100.0	インフラ台帳の一元化に 向け、河川台帳の電子化 を行った経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	佐鳴湖リフ レッシュ事業 費	1,187,000	1,187,000	通次		0	0	100.0	佐鳴湖の水質改善活動 を行った佐鳴湖地域協議 会に対して助成した経費 である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	太田川ダム管 理用発電設備 運用事業費	18,566,000	18,565,171	通次		0	829	100.0	小水力発電導入による売 電収入を共同利水者等に 分配した経費である。不 用額は、事業費の確定に 伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第3目 海岸費	6,632,508,000	4,897,755,000	通次		0	2,125,000	73.8	
				明許	当初	1,042,284,000			
					補正	690,344,000			
				事故		0			
				計		1,732,628,000			
	海岸関係国庫 補助事業費	824,800,000	590,366,000	通次		0	0	71.6	国の補助を得て、海岸保 全施設の整備等を行った 経費である。繰越額 234,434千円は、相良 須々木海岸ほか3件を繰 越したものである。
				明許	当初	84,290,000			
					補正	150,144,000			
				事故		0			
				計		234,434,000			
	社会資本整備 総合交付金事 業費（海岸）	3,093,801,000	1,698,263,000	通次		0	0	54.9	国の交付金を活用し、海 岸保全施設の整備を実施 した経費である。繰越額 1,395,538千円は、清水 西海岸ほか11件を繰越し たものである。
				明許	当初	855,338,000			
					補正	540,200,000			
				事故		0			
				計		1,395,538,000			
	県単独海岸事 業費	440,662,000	348,084,000	通次		0	0	79.0	海岸保全施設の整備等 を実施した経費である。繰 越額92,578千円は、浅羽 海岸ほか9件を繰越した ものである。
				明許	当初	92,578,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		92,578,000			
	県単独特定海 岸保全施設整 備事業費	93,610,000	83,532,000	通次		0	0	89.2	侵食が特に著しい海岸保 全施設の改良等を実施し た経費である。繰越額 10,078千円は、静岡海岸 を繰越したものである。
				明許	当初	10,078,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		10,078,000			
	「静岡モデル」防 潮堤整備促進 事業費	2,175,347,000	2,175,347,000	通次		0	0	100.0	市町が実施する「静岡モ デル防潮堤」の整備促進 を支援した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附210	海岸漂着物等 対策事業費 (景観保全)	4,288,000	2,163,000	通次		0	2,125,000	50.4	国の補助を活用し、台風等により漂着した流木等の処理に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第4目 砂防費	19,744,307,000	11,426,934,000	通次		0	1,000,000	57.9	
				明許	当初	4,052,095,711			
					補正	4,215,939,289			
				事故		48,338,000			
				計		8,316,373,000			
	砂防関係国庫 補助事業費	3,201,431,000	1,737,427,000	通次		0	0	54.3	国の補助を得て、土砂災害防止施設等を整備した経費である。繰越額1,464,004千円は、伊東宮川ほか45件を繰越したものである。
				明許	当初	838,291,000			
					補正	625,713,000			
				事故		0			
				計		1,464,004,000			
	社会資本整備 総合交付金事業費（砂防）	10,184,711,000	5,320,294,500	通次		0	1,000,000	52.2	国の交付金を活用し、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施した経費である。繰越額4,863,417千円は、都田川支川伊佐地川ほか156件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	1,273,190,211			
					補正	3,590,226,289			
				事故		0			
				計		4,863,416,500			
	砂防等災害関連 緊急事業費	1,190,129,000	747,839,000	通次		0	0	62.8	国の補助を得て、災害関連緊急事業を実施した経費である。繰越額442,290千円は、安倍川支川慈悲尾東上沢ほか4件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	442,290,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		442,290,000			
	演習場地区砂 防事業費	111,445,000	73,945,000	通次		0	0	66.4	国の補助を得て、東富士演習場地区の砂防事業を実施した経費である。繰越額37,500千円は、西川支川砂沢川を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	37,500,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		37,500,000			
	県単独砂防事業費	1,536,458,000	1,156,342,000	通次		0	0	75.3	砂防事業を実施した経費である。繰越額380,116千円は、浜松土木事務所管内ほか43件を繰越したものである。
				明許	当初	380,116,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		380,116,000			
	急傾斜地崩壊 対策費助成	219,837,000	175,000,500	通次		0	0	79.6	急傾斜地崩壊対策事業を実施した市町に対して助成した経費である。繰越額44,837千円は、源太山中ほか5件を繰越したものである。
				明許	当初	44,836,500			
					補正	0			
				事故		0			
				計		44,836,500			
	緊急自然災害 防止対策事業費（砂防）	1,083,387,000	661,112,000	通次		0	0	61.0	県が策定する事業計画に基づき、土砂災害防止のためのインフラを整備した経費である。繰越額422,275千円は、北ノ谷Aほか14件を繰越したものである。
				明許	当初	422,275,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		422,275,000			
	県土強靱化対策事業費（砂防）	661,930,000	581,630,000	通次		0	0	87.9	砂防堰堤等に堆積した土砂の緊急浚渫対策を行った経費である。繰越額80,300千円は、黄瀬川支川佐野川ほか5件を繰越したものである。
				明許	当初	80,300,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		80,300,000			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附210	豪雨等災害対策緊急事業費 (砂防)	1,550,135,000	968,500,000	通次		0	0	62.5	土砂災害防止施設を整備した経費である。繰越額581,635千円は、上西郷石ヶ谷ほか32件を繰越したものである。
				明許	当初	533,297,000			
					補正	0			
				事故		48,338,000			
				計		581,635,000			
	砂防管理DX推進事業費	4,844,000	4,844,000	通次		0	0	100.0	インフラ台帳の一元化に向け、砂防台帳の電子化を行った経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第5目 農林地すべり対策費	2,151,606,000	1,438,407,000	通次		0	0	66.9	
				明許	当初	194,962,295			
					補正	324,436,705			
				事故		193,800,000			
				計		713,199,000			
	農林地すべり対策事業費	569,786,000	354,240,000	通次		0	0	62.2	国の補助を得て、農林地すべり対策事業を実施した経費である。繰越額215,546千円は、天竜西部ほか13件を繰越したものである。
				明許	当初	91,220,000			
					補正	124,326,000			
				事故		0			
				計		215,546,000			
	災害関連緊急農林地すべり対策事業費	0	0	通次		0	0	0.0	現年発生の災害に対応した農林地すべり防止施設を整備した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	治山地すべり防止事業費	589,708,000	225,008,900	通次		0	0	38.2	国の補助を得て、治山地すべり防止事業を実施した経費である。繰越額364,699千円は、諸子沢(大久保沢)ほか5件を繰越したものである。
				明許	当初	81,590,395			
					補正	200,110,705			
				事故		82,998,000			
				計		364,699,100			
	災害関連緊急治山地すべり防止事業費	844,000,000	733,198,000	通次		0	0	86.9	現年発生の災害に対応した治山地すべり防止施設を整備した経費である。繰越額110,802千円は、諸子沢を繰越したものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		110,802,000			
				計		110,802,000			
	県単独農林地すべり対策事業費	71,261,000	68,910,000	通次		0	0	96.7	農林地すべり対策事業を実施した経費である。繰越額2,351千円は、中部ほか1件を繰越したものである。
				明許	当初	2,351,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		2,351,000			
	県単独治山地すべり防止事業費	76,851,000	57,050,100	通次		0	0	74.2	治山地すべり防止事業を実施した経費である。繰越額19,801千円は、中部農林管内ほか2件を繰越したものである。
				明許	当初	19,800,900			
					補正	0			
				事故		0			
				計		19,800,900			
附212	第6目 国直轄事業費負担金	6,366,115,000	6,364,059,789	通次		0	2,055,211	100.0	国直轄事業の県負担金である。不用額は、国の事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附212	第6項 港湾費	23,433,780,000	15,783,711,977	通次		0	3,037,023	67.4	
				明許	当初	5,501,205,000			
					補正	2,006,926,000			
				事故		138,900,000			
				計		7,647,031,000			
	第1目 港湾管理費	768,274,000	622,122,448	通次		0	2,485,552	81.0	
				明許	当初	143,666,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		143,666,000			
	港湾行政費	5,580,000	5,041,044	通次		0	538,956	90.3	港湾管理事務に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	港湾統計調査費	2,687,000	2,687,000	通次		0	0	100.0	国から委託された港湾統計調査に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	クルーズ船寄港誘致等推進事業費	9,500,000	9,452,502	通次		0	47,498	99.5	クルーズ船を県内港湾へ誘致するためのポートマーケティング活動等に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	浜名湖ミナトリング開催等事業費	4,000,000	4,000,000	通次		0	0	100.0	浜名湖ミナトリングの開催支援等に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	港湾DX整備推進事業費	22,898,000	22,898,000	通次		0	0	100.0	港湾の浚渫及び港湾施設の維持修繕等に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	港湾維持管理費	621,402,000	475,878,680	通次		0	1,857,320	76.6	港湾の浚渫及び港湾施設の維持修繕等に要した経費である。繰越額143,666千円は、田子の浦港ほか6件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	143,666,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		143,666,000			
	清水港等港湾整備事業特別会計繰出金	102,207,000	102,165,222	通次		0	41,778	100.0	清水港等港湾整備事業特別会計に繰り出した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附214	第2目 港湾建設費	14,794,995,000	9,765,587,000	通次		0	0	66.0	
				明許	当初	3,816,393,000			
					補正	1,074,115,000			
				事故		138,900,000			
				計		5,029,408,000			
	港湾関係国庫 補助事業費	3,653,450,000	2,720,710,000	通次		0	0	74.5	国の補助を得て、港湾の改修整備等を実施した経費である。繰越額932,740千円は、清水港ほか16件を繰越したものである。
				明許	当初	932,740,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		932,740,000			
	港湾海岸関係 国庫補助事業費	2,138,498,000	1,056,742,000	通次		0	0	49.4	国の補助を得て、港湾海岸の改修整備等を実施した経費である。繰越額1,081,756千円は、清水港海岸ほか14件を繰越したものである。
				明許	当初	518,796,000			
					補正	424,060,000			
				事故		138,900,000			
				計		1,081,756,000			
	海岸漂着物等 対策事業費 (県営事業分)	14,460,000	14,460,000	通次		0	0	100.0	海洋ごみの回収・処理等に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	社会資本整備 総合交付金事業費(港湾)	6,643,082,000	4,213,358,000	通次		0	0	63.4	国の交付金を活用し、港湾及び港湾海岸の改修整備等を実施した経費である。繰越額2,429,724千円は、沼津港ほか27件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	1,779,669,000			
					補正	650,055,000			
				事故		0			
				計		2,429,724,000			
	県単独港湾整備 事業費	538,500,000	493,376,000	通次		0	0	91.6	港湾の施設改良等を実施した経費である。繰越額45,124千円は、清水港ほか10件を繰越したものである。
				明許	当初	45,124,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		45,124,000			
	県土強靱化対策 事業費(港湾)	739,205,000	518,007,000	通次		0	0	70.1	県が策定する事業計画に基づき、港湾の防災インフラ整備を実施した経費である。繰越額221,198千円は、伊東港ほか6件を繰越したものである。
				明許	当初	221,198,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		221,198,000			
	カーボン ニュートラル ポート形成推 進事業費	40,600,000	22,858,000	通次		0	0	56.3	県が策定する事業計画に基づき、港湾の防災インフラ整備を実施した経費である。繰越額17,742千円は、田子の浦港を繰越したものである。
				明許	当初	17,742,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		17,742,000			
	緊急自然災害 防止対策事業 費(港湾)	1,013,000,000	711,876,000	通次		0	0	70.3	県が策定する事業計画に基づき、港湾の防災インフラ整備を実施した経費である。繰越額301,124千円は、沼津港ほか11件を繰越したものである。
				明許	当初	301,124,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		301,124,000			
	熱海港旅客 ターミナル整 備事業費	14,200,000	14,200,000	通次		0	0	100.0	熱海港県営旅客ターミナルの整備計画調査を実施した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附216	第3目 漁港整備費	6,169,734,000	3,695,776,440	通次		0	560	59.9	
				明許	当初	1,541,146,000			
					補正	932,811,000			
				事故		0			
				計		2,473,957,000			
	漁港管理費	121,062,000	121,061,440	通次		0	560	100.0	県営漁港の施設に対する維持修繕、庁舎管理、環境美化推進等に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	県営漁港等整備費	4,883,616,000	2,696,386,000	通次		0	0	55.2	国の補助を得て、県営漁港の整備を実施した経費である。繰越額2,187,230千円は、焼津漁港ほか27件を繰越したものである。
				明許	当初	1,254,419,000			
					補正	932,811,000			
				事故		0			
				計		2,187,230,000			
	市町営漁港等整備費	320,091,000	306,479,000	通次		0	0	95.7	漁港事業を実施した市町に対する助成及び指導監督等に要した経費である。繰越額13,612千円は、田牛漁港海岸ほか4件を繰越したものである。
				明許	当初	13,612,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		13,612,000			
	緊急自然災害防止対策事業費（漁港）	212,420,000	108,420,000	通次		0	0	51.0	県が策定する事業計画に基づき、漁港の防災インフラ整備を実施した経費である。繰越額104,000千円は、稲取漁港海岸ほか2件を繰越したものである。
				明許	当初	104,000,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		104,000,000			
	県土強靱化対策事業費（漁港）	100,000,000	84,817,000	通次		0	0	84.8	国の交付金を活用し、県営漁港の整備及び漁港事業を実施した市町に対して助成した経費である。繰越額15,183千円は、稲取漁港を繰越したものである。
				明許	当初	15,183,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		15,183,000			
	農山漁村地域整備交付金事業費（漁港）	503,545,000	364,545,000	通次		0	0	72.4	国の交付金を活用し、県営漁港の整備及び漁港事業を実施した市町に対して助成した経費である。繰越額139,000千円は、稲取漁港海岸ほか3件を繰越したものである。
				明許	当初	139,000,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		139,000,000			
	静岡方式津波対策推進検討事業費	29,000,000	14,068,000	通次		0	0	48.5	「静岡方式」による津波災害に強い地域づくりを推進するため、伊豆半島沿岸の津波対策調査を実施した経費である。繰越額14,932千円は、宇久須港海岸を繰越したものである。
				明許	当初	14,932,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		14,932,000			
附216	第4目 国直轄事業費負担金	1,700,777,000	1,700,226,089	通次		0	550,911	100.0	国直轄事業の県負担金である。不用額は、国の事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第7項 都市費	19,216,611,000	12,245,854,598	通次		0	121,908,402	63.7	
				明許	当初	5,942,782,000			
					補正	906,066,000			
				事故		0			
				計		6,848,848,000			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附218	第1目 都市政策費	166,215,000	137,146,115	通次		0	928,885	82.5	
				明許	当初	28,140,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		28,140,000			
	都市整備推進 費（都市計 画）	2,761,000	2,693,613	通次		0	67,387	97.6	都市計画の策定及び静岡 県都市計画審議会の運営 等に要した経費である。 不用額は、事業費の確定 に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	都市計画調査 費	111,417,000	82,498,500	通次		0	778,500	74.0	都市計画の決定、変更の ための基礎調査に要した 経費である。繰越額 28,140千円は、総合都市 交通体系調査1件を繰越 したものである。不用額 は、事業費の確定に伴う 残である。
				明許	当初	28,140,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		28,140,000			
	都市整備推進 費（土地対 策）	926,000	925,674	通次		0	326	100.0	大規模土地利用事業や、 開発行為等の審査及び指 導並びに開発審査会の運 営等に要した経費であ る。不用額は、事業費の 確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	土地取引指導 費	5,211,000	5,141,312	通次		0	69,688	98.7	土地取引の届出に対し、 利用目的の審査・勧告及 び調査に要した経費であ る。不用額は、事業費の 確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	地価調査費	45,900,000	45,887,016	通次		0	12,984	100.0	土地取引規制の価格審査 の基準等となる基準地の 標準価格調査等に要した 経費である。不用額は、 事業費の確定に伴う残で ある。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
附218	第2目 地域交通費	3,029,847,000	2,229,725,118	通次		0	19,121,882	73.6	
				明許	当初	0			
					補正	781,000,000			
				事故		0			
				計		781,000,000			
	総合交通企画 推進費	902,000	901,833	通次		0	167	100.0	交通諸施策の推進等に要 した経費である。不用額 は、事業費の確定に伴う 残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	バス運行対策 費助成	403,412,000	402,555,000	通次		0	857,000	99.8	広域的幹線的バス路線を 運行するバス事業者に対 して助成した経費であ る。不用額は、事業費の 確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	静岡県バス路 線維持費助成	4,737,000	4,737,000	通次		0	0	100.0	過疎・準過疎地域を運行 するバス事業者に支援す る市町に対して助成した 経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
	市町自主運行バス事業費助成	386,200,000	385,777,000	通次		0	423,000	99.9	市町自主運行バスを運行する市町に対して助成した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	鉄道交通対策事業費助成	335,472,000	333,532,585	通次		0	1,939,415	99.4	鉄道事業者が実施する安全対策等に対して助成した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	鉄道施設緊急耐震対策事業費助成	35,834,000	20,840,838	通次		0	14,993,162	58.2	鉄道事業者が実施する安全対策等に対して助成した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	鉄道駅ユニバーサルデザイン施設整備事業費助成	5,834,000	5,834,000	通次		0	0	100.0	鉄道駅にエレベーター等の設置を行う事業者に補助する市町に対して助成した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	天竜浜名湖鉄道経営計画支援事業費助成	280,000,000	280,000,000	通次		0	0	100.0	天竜浜名湖鉄道が策定した経営計画の実施を支援するため、沿線市町と連携して助成した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	鉄道沿線地域交流拡大事業費	5,000,000	5,000,000	通次		0	0	100.0	天竜浜名湖鉄道の利用促進に積極的に取り組む天竜浜名湖線市町会議に対して助成した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	運輸事業振興助成交付金	784,056,000	784,056,000	通次		0	0	100.0	運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、静岡県トラック協会、静岡県バス協会に対して交付した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	“ふじのくに”地域公共交通計画推進事業費	5,000,000	5,000,000	通次		0	0	100.0	“ふじのくに”地域交通計画に基づき、持続可能な社会を支える利便性の高い公共交通サービスの提供の推進に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	伊豆地域公共交通計画推進事業費	2,200,000	1,490,862	通次		0	709,138	67.8	伊豆地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通が抱える課題解決に向けた取組の推進に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	多様な地域交通資源活用調査事業費	10,000,000	0	通次		0	0	0.0	地域の事業者等が持つ車両や運転手などの地域交通資源の活用可能性調査に要する経費である。繰越額10,000千円は、伊豆地域における調査費を繰越したものである。
				明許	当初	0			
					補正	10,000,000			
				事故		0			
				計		10,000,000			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附218	運輸業物価高騰緊急対策事業費	771,200,000	0	通次		0	200,000	0.0	物価高騰等の影響を受けている運輸事業者の支援に要する経費である。繰越額771,000千円は、静岡県トラック協会支援ほか4件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	771,000,000			
				事故		0			
				計		771,000,000			
	第3目市街地整備費	12,207,494,000	6,376,236,393	通次		0	79,655,607	52.2	
				明許	当初	5,626,536,000			
					補正	125,066,000			
				事故		0			
				計		5,751,602,000			
	社会資本整備総合交付金事業費（市街地）	741,879,000	273,881,000	通次		0	0	36.9	市街地再開発事業等において事業主体の組合等に対して助成した経費である。繰越額467,998千円は、富士駅北口第一地区市街地再開発事業ほか2件を繰越したものである。
				明許	当初	467,998,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		467,998,000			
	東部拠点第二地区区画整理事業費助成	188,700,000	126,196,500	通次		0	3,994,500	66.9	静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業を実施した沼津市に対して助成した経費である。繰越額58,509千円は、沼津市静岡東部拠点第二土地区画整理事業を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	36,753,000			
					補正	21,756,000			
				事故		0			
				計		58,509,000			
	市街地再開発事業費助成	979,177,000	463,378,000	通次		0	1,132,000	47.3	市街地再開発事業において事業主体の市に対して助成した経費である。繰越額514,667千円は、三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業ほか4件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	514,667,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		514,667,000			
	市町都市計画事業指導監督事務費	19,465,000	19,465,000	通次		0	0	100.0	国の交付金を活用して実施した市町施行事業の指導監督に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	都市整備団体助成（土地区画整理組合）	2,500,000	2,200,000	通次		0	300,000	88.0	土地区画整理施策の促進を図るため、指導事業等を実施した関係団体に対して助成した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	社会資本整備総合交付金事業費（街路）	1,703,013,000	1,047,103,000	通次		0	0	61.5	国の交付金を活用し、街路整備事業を実施した経費である。繰越額655,910千円は、（都）大山本町線ほか10件を繰越したものである。
				明許	当初	552,600,000			
					補正	103,310,000			
				事故		0			
				計		655,910,000			
	県単独街路整備事業費	1,901,210,000	1,289,030,000	通次		0	1,900,000	67.8	小規模な街路整備事業等を実施した経費である。繰越額610,280千円は、（都）志太東幹線ほか19件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	610,280,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		610,280,000			
	都市計画街路事業費助成	177,365,000	113,532,000	通次		0	0	64.0	街路事業を実施した市町に対して助成した経費である。繰越額63,833千円は、（都）大手町片浜線ほか8件を繰越したものである。
				明許	当初	63,833,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		63,833,000			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附220	都市計画街路事業費	5,883,976,000	2,690,915,891	通次		0	1,900,109	45.7	国の補助金を活用し、街路整備事業及び鉄道高架事業を実施した経費である。繰越額3,191,160千円は、JR東海道本線・JR御殿場線ほか4件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	3,191,160,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		3,191,160,000			
	都市高速鉄道高架事業費（単独）	596,234,000	337,557,037	通次		0	69,431,963	56.6	鉄道高架事業の促進を図るために実施した各種調査等に要した経費である。繰越額189,245千円は、JR東海道本線・JR御殿場線を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	189,245,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		189,245,000			
	都市整備推進事業費	2,306,000	2,304,733	通次		0	1,267	99.9	屋外広告物の表示等の規制及びふじのくに景観形成計画に基づく景観まちづくり推進事業の実施に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	都市整備団体助成（屋外広告協会）	1,140,000	1,140,000	通次		0	0	100.0	屋外広告行政の推進を図るため、指導事業等を実施した関係団体に対して助成した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	景観づくりマネジメント事業費	1,206,000	846,260	通次		0	359,740	70.2	景観施策を強力に進めるため、景観セミナーの開催や専門アドバイザーの派遣に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	広域景観づくり推進事業費	9,323,000	8,686,972	通次		0	636,028	93.2	広域景観形成を推進するため、違反広告物対策や沿道景観の修景事業等に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第4目生活排水費	761,107,000	738,977,389	通次		0	22,129,611	97.1	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	都市整備推進費（下水道）	1,579,000	1,576,920	通次		0	2,080	99.9	下水道事業の推進、啓発に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	流域下水道事業総務事務費	208,495,000	199,888,576	通次		0	8,606,424	95.9	流域下水道事業から財源を受入れて出納局等が行う、流域下水道事業の会計事務に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	流域別下水道整備総合計画調査費	8,054,000	8,054,000	通次		0	0	100.0	公共用水域の水質環境基準の達成に必要な下水道整備を行うために実施した、流域別下水道整備総合計画の見直し調査に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附222	農山漁村地域 整備交付金事業費（農業集 落排水）	32,298,000	32,298,000	通次		0	0	100.0	国の交付金を活用し、農 村地域のし尿、生活雑排 水の処理施設の整備を実 施した市町に対して助成 した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	浄化槽整備事 業費	128,148,000	114,714,922	通次		0	13,433,078	89.5	50人槽以下の合併処理浄 化槽の設置者に補助した 市町及び合併処理浄化槽 を設置した市町に対して 助成した経費である。不 用額は、事業費の確定に 伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	流域下水道事 業会計繰出金	382,533,000	382,444,971	通次		0	88,029	100.0	流域下水道の整備促進の ため、流域下水道事業会 計に繰り出した経費であ る。不用額は、事業費の 確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第5目 公園緑地費	3,051,948,000	2,763,769,583	通次		0	72,417	90.6	
				明許	当初	288,106,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		288,106,000			
	都市整備推進 費（公園）	5,215,000	5,142,583	通次		0	72,417	98.6	都市公園政策を推進する 上で必要な企画調整等 に要した経費である。不 用額は、事業費の確定に 伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	都市公園維持 管理費	2,426,182,000	2,351,582,000	通次		0	0	96.9	県営都市公園施設の管理 運営、維持補修、整備改 修等に要した経費であ る。繰越額74,600千円 は、草薙総合運動場ほか 1件を繰越したものであ る。
				明許	当初	74,600,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		74,600,000			
	公園・緑化推 進事業費	397,811,000	308,790,000	通次		0	0	77.6	公園等の緑化推進事業を 実施した市町に対する助 成及び県営都市公園の修 繕に要した経費である。 繰越額89,021千円は、小 笠山総合運動公園ほか4 件を繰越したものであ る。
				明許	当初	89,021,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		89,021,000			
	公園施設中期 維持保全計画 事業費	200,740,000	98,255,000	通次		0	0	48.9	県営都市公園の建築物の 長寿命化に要した経費で ある。繰越額102,485千 円は、草薙総合運動場を 繰越したものである。
				明許	当初	102,485,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		102,485,000			
	遠州灘海浜公 園（篠原地 区）関連調査 事業費	22,000,000	0	通次		0	0	0.0	遠州灘海浜公園（篠原地 区）に関連する調査・計 画検討に要した経費であ る。繰越額22,000千円 は、遠州灘海浜公園（篠 原地区）利活用構想策定 業務を繰越したものであ る。
				明許	当初	22,000,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		22,000,000			
	第12款 災害対策費	16,674,203,000	12,851,269,000	通次		0	196,850,000	77.1	
				明許	当初	3,138,684,000			
					補正	487,400,000			
				事故		0			
				計		3,626,084,000			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附260	第5項 土木施設災害復旧費	16,674,203,000	12,851,269,000	通次		0	196,850,000	77.1	
				明許	当初	3,138,684,000			
					補正	487,400,000			
				事故		0			
				計		3,626,084,000			
	第1目 過年災害土木復旧費	9,118,597,000	7,959,584,000	通次		0	157,089,000	87.3	
				明許	当初	1,001,924,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		1,001,924,000			
	過年補助災害土木復旧費	9,118,597,000	7,959,584,000	通次		0	157,089,000	87.3	令和5年及び4年発生災害並びに4年及び3年発生災害の繰越しによる復旧工事を実施した経費である。繰越額1,001,924千円は、令和4年及び5年に発生した異常気象により被災した一級河川藁科川ほか19件について繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	1,001,924,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		1,001,924,000			
附262	第2目 現年災害土木復旧費	7,420,833,000	4,756,912,000	通次		0	39,761,000	64.1	
				明許	当初	2,136,760,000			
					補正	487,400,000			
				事故		0			
				計		2,624,160,000			
	現年補助災害土木復旧費	5,657,651,000	3,841,153,000	通次		0	37,026,000	67.9	令和6年発生災害及び5年発生災害の繰越しによる復旧工事を実施した経費である。繰越額1,779,472,000千円は、令和6年に発生した異常気象により被災した一般国道135号ほか64件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	1,779,472,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		1,779,472,000			
	市町指導監督事務費	600,000	600,000	通次		0	0	100.0	令和6年発生災害の復旧工事を行う市町の指導監督に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	現年単独災害土木復旧費	694,142,000	170,113,000	通次		0	2,600,000	24.5	令和6年発生災害及び5年発生災害の繰越しによる復旧工事を実施した経費である。繰越額521,429千円は、令和6年に発生した異常気象により被災した田子の浦港ほか3件について繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	34,029,000			
					補正	487,400,000			
				事故		0			
				計		521,429,000			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附262	土木施設災害 対策調査費	1,060,440,000	737,181,000	通次		0	0	69.5	現年災害による公共土木施設の災害復旧を行うための、調査、測量、設計に要した経費である。繰越額323,529千円は、令和6年に発生した異常気象により被災した渡ヶ島禿石ほか2件について繰越したものである。
				明許	当初	323,259,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		323,529,000			
	港湾施設災害 対策調査費	8,000,000	7,865,000	通次		0	135,000	98.3	令和6年の台風10号及び豪雨により被災した田子の浦港において、災害査定申請に必要な測量・設計に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第3目 国直轄事業 費負担金	134,773,000	134,773,000	通次		0	0	100.0	国直轄災害復旧事業の県負担金である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
合 計		210,290,599,000	147,223,644,382	通次		0	854,762,618	70.0	
				明許	当初	41,082,133,006			
					補正	20,749,020,994			
				事故		381,038,000			
				計		62,212,192,000			

予 算 の 執 行 実 績
(清水港等港湾整備事業特別会計)

交 通 基 盤 部

令和 6 年度 歳入決算状況調

清水港等港湾整備事業特別会計

交通基盤部

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入 済額との比較 (△ 印 減)	予 算 現 額 に対する 収 入 率	説 明
		円	円	円	円	%	
附358	第 1 款 使用料及び手数料	2,958,470,000	2,966,652,009	2,965,974,342	7,504,342	100.3	
	第 1 項 使用料	2,958,470,000	2,966,652,009	2,965,974,342	7,504,342	100.3	
	第 1 目 清水港使用料	2,569,712,000	2,571,345,076	2,570,667,409	955,409	100.0	
	港湾使用料	2,453,463,000	2,458,144,611	2,457,466,944	4,003,944	100.2	使用許可件数の 増による。 収入未済額 677,667円
	入港料	57,139,000	54,090,545	54,090,545	△ 3,048,455	94.7	入港隻数の減に よる。
附358	港湾占用料	59,110,000	59,109,920	59,109,920	△ 80	100.0	占用許可件数の 減による。
	第 2 目 田子の浦港使用料	214,039,000	215,731,680	215,731,680	1,692,680	100.8	
	港湾使用料	214,039,000	215,731,680	215,731,680	1,692,680	100.8	使用許可件数の 増による。
附358	第 3 目 御前崎港使用料	174,719,000	179,575,253	179,575,253	4,856,253	102.8	
	港湾使用料	174,719,000	179,575,253	179,575,253	4,856,253	102.8	使用許可件数の 増による。
附360	第 2 款 財産収入	318,749,000	318,749,680	318,749,680	680	100.0	
	第 1 項 財産運用収入	318,749,000	318,749,680	318,749,680	680	100.0	
	第 1 目 清水港財産貸付収入	151,405,000	151,405,211	151,405,211	211	100.0	
	土地貸付料	149,131,000	149,130,971	149,130,971	△ 29	100.0	事業費の確定に よる。
	土地貸付更新料	2,274,000	2,274,240	2,274,240	240	100.0	事業費の確定に よる。

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入 済額との比較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附358	第2目 田子の浦港財産貸付 収入	160,744,000	160,744,469	160,744,469	469	100.0	
	土地貸付料	106,932,000	106,931,938	106,931,938	△ 62	100.0	事業費の確定による。
	土地貸付更新料	53,812,000	53,812,531	53,812,531	531	100.0	事業費の確定による。
	第3目 利子及び配当金	6,600,000	6,600,000	6,600,000	0	100.0	
	配当金	6,600,000	6,600,000	6,600,000	0	100.0	
附360	第3款 繰入金	1,190,296,000	1,190,254,222	1,190,254,222	△ 41,778	100.0	
	第1項 一般会計繰入金	102,207,000	102,165,222	102,165,222	△ 41,778	100.0	
	第1目 一般会計繰入金	102,207,000	102,165,222	102,165,222	△ 41,778	100.0	
	一般会計繰入金	102,207,000	102,165,222	102,165,222	△ 41,778	100.0	一般会計繰入金 の実績による。
	第2項 基金繰入金	1,088,089,000	1,088,089,000	1,088,089,000	0	100.0	
	第1目 基金繰入金	1,088,089,000	1,088,089,000	1,088,089,000	0	100.0	
附360	県債管理基金繰入金	1,088,089,000	1,088,089,000	1,088,089,000	0	100.0	
附360	第4款 諸収入	214,319,000	238,801,576	218,956,467	4,637,467	102.2	
	第1項 預金利子	2,000	0	0	△ 2,000	0.0	
	第1目 預金利子	2,000	0	0	△ 2,000	0.0	
	預金利子	2,000	0	0	△ 2,000	0.0	預金利子の実績 による。
	第2項 貸付金元利収入	24,816,000	24,816,000	24,816,000	0	100.0	
附360	第1目 貸付金元利収入	24,816,000	24,816,000	24,816,000	0	100.0	

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入 済額との比較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附360	港湾物流高度化基盤施設整備貸付金償還金	24,816,000	24,816,000	24,816,000	0	100.0	
	第3項 雑入	189,501,000	213,985,576	194,140,467	4,639,467	102.4	
	第1目 雑入	189,501,000	213,985,576	194,140,467	4,639,467	102.4	
	港湾交流センター等管理運営負担金	4,000,000	4,890,000	4,890,000	890,000	122.3	管理運営負担金の確定による。
	保険料負担金	601,000	492,337	492,337	△ 108,663	81.9	社会保険料負担金の確定による。
	雑収	184,897,000	208,600,242	188,755,133	3,858,133	102.1	消費税還付金等の増による。 収入未済額 19,845,109円
	過年度返納金	3,000	2,997	2,997	△ 3	99.9	過年度返納金の確定による。
附360	第5款 県債	6,652,000,000	4,381,000,000	4,381,000,000	△ 2,271,000,000	65.9	
	第1項 県債	6,652,000,000	4,381,000,000	4,381,000,000	△ 2,271,000,000	65.9	
	第1目 清水港整備債	5,927,000,000	3,885,000,000	3,885,000,000	△ 2,042,000,000	65.5	
	新興津荷役機械整備費債	331,000,000	210,000,000	210,000,000	△ 121,000,000	63.4	事業の繰越による。
	袖師荷役機械整備費債	99,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 98,000,000	1.0	事業の繰越による。
	富士見荷役機械整備費債	2,491,000,000	979,000,000	979,000,000	△ 1,512,000,000	39.3	事業の繰越による。
	興津上屋整備費債	1,101,000,000	927,000,000	927,000,000	△ 174,000,000	0.0	事業の繰越による。
	日の出上屋整備費債	105,000,000	105,000,000	105,000,000	0	100.0	
	新興津埠頭用地整備費債	328,000,000	290,000,000	290,000,000	△ 38,000,000	88.4	事業の繰越による。

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入 済額との比較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附362	興津埠頭用地整備費債	75,000,000	75,000,000	75,000,000	0	100.0	
	袖師埠頭用地整備費債	152,000,000	135,000,000	135,000,000	△ 17,000,000	88.8	事業の繰越による。
	江尻埠頭用地整備費債	523,000,000	443,000,000	443,000,000	△ 80,000,000	84.7	事業の繰越による。
	新興津都市再開発等用地整備費債	55,000,000	53,000,000	53,000,000	△ 2,000,000	96.4	事業費の確定による。
	富士見都市再開発等用地整備費債	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	100.0	
	清水港資本平準化債	658,000,000	658,000,000	658,000,000	0	100.0	
	第2目 田子の浦港整備費債	399,000,000	263,000,000	263,000,000	△ 136,000,000	65.9	
	中央埠頭荷役機械等整備費債	180,000,000	82,000,000	82,000,000	△ 98,000,000	45.6	事業の繰越による。
	吉原上屋整備費債	14,000,000	14,000,000	14,000,000	0	100.0	
	富士上屋整備費債	13,000,000	13,000,000	13,000,000	0	100.0	
	依田橋埠頭用地整備費債	54,000,000	16,000,000	16,000,000	△ 38,000,000	29.6	事業の繰越による。
	富士埠頭用地整備費債	116,000,000	116,000,000	116,000,000	0	100.0	
	田子の浦港資本費平準化債	22,000,000	22,000,000	22,000,000	0	100.0	
附362	第3目 御前崎港整備費債	326,000,000	233,000,000	233,000,000	△ 93,000,000	71.5	
	女岩荷役機械整備費債	150,000,000	67,000,000	67,000,000	△ 83,000,000	44.7	事業の繰越による。
	御前崎上屋整備費債	72,000,000	70,000,000	70,000,000	△ 2,000,000	97.2	事業の繰越による。
	女岩埠頭用地整備費債	61,000,000	53,000,000	53,000,000	△ 8,000,000	86.9	事業の繰越による。
	御前崎港資本費平準化債	43,000,000	43,000,000	43,000,000	0	100.0	

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額と収入 済額との比較 (△ 印 減)	予算現額 に対する 収 入 率	説 明
附364	第 6 款 繰越金	179,816,000	179,816,491	179,816,491	491	100.0	
	第 1 項 繰越金	179,816,000	179,816,491	179,816,491	491	100.0	
	第 1 目 繰越金	179,816,000	179,816,491	179,816,491	491	100.0	
	繰越金	179,816,000	179,816,491	179,816,491	491	100.0	剰余金の確定による。
合 計		11,513,650,000	9,275,273,978	9,254,751,202	△ 2,258,898,798	80.4	

令和6年度 歳出決算状況調

清水港等港湾整備事業特別会計

交通基盤部

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附366	第1款 港湾事業費	8,090,287,000	5,685,001,913	通次		0	94,504,087	70.3	
				明許	当初	1,658,261,000			
					補正	0			
				事故		652,520,000			
	第1項 港湾管理費	2,128,061,000	2,005,795,425	計		2,310,781,000	61,866,575	94.3	
				通次		0			
				明許	当初	60,399,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		60,399,000			
	第1目 清水港港湾 管理費	1,724,738,000	1,623,124,983	通次		0	41,214,017	94.1	清水港管理局の管理運営及び埠頭、荷役機械、上屋等の管理に要した経費である。繰越額60,399千円は、冷凍倉庫解体設計調査費外1件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				明許	当初	60,399,000			
					補正	0			
				事故		0			
	第2目 田子の浦港 港湾管理費	208,450,000	189,270,321	計		60,399,000	19,179,679	90.8	田子の浦港管理事務所の管理運営及び埠頭、上屋等の管理に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				通次		0			
				明許	当初	0			
					補正	0			
	第3目 御前崎港 港湾管理費	194,873,000	193,400,121	事故		0	1,472,879	99.2	御前崎港の埠頭、上屋等の管理に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
				計		0			
				通次		0			
				明許	当初	0			
	第2項 施設整備費	5,962,226,000	3,679,206,488		補正	0	32,637,512	61.7	
				事故		652,520,000			
				計		2,250,382,000			
				通次		0			
附368	第1目 清水港施設 整備費	5,285,274,000	3,236,726,728	明許	当初	1,370,147,000	25,880,272	61.2	清水港新興津埠頭用地等の整備を実施した経費である。繰越額2,022,667千円は、富士見荷役機械整備外9件を繰越したものである。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
					補正	0			
				事故		652,520,000			
				計		2,022,667,000			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附370	第2目 田子の浦港 施設整備費	387,611,000	247,471,000	通次		0	1,650,000	63.8	田子の浦港中央地区 荷役機械等の整備を 実施した経費であ る。繰越額138,490千 円は、中央荷役機械 整備外1件を繰越し たものである。不用 額は、事業費の確定 に伴う残である。
				明許	当初	138,490,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		138,490,000			
附370	第3目 御前崎港 施設整備費	289,341,000	195,008,760	通次		0	5,107,240	67.4	御前崎港女岩荷役機 械等の整備を実施し た経費である。繰越 額89,225千円は、女 岩埠頭整備費外1件 を繰越したものであ る。不用額は、事業 費の確定に伴う残で ある。
				明許	当初	89,225,000			
					補正	0			
				事故		0			
				計		89,225,000			
附370	第2款 公債費	3,412,880,000	3,402,881,756	通次		0	9,998,244	99.7	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第1項 公債費	3,412,880,000	3,402,881,756	通次		0	9,998,244	99.7	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第1目 元金	3,283,430,000	3,283,429,328	通次		0	672	100.0	清水港、田子の浦港 及び御前崎港の港湾 機能施設等の整備の ために借り入れた県 債の元金償還金であ る。不用額は、事業 費の確定に伴う残で ある。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第2目 利子	114,107,000	111,794,572	通次		0	2,312,428	98.0	清水港、田子の浦港 及び御前崎港の港湾 機能施設等の整備の ために借り入れた県 債の利子等である。 不用額は、事業費の 確定に伴う残であ る。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			
	第3目 公債諸費	15,343,000	7,657,856	通次		0	7,685,144	49.9	清水港、田子の浦港 及び御前崎港の港湾 機能施設等の整備の ために借り入れた県 債に係る諸手数料で ある。不用額は、事 業費の確定に伴う残 である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
				計		0			

決算事 項別明 細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率%	説明
				区 分	時 期	金 額			
附372	第 3 款 予備費	10, 483, 000	0	通次		0	10, 483, 000	0. 0	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
					計	0			
	第 1 項 予備費	10, 483, 000	0	通次		0	10, 483, 000	0. 0	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故		0			
					計	0			
	第 1 目 予備費	10, 483, 000	0	通次		0	10, 483, 000	0. 0	港湾事業費等の予備費である。不用額は、執行がなかったことによる残である。
				明許	当初	0			
				補正	0				
事故					0				
				計	0				
合 計	11, 513, 650, 000	9, 087, 883, 669	通次		0	114, 985, 331	78. 9		
			明許	当初	1, 658, 261, 000				
				補正	0				
			事故		652, 520, 000				
				計	2, 310, 781, 000				